

平成 28 年

## 第 1 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 28 年 3 月 7 日

閉 会 平成 28 年 3 月 22 日

大 津 町 議 会

## 平成 28 年第 1 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3 月 7 日	月	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明	
3 月 8 日	火	午前 10 時	本会議	・先議承認第 1 号から議案第 9 号まで質疑、討論、表決 ・議案第 10 号から議案第 35 号まで質疑、委員会付託	一般質問締切日 正午まで
3 月 9 日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	議運 午後 9 時 一般質問順番等
3 月 10 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 11 日	金		休会	議案等検討	各中学校卒業式
3 月 12 日	土		休会	議案等検討	
3 月 13 日	日		休会	議案等検討	
3 月 14 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 15 日	火	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 16 日	水		休会	議案等整理	
3 月 17 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 18 日	金	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 19 日	土		休会	議案等整理	
3 月 20 日	日		休会	議案等整理	
3 月 21 日	月		休会	議案等整理	春分の日
3 月 22 日	火	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				16 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（3件）
- 平成27年12月例月出納検査の結果について
- 平成28年1月例月出納検査の結果について
- 平成28年2月例月出納検査の結果について

# 平成28年第1回大津町議会定例会会議録

平成28年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成28年3月7日(月曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 德 永 保 則	総 務 部 課 長 羽 熊 幸 治	
	総 務 部 長 田 中 令 児	兼 補 佐 兼 財 政 係 長	
	住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則	総 務 部 課 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	兼 主 幹 兼 行 政 係 長	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 齊 藤 公 拓	
	併 任 工 業 用 水 道 課 長	教 育 部 長 松 永 高 春	
	総 務 部 次 長 兼 課 長 德 永 太	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 德	
	兼 課 長		
	総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之		

## 会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)
議案第 1 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	平成 27 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
議案第 3 号	平成 27 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
議案第 4 号	平成 27 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 2 号) について
議案第 5 号	平成 27 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について
議案第 6 号	平成 27 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
議案第 7 号	平成 27 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
議案第 8 号	平成 27 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
議案第 9 号	平成 27 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 10 号	大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する 協定の締結について
議案第 11 号	熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
議案第 12 号	熊本広域行政不服審査会の共同設置について
議案第 13 号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 14 号	大津町職員の退職管理に関する条例の制定について
議案第 15 号	大津町職員の降給に関する条例の制定について
議案第 16 号	大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につい て
議案第 17 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大津町一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の一部を改正する条例について
議案第 18 号	大津町税条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号	大津町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について
議案第 20 号	大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について
議案第 21 号	大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効 果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例について

議案第 2 2 号	大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号	大津町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例について
議案第 2 4 号	大津町若草児童学園条例を廃止する条例について
議案第 2 5 号	財産の無償譲渡について
議案第 2 6 号	大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について
議案第 2 7 号	大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第 2 8 号	平成 2 8 年度大津町一般会計予算について
議案第 2 9 号	平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第 3 0 号	平成 2 8 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第 3 1 号	平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第 3 2 号	平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第 3 3 号	平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第 3 4 号	平成 2 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 3 5 号	平成 2 8 年度大津町工業用水道事業会計予算について

平成28年第1回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成28年 2月24日 請 願 第 1 号	国会に憲法改正の早期実現を求める 意見書提出についての請願	熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 2365番地3 日本会議熊本 菊陽大津支部長 布田 悟	総 務 常任委員会



議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 8 年 3 月 7 日 (月) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 経済建設常任委員会行政調査報告について
- 日程第 5 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 議認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(大津町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 1 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 8 議案第 2 号 平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 日程第 9 議案第 3 号 平成 2 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3  
号) について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 平成 2 7 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受  
託特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 平成 2 7 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4  
号) について
- 日程第 1 2 議案第 6 号 平成 2 7 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)  
について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 平成 2 7 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2  
号) について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 平成 2 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第  
2 号) について
- 日程第 1 5 議案第 9 号 平成 2 7 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1  
号) について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本  
協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連  
携協約の締結について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 大津町職員の退職管理に関する条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 大津町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 大津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 大津町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 大津町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 大津町若草児童学園条例を廃止する条例について
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度大津町工業用水道事業会計予算について

一括上程、提案理由の説明

午前9時59分 開会

開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成28年第1回大津町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

開会に先立ちまして、去る2月17日、熊本市で開催されました、熊本県町村議会議長会定期総会におきまして、全国町村議会議長並びに熊本県町村議会議長会より、地方自治振興の功労者として表彰されました手嶋靖隆君、坂本典光君に対しまして、ただいまから表彰の伝達を行いますので、2名の方は演台の前にお進みください。

○議長（大塚龍一郎君） 表彰状。熊本県大津町副議長手嶋靖隆殿。あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成28年2月5日。全国町村議会議長会会長飯田徳昭。代読。

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（大塚龍一郎君） 表彰状。熊本県大津町議員坂本典光殿。あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成28年2月5日。全国町村議会議長会会長飯田徳昭。代読。

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（大塚龍一郎君） 表彰状。菊池郡大津町議会議員手嶋靖隆殿。貴殿は、多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成28年2月17日。熊本県町村議会議長会会長松尾純久。代読。

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（大塚龍一郎君） 表彰状。菊池郡大津町議会議員坂本典光殿。貴殿は、多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成28年2月17日。熊本県町村議会議長会会長松尾純久。代読。

おめでとうございます。

（拍手）

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 引き続き会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番府内隆博君、9番吉永弘則君を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、2月26日午前10時から委員会A室において、議会運営委員全員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成28年第1回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案について執行部から説明を求め、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議しました。また、議事日程、会期の日程、その他議会運営全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案について、承認第1号から第9号までの10議案については、先に専決すべき案件でありますので、8日の本会議において質疑、討論後、表決することに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いたあと、8日の12時までの提出としました。したがって、9日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。

会期日程については議席に配付のとおりです。本日から3月22日までの16日間といたしました。

なお、最終日に人事案件が追加される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月22日までの16日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの16日間に決定いたしました。

## 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容につきましては、議席に配付のとおりです。

## 日程第4 経済建設常任委員会行政調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 経済建設常任委員会行政調査報告についてを議題とします。

経済建設常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○**経済建設常任委員長（永田和彦君）** ただいまから経済建設常任委員会の行政調査報告を行います。

当委員会は、去る1月19日から22日までの3泊4日の日程で台湾の高雄市と台南市を訪問いたしました。

今回、行政調査を行った台湾は、近年、アジアの中で著しい経済発展を遂げている国であります。台湾の中で高雄市は第2の都市であり、台南市はからいもの産地であります。

初めに、県と台湾高雄市は、平成24年11月の高雄市長の来熊を機に、交流が本格化しまして、台湾航空大手の中華航空は同年度から熊本高雄のチャーター便を増便、さらに、平成26年10月から週3回往復の定期チャーター便を運行し、昨年10月25日に定期便が開設されました。今回の経済建設常任委員会の研修が遅れた理由は、以上のような形で、毎年秋口に研修を行ってまいりました。この行政調査のタイミングを図って1月に執り行ったということでもあります。

当委員会は、県から定期路線の開設に伴い、熊本高雄便の更なる利用促進をお願いしたいとの要請がありまして、県の取り組みに協力したものであります。定期路線の開設で台湾と県内の観光や経済分野での交流がますます盛んになることが予想される中、当委員会といたしましても台湾の経済産業等の状況を視察することで、本町の観光や特産物の販路拡大に繋げることを目的に研修をいたしました。

まず、台湾への出発として、熊本空港から高雄への便を利用しまして、搭乗率は約50%でありました。ちなみに、熊本への帰りの便は搭乗率100%でありました。

それでは、内容について報告をいたします。

研修1日目の20日は、公益財団法人交流会館と台南市にある瓜瓜園を訪問いたしました。公益財団法人交流会は、1972年、日台間の外交関係の終了に伴い、実務レベルでの交流関係を維持するため、台湾在留邦人や邦人旅行者に対して便宜を図ること。また、日本と台湾との貿易、経済、技術等の諸関係を円滑にすることを目的に設立されたもので、高雄市事務所は台湾南部を管轄としております。当日は、山下文雄副所長、鄭全成さんが出席され、説明を受けました。高雄市の状況についてであります。

1点目が、政治状況についてであります。本年の1月に行われた総選挙で、総統総選挙で民進党の蔡英文党首が当選されました。また、日本の国会議員にあたる立法院選挙でも民進党が過半数を獲得しました。今回の選挙により、民進党の地盤は高雄市になります。高雄市長の陳菊さんは、民進党の副党首でもあることから民進党の政権になれば台湾国内の政治は風通しがよくなり、高雄市にとってもいい政治状況になるのではないかとのことでありました。

2点目は、人口在留邦人の人数であります。台湾全体の人口は約2千350万人で、高雄市は約280万人であります。在留邦人の数は、台湾全体で約2万人、高雄市では約2千人であります。

3点目は、高雄市の経済状況についてであります。高雄市の主力産業は石油化学、金属加工及び造

船であります。高雄市の魅力は、高雄湾に隣接するすぐれた立地であること。物価が比較的安いこと。優秀な人材が豊富であること。恵まれた生活環境であること。高雄市政府から投資誘致に向け、提供される優遇策などがあることであります。高雄市には、日系企業が173社ありまして、そのうち金属製品、機械が49社と最も多く、次に電子関係の25社となっております。

次に、訪日旅行者のデータについて説明がありました。台湾人の外国旅行者数と訪日客数の推移については、2005年は外国旅行者数約820万人で、うち訪日客数約127万人、2014年は外国旅行者数約1千184万人で、うち訪日客数におきましては283万人となっております。アジア各国への台湾人訪問者であります。多い順から中国、日本、香港となっております。訪日旅行者の推移ですが、2011年のLCCの就航によりまして航空便が増加したため、2014年では283万人となり、2011年と比較して3倍となっております。台湾人が訪日前に期待することでありまして、1位、日本食を食べること、2位、ショッピング、3位、自然の景勝地観光となっております。

最後に、近年の訪日台湾人の動向であります。ここ数年1年を通して訪日があっており、桜、新緑、雪などを目当てに訪日になされているとのことであります。年齢層は20代、30代が多くおりまして、若者たちはSNSなどのフェイスブックなど、インターネットを通じまして情報を収集しているとのことで、パッキングツアーではなく、フリーが多いとのことであります。今後、台湾から観光客を呼び込むためには、グルメ、温泉、体験型、古民家の利用など工夫が必要と感じたところであります。

続きまして、台南市にある瓜瓜園を訪問し、台湾内におけるからいもの生産から販売について意見交換を行いました。

まず、工場内で原材料であるからいもの選別から洗浄までの工程を見学しまして、育苗施設を見学しました。その後、総経理の陳金柱さんから説明を受けました。金柱とは、金の柱と書きます。非常にいい名前でした。瓜瓜園についての説明であります。台湾市政府の支援を受けまして、からいもの6次産業化として農場経営から食卓までの専門家として、一貫した体制が確立されておりました。また、地域の就農の場、地域農業者を含めた地場産業として地域の活性化や農業の振興、商品開発技術など素晴らしい事業を展開されておられました。からいもの栽培面積は、自己の土地と契約農家の土地を合わせると900ヘクタールとのことであります。無農薬栽培を徹底しておりまして、担当者が週1回は現地確認に行き、収穫前にはサンプルを取って検査を行っていることや、2001年に冷凍焼きいものを開発しまして、台湾のコンビニ、ファミリーマートであります。で販売し、日本にも提供しておりまして、毎年東京で行われている国際食品店にも出品しているとのことであります。

次に、台湾国内におけるからいものについてであります。台湾では、半年が米を作付け、残り半年はからいもの作付けを行っているということです。台湾では、1年中からいもの生産はできますが、1月から6月までに収穫されたからいものが甘くておいしく、からいものは健康食品として認識されていると言われました。台湾では、焼酎はあまり飲まれていないとのことであります。陳さんの意見として、台湾のからいものほうが日本のからいものより甘いと言われ、また、日本のからいものがデパートの三越等で売られているが、価格が高いと言われました。また、日本の加工品は包装がきれいとも言

われました。

瓜瓜園の研修を終えまして、海外への輸出、台湾国内のコンビニやレストランへの販売、観光面も考慮した工場見学など、大津町でも農家や団体と一体となって新しい産業育成を進める必要性を感じました。

続きまして、研修2日目であります。21日は、高雄市内にある東南旅行社、富安旅行社の2社を訪問し、意見交換を行いました。まず、東南旅行社におきましては、劉家禎さん、曾麗卿さんと意見交換を行いました。意見といたしまして、熊本高雄間の定期航空便が就航したことにより、このような人的交流の機会が増えたこと。今までの観光ルートには熊本県内では熊本城、水前寺公園、阿蘇山があるが、ほかはあまり知りません。ほかに観光資源があるなら教えてほしいと。阿蘇山の状況など、最新の情報がほしいとのことでありました。3月に台湾国内で大手の保険会社の旅行行程を計画中でありまして、参加者数は約600人で2月中旬には下見に来られるということでもあります。

次に、富安旅行社では、謝社長と意見交換を行いました。定期便の就航に伴いまして、誘客と送客はフィフティフィフティでなければならないが、そのためには相互が情報を発信し、情報の共有化が必要であること。台湾人は日本食を食べること。体験型の旅行に関心があり、大津町にもおいしいグルメの店や体験ツアーができる場所があれば教えてほしいとのことでありました。今まで北海道では、農作業体験、四国ではうどん作りの体験ツアーを計画したことがあるとのことでありました。

人的交流といたしまして、台湾の小学生を大津町に送り出したいとの話があり、ぜひ協力してほしいとの話でありました。大津産のからいものでんぷらを食べましたが、非常においしかった。ぜひ台湾国内で販売したいと謝社長が言われました。

次に、今回の研修の最後の訪問であります、高雄市議会を表敬訪問行いました。議会等の玄関から会場まで出会うスタッフの方々から笑顔の歓迎を受けました。高雄市議会から副秘書長陳導民、李順進、高閔琳、その他数々のスタッフが出席されました。出席者の方々から心温まる歓迎を受けました。高雄市議会は、議員定数は66名で、そのうち女性議員が25名おられます。選挙区の人口にあわせて女性枠を設けるなど、活発な議会でありました。

まずはじめに、高雄市議会から歓迎の挨拶の中で、昨年10月に高雄市議会議員が大津町の文化の森に立ち寄ったときに、家入町長以下皆さん方々から親切なおもてなしを受けたことに対して、お礼の言葉がありました。

次に、熊本高雄間の航空便の就航により、人的交流が盛んになったと話され、高雄市議会に熊本県内から少なくとも5回の訪問があったとのことでありました。互いに関心を持ち続け、教育、文化、観光等の交流がますます盛んになることを願っているとの言葉がありました。

最後に、高雄市、大津町の双方が情報を発信し、相互理解を深めていきたいと思います。

次に、両日に渡って台湾の食品類をはじめとする食文化や生活感を確認するため、高級百貨店から一般の商店及び飲食店など、状況を研修いたしました。台湾では、夫婦共働きが一般的でありまして、家で食事をすることはあまりなく、外食が多く、飲食店が多いのが特徴でありました。日本からの輸

入食品は、生産原価が高い上に関税、輸送費、保管等の経費がかかるため、高価格商品として果物や野菜類などの日本産の販売コーナーが設置されていました。観光客を楽しませるため、夜になると主要道路の一部を毎日封鎖し、歩行者天国として開放され、観光屋台市が開催されていました。また、ホテルでの食べ物とは違う食文化や開放感を感じる夜の一般の飲食店のおもしろさ、楽しさを感じることもできました。

大津町におきましても、観光客に対する魅力の一つとして、特徴ある食文化など、提供する取り組みが必要と感じるところであります。

最後に、今回の行政調査を終えまして感謝を申し上げます。

まず、台湾は非常に親日的であると言われております。確かに、今回訪問し、接した方々は非常に友好的でどこに行っても歓迎され、親切なおもてなしを受けました。台湾から大津町に来られる場合も快いおもてなしをしなければならぬと感じたところでもあります。

次に、今後、大津町に台湾からの観光客を呼び寄せるためには、行政、議会だけでできることは限られております。既に始まっている観光協会、商工会や民間企業などによる民間の活力を利用した取り組みに対し、積極的に後押しができるような施策が必要であると感じております。台湾で関係者に熊本の観光資源についてお聞きすると、熊本城、水前寺公園、阿蘇山の言葉だけしか出てきません。はじめてツアー参加される旅行者はそれでいいかもしれませんが、熊本へのリピーターを考えたときには、先にも述べました、グルメ、温泉、体験型の旅行行程が望まれております。大津町にはたくさんの宿泊施設があります。宿泊施設と地元飲食店がタイアップして、地元食材を使ったおもてなしの食事を提供するとか、大津町には大型二輪の製造工場があります。オフロードやサーキット場も備えておられます。工場見学やそれらの施設を使った体験型のツアーは今後検討の余地があるのではないのでしょうか。大津町だけでは観光客の集客に限りがあります。空港周辺の自治体、熊本県内の自治体とタイアップし、さらにはオール九州で取り組むべき課題であると感じたところでもあります。

また、最近の情報によりますれば、台湾はいち早く外国人労働者の受け入れをたくさんしておられます。特に台湾でも高齢化が進んでおりまして、介護分野あたりに多くの外国人労働者が働いているということを考えますれば、そういった外国人労働者に対しての先進地であることから、いろんな情報を共有しなければならないなと考えたところでもあります。まだまだ台湾というところは深く広く、とても今回の研修で把握できたなんていう言葉はとても出てきません。今後台湾の高雄市と友好を深めていき、我々大津町も今後の方向性を探っていければなと思っております。

以上をもちまして経済建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

## 日程第5 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5 議会活性化特別委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

議会活性化特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許しま



す。

議会活性化特別委員長佐藤真二君。

○議会活性化特別委員長（佐藤真二君） おはようございます。議会活性化特別委員会所管事務調査の報告をいたします。今回の研修には大半の委員が参加しておりますので、簡潔に報告したいと思います。

当委員会は、1月27日、山口県山陽小野田市を訪問し、同市議会の議会活性化の取り組みについてヒアリングを行いました。山陽小野田市の市政等については各市の公開データをご覧いただければということで省略いたします。

議会の概要としては、定数24人ですが、当面は22人としており、現議員が20人です。5つの会派に属する16人と無会派の4人となっております。また、山陽小野田市議会は、議会改革において日経グローバルのランキング、2014年のものですが、全国9位、早稲田マニフェスト研究会、同じく2014年で県内2位の評価を受けておられます。中でも昨年度から常任委員会の議会録画配信は全国に先駆けたものであります。

当委員会は、当日朝8時に集合、町のバスで当地に向かいました。午後1時より山陽小野田市役所において市議会の長谷川議員、大井議員、事務局の古川局長、島津係長から説明を受けました。説明は事前に送ってありました質問項目について、準備していただいたスライドの資料により行われました。ちなみに、その資料も議員が作成したものということです。

内容は大きく一つ、議会改革、議会活性化全般について議会基本条例の制定の経緯など、2つ目が、討議の充実について、3つ目が、市民との接点について、4つ目が、議会項目についての4項目です。

1項目目の議会基本条例については、平成21年11月の改選後、2年以上をかけた52回の慎重審議を経て、平成24年3月制定されたものということです。当初は、条例を先行させるのか、改革を先行させるのかで議論もありましたが、有識者を招いての講演会を実施し、条例先行という形を選んだということでした。条例の効果は、議会改革の内容を規定し、継続性が得られることということです。制定後の変化として、日経グローバルの評価基準を例とすれば、公開度では、委員会中継の実現や議会フェイスブックの開設など、住民参加度では、各種報告会、懇談会等の継続的な実施、市民モニター制度の実現など、運営改革度としては、議員間討議の実施や参考人制度の活用、予算決算委員会の常任委員会化等をあげられました。

2項目目の討議の充実については、政策討論会が議会全員参加、公開のもとで行われていること。これまで4つのテーマについて議論し、その結果を政策提言として執行機関に提出していることなどのほか、政策討論会の流れや方法についても説明がありました。

3項目目の市民との接点については、市民懇談会、自治懇談会、議会報告会の3つの取り組みで進めているということについて、それぞれの対象や開催頻度、運営方法について。また、当初は取り組みの必要性そのものについて疑念があったものの、条例に明記したことで現在はスムーズに運営されていること。それから、どの議会においても参加者の固定化、減少傾向の悩みがあると思うが、告知の方法や日時を選定、ターゲット層など一長一短と考えており、告知方法の効果についての検証、フ

ワールドバックを検討していることなどを挙げられました。

4項目目の議会中継については、平成21年からインターネットでの本会議の中継を開始し、また昨年9月から委員会中継も実施していること。それに伴い委員会記録の公開、本会議委員会資料をホームページで公開するとともに、傍聴者には貸与ではなく配布していることについての説明がありました。

それから、経費についてですけれども、本会議の中継については、今この大津町で行われている庁内の配信と同等のものについては初期費用1千440万円だったものの、それをインターネットでライブ配信と録画配信の2つの方法で実施する分について、年間102万円の委託料が必要だったということ。それから、委員会中継については、ユーストリームによるライブ配信と録画配信及びユーチューブによる録画配信が行われているとのことですが、どちらも無料のサービスを利用しているため、月額1万7千円のハードウェアのリース料のみで対応できているということでした。ただし、機器の操作や映像の編集などは事務局スタッフが行っているということですので、これは事務局が山陽小野田市は7人体制ということですので、そうした背景があって実現しているという面もあります。

こうした説明のあと、説明内容、その他議会の全般について質疑が行われました。非常に活発な質疑で全てを挙げることはできませんが、議員の報酬のカットのこと、委員会を中継することによる委員会審議への影響、議会改革に伴う執行部側の変化などについての質疑が行われました。

研修に参加した委員それぞれに理解、所感があるかと思しますので、総括的な所感は申し上げられませんが、議会基本条例については、議員間でも住民との関係においても共通理解を得ながら、一定の手順を踏んで準備する必要があること。また、インターネット中継については、早期に実現が可能なのではないかといったことが共通の感想としてあるのではないかと考えております。

今回の研修で各委員が得た成果は、今後委員会での検討に反映され、住民のニーズに対応する開かれた議会の実現に役立てていきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

#### 日程第6 承認第1号から日程第41 議案第35号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6 承認第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第41 議案第35号 平成28年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの36件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております各議案の説明に先立ちまして、現下の国及び地方の情勢、並びに町政の基本姿勢について、所信の一端を述べさせていただきますと思います。

まず、国の経済につきましては、景気は緩やかな回復基調が続いているとしていますが、その一方で、中国をはじめとするアジア諸国の景気の影響により、我が国の景気に対するリスクや金融市場の

変動が長期化した場合に留意する必要があるとしています。このような中、国はデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化を同時に実現していくとして、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力の強化に向けて「地方創生」に取り組むことが必要としています。

また、県も「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に向けた取り組みをはじめ、県政発展に向けた様々な取り組みを推進していくとしています。

このような状況の中、地方分権の一層の推進が実行され、少子・高齢化社会に向けた総合的な施策や生活関連社会資本の整備などの重要政策の推進が不可欠であります。また、増え続ける社会保障費関連経費に伴い、財政需要はますます増大するものと見込まれており、地方公共団体は、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、徹底した行財政改革を推進するとともに、事業の重点化を図り、財政体質の健全化に努める必要があります。

今後も将来にわたり健全な財政運営に努め、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き効率的な行財政運営を行っていかねばならないと考えています。

続きまして、「まちづくり」についてでございますが、私は町長として就任以来、町の最高規範であります「まちづくり基本条例」の基本理念のもと、町民の皆さまとともにまちづくりを進めていこうと志し、町政の舵取りをさせていただいているところであります。

これからも、住民の皆さんのご意見を聞かせていただきながら、誰もが幸せで、安心・安全に暮らせるように、全力をあげてまちづくりに取り組んでまいります。

大津町は、これまで町を愛する多くの人たちの努力と英知により発展を続け、併せて多くの伝統と文化が育まれてきました。

人口におきましても、年々増加を続けており、県内においても勢いがある元気な町として注目されています。特に、子どもの人口も増加を続けており、将来を担う子どもたちの活躍と併せて大変頼もしく思っております。

私たちはこれからもこの素晴らしい大津町を発展させ、将来を担う子どもたちを育み、未来に向けて次世代へ継承していかなければなりません。

振興総合計画につきましては、現在の第5次大津町振興総合計画を2年間延長し、平成29年度を最終年度としております。基本計画において、政策の透明性や行政の効率化を促進するための「政策評価制度」を導入し、進めておりますが、今後も成果指標の目標値や達成度などを明らかにし、積極的な情報公開に努め、町民の皆さんにわかりやすく、開かれた町政の展開を目指していきたいと思っております。

この振興総合計画とともに、私の公約であります「地域の再生」、「命を守る」、「子育て・教育の推進」を重点施策として、これまで様々な事業を展開してまいりましたが、今後も「住民主体のまちづくり」の基本理念のもと、新しい時代に対応したまちづくりを、町民の皆さんとともに作りあげてまいります。

それでは、3つの重点施策に関する基本的な考え方を申し上げまして、「地域の再生」についてでございますが、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の創設や、「1億総活躍社会」の実現に向

けた新たな事業を展開しています。

大津町におきましても、「大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「大津北部・南部都市再生整備計画」に基づき、それぞれの地域が持つ資源や特性を活かし、地域が持つ新たな魅力の創出を行います。

また、一方では、少子・高齢化社会へ対応するために、周辺自治体との連携を図り、将来を見据えた事業連携として「連携中枢都市圏構想」が熊本市を中心に進められていますので、大津町におきましても、連携できる部分は役割分担しながら事業を実施していきたいと考えています。

今年、町村合併60周年の年でもありますので、記念式典や記念事業の予算を計上させていただき、これまでの大津町の歩みを振り返り、発展の礎を築かれた先人たちの努力に感謝するとともに、これらの大津町の更なる発展を願い、町民の皆さまと一緒に記念行事を実現してまいりたいと思っています。

地域づくりにつきましては、これからの人口減少社会を迎えるにあたり、人と人との絆づくりが大切であります。地域で安心して暮らしていただけるために、これからも地域の皆さんの助け合い、支え合いを大切にしながら、地域福祉や防災、防犯等の地域活動への支援を行い、人材育成と地域の絆づくりに力を入れ、「大津に住んでよかった、住んでみたい」と感じてもらえるように、定住化対策と併せて総合的な地域への支援対策の充実を図ります。

また、「地域おこし協力隊」につきましては、「農・工・商併進」の理念に基づき、スポーツ観光や商工業及び農業等の様々な分野での活用をしながら、地域活性化に向けた取り組みを実施します。

昨年10月に国際線において、熊本と台湾の高雄を結ぶ定期便が就航し、さらに12月には、香港との定期便が就航しました。大津町は、この好機を生かして、農・工・商の連携により、特産品の海外への販路拡大や、外国人観光客の増加に伴う経済効果を得るチャンスであると考えます。そこで、まちおこし大学で、地域振興への充実を図り、スポーツ観光につきましては、大津町体育協会や地域おこし協力隊の活用を考えています。また、商工会やJA及び肥後おおづ観光協会等で「チーム大津」としての連携を図り、大津産ブランドのPRに力を入れ、第6次産業を視野に入れた特産品や加工品の開発研究及び町の観光PRを積極的に実施してまいります。

また、南部地域の白川水系と北部地域の矢護山などの自然環境や中部地域を流れる上井手と宿場町としての歴史的観光資源の魅力を引き出すとともに、イベントやスポーツなどの企業連とも連携して観光事業を展開し、経済効果の拡大を図ります。

農業につきましては、TPP問題をはじめ、輸入農畜産物との競争などの課題がありますが、産地間競争や消費者のニーズに応える高品質・高付加価値農業への転換や、農地の流動化を促進し、経営規模の拡大、意欲のある農業者の育成に積極的に支援を行うとともに、地産地消を進める体制を図ってまいります。

また、引き続き、「地下水と土を育む農業」を推進し、基盤整備事業である「矢護川地区圃場整備」につきましても、農業専門職員を配置し、地元の方々と協議を重ねながら推進してまいります。

林業につきましては、木材利用の拡大と森林資源の有効活用を図るため、公共施設や民間建築物に

おける地元産材の利用促進に努め、また、再生可能エネルギー利用による地域資源の活用と森林整備の促進に向けた事業も引き続き推進してまいります。

企業誘致につきましては、地場産業の育成と地域経済の活性化を基本として、新たな雇用の創出と雇用の拡大に向けて、さらなる企業誘致に取り組んでまいりたいと考えています。町内企業の活性化につきましては、企業連絡協議会を中心に、研修会や意見交換会など積極的に支援を続けてまいります。

新エネルギー対策につきましては、クリーンエネルギー利用を積極的に支援するとともに、引き続き太陽光発電の普及について推進してまいります。

高齢者福祉対策につきましても、「第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を基本に、高齢者に対応した環境整備を図るとともに、今後も民間の力を活用し、連携しながら各事業の展開を図ってまいります。

また、介護保険事業や介護サービス事業の充実はもとより、介護保険対象外の方々の対応につきましても、老人福祉センター及び地域包括支援センターを中心に、専門員の充実を図り、高齢者等の相談窓口として介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援を行い、元気な高齢者対策を進めます。

地域福祉につきましても、「地域福祉計画」を基本に、関係団体と連携を図り、地域と密着した様々なサービスを提供しながら、地域の皆さんで助け合い、支え合える体制の構築に努めてまいります。

「命を守る」についてでございますが、防災につきましては、いつ、どこで、また東日本震災など大きな災害が発生するかわかりませんので、これまでの災害を教訓に、さらなる防災体制の強化とともに、避難所や防災倉庫の整備及び地域との連携体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

また、災害時には、町民の皆さんを守るため、防災本部の機能は大変重要になってきます。緊急時の初動体制のあり方を再構築し、防災本部の機能を更に強化していききたいと思います。

また、引き続き、防災指導員や防災士連絡協議会と連携して、各地域における自主防災組織の立ち上げと地域防災リーダーの人材育成に力を入れ、防災における重点施策として取り組んでまいります。

災害時要支援者の避難支援対策につきましては、区長や民生委員さんと連携し、情報の共有を図りながら、要支援者の把握と避難支援体制の整備に努めてまいります。

今後も、まち消防団を中心に、関係団体と連携を図り、防災に強い、安心・安全なまちづくりの推進を図っていきます。

防犯対策につきましては、継続して公共施設を中心に防犯カメラの設置や駅南側に交番の設置を県警にお願いし、町中の治安維持に努めてまいります。また、地域の見守り隊として、引き続き、青色パトロールの実施と、警察や学校及び教育委員会や保護者との情報連携を図り、各種ボランティア団体や老人会等にご協力をお願いして、児童・生徒の登下校時の安全確保と不審者対策を図ります。

生活環境基盤整備につきましては、住民の皆さん方の日常生活における安全な通行を確保するために、国や県への道路整備の要望と併せて、町道の道路改良や維持管理を行い、道路環境の整備を進め

てまいります。

公共施設の老朽化に伴う施設整備につきましては、「公共施設等総合管理計画」を基本に、将来の庁舎建設を含め、長期的な視点から財政計画との整合性を図り、計画的な施設の更新と長寿命化に取り組んでまいります。

「子育て・教育の推進」についてでございます。

教育につきましては、大津町教育基本構想に基づき、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」教育実践のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成」を目指して、地域や家庭を連携し、学校教育を推進しているところです。

コミュニティスクールにつきましては、地域に開かれた学校、地域に愛される学校として、地域コーディネーターの育成を推進し、地域の皆さんとともに知恵を出し合い、地域と共にある学校づくりを進めてまいります。

学童保育につきましても、全小学校区で実施し、放課後の児童の安全確保と健全育成を図ります。

また、町村合併60周年記念事業として、国際的な感覚を身に付けるための人材育成と、併せて町の国際化を推進するために、台湾の高雄市と小学生の交流事業を実施します。

教育施設の環境整備につきましては、これまで町内全ての小中学校に空調設備を設置し、また、児童・生徒数の急増に伴い、大津北中学校の増築工事を行ってきましたが、今後も老朽化している教育施設につきましては、計画的に改修を行ってまいります。

基礎学力の向上につきましては、引き続き学習支援指導員の充実に努め、子どもたちの実態に応じた学習支援を行い、学習環境の整備を図ります。

特別支援教育につきましても、特別支援補助員や学校生活支援補助員の配置により、保護者と学校との連携を図り、安心して授業が受けられるように環境整備に努めます。

また、不登校やいじめ等の相談窓口としては、「教育支援センター」の更なる充実に努めるとともに、スクール・ソーシャルワーカーや臨床心理士による専門的な支援を行い、児童生徒、家庭、学校のサポートに努めてまいります。

子育て支援につきましては、「大津町子ども・子育て支援事業計画」を基本に、よりきめ細やかな視点で、子育てしやすい環境づくりと、様々な支援事業を行ってまいります。

また、待機児童対策につきましては、今後も民間保育所と連携しながら、待機児童の解消に向けた対策を行ってまいります。

こども医療費の助成につきましては、今後も引き続き、中学生までのこども医療費の無料化を実施します。

健康増進対策につきましては、スポーツや食育指導と連携した「食と運動で健康づくり事業」を実施し、医療費の抑制を図ってまいります。また、検診や保健指導の積極的な受診を促し、病気の予防や早期発見と早期治療の推進を図ります。

生涯スポーツにつきましては、平成28年度においては、総合運動公園の多目的広場の芝の改修を実施し、新たに人工芝とナイター設備を設置します。この改修により、日夜活用できる大会や、スポ

ーツイベントの誘致を行い、更なる生涯スポーツの普及推進を図ってまいります。

歴史・文化の振興につきましても、「歴史文化伝承館」、「文化ホール」、「公民館」を拠点として、各種事業を展開しながら、町の歴史と文化の振興を図り、次世代へ継承してまいります。また、江藤家住宅におきましては、今後は重要文化財として復旧工事に取り掛かり、保存活用事業に取り組んでまいります。

人権尊重のまちづくりにつきましても、「人権啓発福祉センター」を拠点として様々な事業を行いながら、学校や職場及び家庭において、お互いの人権を尊重し合い、心豊かな住みよい街となるよう推進してまいります。

現在、地区担当職員を地域と行政とのパイプ役として各行政区に配置しております。今後も引き続きこの制度を活用し、区長さんや民生員さんと連携し、地域の要望や課題をしっかりと捉え、情報の共有と地域支援事業の充実を図ってまいります。

行政組織の充実、強化につきましても、これからも住民福祉の増進と住民サービスの向上のため、役場組織の機能強化と行財政改革の推進と併せて、維持可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考えと、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、今後も町民と議会と行政がそれぞれの役割を分担し、責任を持ってまちづくりに取り組むことによって、「人と自然、共に元気、心かよい合うまち」の実現を目指し、町民の皆さんとともに、全力をあげてまちづくりに取り組んでまいります。

議会をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力よろしくお願いいたします。

続きまして平成28年度の当初予算編成につきまして述べさせていただきます。

当初予算編成にあたっては、「健全財政の運営と維持」を柱とし、「収入を正確に計算して、それに見合った支払いを心がける」という財政の基本理念のもと、最小の経費で最大の効果が得られるように予算編成に取り組んでいます。

歳入では、平成28年度において、緩やかではありますが景気回復の兆しは感じられますが、依然として大幅な税収の伸びは見込めない状況であります。また、普通交付税につきましても、前年同額程度を見込んでいますが、国の予算編成及び地方財政対策の動向によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性も予想され、不足財源を安易に起債に頼らない、先を見越した慎重な予算編成に取り組みました。

歳出では、経費の節約合理化などを行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、健全財政運営を念頭におき、社会資本整備、環境、観光、産業の振興、地域福祉、教育、文化・スポーツの充実など諸施策にわたり可能な限り積極的に取り組みました。

予算総額は、前年度の当初予算より5億9千500万円増の128億6千404万3千円となっております。これは、都市再生整備計画の中心市街地地区が最終年度を迎え、多目的広場人工芝整備事業などによるものであります。また、人口増に伴う待機児童の課題や、児童・生徒数の増加による影響、社会保障等の伸び、また老朽化に伴う公共施設の大規模改修や修繕、建替え等が必要な施設が複数あることから、財政運営は厳しい状況であります。

今後は、このような課題に対処し、健全財政を維持していくためには、しっかりとした財政計画を立て、公共施設管理計画との整合性を図り、計画的な財源確保や基金の積み立てが必要不可欠であります。基金につきましては、平成27年度末残高見込みは、総額48億2千万円となり、うち財政調整基金は24億8千万円となる見込みであります。また、平成27年度末起債残高は129億400万円となり、前年度比2億4千300万円の減となっておりますが、これからも財政運営に影響がないように計画的な起債の発行に努めていきたいと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第9号、平成27年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

主なものとしては、国の補正予算にかかる、「年金生活者等への臨時福祉給付金」、「マイナンバー導入に伴う情報セキュリティ強化対策事業」などで、そのほか、歳入、歳出では、各事業の確定に伴う補正でございます。27年度の一般会計補正予算及び各特別会計合わせて、補正予差額として、歳入歳出予算総額に3千332万円を減額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第28号、平成28年度大津町一般会計予算についてから、議案第35号、平成28年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの8議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は206億1千411万3千円で、前年度比3.6%の増となっております。そのうち、一般会計は128億6千404万3千円で、4.9%の増となっております。一般会計の主な財源の構成比は、町税が34.6%、地方交付税が13.2%、国・県支出金24.7%、町債が12.1%となっています。

歳出で主なものは、合併60周年記念事業、都市再生整備計画事業の多目的広場人工芝整備事業や、町の防災設備倉庫の整備、または前年度に引き続き、あけぼの団地改修工事などが主なものです。

このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配布しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

平成28年度の一般会計予算案128億6千404万3千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案77億5千700万円を地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

その他の案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）につきましては、地方税法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定による議決事件ですが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。

次に、議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてござ



いますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた一般職の職員の給与の改定及び地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第10号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてでございますが、予定価格5千万円以上の基本協定の一部を変更しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第11号、熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてでございますが、熊本市と大津町との間における事務処理にあたっての連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第12号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてでございますが、行政不服審査法の改正に伴い、行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例を整備しようとするものです。

次に、議案第14号、大津町職員の退職管理に関する条例の制定についてから、議案第17号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、条例の制定及び条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第18号、大津町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令に基づき、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第19号、大津町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例についてでございますが、男女共同参画社会の実現を目指して、より充実した取り組みを推進するために、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第20号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第21号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第23号、大津町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例についてでございますが、

公の施設を廃止し、普通財産として貸し付けるため、条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第24号、大津町若草児童学園条例を廃止する条例についてでございますが、大津町若草児童学園の民間移譲に伴い、条例を廃止しようとするものです。

議案第1号及び議案第13号から議案第24号までは、条例の制定及び条例の改正並びに条例の廃止ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第25号、財産の無償譲渡についてでございますが、大津町若草児童学園の民間移譲に伴い、同学園の建物及び付属備品を無償譲渡しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第26号、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理の指定について及び議案第27号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長及び次長より詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、施策方針及び提案理由の説明を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

11時20分から再開いたします。

午前11時09分 休憩

△

午前11時18分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、承認第1号から議案第9号まで、議案第10号から議案第27号まで、議案第28号から議案第35号まで、分けて説明を求めます。

総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） こんにちは。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）について説明をいたします。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページになります。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部改正により、条例を改正するものです。

なお、法の施行日が平成28年1月1日のため、大津町税条例等の一部を改正する条例を専決いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものです。

説明資料集の1ページをお願いいたします。右欄が改正前の条文ですが、これは昨年6月定例会で承認をいただきました、承認第1号、大津町税条例等の一部を改正する条例の改正規定となっております。第51条は、町民税の減免申請に記載する内容となっておりますけれども、個人番号を除くものです。第139条の3は、特別土地保有税の減免規程ですが、こちらも個人番号を除くものです。

議案集の2ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日、平成27年12月28日から施行するとしております。

続きまして、議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集は3ページから11ページ、説明資料集は2ページから14ページになります。説明資料集の2ページをお願いいたします。

本年度の勧告及び給与改定の概要ですけれども、昨年8月に人事院、10月に熊本県人事委員会から給与改定の勧告が行われたことに伴いまして、大津町の一般職の職員について給料、勤勉手当の額を改定しようとするものです。給与改定につきましては、地方公務員は憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されており、その代償措置として、地方公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において、人事委員会による給与等の勧告制度が規定されております。熊本県人事委員会では、この趣旨に基づきまして、職員及び県内民間事業所規模50人以上の213事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行い、また国の人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況を総合的に勘案して、報告及び勧告を行っております。大津町は人事委員会を設置しておりませんので、人事院勧告や熊本県人事委員会の勧告に準拠する方法により給与改正を行っております。

給与改定の概要ですけれども、今回2つの大きな改定がっております。1つ目が、平成27年の給与改定に伴う分、2つ目が、平成28年4月からの給与制度の総合的見直しの実施に伴う分です。

議案集の4ページをお願いいたします。大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の第1条で、平成27年の給与改定に伴う改正を規定しております。7ページ目の第2条が平成28年4月からの給与制度の総合的見直しの実施に伴う改正規定となっております。

説明資料集2ページに戻っていただきまして、1、平成27年の給与改定（熊本県人事委員会勧告）で、(1)月例給は、民間給与と比較して1千268円、0.34%下回る。(2)ボーナスについては、民間との比較で0.11月分下回っている。この状況を踏まえ、給料表については、若年層に重点を置いた引き上げを実施、ボーナスにつきましては、均衡を図るため0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分するという勧告がなされております。

なお、民間企業との均衡を図るため、平成27年4月に遡及して改定を行うことが要請されております。これらを踏まえた、2、大津町の給与改定の内容ですが、(1)月例給を平均1千531円、0.51%引き上げる。この改定により、差額総額は年間で383万2千円となる予定です。(2)期末勤勉手当（ボーナス）につきましては、年間4.10月分を0.1月分引き上げ4.2月分とし、勤勉手当に配分することにしております。

次のページをお願いいたします。差額の総額は687万5千円となる見込みです。実施時期につきましては、県と同様に、平成27年4月に遡及して改定を行う予定です。

次に、4ページをお願いいたします。大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係の新旧対照表になりますけれども、第19条、勤勉手当、第1号で、100分の75を6月に支

給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85に改め、第2号再任用職員では、100分の35を、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40に改めるものです。

7ページから10ページまでは改正に伴う第3条関係の職員及び再任用職員の給料表の新旧対照表となっております。

続きまして、議案集の10ページをお願いいたします。附則第1条で、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するとしております。

第1条は、給与の内払、第3条は、異動者の号給の調整を定めております。

続きまして、説明資料の3ページに戻っていただきまして、平成28年4月からの、3、給与制度の総合的見直しの実施（熊本県人事委員会）については、(1)経緯としまして、平成26年人事院は、国家公務員の給与上の課題に対処するため、地域間及び世代間給与配分の見直しを行う必要があるとして、給与制度の総合的見直しを勧告し、これを受けて国家公務員につきましては、平成27年4月から既に見直しが実施されております。熊本県人事委員会では、地域間の給与配分の見直しについては、地域の民間企業との均衡をより重視する観点から、人事院勧告に準じた給与水準の引き下げを見送り、世代間の給与配分の見直しについては、慎重に対処する必要があるとし、引き続き検討を行っていくとしました。大津町もこの勧告に準拠しているところです。

今回、(2)検討の主な概要で、50歳代後半層の公務員の給与格差が国と同様の状況にあることを確認したこと。また、多くの地方公共団体において、国に準じて給与制度の総合的見直しに取り組んでいることなどから、情勢適用の原則及び近郊の原則に照らし、熊本県においても、(3)総合的見直しについて勧告がなされ、平成28年4月から給与制度の総合的見直しを実施する必要があるとされました。その内容は、①新たな給料表は、国の俸給表等に準じた給料表に切り替える。0.3%から4.2%、平均で2%引き下げる。②給与引き下げに伴う生活への影響を考慮し、2年間の経過措置を講じるとされております。4、大津町における実施概要ですが、県と同様に新たな給料表に切り替えることで、①職員月額平均引下げ額6千182円、平均で2.08%程度引き下がることとなります。②月例給差額総額は、年額で1千535万5千円、③特別給差額総額、年額537万4千円となっております。④実施時期は、平成28年4月1日から、⑤経過措置としまして、2年間の現給保障を行うとしております。

5ページ、6ページをお願いいたします。大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の第2条関係の新旧対照表ですが、第19条の勤勉手当で、第2項第1号で、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を100分の80に改め、第2号、再任用職員では、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を100分の37.5に改めるものです。

11ページから14ページまでは改正に伴う第3条関係の職員及び再任用職員の給料表の新旧対照表となっております。

議案集の10ページをお願いいたします。附則の第1条の但し書きで、第2条及び附則第3条から

第5条までの規定は、平成28年4月1日から適用するとしております。第4条で、平成30年3月31日まで経過措置をして差額支給を行うことを規定しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） こんにちは。それでは、議案第2号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

補正予算書とあわせまして、別冊の補正予算の概要もご参照願ひます。

今回の補正の主なものは、国の補正予算による事業採択に伴うものや人事院及び県人事委員会の勧告に準じる人件費の補正、さらに社会資本整備総合交付金事業の確定、また各種事業の確定や執行見込みに伴う不用額の補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4千747万円を減額し、予算の総額を133億10万6千円とするものでございます。

第2条で、新たに繰越明許費を決定し、第3条で、債務負担行為の補正を、第4条で、地方債の補正を記載のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。款2、項1総務管理費は、国の補正予算に係る地域情報化整備、情報セキュリティ強化事業を追加し、繰り越すものでございます。款3、項1社会福祉費のうち、一番上の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は、国の補正予算により繰り越すものでございます。次に、その下の介護基盤緊急整備特別対策事業と施設開設準備助成事業及び社会福祉施設整備補助事業の3事業につきましては、現在、室地区で小規模特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームを建設されていますが、建設の労務者の手配調整に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。款6、項1、農業費のうち、総合交流ターミナル施設鑑定等業務委託は、当該施設の管理、処分に関する公募を早急かつ円滑に行うにあたり、業務委託期間の関係で繰り越しを行うものでございます。また仮宿ため池用地測量業務委託は、国の補正予算に係るもので繰り越すものでございます。款8、項2道路橋梁費、総務費ですが、道路台帳に関する実延長調書の作成期間の関係で繰り越すものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正です。追加で老人福祉センターの指定管理委託が平成28年3月末で期間終了となりますので、新たに追加するもので、期間は28年度より5カ年、限度額は記載のとおりでございます。次に、学童保育施設指定管理委託の変更は、各小学校の学童保育施設で、児童数増加に伴うクラス等の増加により、限度額の変更を行うもので、限度額は記載のとおりとなっております。

10ページをお願いいたします。第4表地方債の補正です。追加としまして、繰越明許費で説明しました国の補正予算に係る地域情報化整備に係る事業に対しまして、一般補助施設等整備事業債、いわゆる補正予算債ですけど、充当率100%を充当するもので、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、11ページをお願いいたします。変更ですが、各事業の確定に伴う限度額の変更で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

それでは、歳出のほうから先にご説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費です。節2の給料と節3の職員手当のうち、期末勤勉手当の補正は、人事院及び熊本県人事委員会の勧告に準じて補正するもので、以下、款10までの同じ節の補正は同様の理由で計上をしております。節3退職手当の減額は、負担金の確定基礎と職員給料の額の確定に伴う補正でございます。節4共済費の職員共済組合負担金の減額は、年金の一元化に伴い、昨年10月、共済年金から厚生年金に移行し、保育料の算定基礎が手当制から標準報酬制に移行したことに伴い、掛け金の変更などに伴い補正するものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。節7の賃金の減額は、職員の産休などによる欠員に係る賃金で、実績に伴う補正でございます。

40ページをお願いいたします。目6企画費です。節13の委託料の減額は、庁舎等整備基本構想の策定業務を各種の検討資料を作成するため、庁舎建設比較検討資料作成業務委託に変更したものでございます。

41ページをお願いいたします。目7電子計算費、節13の委託料、地方公共団体情報セキュリティ強化対策関連事業の3千358万8千円と、その下の多要素認証システム構築委託の589万1千円及び節18の備品購入費のうち、個人番号利用事務系端末等購入1千306万8千円、合計の5千254万7千円は、繰越明許で説明しました国の補正予算に伴う地域情報化整備事業として繰り越して実施するものでございます。内容的には、現在、基幹系、マイナンバー事務などと情報系メールなどを1台のパソコンで業務していますが、年金情報漏えいなどの問題があり、国の指導により、基幹系と情報系のパソコンを分離する必要が発生しましたので、そのシステム変更や情報セキュリティの強化及びパソコンの購入費55台分を計上しております。

次に、44ページをお願いいたします。目12諸費の補助金は、生活維持路線及び乗合タクシー運行費の実績に伴う増額でございます。目13財政調整基金費は、財政調整基金に今回の補正に伴い1億1千万円と預金利子28万3千円を積み立て、また、庁舎建設基金に2億円と預金利子4万円を積み立てるものです。これにより、27年度末の残高は財政調整基金が24億8千万円、調査建設基金は4億円を見込んでおります。

47ページをお願いいたします。項3、目1戸籍住民基本台帳費、節19の負担金で、通知カード・個人番号カード関連事務交付金は、地方公共団体情報システム機構に負担するものでございます。

51ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費です。節28国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業費の確定に伴う繰入金です。

52ページをお願いいたします。目2、節20の扶助費の補正は、執行見込みによる減額で、節23の償還金、利子及び割引料で、障害者自立支援給付費等負担金返還金は、平成26年度の事業実績による国庫返還金です。

次に、58ページをお願いいたします。目10臨時福祉給付金、節19の補助金の3、年金生活者

等支援臨時福祉給付金は、先ほど申しあげました国の補正予算に伴い、低所得高齢者に対しまして、支給額3万円を、対象予定の3千人に支給するもので、繰越事業として計上しております。節23の償還金は、それぞれ平成26年度の確定に伴う返還金です。

次に、62ページをお願いいたします。目5保育所運営費の増額は、私立保育所への給付費の単価見直しなどに伴うものでございます。

68ページをお願いいたします。款4、項2、目1清掃総務費、節13の委託料で、災害廃棄物処理業務委託3千140万1千円の増額は、台風15号の被害にかかる廃棄物の処理経費で、国の査定が終わり、今回委託するものでございます。

71ページをお願いいたします。款6、項1、目5農業構造改善事業費、節13の委託料の中の一  
番下ですが、総合交流ターミナル施設鑑定等業務委託155万円は。明許繰越として計上しているものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。目6、節13の委託料で、仮宿ため池用地測量業務委託は、農村地域防災・減災事業として採択されるための測量業務を委託するもので明許繰越として計上しております。

79ページをお願いいたします。款8、項2、目1道路橋梁費、節13の委託料の増額は、本年度委託しました道路台帳の整備について、既存の実延長調書が使用できないことが判明し、交付税検査時に必要としますので明許繰越として計上をしております。

85ページをお願いいたします。款9、項1、目2非常備消防費の節1報酬と節8の報償費は、消防団員としての職員と一般人員の入れ替えによる組み替えでございます。

92ページをお願いいたします。款10、項2、目1小学校の学校管理費で、節11需用費の修繕の主なものは、室小学校の児童昇降口の天井の修理が主なものです。

104ページをお願いいたします。項6、目2体育施設費の節11需用費の修繕料は、昭和園テニスコートのフェンス修理が主なものでございます。

108ページをお願いいたします。款12、項1公債費です。償還額の確定によるものでござい  
ます。

109ページをお願いいたします。款13予備費で財源調整をしております。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。歳入につきましても、それぞれ事業の確定や確定見込みに伴うものが主なものでございます。

15ページをお願いいたします。款1町税は実績見込みにより、項1、目1個人町民税を5千万円、  
項2固定資産税を100万円、軽自動車税を60万円それぞれ増額しています。

16ページをお願いいたします。款9地方特例交付金と款10地方交付税は、額の確定に伴うもの  
でございます。款12分担金及び負担金から20ページの款13使用料及び手数料までは、実績に伴  
うものでございます。

20ページをお願いいたします。款14国庫支出金は、それぞれの事業が確定または執行見込み  
による増額や減額でございます。

22ページをお願いいたします。目6災害復旧費国庫補助金、節1の衛生費災害復旧費補助金は、台風15号の被害による災害廃棄物のうち、一般家庭分の廃棄物処理に係る補助金でございます。

23ページをお願いいたします。款15県支出金ですが、款14の国庫支出金と同様に、それぞれの事業が確定または執行見込みによる増額や減額でございます。

24ページをお願いいたします。目2、節2の児童福祉費負担金の増額の主なものは、児童厚生施設等整備費補助金が廃止になり、放課後児童クラブ整備費補助金、地域子育て支援拠点事業補助金、子どものための教育、保育、給付費県補助金など、新規補助金の創設、また財源の組み替えなどでございます。

29ページをお願いいたします。款16、項2、目1不動産売却収入の普通財産売却収入は、国道57号線の地方道整備の用地として売払った収入が主なものでございます。

33ページをお願いいたします。款21町債につきましては、先に地方債の補正のところで説明しました、追加及び変更のとおりでございます。

最後に、110ページをお願いいたします。給与費明細書です。1の特別職のその他の特別職の人数と報酬額の減額は、各種委員会において開催すべき事案がなかったことなどによりまして、開催しなかった委員会等の実績によるものでございます。

次に、111ページをお願いします。2の一般職は、いずれも確定見込みによるものですが、今回の人事院勧告に準じる人件費の補正では、給料で388万7千円の増額、期末勤勉手当で786万円の増額となり、また年金統合に伴う共済費の補正では746万5千円の減額となりました。

また、112ページで増減額の明細を記載しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） おはようございます。議案第3号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は37ページからになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千767万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4千382万7千円とするものです。

今回の補正では、一般被保険者の療養給付費や高額療養費の見込みの増額補正が主なものとなります。また、歳入については、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金の追加交付によるものが主なものでございます。

歳出からご説明いたします。

14ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険税システム改修業務委託の残金でございます。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費については、12月分及び1月分の療養給付費の請求額が大きかったため増額をお願いするものです。目2退職被保険者等療養給付費につきましても、1月分の給付費の請求額が大きかったため増額をするものです。目3一般被保険者療養費は、見込みによる減額でございます。



15ページをお願いいたします。目の4退職被保険者等療養給付費については、財源を組み替えるものです。款2、項2、目1一般被保険者高額療養費及び目2退職被保険者等高額療養費につきましても、項1の療養諸費と同じく、12月分及び1月分の請求額の増加に伴い補正するものです。目3一般被保険者高額介護合算療養費は、財源を組み替えるものです。

16ページをお願いいたします。款3、項1、目1後期高齢者支援金は、財源の組み替えを行っております。款6、項1、目1介護納付金は、額の確定に伴う補正でございます。

17ページをお願いいたします。款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金と目3保険財政共同安定化事業拠出金は、事業費の確定に伴い補正するものです。款8、項1、目1特定健康診査等事業費は、保健事業に伴う臨時賃金の実績見込みによる減額補正となっております。

18ページの款12予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数減少などにより、収入見込み額が減額したことによる補正です。目2退職被保険者等国民健康保険税は、1人当たりの増加に伴う補正です。

10ページをお願いいたします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、見込みによる減額補正、目2の共同事業負担金と目3特定健康診査等負担金は、額の確定に伴う補正でございます。款3、項2、目1財政調整交付金の節1普通調整交付金は、前期高齢者交付金の変更に伴い減額となるものです。節2特別調整交付金は、保健事業の実績見込みによる減額補正です。

11ページをお願いいたします。款4、項1、目1共同事業負担金、目2特定健康診査等負担金は、国庫負担金同様の確定に伴う補正でございます。款4、項2、目1財政調整交付金は、前期高齢者交付金の追加交付により減額するものです。目2健康福祉補助金は、システム改修の額の確定に伴う減額です。

12ページをお願いいたします。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職者医療交付金の額の変更に伴う増額です。款6、項1、目1前期高齢者交付金、節1は、前期高齢者交付金の額の変更に伴うものです。節2の過年度分については、前期高齢者交付金が遡って追加交付されたものです。款7、項1、目1共同事業交付金は、月額80万円以上を対象に交付されるものです。目2保険財政共同安定化事業交付金は、月額80万円未満を対象に交付されるもので、いずれも額の確定による補正でございます。

13ページをお願いいたします。款の9、項1、目1一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金のいずれも額の確定により補正するものです。節5のその他の繰入金については、今年度の前期高齢者交付金に伴う追加交付金と返還金の受け入れに伴い減額するものです。款12、項3、目3雑入は、国民健康保険連合会における積立金の法人税法上の取り扱いに一部改正があったため、保険者へ返還されたことにより補正を行っております。

以上でございます。

続きまして、議案第6号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説

明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は41ページからになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5千784万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9千284万4千円とするものです。

今回の補正は、保険料や保険給付費、地域支援事業費等の見込みにより補正を行うものです。

歳出から説明をいたします。

補正予算書の12ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費、節13委託料は、介護保険制度改正等システム改修費の額の確定による減額です。款2、項1、目1介護サービス等諸費の負担金で、居宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設サービス給付費、福祉用具購入費の減額は、当初予算ではある程度の伸びを予測しておりましたが、そこまでは伸びませんでしたので、見込みにより減額をするものです。住宅改修費とサービス計画給付費、特定入居者サービス費は、利用者の増により増額をするものです。

13ページをお願いいたします。款2、項3、目1高額介護サービス等費、項4、目1高額医療介護サービス等費は、いずれも見込みにより増額をしております。

14ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護予防事業費、節13委託料は、それぞれ実績と見込みで減額をするものです。予防事業委託の減額が大きかったのは、岩戸の里でのリハビリができなかったためでございます。款3、項1、目2包括的支援事業費は、包括支援センターの職員給与等のそれぞれの実績により補正をするものです。

15ページをお願いいたします。款3、項1、目3任意事業費の報償費、委託料、扶助費の減額は、実績と見込みで減額をするものでございます。款6、項1、目1予備費で財源調整を行っております。続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。款1、項1、目1第1号被保険者保険料、款2、項1、目1、節1保険料督促手数料は、それぞれ収納見込み額に伴い補正をするものです。

9ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金は、給付費見込み額の確定により減額をするものです。款3、項2、目1調整交付金、目2地域支援事業交付金、目3介護保険事業費補助金につきましても、給付費見込みにより補正を行うものです。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金は、支払基金交付金の給付費見込みにより減額をするものです。款5、項1、目1介護給付費の県負担金及び款5、項2、目1地域支援事業交付金は、給付費見込みによる補正でございます。

11ページをお願いいたします。款6、項1、目1介護給付費繰入金は、介護給付費に対する町の負担分ですが、給付費見込みにより減額しています。目2地域支援事業支援交付金、目3低所得保険料軽減負担金繰入金も見込みによるものです。目4その他一般会計繰入金の減額は、包括支援センター職員給与等の執行見込みにより減額するものです。款9、項2、目1雑入は、介護認定資料コピー代により増額補正するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第8号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度の保険料収納見込み及び歳出の後期高齢者医療広域連合会納付金の額の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は44ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7千279万2千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。款1、項2、目1徴収費の時間外勤務手当は実績見込みにより減額するものです。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19の現年分保険料負担金は、保険料の増加に伴い、額の確定通知に基づき増額補正するものです。また、保険基盤安定負担金も額の確定により減額補正するものです。款3、項1、目1健康診査費の節13委託料は、健康診査及び人間ドッグの受診者の実績見込みにより5人分を減額するものです。

10ページをお願いいたします。款5、項1、目1予備費で財源調整を行っております。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれの収入見込み額による補正です。款4、項1、目1事務費繰入金の減額は、歳出見込みの補正に伴うものです。目2保険基盤安定繰入金は、額の確定により減額するものです。目3保健事業等繰入金は、人間ドッグ受診者数の実績見込みにより減額補正するものです。

8ページをお願いいたします。款6、項1、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査の受託分ですが、実績見込みにより減額するものです。款6、項5、目3雑入は、人間ドッグ受診見込みにより広域連合からの補助金を減額するものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議案第4号、平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案集の14ページをお願いいたします。補正予算の概要は39ページになります。補正予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を2千689万3千円とするものです。

説明書の7ページをお願いします。歳出でございます。款1、項1、目1、節28繰出金で一般会計繰出金を398万2千円増額し、款2、項1、目1予備費で同額を財源調整をしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午後0時01分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、こんにちは。ただいまより、議案第5号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については40ページになります。

今回の補正の主なものは、事業費の確定見込みによるものでございます。

予算書をお願いいたします。1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千579万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7千455万4千円とするものです。

第2条で、繰越明許を設定し、第3条で、地方債の補正を記載のとおりとします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。今回、公共下水道事業で繰り越しを予定している事業は次のとおりでございます。1、浄化センター実施設計委託2千万円、国の予算内示が11月にございまして、年度内完了が見込めないために繰り越しするものであり、消化ガス発電施設、汚泥消化槽の耐震補強、汚泥消化層加温設備の実施設計を行うものでございます。その下、瀬田陣内污水枝線（8258号）管渠築造工事ほかでございます。2千739万円を予定しております。こちらのほうも国の予算内示が11月でございましたので、年度内の完了が見込めないため繰り越しをするものでございます。森引水地区、延長約500メートルの工事で5月末に完了予定するところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第3表地方債補正については、事業費の確定に伴い限度額を3千330万円減額するものです。

続きまして、歳出のほうから説明いたします。

11ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費につきましては、職員給与の確定と消費税の減額が主なものでございます。続きまして、その下、目2事業費につきましては、委託料並びに工事請負費、補償、補填及び賠償金につきましては、確定に伴い減額したものでございます。その下、目3維持管理費でございます。次のページを開けてもらい、13委託料につきましては、浄化センター等包括民間委託等による入札残でございます。

次に、款2、項1公債費関連でございます。これ確定による減額でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

9ページをお願いいたします。款1、項1、目1負担金につきましてはが受益地の面積増に伴う増額分でございます。款2、項1、目1使用料につきましては、確定に伴う分でございます。款3、項1、目1公共下水道費国庫補助金の減額は、事業費の確定見込みによるものです。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1一般会計繰入金金の減額は、事業費の確定見込み

により、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。その下、款7、項1、目1公共下水道事業債の減額は、事業の確定によるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第7号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

別冊の補正予算書をお願いします。補正予算の概要は43ページになります。

今回の補正につきましては、事業の確定見込みに伴うものが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万1千円を減額し、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ1億3千962万6千円とするものです。

補正予算に関する説明書により説明申し上げます。8ページの歳出から説明いたします。款1、項1、目1総務管理費、節の19負担金、補助及び交付金、水洗化助成金の申請実績による額の確定でございまして、その下、目3維持管理費につきましては、光熱費の確定見込みによる節11の需用費の減額と、節13委託料の入札残による不用額でございまして。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款3、項1、目1一般会計繰入金につきましては、事業費の確定見込みによる一般会計繰入金の減額です。

以上、農業集落排水事業でございまして。

続きまして、議案第9号、平成27年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては45ページになります。

今回の補正は、使用料の収入の増額見込みに伴うものです。

予算書の1ページをお開きください。第2で、予算に含めた収益的収入及び支出の予定額については、収入を1千353万7千円増額し、支出を577万円増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条で、資本的収入及び支出の補正において、入札残に伴う減額補正を、第4条で、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を6万5千円増額するものでございます。

説明書により説明いたします。

説の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、款1、項1、目1給水収益を351万7千円、使用水量の増に伴い増額するものでございます。目3特別利益1千2万円の増額につきましては、経費的補正で、会計制度の改定に伴う資産の精査に伴う補正増でございまして。

説明の2ページをお願いいたします。款1、項1、目1のうち、総係費のうち6万5千円の増額は給与改定に伴うものでございます。

3ページをお願いいたします。款1資本的支出、項1建設改良費、目1工業用水道建設改良費につきましては、水中ポンプ入れ替え工事の入札残に伴う減額でございまして。

以上、よろしくお願ひします。

○議 長（大塚龍一郎君） 次に、議案第10号から議案第27号までの説明を求めます。

土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、よろしくお願ひします。議案第10号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてご説明申し上げます。

議案集の20ページをお願ひいたします。大津町浄化センター等の建設工事委託につきまして、21ページに記載しておりますような内容で基本協定の一部を変更する協定を締結しようとするもので、議会の議決を付する契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更する協定の内容を説明いたします。21ページをお願ひいたします。基本協定の目的、工事場所は変更前と同じでございます。元協定金額は3億6千100万円で、変更協定金額は3億7千670万円となりますので、1千570万円の増額になります。協定の期間、協定の相手方、協定の方法につきましては、変更前と同じになります。

次に、議案の変更理由につきましてご説明申し上げます。平成25年度から平成27年度、3カ年において、大津町浄化センター機械濃縮設備の建設工事、土木、機械、電気工事が完了いたしました。各年度間の事業費の確定及び消費税が当初5%であり、年度途中につきまして8%に消費税が改定されましたので、事業費の確定額と消費税のアップ分相当分を変更するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） みなさん、こんにちは。それでは、議案第11号、熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてご説明申し上げます。

議案集は22ページ、説明資料につきましては15ページをお願ひいたします。

今回の議案の連携中枢都市圏とは、地方自治法第252条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が連携して事務を処理するにあたって基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結するもので、自治体間の協議によりまして人口減少の社会における行政サービスの提供体制を維持可能なものとしていくために総務省が要綱で定めた新たな広域連携の制度でございます。よって、今までありました任意組織であります、熊本都市圏協議会は、解散の方向で検討されています。

提案理由につきましては、地方自治法第252条の2第3項で、関係自治体の議会の議決が必要な同文議決として提案するものでございます。

それでは、まず説明資料によりご説明申し上げます。15ページです。熊本連携中枢都市圏ビジョンの概要ですが、この構想の位置付けとしましては、人口減少・少子高齢社会への対応としまして、国は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、4つの基本目標を定めています。その目標の中の4番目に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するとなっており、この目標を根拠とする施策を策定しています。内容は、①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都

市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの取り組みを推進することとしております。

次に、16ページをお願いいたします。連携中枢都市圏の名称、取り組み期間、通勤・通学率、圏域の人口動態、将来推計人口及び都市機能の集積と産業の状況を記載しております。なお、人口につきましては、平成52年、2040年で99万2千599人を推計しています。

次に、17ページをお願いいたします。圏域の将来像と連携協約に基づく推進する具体的な取り組みを記載しています。まず、圏域の将来像として、目指すべき圏域の姿、取り組みの方向、圏域の人口は、平成72年に、2060年ですけれども、102万人を維持するというのを目指しております。具体的な連携する取り組みですが、圏域全体の経済成長のけん引として、リーディング産業の育成をはじめ、3つの分野で10個の事業。次に、高次の都市機能の集積・強化では、高度な医療のサービスの提供をはじめ、3つの分野で6事業を実施予定で、この2つにつきましては、連携自治体と連携しながら、主に熊本市が実施するものでございます。

次に、右側ですね、圏域全体の生活関連機能サービスの向上ですが、1としまして、地域医療の充実をはじめ、全体で22の分野で取り組みを記載のとおり予定をしております。なお、大津町では、(14)の生活基盤の整備の中で、公共下水道施設の相互利用だけは、今回は締結は予定をしております。この都市圏構想の今後の取り組みですが、連携協約の締結後に、都市圏ビジョンによりまして、都市圏ビジョン懇談会を設置される予定でございます。なお、都市圏ビジョンの案につきましては、1月に町のパブコメを実施しているところでございます。

次に、18ページをお願いいたします。18ページ以下25ページまでは、連携中枢都市圏に係る近隣自治体の締結状況と、それぞれの事業内容を記載しております。そのうち、19ページと20ページは、先ほど申しましたとおり、熊本市が中心となり、取り組む事業を記載しております。

次に、21ページをお願いいたします。これ以降につきましては、政策の分野ごとに連携協約の内容、近隣市町村の状況で、○が付いている自治体が熊本市と1対1で締結するもので、大津町では、黄色い部分ですけれども、黄色い部分で○が付いている36の連携事業に記載のとおり事業内容で取り組む予定をしているところでございます。

それでは、次に、議案書のほうをお願いしたいと思います。

議案集の23ページになります。熊本市を甲、大津町を乙とする連携協約の内容です。

第1条で目的、第2条で基本方針、第3条で連携する取り組み及び役割分担、第4条で費用負担、次の24ページですが、第5条としまして連絡会議の設置を定めているところでございます。別表第1は、第3条第1号の分野、次の25ページの別表第2は、第3条第2号の分野を記載しており、いずれも熊本市が中心に取り組む内容で、大津町は連携して推進するというようにしております。

次の26ページですが、第3条第3号の分野として、1として、生活機能の強化に係る政策分野が地域医療の充実をはじめ13項目の取り組み内容を記載しております。

次に、29ページ、30ページをお願いいたします。2としまして、結び付きやネットワークの強化に係る政策で、(1)で持続可能な地域公共交通網の形成をはじめ、6項目の取り組み内容となっ

ております。

最後に、31ページをお願いいたします。3として圏域マネジメント能力の強化に係る政策で、記載の2項目について、熊本市及び大津町が連携して取り組み、それぞれの役割を定めているところでございます。なお、平成28年度は、それぞれの取り組みの詳細内容につきまして、5年間で何をするかを検討することとしておりますが、28年度に予算化している事業につきましては、26ページの(3)の項目で、高齢者、障がい者等への支援の中で、連携事業としまして、福祉有料運送に係る運営協議会の設置や、29ページの2の(2)の項目で、ICTを活用した広域的な情報発信として、インターネットラジオを活用した災害情報発信の事業を取り組む予定をしております。財源的には、特別交付税で措置されることとなっております。なお、施行期日は、協約の締結の日後の調印の日となっておりますので、3月30日を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(大塚龍一郎君) 総務部長田中令児君。

○総務部長(田中令児君) よろしくをお願いいたします。議案第12号、熊本広域行政不服審査会の共同設置について説明をいたします。

議案集は32ページから36ページ、説明資料集は26ページから32ページになります。

説明資料集の32ページをお願いいたします。行政不服審査法の改正によりまして、右の図になりますけれども、審査請求人の審査請求を原処分に関与していない審理員が審理し、審理員意見書を作成し、審査長が採決を行う場合には、法律または行政に関して十分な識見を有する有識者で構成される行政不服審査会等の第三者期間に諮問することが義務付けられました。この第三者機関が審理員が行った審理手続きの適正性や法令解釈を含む審査長の審査請求についての判断の妥当性などのチェックを行うわけですが、今回、熊本連携中枢都市圏を構想する12の市町村がこの行政不服審査会を共同で設置するため、規約を定めるものです。

議案集の33ページをお願いいたします。

第1条で、審査会を共同設置する市町村は、熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村の2市7町3村で、同文議決の上、共同設置規約を定めるものです。

第2条、審査会の名称を、熊本広域行政不服審査会とし、第3条で、執務場所を熊本市役所内としております。

第4条で、審査会の組織は、委員6人以内で任期は3年としております。

また、第7条で、ほかに専門委員を置くことができるとしております。

第5条では、委員は、法律または行政に関して優れた識見を有する者から、熊本市長が任命するとしております。

次のページをお願いいたします。第8条、審査会は、会長が指名する3人以上の委員で構成される合議体で調査、審議するとしております。

第11条で、運営に関する負担の額は、協議して定め、熊本市に交付するとしております。



第12条で、自らの自治体のために審査会を開くなどの特定事務に要する経費については、諮問する市町村の負担とするとしております。

説明資料集の27ページに具体的な熊本広域行政不服審査会の規約の内容を掲載しております。

附則で、この規約は平成28年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第13号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をいたします。

議案集は37ページから44ページ、説明資料集は26ページから47ページになります。

説明資料集の26ページをお願いいたします。行政不服審査法が、平成26年6月13日、全部改正され、平成28年4月1日から施行予定となっております。主な改正点としまして、不服申し立て構造の見直し、公正性の向上、使いやすさの向上となっております。

(1) 不服申立構造の見直しでは、異議申立てをなくして審査請求に一元化し、(2) 公平性の向上では、審理員制度の導入、第三者機関への諮問手続きの新設、(3) 使いやすさの向上では、審査請求期間の3カ月への延長などの改正がなされております。3、事務処理体制等の整備方針ですが、最初の処分を行うか、処分庁と審査・採決を行うか、審査庁を分けて、そして審理員を配置することで公平性を確保する体制としております。

次のページに事務処理体制を記載をしております。具体的には30ページをお願いいたします。上の図になりますけれども、審査請求人から行われた②審査請求の採決は、真ん中の審査庁が行いますが、審査庁は処分に関与してないなど、一定の要件を満たす職員を③審理員として指名し、この審理員が処分庁と審査請求人の④主張を公平に審理し、⑥審理員意見書を作成するとしております。そして、審査庁が再検討を行う場合には、法律または行政に関して十分な識見を有する有識者で構成される第三者機関、熊本広域行政不服審査会に、⑦諮問することが義務付けられています。この第三者機関が審理員の行った審理手続きの適正性や法令解釈を含む審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、⑨答申するようになっております。第三者機関は、地方公共団体が単独で設置することもできますけれども、今回議案第12号で提案しております、熊本広域行政不服審査会を共同で設置し、その中で対応していきたいと考えております。

その前の29ページをお願いいたします。行政不服審査法の全文改正に伴う関係条例ですが、大津町情報公開条例、大津町個人情報保護条例、大津町一般職の職員の給与に関する条例、大津町固定資産評価審査委員会条例について、それぞれ今まで不服申立てとしていたものを審査請求に改正し、そして関係条項の整理なども行っております。

なお、30ページの下の方のように、地方自治法第138条の4で規定されている情報公開審査会や個人情報保護審査会などが審査庁として調査審議する場合は、審理員の指名は要せず、処分庁と審査請求人の主張を公平に審議し、答申することになりますので、現行の体制で行うこととしております。

33ページをお願いいたします。新旧対照表になりますが、第1条、大津町情報公開条例の一部改正について、第20条で審理員による審理手続きに関する規定の適用除外を規定しております。第2

1 条は、審査会の諮問等について規定をしております。

続きまして、37 ページをお願いいたします。第2 条、大津町個人情報保護条例の一部改正ですが、第3 4 条で審理員による審理手続に関する規定の適用除外を規定し、第3 5 条は、審査会への諮問等の手続きについて規定をしております。

4 1、4 2 ページをお願いいたします。第4 5 条で、提出意見書等の写しの交付等について規定をしております。

4 3 ページが第3 条、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、次のページからが大津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正となっております。

議案集の4 4 ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成2 8 年4 月1 日から施行するとしております。

続きまして、議案第1 4 号、大津町職員の退職管理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

議案集は4 5 ページから4 7 ページ、説明資料集は4 8 ページになります。

説明資料集の4 8 ページで説明をいたします。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成2 6 年5 月に交付され、平成2 8 年4 月1 日から施行されます。この改正法律の概要は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための措置を講じるとなっております。

次の議案第1 5 号、1 6 号、1 7 号も同様に、地方公務員法の改正に伴い、条例の制定、一部改正を行うものです。

1、制定の理由ですけれども、職員の退職管理の円滑な実施を図るため、働きかけの規制及び再就職情報の届出の義務付け等について条例を制定するものです。2、制定の内容は、第1 条では、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるとしてあります。第2 条は、地方公務員法第3 8 条の2 第1 項で規定されていますが、職員であった者で、離職後に営利企業等の地位についている者「再就職者」は、離職前5 年間に在籍していた執行機関の職員に対して、地方公共団体と当該営利企業との間で締結される契約等事務について離職前5 年間の職務に属する者に関して離職後2 年間働きかけをしてはならないとしてあります。また、特に離職前5 年前より前に、課長級以上の職にあった再就職者は、前の職務に属する者に関し、離職後2 年間、同じように働きかけをすることを禁止することにしてあります。第3 条では、管理、監督の地位にあった職員、課長級以上の職にあった職員は、離職後1 年間に営利企業等に再就職した場合は、再就職に関する情報を任命権者に届けなければならない規定としてあります。

議案集の4 7 ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成2 8 年4 月1 日から施行するとしております。

続きまして、議案第1 5 号、大津町職員の降給に関する条例の制定について説明を申し上げます。

議案集は4 8 ページから5 0 ページになります。

議案集の49ページをお願いいたします。議案第14号で少し説明をいたしましたけれども、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員について人事評価制度や再就職者による依頼等の規制の導入が行われます。この人事評価制度の導入などで、降任が、職員をその職員が現に任命されている職より下位の職に任命することと定義されたことに伴いまして、降任も伴わない降格を降号とあわせて降給に該当することとされたため、意に反する降給に関して必要な事項を規定するものです。第1条は、その目的を規定しております。第2条で、降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること）と降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること）の2種類と規定をしております。第3条は、降格の事由としまして、ア、人事評価等で最下位の段階である場合、勤務実績がよくないと認められる場合で、指導等を行ったにもかかわらず改善されない場合、イ、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障等がある場合、ウ、職務の遂行について、事実に基づき適格性を欠くと認められる場合で、指導等を行ったにもかかわらず改善されない場合としております。第4条は、降号の事由ですが、人事評価等で最下位の段階である場合、勤務実績がよくないと認められる場合で、職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導等を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合としております。第5条は、通知書の交付について、第6条で、受診命令に従う義務を規定しております。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第16号、大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案集は51ページから52ページ、説明資料集は49ページになります。

説明資料集の49ページで説明をいたします。人事行政の運営等の状況の報告及び公表につきましては、地方公務員法第58条の2の規定により、職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件（分限及び懲戒含む）、研修及び勤務成績の評定等を広報やホームページで公表しておりますが、今回、人事評価や退職管理の規定等が盛り込まれましたので、報告、公表する項目に加えるものです。

議案集の52ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第17号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案集は53ページから54ページ、説明資料集は50ページになります。

第1条が職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第2条が大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となっております。今回の改正は、地方公務員法第24条が改正されたため条項の整理を行ったものです。第1条、第2条ともに、第6項を第5項に改正するものです。

議案集の54ページで、附則で、施行期日は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第18号、大津町税条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

議案集は55ページから60ページ、説明資料集は51ページから59ページになります。

説明資料集の51ページをお願いいたします。1、改正の趣旨ですが、今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっておりますけれども、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に関する担保の徴収基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、大津町税条例に規定を追加するものです。

2、猶予制度。(1) 徴収の猶予ですが、次の理由により町税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。①財産について災害を受け、または盗難にあったとき。②納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。③事業を廃止し、または休止したとき。④事業について著しい損失を受けたときなどです。(2) 換価の猶予は、納税について誠実な意思を有する者が、町税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

3、改正の概要ですが、地方税法が改正され、担保の徴集基準など幾つかの事項が町の条例に委任されております。条例を定めるにあたり、概ね国税の基準に準拠してしておりますけれども、担保を取る基準額につきましては、県税や近隣市町と合わせた金額50万円を規定しております。

4、主な改正内容ですが、第8条は、徴収猶予に係る徴収金の分割納付等についてですが、第1項で、合理的かつ妥当なものに分割して納付できる。第2項は、分割納付の各納付期限及び納付期限ごとの納付金額、次のページで、第3項は、分割納付の納付期限ごとの納付金額の変更について、第4項では通知関係、第5項は、変更したときの通知関係を規定しております。第9条は、徴収猶予の申請手続等について規定をしております。第1項は、申請書への記載事項についてですが、第1号から第6号に規定する事項を記載するとしております。第2項は、申請書への添付する書類について規定をしております。第1号から第4号の書類を添付することにしております。第3項は、法定納期限から1年を経過した日以後に、納付すべき金額が確定した場合において、一時に納付ができないときの徴集の猶予の申請書の記載事項について、第1号、第2号で規定をしております。第4項は、添付する書類は、第2項の第2号から第4号までの添付書類としております。

次のページの第5項は、徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項を第1号から第4号で定めています。第6項では、災害等による徴収の猶予や期間の延長を申請する場合の申請書の添付書類は、第2項第4号の書類としています。第7項で、申請等に不備があったときの訂正期限は20日以内としております。

第10条は、削除規程をそのまま残しております。

第11条は、職権による換価の猶予手続等ですが、第1項は、職権による換価の猶予や期間の延長の場合の納付方法等を規定し、第2項、第3項では、第8条、第9条の規定を準用するとしております。

第12条は、申請による換価の猶予の申請手続等ですが、第1項で、申請期限を町税の納期限から6カ月としております。第2項は、分割して納付する方法、第3項で、分割の計画の策定など、第8

条の規定を準用するとしています。第4項は、申請による換価の猶予の申請書の記載事項を第1号から第3号で規定し、第5項は、申請書の添付書類は、第9条の規定を準用するとしております。

次のページの第6項は、申請による換価の猶予期間の延長の申請書への記載事項で、第1号から3号に規定をしております。第7項は、申請書等に不備があったときの訂正期限を20日以内としております。

第13条は、徴収の猶予、職権による換価の猶予または申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合を規定するもので、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合などとしております。

55ページからが新旧対照表となっております。

議案集の60ページで、附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

経過措置としまして、施行日以後の申請等について適用し、同日前にされた徴収猶予等については従前の例によるとしております。

続きまして、議案第19号、大津町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集は61ページから62ページ、説明資料集は60ページから61ページになります。

大津町男女共同参画推進条例につきましては、昨年3月の議会におきまして、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図る目的で条例の制定をお願いしたところでございます。その中で、何点か漏れている項目があるのではないかと質疑がございました。この点につきましては、基本理念や関連する条文に包括的に含まれており、男女共同参画推進プランの中に織り込んで取り組んでいきたいと答弁をさせていただきましたけれども、総務常任委員会で審議の結果、生涯を通じた健康への配慮、特に女性の出産などへの配慮、学校教育、社会教育での学習推進と支援、公衆に表示する情報、表現への配慮など、3点について不足していると思われるので、今後の見直し、充実を期待したいとの意見が付されての採択でございました。その後、男女共同参画審議会等と協議を重ねてきましたが、条例の中で指摘があった項目を明確に示し、今後改定します男女共同参画推進プランで具体的に取り組んでいくため、条例を改正しようとするものです。

説明資料集の60ページをお願いいたします。第3条、基本理念の第5号として、男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関して互いの意思が尊重され、かつ生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されることを付け加えております。これは、男女が相手の性を尊重し、理解し合い、思いやりを持って生きていくこと。男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分理解し、妊娠や出産時期を含め、思春期、更年期、老年期など、誰もが生涯を通じて健康な生活が確保されることが重要であるため規定するものです。第6号に、男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われることとしております。第10条の見出しに、及び教育を加え、第2項に、町は、学校教育、家庭教育及び社会教育その他あらゆる教育を通じて基本理念に関する町民の理解を

深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のため必要な措置を講じるよう努めるものとするを加えております。第14条、公衆に表示する情報における表現の配慮として、何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力を助長し、または連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならないとしております。第14条、第15条を繰り下げております。

議案集の62ページで、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 議案第20号、大津指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の63ページから88ページ、説明資料集は62ページから112ページになります。

議案集の63ページをお願いいたします。この改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。平成26年に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立し、医療、介護の連携強化をはじめ、地域支援事業の見直しや地域医療構想策定など、順次施行されてきておりますけれども、今回の省令は、28年4月1日施行分として2月5日に公布されたものです。

今回公布された省令の主な内容は、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所については、これまで大規模施設も含めて都道府県が指定を行っていましたが、少人数でも生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があり、市町村が指定を行う地域密着型サービスに移行するため、地域密着型通所介護として、新たに創設されたものです。

64ページをお願いいたします。この新たに創設されたものにしたがって、基本方針及び人員、設備、運営に関する基準が示されております。なお、対象となる施設は大津町内に5カ所ございます。また、難病を有する重度要介護者、またガン末期の人たちを対象にした指定療養通所介護についても、これまで居宅サービス事業として位置付けられ、都道府県が指定を行っていましたが、地域密着型サービスに移行し、市町村が指定を行うこととなり、基本方針及び人員、設備、運営に関する基準が示されたところでございます。こちらについては、大津町内には対象施設はございません。国が示す基準には、したがうべき基準と標準とすべき基準、それ以外で参酌すべき基準として示されていますが、人員配置基準や寄宿面積基準、安全の確保に密接に関連するものなどはしたがうべき基準となっております。

今回、条例を改正するにあたり、したがうべき基準として示され、そのまましたがったのが議案集の65ページをお願いいたします。59条の3従業員の員数の条文。

67ページをお願いいたします。59条の4管理者の条文。

74ページをお願いいたします。59条の18事故発生時の対応の条文。

76ページをお願いいたします。第59条の23従業員の員数の条文。

77ページをお願いいたします。59条の24管理者の条文及び59条の26部屋の面積の条文となっております。

また、標準とすべき基準として示され、そのまましたがったのが、同じページの59条の25利用定員の条文となっております。

そのほかは参酌すべき基準として示されたものですが、利用者の処遇の向上、適切な事業の運営の確保の観点から町内の実情を踏まえ、検討した結果、国が示した基準で特に支障が生じておらず、基準の変更や新たな設定が不要と判断し、国の基準と同一の内容としております。ただし、サービスの提供の記録等の保存につきましては、保存年限2年として示されておりましたが、介護給付は金銭債権としての性格を持っていることから、金銭債権は、地方自治法では5年間とされており、整合性を図るため、5年間とすることとしました。

74ページをお願いいたします。この74ページから75ページにかけての59条の19の記録の整備という条文と、83ページをお願いいたします。59条の37の記録の整備という条文で5年間保存しなければならないとしております。

続きまして、73ページをお願いいたします。第59条の17第1項で、運営推進会議を設置し、活動評価を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないと規定しております。ただし、小規模多機能型居宅介護など、従来の指定地域密着型サービス基準では、概ね2月に1回以上開催することとしておりましたが、今回新たに追加された地域密着型通所介護では、概ね6月に1回以上開催することとしております。これは小規模な通所介護事業所の多くが地域密着型通所介護に移行することが見込まれることを考慮し、市町村の事務負担増を少しでも軽減するための措置として示されたものであり、町としてもこの基準にしたがっております。

84ページをお願いいたします。上から5行目から6行目でございますけれども、指定同様、通所介護についても、ただいまご説明申し上げました運営推進会議を第59条の17第1項の規定を準用し、6月を12月と読み換え、こちらは概ね12月に1回以上開催しなければならない規定としております。

今回の主な改正内容は、ただいまご説明申し上げたところでございますけれども、改正に伴い、新たに条文を追加したり、削除したことにより、準用規定や読み換えの整理を行っております。

議案集の88ページをお願いいたします。附則第1条で、この条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。第2条で、経過措置を設けており、これまで都道府県の指定を受けていた利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が指定小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、指定小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所として、必要な宿泊室の設置については、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日である平成28年4月1日の前日までに厚生労働省令で定める別段の申し出を行えば、平成30年3月31日までの間を整備に係る猶予期間としております。

続きまして、議案第21号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防

のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案集の 89 ページから 92 ページ、説明資料集は 113 ページから 119 ページになります。

議案集の 89 ページをお願いいたします。この条例の改正も、先ほどご説明申し上げました、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

90 ページをお願いいたします。改正の主な内容は、第 39 条の第 1 項、第 2 項を第 3 項、第 4 項とした上で、第 1 項及び第 2 項を加え、これまで運営推進会議の設置を義務付けられていなかった介護予防認知症対応型通所介護についても、新たに概ね 6 月に 1 回以上開催することとともに、第 2 項で記録を作成し、公表するよう義務付けたものでございます。こちらは大津町内に 2 カ所ございます。また、第 5 項を加え、介護予防認知症対応型通所介護についても小規模多機能型居宅介護などと同様に、地域に開かれた運営を行うよう努めなければならないものとしています。また、これまでの介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における運営推進会議については、91 ページの中ほどと下から 3 行目ほどでございますけれども、6 月とあるものを 2 月と読み換えて、これまでと同様に、概ね 2 月に 1 回以上開催することとしております。

以上のような内容によりまして、条文を新たに追加したり、削除したことにより、準用規定や読み換えの整理を行っているところでございます。

92 ページをお願いいたします。附則第 1 条で、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日からとしております。第 2 条で経過措置を設けており、議案第 20 号と同様に、これまで都道府県の指定を受けていた利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際の猶予期間を設けているところでございます。

続きまして、議案第 22 号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

議案集の 93 ページから 99 ページ、説明資料集は 120 ページから 129 ページになります。

議案集の 93 ページをお願いいたします。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の独自利用事務の追加と同一機関内で特定個人情報の収集を行う事務を追加するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集でご説明します。資料集の 120 ページをお願いいたします。第 2 条第 1 項の次に第 2 項を追加し、別表第 2 で規定しております、特定個人情報の用語について、いわゆる番号法において規定されている用語を引用している旨の規定を追加しております。

特定個人情報の用語とは、資料集の 124 ページをお願いいたします。改正前の特定個人情報の欄で、住民票関係情報や生活保護関係情報などがこれにあたります。これらの用語については、番号法において規定されている用語の例によるとしております。

資料集の 121 ページ、122 ページをお願いいたします。次に、別表第 1 の 4 と 5 の項をそれぞれ



れ15、16とし、その間に、4の項から14の項までを加えております。改正後の別表第1の第4の項にあります、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務と、第12の項にあります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務につきましては、番号法において、個人番号が利用できる事務として既に規定されております。しかしながら、地域支援事業及び地域生活支援事業につきましては、具体的な事業の内容や事務処理が各町村の裁量に委ねられているという性質上、市町村がそれぞれの実情に応じて個人番号を利用するか否かを判断することの方針が厚生労働省から12月15日に示されました。12月議会において本条例の制定が行われ、1月から個人情報利用が開始されたところでございますが、この国の方針を受け、地域支援事業と地域生活支援事業につきましては、独自利用事務に追加した上で同一機関内で特定個人情報の収集が行うことができるよう改正しようとするものでございます。また、第5の項から第11の項にあります、高齢者福祉に関する各事業と第13の項から第14の項にあります障害者福祉に関する各事業につきましても、地域支援事業及び地域生活支援事業の趣旨、目的を同じくする事業であることから、あわせて改正しようとするものです。

先ほど、第2条第2項を追加し、特定個人情報の用語について番号法に規定されている用語を引用する規定を追加したところですが、資料集の123ページをお願いいたします。改正前の第1の項の特定個人情報の欄の療育医療等関係情報と所得税関係情報。124ページをお願いいたします。第3の項の特定個人情報の欄の一番下の療育介護等関係情報。125ページをお願いいたします。特定個人情報の欄、一番上の障害児福祉手当または特別障害者手当または経過的福祉手当情報としておりました、それぞれの用語につきましては、番号法に規定されていませんので、法律に基づく用語であることがわかるよう改正しようとするものでございます。

125ページから129ページをお願いいたします。第4の項から第14の項につきましては、先ほどご説明しました、独自利用事務の追加分について対象となる特定個人情報を規定しようとするものです。

最後に、議案書の99ページをお願いいたします。施行日につきましては、附則で、公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第23号、大津町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例についてご説明します。

議案集の100ページをお願いいたします。公の施設を廃止し、普通財産として貸し付けるため、条例を廃止しようとするものですが、大津町高齢者生きがいセンターにつきましては、高齢者の生きがいづくり活動を支援する施設として、現在、シルバー人材センターに指定管理者として管理運営をお願いし、管理委託料12万円で技能・伝承活動などの事業を行っていただいております。行政財産である公の施設は、広く住民の利用に供するための施設であります。現状では、技能・伝承活動などの事業を行っていただくなど、広く一般にも開放はしていますが、現実としましては、シルバー人材センターの会員さん以外はなかなか利用されていないようでございます。また、老人クラブ活動を

はじめ、生きがいつくりや高齢者福祉につきましては、現在、老人福祉センターで行われていることから、高齢者生きがいセンターにつきましては、高齢者の就労支援に特化したところでのシルバー人材センター活動に絞ったところでの位置付けを確立させたほうが望ましい施設の管理方法であると考え、今回、指定管理期間の終了に伴い、施設の位置付けを普通財産とし、シルバー人材センターに貸し付けたいと考えているところです。なお、貸付料につきましては、運営費を町から補助している関係もあり、無償貸し付けで行いたいと考えているところでございます。

議案集の101ページをお願いいたします。指定管理期間が3月31日まででございますので、附則で、条例の施行期日を4月1日としております。

続きまして、議案第24号、大津町若草児童学園条例を廃止する条例についてご説明します。

議案集の102ページをお願いいたします。若草児童学園の民間移譲に伴い、条例を廃止しようとするものでございます。若草児童学園は、現在、指定管理により、民間の事業者が運営しておりますが、昨年12月に議会にもご説明しましたが、指定管理では数年に1回必ず指定管理者の募集を行いますので、事業者が変わる可能性があり、子どもたちの世話をしている職員の方たちの雇用が不安定となっていることから、職員の方たちの雇用の安定を図り、子どもたちが安心して生活できるような環境を整えることを目的として指定管理期間が終了することに伴い、民間に正式に移譲したいとして準備を進めてきたところでございます。今回、公募を行い、選定委員会を経て事業者が決定しましたので、若草児童学園を民間に移譲することとして条例を廃止しようとするものです。

議案集の103ページをお願いいたします。指定管理期間が3月31日まででございますので、附則で、条例の施行期日を4月1日としております。

続きまして、議案第25号、財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

議案集の104ページをお願いします。大津町若草児童学園の民間移譲に伴い、同学園の建物及び付属備品を無償譲渡しようとするものです。備品につきましては、議案書の106ページ、107ページに記載のとおりでございます。

今回、建物及び付属備品を無償譲渡することとしましたのは、建物は平成13年に国の補助を受けて現在の地に新築移転したものでございます。国の補助を受けていますので、補助金適正化法の制約を受け、建物を有償譲渡すれば補助金を返還しなければならないというのがまず第一番目の理由でございます。次に、若草児童学園は、社会福祉法で障害福祉重症施設として、第1種社会福祉事業に位置付けられており、国・地方公共団体または社会福祉法人が経営することを原則とされている施設であり、もともと経営的には厳しいものがありますので、建物などについては、補助金返還の問題もあり、少しでも経営の安定を図り、子どもたちが安心して生活できるような環境を整えるために無償譲渡としたものでございます。

説明資料集の130ページから132ページをお願いいたします。社会福祉法人と締結します無償譲渡に関する仮契約書を掲載しております。町との契約の中でも、第10条で実地調査という項目を入れ、建物等の使用状況について実地調査できることや報告を求めることができるようにして、適正な運営の監視ができるよう定めているところでございます。

議案集の105ページをお願いいたします。無償譲渡する財産は、建物及び付属備品で、若草児童学園園舎及び別紙財産目録に記載の備品で、無償譲渡の相手方は、熊本県菊池郡大津町美咲野3丁目22番地4、社会福祉法人白川園、理事長吉良朋広氏。無償譲渡する日は平成28年4月1日としております。

続きまして、議案第26号、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

議案集の108ページをお願いいたします。提案理由は、大津町楽善ふれあいプラザの管理及び運営を、効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものでございます。

説明資料集の135ページをお願いいたします。1番目の対象施設及び2番の目的につきましては、記載のとおりです。3番の現在の指定管理者及び期間等についてでございますが、楽善ふれあいプラザは、現在若草児童学園と一緒に平成25年4月1日から本年3月31日までの3年間、社会福祉法人秋桜会が指定管理者として指定を受けられ、年間委託料としまして46万5千円をお支払いし、運営を行っていただいております。第24号議案でもご説明申しましたように、若草児童学園は民間に移譲したいということで廃止条例を提案させていただいておりますが、楽善ふれあいプラザにつきましては、介護予防を目的として設置したところの公の施設であり、今後とも設置目的にしたがい、町の施設として事業を行っていきたいと考えております。4番の平成28年度以降の指定期間等でございますが、平成28年4月1日から5年間を計画しております。また、管理委託料は0円としております。5番の非公募による指定管理者の選定についてでございますが、若草児童学園と同一敷地内にあることや保安設備の操作機器が同学園の事務所に設置してあるため、一体的な管理運営が妥当であることから、若草児童学園を民間移譲するにあたり、指定管理料0円で大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者となることを条件として募集を行い、社会福祉法人白川園が移譲先候補として決定したことにより、社会福祉法人白川園を大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者として管理運営を行わせることとして公募しないものとしました。

説明資料集の136ページをお願いいたします。6番の指定管理者候補者選定の経過の(1)指定管理者の候補者の選定につきましては、ただいまご説明申し上げましたように、非公募で候補者を選定し、事業計画書やプレゼンテーションなどにより総合的に評価したものでございます。(2)指定管理者の選定委員会の設置につきましては、外部有識者4名を含む7名で組織し、2月8日に開催しました。内容等につきましては、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行っております。審査基準につきましては、審査基準に基づき、各審査委員においての審査という形をしております。審査内容につきましては、そこの書いてありますとおりの項目で行っております。審査結果につきましては、総得点509.9点、平均85.0点ということになっております。(3)の選定結果の町長及び候補者の通知は2月8日に行っております。

議案書の109ページをお願いいたします。ただいまご説明申し上げましたように、大津町楽善ふれあいプラザを社会福祉法人白川園を管理者として指定し、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで管理運営させるものでございます。

続きまして、議案第27号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案集の110ページをお願いいたします。提案理由は、大津町老人福祉センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものでございます。

説明資料集の137ページをお願いいたします。1番、対象施設及び2番の目的につきましては、記載のとおりでございます。3番の現在の指定管理者及び期間についてでございますが、平成23年4月1日から平成28年の3月31日まで5年間、社会福祉法人、大津町社会福祉協議会が指定管理者として指定を受けられ、年間委託料としまして1千32万5千円をお支払いし、運営を行っていただいております。5番の非公募による指定管理者候補の選定についてでございますが、老人福祉センターは、老人福祉法に基づき、平成3年に設置され、当初から施設管理はより、デイサービスセンター事業なども大津町社会福祉協議会に委託してきており、平成18年度から本年度まで指定管理者として10年間適正な管理運営に取り組んで来られたという実績があり、大津町老人福祉センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できると判断し、非公募としたものでございます。6番の指定管理者候補者選定の経過の(1)指定管理者候補者の選定につきましては、ただいまご説明申し上げたように、非公募で候補者を選定し、事業計画書やプレゼンテーションなどに総合的に評価したものでございます。(2)の指定管理者選定委員会の設置につきましては、先ほどご説明申し上げました、楽善ふれあいプラザと同じ日に、同じ委員で、ほとんど同じ審査内容に審査を行っております。審査結果につきましては、総得点527.3点、平均86.2点ということになっております。(3)の選定結果の町長及び候補者への通知は2月8日に行っております。

議案書の111ページをお願いいたします。ただいまご説明申し上げましたように、大津町老人福祉センターを社会福祉法人大津町社会福祉協議会を指定管理者として指定し、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで管理運営させるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。

2時15分から再開いたします。

午後2時07分 休憩

△

午後2時16分 再開

○議長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第28号から議案第30号までの説明を求めます。

総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長(徳永 太君) それでは、議案第28号、平成28年度大津町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。併せまして、別冊の当初予算の概要もご参照をよろしく申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6千404万3千円と定めています。対前年度比で5億9千577万5千円で、率では4.8%の増加となっています。

第2条の債務負担行為の取り扱いから第5条の歳出予算の流用まで記載のとおり定めているところでございます。

次に、8ページをお願いしたいと思います。第2表は、債務負担行為です。最初のネットワーク機器借上料は、電算室や庁舎各階及び出先機関で、ネットワークにおいて中継を行う機器の入れ替えに伴う借上げでございます。次の事務用パソコン借上げは、事務用パソコンの5年経過による入れ替えが50台、自治体情報セキュリティ対策に伴うインターネットへつなぐ専用端末が30台分の借上料でございます。次の小学校教育用タブレット借上料は、室小学校に41台分を新規に配置する借上料でございます。次の小学校校務用パソコン借上料とその下の中学校校務用パソコン借上料は、校務用パソコンとしまして、小学校79台、中学校50台分の入れ替えに伴う借上げでございます。

9ページをお願いいたします。第3表地方債です。1の臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補てんするもので、国の地方財政計画を参考に計上しています。2の町道整備事業は、町道杉水水迫線のほか、町道整備に伴うものです。3の県道負担金は、県道瀬田熊本線のほか、県道改良などに伴うものです。4の町道整備事業は、大林57号線防護柵設置工事に関わるものでございます。5の都市再生整備計画事業は、中心市街地地区、北部地区、南部地区の社会資本整備に係るものでございます。6の町営住宅整備事業は、曙団地改修事業に伴うものです。7の自然災害防止事業は、真木地区ほか、県の河川工事改修に伴うものです。8の消防施設整備事業は、防火水槽1基、小型ポンプ2台、県防災行政システム無線整備負担金に係るものです。9の一般公共事業は、上井手及び下井手の県営事業の負担金に係るものです。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。款1、項1、目1の議会費で、対前年度比867万4千円の減額は、議員共済組合負担金の減額が主なものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。目5財産管理費の節19で3の熊本県電子入札共同システム負担金は、入札業務の効率化を図るため、28年度から本格運用に関して、熊本県が開発しました電子入札システムに参加するために負担するものでございます。

60ページをお願いいたします。目6、節19の補助金で、地方創生・地域住民主体の地域活性化促進事業補助金は、27年の先行型上乘せ事業で実施しています継続事業としましてからいもを使った商品開発の関連で、県外・県内での大津マルシェの開催、民間企業との連携による商品開発、さらに27年度実施しました空家調査をもとに、空家のイノベーションモデル事業を実施するもので、いずれも実行委員会に補助するものでございます。

次に、65ページをお願いいたします。目10男女共同参画推進費、節13の委託料で、女性の職業生活における活躍推進事業の業務委託で、これも地方創生加速型として国に申請をしているところでございます。

69ページをお願いいたします。目15社会資本整備総合交付金事業です。節15の工事費で防犯

灯のLED化、防犯カメラの設置、県が予定されてます肥後大津駅南側交番建設に関する町の工事分を計上しているところでございます。目16の合併60周年記念事業ですが、昭和31年8月に大津町が誕生し60年が経過しましたので、記念式典の経費と関連事業の経費を計上していますが、関連事業につきましては、実行委員会で実施するようにしています。

次に、70ページをお願いいたします。目17国際交流事業費は、款7の商工費から款2の総務費に組み替えたものでございます。

79ページをお願いいたします。項4、目3参議院議員通常選挙は、28年7月25日の任期満了に伴う選挙にかかる費用でございます。

80ページをお願いいたします。目4の町長選挙費は、平成29年2月9日の任期満了に伴う選挙の執行経費を計上しています。

82ページをお願いいたします。目5の町議会議員一般選挙は、平成29年2月28日の任期満了に伴う選挙の執行経費を計上しております。

次に、89ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費、節28のうち、国民健康保険特別会計繰出金は、財源不足を補うための法定外の繰り入れとして7千万円が含まれております。介護保険特別会計繰出金は、増額での計上となっております。

92ページをお願いいたします。目2障害者福祉費、節20の扶助費のうち、障害児支援事業は、施設及び利用者の増などにより、6千454万円の増額を予定しております。扶助費全体では4千600万円の増額となります。

99ページをお願いいたします。目8人権教育啓発費、節19の補助金の1で町人権・同和教育推進協議会補助金につきましては、9月に合志市で開催されます熊本県人権同和教育研究大会、11月に熊本市で開催されます全国人権同和教育研究大会の参加者負担金を含めて計上をしております。

102ページをお願いいたします。目10臨時福祉給付費、節19の補助金のうち臨時福祉給付金は、消費税率引き上げによる影響を緩和するために措置されているものですが、昨年度は給付対象者1人につき6千円でしたが、本年度は3千円で約6千人を、補助金の2は、対象者約500人で1人当たり3万円を計上し、いずれも経費は全額国が負担をいたします。

次に、105ページをお願いいたします。項2、目1児童福祉総務費、節15の室小学校校区学童保育施設建設工事他と節18室小学校校区学童保育施設備品は、学童保育施設を建設しようとするものでございます。

108ページをお願いいたします。目4保育給付費、節19の負担金ですが、新しい子育ての制度により名称も子育てのための教育・保育給付費となりましたが、私立保育所への運営費の負担金です。入所児童数が増えたことや単価の見直しなどにより、約1億3千万円増額となっております。

110ページをお願いいたします。項2、目7社会資本整備交付金事業で、大津保育園の太陽光設置工事などを計上しております。

次に、121ページをお願いいたします。款4、項1、目9新エネルギー等推進費、節19の補助金のうち1.住宅用省エネシステム補助金として、太陽光や燃料電池システム及びガス熱供給システ

ムなどの設置に対する補助金で、1件当たり5万円の限度額で60件分を計上しております。

129ページをお願いいたします。目5農業構造改善費は、総合交流ターミナル岩戸の里及びその周辺施設の維持管理に関する経費です。

133ページをお願いいたします。目7補助整備費、節19補助金の2. 迫井手地区農業経営高度化支援事業補助金8千700万円は、農地集積に関する奨励金で、国・県・町の負担となっております。

139ページをお願いいたします。款7、項1、目2商工振興費、節19補助金の5ですが、海外販路拡大等事業補助金は、この事業も継続としまして、地方創生加速金で国に申請をしているところでございます。

140ページをお願いいたします。目3観光費で、昨年までは地域おこし協力隊関連の事業費は節ごとに分けて予算化していましたが、今年度は協力隊員の活動を円滑に実施するため、報酬以外を補助金として計上しております。

144ページをお願いいたします。目6社会資本整備総合交付金事業で、上井手の景観整備の工事を予定しております。

149ページをお願いいたします。款8、目2、節15の工事請負費は、西鶴前田線舗装工事のほかの補修工事でございます。目3の道路新設改良費は、町道杉水水迫線のほかの改良工事や県道改良工事の負担金などを計上しております。

次に、155ページをお願いいたします。目5社会資本整備総合交付金事業で、節15で門出2号線の道路整備工事他を計上しております。

次に、161ページをお願いいたします。目3消防施設費、節15の工事請負費は、電源立地対策交付金事業で内牧地区に消防防災倉庫を建設するもので、また、そのほかに防火水槽の新設と老朽化した防火水槽の解体費用などを計上しております。

164ページをお願いいたします。目5災害対策費、節19負担金の6. 県防災行政無線システム負担金は、28年度だけの事業で、財源は緊急防災・減災事業債として計上しております。補助金の1. 地域防災活動支援事業は、27年度の継続事業として計上しております。

165ページをお願いいたします。目7社会資本整備総合交付金事業は、若草学園南の青年開発隊跡地に防災備蓄倉庫を建設する予算を計上しております。

次に、173ページをお願いいたします。款10、項2、目1、節15の工事請負費は、南小学校の駐車場整備や東小学校の体育館の床改修など、小学校の施設改修費を計上しております。

177ページをお願いいたします。項3、目1中学校の管理費、節15工事請負費は、北中学校の駐輪場増設工事などが主なものでございます。

184ページをお願いいたします。項5、目1社会教育総務費、節19の補助金の3. 地域生涯学習施設等改修補助金は、杉上区公民館の調理室改修補助が主なものでございます。

次に、195ページをお願いいたします。目7図書館運営費、節15図書館駐車場拡張・整備工事及び次の196ページの節17公有財産購入費は、図書館西側の民有地を購入し、駐車場として整備するものでございます。目8社会資本整備総合交付金事業は、28年度より事業を開始します北部癒しの

里及び南部観光地区を整備するもので、節13の委託料は、真木地区にあります野外活動研修センターの改修工事の設計費用として、また、次の197ページの節17及び節22は、南部地区の整備費用を計上しているところでございます。

次に、197ページをお願いします。項6、目1保健体育総務費、節1の地域おこし協力隊、その次の次のページです。199ページの節19の補助金の6、地域おこし協力隊助成金は、地域おこし協力隊を1名雇用する費用を計上しています。テーマは、スポーツ施設を活かしたスポーツコンベンションの推進ということで募集を予定しているところでございます。

次に、204ページをお願いいたします。目3学校給食費です。節13の委託料のうち、米飯炊飯委託料及び節15学校給食センター改修他工事は、給食提供の対象数の増加に対応するため、米飯炊飯の委託と改修工事を実施するものでございます。

205ページをお願いします。目4社会資本整備総合交付金事業は、運動公園多目的広場を夜間照明付きの人工芝に改修するための工事費でございます。

208ページをお願いいたします。款12公債費です。28年度末の起債残高は131億6千283万円となる見込みです。そのうち、臨時財政対策債の残高は66億5千154万円で、起債残額の50.5%となる見込みです。

次に、209ページの款13予備費で財源調整をしているところでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。款1、項1、目1の個人町民税は、納税義務者の増を見込んで増額で計上しています。目2の法人町民税は、前年度の実績見込みを考慮して減額で計上しています。項2、目1固定資産税です。土地は少し減額を見込んでいますが、家屋及び償却資産につきましては、全体で1億4千900万円の増額を見込んでいるところでございます。

14ページをお願いいたします。項3軽自動車税は、税率改正や登録台数の増加により増額で計上しています。

15ページをお願いいたします。款2、項1、目1の地方揮発油譲与税から18ページの款10地方交付税までは、いずれも国の地方財政計画と前年度の実績を参考に計上していますが、17ページの款7地方消費税交付金の増額は、平成26年4月の税率改正に伴う増額を見込んでいるところでございます。

19ページから24ページまでをお願いいたします。款の12分担金及び負担金から款の13使用料及び手数料までは、実績と見込みにより計上をしております。

25ページをお願いいたします。款14、項1、目1民生費国庫負担金の節1児童福祉費負担金は、新子育て支援制度により、子どものための教育・保育給付費国庫負担金と名称も変更になり、給付単価の見直しや児童数の増により、約6千万円増額しています。県の負担金も同様に計上しています。また、節4の障害者福祉負担金は、障害児の対象施設の増加や利用者増により、約2千万円増加しています。

27ページをお願いいたします。目3土木費国庫補助金の増額は、都市再生整備の中心市街地整備



の最終年度分を計上しています。

32ページをお願いいたします。款15、項2、目4農林水産事業費県補助金は、それぞれ実数に伴う県の補助金ですが、2番目の青年就農給付金は、対象者の増加により、約1千400万円増加しています。

39ページをお願いいたします。款18、項2基金繰入金です。目1の減債基金繰入は、財源対策債の償還分です。目2大津町公共施設整備基金繰入金は、社会資本整備総合交付金事業や道路整備など一般財源分を繰り入れるものです。目4財政調整基金繰入金は、財源不足を補うために繰り入れるもので、結果、28年度末の財政調整基金残高は21億7千万円と見込んでいます。

45ページをお願いいたします。款21町債につきましては、9ページの第3表地方債の表で説明したとおりでございます。

最後に、給与費の明細についてご説明申し上げます。210ページをお願いいたします。

1の特別職です。その他の特別職の人数の減少は、国勢調査の統計調査員などの減少によるものです。また、報酬額の増加は、地域おこし協力隊などの報酬にかかるものでございます。

211ページをお願いします。2の一般職は、常勤と非常勤に分かれて計上しています。職員数は常勤が4人減、非常勤が2人減となっています。常勤の職員数は27年度退職予定が13人で、新規採用が9人でしたので合計4人の減員となっております。非常勤の職員の減につきましては、スポーツの森総合体育館のトレーニングルームの管理を委託したことによるものが主なものでございます。また、時間外手当勤務の主な増額は選挙関係事務の増加によるものでございます。

次の212ページから218ページにかけては、給与及び職員手当の増減明細及び給料及び職員手当の状況を記載しております。

次に、219ページ、220ページをお願いします。地方債の現在高の状況等の調書を記載しております。

また、221ページから231ページにかけては、債務負担行為の事項等の調書をあわせて記載しているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 議案第29号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の中ほどのピンクの表紙をお願いいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億1千244万2千円と定めております。前年度と比較をしますと1億1千971万5千円の増額となっております。第2条で一時借入金の限度額を1億円としております。

それでは、歳出からご説明いたします。

予算書の19ページをお願いいたします。予算の概要は50ページからとなっております。

款の1、項の1、目の1一般管理費は、国民健康保険事業運営のための事務費が主なものです。節

13 委託料で、国保連合会に支払う共同電算委託料及びレセプト点検委託料を計上しております。目2 連合会負担金は、平等割、被保険者数割等で算定される国保連合会の負担金でございます。

21 ページをお願いいたします。款2、項1、目1 一般被保険者療養給付費は、医療費の7割を医療給付費として保険者が負担するものですが、平成27年度の実績見込みにより3千万円増額しております。目2 退職者被保険者等療養給付費は、退職者医療制度の経過措置が平成27年度末をもって終了したことにより、27年度決算見込みよりは減少する見込みですけれども、当初予算比では90万円の増額となっております。

22 ページをお願いいたします。款2、項2、高額療養費は、被保険者が同一月内に同一医療機関等に支払った医療費が一定の金額を超えた分を給付するものですが、療養給付費と同様増額で計上しております。

23 ページをお願いいたします。款2、項4、目1 出産育児一時金は、1件に42万円で45件分を見込んでおります。

24 ページをお願いいたします。款3、項1、目1 後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度で医療費の5割を国や市町村が負担し、後期高齢者の1割で、残りの4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担するもので、社会保険診療報酬支払基金の算定により1千660万5千円減額で計上しております。

26 ページをお願いいたします。款6、項1、目1 介護納付金は、介護保険の40歳以上65歳未満の2号被保険者に伴う納付金です。平成27年度からの第6期介護保険事業計画に基づき算定しておりますが、介護保険2号被保険者の負担率が減少しましたので減額となっております。款7、項1、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額医療費に対応するために国保連合会に拠出するもので、毎年増加をしております。

27 ページをお願いいたします。目3 保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成27年度から改正されました。それに伴い拠出金額が増加となっております。

28 ページにまたがっておりますけれども、款8、項1、目1 特定健康診査等事業費は、非常勤臨時職員賃金、特定健診、特定保健指導及び人間ドッグ等の事業に要する費用を計上しております。款8、項2 保健事業費では、共同電算委託や鍼灸施術費の経費を計上しております。

30 ページをお願いいたします。款10、項1 公債費は、平成22年度に熊本県広域化等支援基金から借り入れたものを5年間で返済するもので、28年度が最終年度となります。現在高の調書を32ページに掲載しております。款11、項1、目3 償還金は、平成27年度において前期高齢者交付金の過年度分が追加交付されたことにより、国と県に返還するものです。

31 ページをお願いいたします。款12 予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

9 ページをお願いいたします。款1、項1、目1 一般被保険者国民健康保険税は、被保険者の減少により420万円の減額、目2 退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度の経過措置は終了

しましたが、現在加入されている方は65歳までは継続となっており、被保険者数は減少しておりますけれども、被保険者1人当たりの保険税の伸びが見込まれ50万円の増額をしております。

11ページをお願いいたします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、国の負担金ですが、一般被保険者の療養の給費等の費用、後期高齢者支援金、介護納付等に要する費用をもとに算出しております。目2の共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての国の負担金で、拠出金の4分の1を負担しております。目3特定健康診査等負担金は、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導にかかる国の負担分で、費用の3分の1が負担されます。

12ページをお願いいたします。款3、項2、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金は、療養の給付等の費用の約9%を見込んでいます。節2特別調整交付金は、普通調整交付金で算定できない結核、精神にかかる医療費等が多額になった場合等に交付されるもので、見込みで計上しております。款4、項1、目1共同事業県負担金は、高額医療費共同事業に対しての県負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上しています。目2特定健康診査等負担金は、検診費用などの3分の1を国と同様に県が負担するものです。

13ページをお願いいたします。款4、項2、目1財政調整交付金は、県の補助分で、節1普通調整交付金は療養給付等の費用の約8%を計上し、節2特別調整交付金は、収納率向上や保健事業、医療費削減施策等に要した費用に対して交付されるもので、見込みで計上しております。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。款6、項1、目1前期高齢者交付金は、前期高齢者の療養の給付費等に対して本年度の概算額と前々年度の確定による調整額をあわせて交付されるものです。前々年度の給付費の確定額による精算分が前年度より増額となっています。前期高齢者の医療給付費や国保加入者に占める前期高齢者加入者数や加入率等により算定されるものです。

14ページをお願いいたします。款7、項1、目1共同事業交付金は、医療費のレセプト1件につき1カ月分80万円を超えた分に対して交付されるものです。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、医療費がレセプト1件当たり1円から80万円までの医療に対して交付されるものです。この事業は、国保連合会を実施主体として県下全市町村が拠出金を納め、医療費に対して交付されるものです。款1、項1、目1一般会計繰入金ですが、節1の保険基盤安定繰入金は、国保税の低所得者に対する軽減分に充てるための繰入金で、4分の3は県負担金、4分の1が町負担金となっております。

15ページをお願いいたします。節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費に相当する分を繰り入れるものです。節3助産費等繰入金は、出産一時金に充当するもので45件分を計上しております。節4の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化に向けた一般会計からの繰り出しについて、基準財政需要額により算定されるもので、所要の地方財政措置が講じられております。節5その他の繰入金は、国民健康保険特別会計予算編成で歳入不足が見込まれるため一般会計からの繰り入れを7千万円お願いするものです。

16ページをお願いいたします。款10、項1、目2その他繰越金は、前年同額の繰越額に平成2

7年度において追加交付された前期高齢者交付金のうちから返還金3千500万円を含めているため増額となっています。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第32号、平成28年度大津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書は後ろから4番目のピンクのところになります。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億5千953万1千円と定めています。前年度と比較して8千5万4千円の増額となっております。増加の主な要因は、認定者数の増加による給付費や介護予防事業等の増加によるものです。第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

最初に、歳出についてご説明いたします。

予算書の15ページをお願いいたします。予算の概要は58ページからでございます。

款1、項1、目1一般管理費につきましては、介護保険事業運営のための一般的な事務経費を計上しております。主なものは、節13の委託料で45万5千円を計上していますが、介護保険指導事業者等管理システム業務委託として、地域密着型サービス事業所の申請届出にかかる国保連携システムを導入するものです。節14の賃借料は、国保連合会電算システムライセンス料でございます。

16ページをお願いいたします。款1、項3、目1介護認定審査会につきましては、介護認定審査会に関する費用です。主なものは、節14使用料及び賃借料の介護認定支援システムの機器借上料です。

17ページをお願いいたします。節19の広域連合介護保険事業負担金は、現在、介護保険の認定事務を菊池広域連合で行っておりますけれども、その介護保険認定審査会関係事務費や人件費等の負担金です。

18ページをお願いいたします。款1、項4、目1計画策定等委員会費は、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に係る費用及び第7期介護保険事業計画の策定に伴う費用でございます。介護保険事業計画は、3年ごとに計画を見直していますが、現在の第6期介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度までですので、平成29年度には第7期介護保険事業計画の策定をするものです。主なものは、節13委託料で、第7期介護保険事業計画策定のための実態調査及びその分析業務の委託料です。節19負担金は、菊池圏域2市2町で行う介護保険事業計画策定のための実態調査委託の負担金でございます。款2、項1、目1介護サービス等諸費につきましては、介護保険サービスから自己負担分を差し引いた各種サービスの被保険者負担分の給付費を計上しています。27年度の実績等を見ながらそれぞれのサービス給付費を見込んでいますが、現在、地域密着型特別養護老人ホームとグループホームを整備中で28年度には開所する予定ですので、地域密着型サービス給付費が約8千500万円増え、2億6千510万円になるものと見込んでおります。その他の給付費につきましては、それぞれ減額ないし微増となっており、全体では約4千200万円の増額となっております。

19ページをお願いいたします。款2、項2、目1その他諸費につきましては、熊本県国民健康保

険団体連合会の介護給付費の審査支払手数料が主なものです。

20ページをお願いいたします。款2、項3、目1高額介護サービス等費につきましては、自己負担額が一般世帯の場合、合計で1カ月3万7千200円を超えた場合に高額介護サービス費としてその超えた分を給付するものです。款4、項1、目1、高額医療合算介護サービス等費は、介護サービス利用者が8月から翌年の7月までの1年間で支払った医療と介護の一部負担額が70歳以上の一般の世帯で年56万円を超えた場合にその超えた分を支給するものです。

21ページをお願いいたします。款3地域支援事業につきましては、介護保険法の改正により、新しい総合事業として再編しております。款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供するものです。主なものは、節13委託料で訪問型サービスとして、旧生活管理指導員派遣事業や通所型サービスとして、旧介護予防はつらつ元気づくり事業などを計上しております。節19負担金の介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2で総合事業に移行した訪問介護、通所介護サービスの給付費です。款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業のケアプラン作成経費などを計上しております。

23ページをお願いいたします。款3、項2、目1一般介護予防事業費の節13委託料で、介護予防買い物リハビリ事業委託や介護予防型ミニデイ事業などを計上しております。

24ページをお願いいたします。款3、項3、目1包括的支援事業の節13介護予防プラン作成委託は、要支援1、2の介護計画プラン作成を居宅介護支援事業所に委託するものです。

25ページをお願いいたします。高齢者虐待対応委託は、虐待対応支援チームに相談支援を委託するものです。地域ケア推進会議事業は、地域ケア会議運営委託分です。在宅医療・介護連携事業委託は、医療と介護の連携を図るため医師会に委託するものです。節19負担金補助及び交付金の派遣職員負担金は、社会福祉士1名と新たに主任ケアマネージャー1名と生活支援コーディネーター1名を派遣していただくための負担金です。

予算書26ページをお願いします。款3、項2、目2任意事業費の主なものは、節13の委託料で職の自立支援事業委託、いわゆる給食サービスやホットライン体制整備事業などを計上しております。

28ページをお願いいたします。款6、項1、目1予備費で財源調整をしております。

次に、歳入を説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。予算の概要は57ページからになります。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、4億4千809万4千円計上しております。被保険者数等の増加により、前年比1千546万9千円増加しています。

9ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金は、3億9千33万円計上しております。介護給付費の施設介護サービス等については15%、それ以外の介護サービス等については、国負担分は20%を計上しております。款3、項2、目1調整交付金の節1現年度分調整交付金は、介護給付費歳出見込み総額の6.53%、節2総合事業調整交付金は、総合事業費一般介護予防費の6.53%を計上しております。目2地域支援事業交付金は、歳出で総合事業の20%、包括的

支援任意事業の39%の所定の負担率で計上しております。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金の節1現年度分は、40歳から64歳の2号被保険者の介護給付金にかかる交付金で、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費の28%の交付率で市町村に交付されるものです。目2地域支援事業支援交付金については、総合事業一般介護予防事業について、同様に28%の割合で交付されるものです。款5、項1、目1介護給付費負担金の節1現年度分は、介護給付費の施設介護サービス等については17.5%、それ以外の介護サービス等については、県負担分12.5%を計上しております。

11ページをお願いいたします。款5、項2、目1地域支援事業交付金は、地域支援事業に対する件の交付金で総合事業が12.5%、包括的支援任意事業が19.5%の割合で交付されるものです。款6、項1、目1介護給付費繰入金の節1現年度分は、町が介護保険給付費に要する費用の12.5%を計上しております。

12ページをお願いいたします。目2地域支援事業支援交付金は、総合事業12.5%、包括的支援事業任意事業19.5%の割合で負担するものでございます。目3低所得者保険料軽減負担金繰入金は、低所得者の介護保険料軽減措置に対する補助金分です。目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、包括支援センターの職員給与費の繰り入れが主なものです。節2の事務費繰入金は、一般管理費、事務費、賦課徴収費、介護認定審査会費、認定調査等費のほか、包括支援センターが行う総合事業費や包括的支援事業費で給与費の3%の額を越えて実施する事業分を繰り入れるものです。

13ページをお願いいたします。款7、項1、目1利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子分です。款8、項1、目1繰越金1千800万円は前年度繰越金です。

14ページをお願いいたします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、要支援認定1に対するケアプラン作成収入でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第34号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書は後ろから2番目のピンクの表紙になります。新たな事業としまして、平成28年度から後期高齢者の健康を保持するために口腔の機能を向上させる口腔ケア事業が開始されます。

予算書の1ページをお願いいたします。予算の概要は61ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7千987万9千円としております。熊本県の後期高齢者の保険料は2年ごとに見直すこととなっておりますが、平成28年度もこれまでと同額となりました。均等割額は4万7千900円、所得割率が9.26%、課税限度額は57万円となっております。

歳出についてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務を行うための予算で、主なものは節12役務費で被保険者証を送付する簡易書留の郵便代と共同電算回線使用料

です。款1、項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務にかかる経費となります。

13ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料を広域連合へ納付するものです。対象者及び保険料の増加を見込んでおります。保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に対して一般会計より県負担分の4分の3、町負担分4分の1で繰り入れた分を支払うものです。款3、項1、目1健康診査費は、14ページの節13委託料で受診見込み者及び人間ドッグ60名分の委託料を計上しております。目2鍼灸施術費は、1人当たり年間30枚を限度に鍼灸券を発行しております。款4、項1、目1保険料還付金は、過年度分の保険料払戻金です。

15ページをお願いいたします。款5、項1、目1予備費で財源調整をしております。

続いて、歳入を説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料は、特別徴収対象者を前年度の実績をもとに、全体の55.74%、また、目2普通徴収保険料を全体の44.26%で計上しております。被保険者の増加も見込んでいるところです。

8ページをお願いいたします。款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか、徴収事務に係る分を一般会計から繰り入れるものです。目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置に対して一般会計より県負担分4分の3、町負担分4分の1を繰り入れるものです。目3保健事業等繰入金、節1鍼灸施術補助繰入金は、町の単独事業で鍼灸施術補助を行うため一般会計から繰り入れるものです。節2人間ドッグ補助繰入金は、人間ドッグの補助をするために一般会計から繰り入れるものです。

9ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、平成27年度の決算見込みによるものです。款6、項2、目1保険料還付金は、保険料の還付金の受け入れです。

10ページをお願いいたします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託、実施する委託料です。項5、目3雑入は、後期高齢者広域連合が実施する人間ドッグ費用の助成として受け入れるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議案第30号、平成28年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案集は114ページです。予算の概要は55ページになります。特別会計の予算書、ピンク色の2枚目になりまして、共有財産の見出しでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2千291万4千円と定めております。

説明書の7ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。

款1、項1、目1負担金は、大規模林道事業賦課金を菊陽町、菊池市、合志市、南阿蘇村の関係市町村の負担按分で、按分率に応じて負担金をいただきますので、その負担金分です。款2、項1、目1財産収入は、分収林収益分収金など、それぞれの収入分の座どりをお願いしております。款3、項

1、目1一般会計繰入金は、大規模林道事業賦課金の大津町負担分を一般会計から繰り入れて対応するものです。

8ページをお願いします。款4、項1、目1繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上いたしております。

次に、9ページをお願いします。歳出です。款1、項1、目1一般管理費の節7賃金から節16原材料費まで、それぞれの事務費や維持管理費関係を計上しております。節19の負担金補助及び交付金の大規模林道事業賦課金でございますが、大規模林道菊池人吉線、菊池大津区間にかかる事業の受益者負担金でございます。節28繰出金は、長期施業契約の真木団地の植栽、下刈りの契約分から県補助金見込み額を差し引いた分を一般会計に繰り出すものです。

10ページをお願いします。款2、項1、目1で予備費を計上いたしております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） ただいまより、議案第31号、平成28年度大津町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道特別会計書の予算書をお願いいたします。概要につきましては、56ページになります。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3千76万7千円と定めております。第2条の債務負担行為、第3条の地方債は、のちほどご説明申し上げます。第4条で、一時借入金の借入れ最高額を5億円と定めております。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為、事項1. 下水道計画区域内の水洗化促進を図るため、水洗化改造資金を融資斡旋するにあたり金融機関が融資した資金の損失補填をするものでございます。事項の2の融資枠は、水洗化改造資金1件、50万円であります。期間限度額につきましては、記載のとおりでございます。その下の覧、大津町下水道事業公営企業会計移行業務委託につきましては、総務省より、人口3万人以上の団体については、平成32年7月までに企業会計への移行の要請がありましたので実施するものでございます。平成31年度は、企業会計と現会計との併用による準備を整える計画のために、平成28年度より3カ年で進めていく計画でございます。移行経費につきましては、公営企業債充当率100%で、元利償還金に対しまして交付税措置が5割適用されるということでございます。

5ページをお願いいたします。第3表地方債でございます。起債の目的、1. 公共下水道事業債は、管渠や処理場の建設事業で、限度額を1億9千940万円と定めております。起債の目的、公共下水道事業債特別措置分は、国の財政制度の変更による起債で、限度額を3千570万円にしております。起債の目的は以上でございます。資本費平準化債につきましては、限度額を5千500円に定めるものでございます。起債の方法、利率償還につきましては記載のとおりでございます。

歳出のほうからご説明申し上げます。

予算書の13ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費の節の2、3、4につきましては、職員6名分の人件費でございます。節8報償費は、受益者負担金を一括納付または納期前に



納付していただきますと報奨金を交付するためのもので、個人分65件を実績で見込んでいますのでございます。

14ページをお願いいたします。節の13委託料の使用料徴収委託は、大津菊陽水道企業団への使用料の徴収委託でございます。この中には、企業団が徴収する約9千100件、個人に徴収委託してある灰塚地区コンビニ分3千100件の費用を計上しております。次に、企業会計移行業務委託は、先ほど説明しましたように、平成27年1月27日付けの総務大臣通知で公営企業会計等の適用の推進についての要請があり、27年度から31年度までに公営企業会計の集中取組期間として、人口3万人以上の団体について移行が重点的になったためのものでございまして、28年度から30年度にかけて取り組むものでございます。28年度は初年度となりますので、資産評価業務から移行支援業務までを実施し、31年4月から企業会計移行ということしております。移行経費は公益企業債を充当するところでございます。続きまして、19の負担金、補助及び交付金のうち、負担金については、日本下水道協会10万8千円等及び水道企業団への下水道使用料システムサポートの機器補修191万8千円を計上しております。その補助金の1. 漁場振興助成金は、白川の漁業振興のための白川漁業協同組合の助成金。2. 水洗化助成金は、水洗化を推進するための助成金でございます。

15ページをお願いします。27公課費は、平成27年度分の消費税を計上いたしております。その次、目2事業費の主なものでございます。節7賃金は、臨時職員1名分と作業員賃金を予定しています。節11需用費のうち、修繕は道路陥没及びマンホール等の修繕費用でございます。13委託料の測量設計委託等は、管渠工事等実施のための測量設計委託費の、また、その下の長寿命化工事等実施設計業務委託は、浄化センターの重力濃縮層改築工事と処理場耐震診断の設計委託を予定しているところでございます。

16ページをお願いいたします。工事請負費でございます。今年度は森地区、陣内瀬田地区幹線、枝線、管渠築造整備等の工事及び室地区及び枝線並びに管渠長寿命化工事、これは大津中からその南側を予定しているところでございます。続きまして、22補填、補償及び賠償金は、森地区等の下水道工事に伴います支障が出た場合に対応するための上水道管移設費用等を見込んでおるところでございます。

続いて、16ページから17ページをお願いします。目3維持管理費の主なものは、13の委託料、包括的民間委託外部監査業務委託では、包括的民間委託の放流水の水質等要求水準の策定状況、修繕履歴による施設設備の劣化状況の確認、業務評価チェックリストによる監視項目ごとの達成状況の確認及び改善必要事項の指摘などを行うなどの費用を計上しているところでございます。浄化センター等包括的民間とマンホールポンプ管理民間委託につきましては、処理場ポンプ場、マンホールポンプ等のすべての維持管理に関する費用をまとめて発注する包括的民間委託で、26年度から新たに3年間実施しているところでございます。

続きまして、次のページで公債費、元金及び次のページの利子につきましては、計上分を計上しているところでございます。

款の3予備費につきましては、不足のケースに対応するための費用を計上しております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。款1、項1、目1負担金、平成27年度に下水道を設立しました区域の受益者負担金で年4回、6月、9月、12月、2月でございますけど、5カ年で20回払いになります。で納付することができますけども、その分を計上しております。続きまして、使用料につきましては、公共下水道施設利用者から排水される生活排水、工場排水の部分の使用料でございます。実績額で計上しているところでございます。款2、項2、目1手数料につきましては、指定工事店分の手数料でございます。

次のページをお願いいたします。款3、項1、目1公共下水道費国庫補助金は、下水道事業に対する交付金で、補助率は管渠整備及び管渠の長寿命化は事業費の50%、浄化センターにつきましては55%を計上しております。その下、款4、項1、目1一般会計繰入金は、下水道の事業費及び公債費の償還のための部分でございます。その下、款5、項1、目1繰越金は800万円を計上しているところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。款7、項1、目1公共下水道事業債の節1公共下水道事業債は、補助対象の管渠工事は事業費の45%、処理用関係については40.5%、その他の事業費については、単独でございますけども95%を計上しております。その下、公共下水道事業債（特別措置分）で一般会計繰出基準の改正により、平成27年度までに発行した下水道事業債の元利償還金にかかる従来の公債費負担金分による額と新たな公債負担割合による額との差額に対してしているものでございます。その下、資本費平準化債は、元金償還に充当するものでございます。款8、項1、目1利子及び配当金につきましては、利子分を見込んでいるところでございます。

以上、公共下水道会計でございます。

続きまして、議案第33号、大津町農業集落排水特別会計についてご説明申し上げます。

農業集落排水の欄をお願いいたします。概要につきましては60ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千99万1千円と定めております。第2条、一時借入金の最高額を6千万円と定めるところでございます。

歳出について説明をいたします。

10ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費の主なものは、27の公課費でございます。27年度消費税分のを計上いたしておるところでございます。続きまして、目2農業集落排水事業費の主なものは、11の需用費で、修繕料は管路敷設のマンホールの陥没等の修繕等を計上しているところでございます。節14使用料及び賃借料の機械借上料は、陥没等応急対応時の車両当の借上げを計上しております。節15工事請負費は、農業集落排水事業地区の道路陥没等の保守工事を見込んでいるところでございます。

11ページをお願いします。目3の維持管理で、節の11の光熱水費は矢護川錦野及び杉水の各浄化センターと管路上に設置しますマンホールポンプ等の設置をするための電気代、水道代を計上しておるところでございます。その下、修繕料は、矢護川浄化センターの調整ポンプ修繕、錦野浄化センターの流入ポンプ修繕、電動バルブ修繕等々を予定しているところでございます。12の役務費の中

で、通信運搬費につきましては、浄化センター3カ所及びマンホールポンプ場の運転状況を電話回線で知らせる電話代で、手数料は各センターの汚泥引き抜き手数料を計上しているところでございます。13の委託料は、3カ所の処理場及びマンホールのポンプ等の維持管理業務の費用でございます。続きまして、目4基金費は、消費税還付金等を計上しております。

12ページをお願いします。公債費でございます。地方債の定時償還で、目2利子は長期債利子及び借入金を計上しているところでございます。

13ページをお願いします。予備費として、不測の事態に対応した費用を計上しております。歳入についてご説明します。

7ページをお願いします。款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金は、農業集落排水事業区域の土地家屋所有者からの分担金を計上しているところでございます。款2、項1、目1使用料につきましては、農業集落排水施設を使用します矢護川、錦野及び杉水、平川区の834件分の使用料を見込んでいただいております。

次のページをお願いいたします。款3、項1、目1一般会計繰入金は、農業集落排水事業に伴う事業費維持管理の公債費のための繰り入れを一般会計で補うものでございます。款4、項1、目1前年度繰越金として500万円を計上しているところでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第35号、工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書につきましては一番最後のページになるかと思っております。予算の概要につきましては、62ページでございます。

予算書の1ページから説明申し上げます。地方公営企業法に基づく工業用水道事業として、平成2年から中核工業団地に日量4千トンの能力のうち、現在、3千960トンの契約水量で、1トン当たり45円の使用料で供給しているところでございます。第2条の業務の予定量ですが、給水事業所は9事業所で、日量約3千500トンの給水量を予定していますが、第3条の収益的収入及び支出ですが、事業収入が6千469万7千円、事業費が6千181万6千円を予定しているところでございます。次に、第4条の資本的収入及び支出ですが、次のページをお願いします。工業用水道建設改良費は、第4取水さく井工事に伴う費用として4千49万4千円を予定しております。企業債償還金の232万6千円は、減債基金積立金から支出します。第5条で、経費の流用に関する議会の議決事項として職員1人分の給与費及び嘱託職員1人の報酬で1千47万4千円を予定しております。第6条で、利益剰余金の処分として減債積立金を予定しているところでございます。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。予算の実施計画ですが、収入のうち営業収益を6千316万9千円と予定しているところでございます。支出の営業費用は5千371万8千円のうち、原水費はポンプ電気代、管理保守等委託費、修繕費等で総係費は、職員人件費、負担金、使用料等でございます。営業外費用の409万8千円は、企業債の利息及び消費税で、予備費は400万円の不測の事態の対応を予定しております。資本的支出の建設改良費4千49万4千円の第4取水さく井工事に伴う設計業務委託及び工事費を計上しているところでございます。企業債償還金の232万6千

円は、企業債の元利償還金でございます。

3ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フロー計算書ですが、受入額が1千745万6千525円、支出額を4千49万4千円と232万5千935円の4千281万9千935円としております。なお、平成28年度は第4取水のさく井工事を行うこととしてるため、2千536万3千410円の資金減となる見込みになっております。また、平成28年度末の企業債残高は6億4千147万8千円となっております。

4ページから7ページまでが職員と嘱託1人の給与でございます。

平成28年度の予定貸借対照表ですが、有形固定資産合計は2億1千955万1千296円、流動資産合計は2億516万1千963円、固定負債合計は1千102万8千438円、流動負債は688万7千709円、繰延収益合計を3千812万7千564円とし、負債資本合計で4億2千471万3千259円としています。

10ページ、11ページをお願いいたします。公益企業会計制度の改正に伴い、重要な会計事項を注記しております。固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税の会計処理、引当金の取り崩しを記載しております。

12ページをお願いいたします。27年度の予定損益ですが、営業収益6千508万3千円、営業外収益127万5千円、営業費用5千34万875円、営業外費用75万4千円で、特別利益1千2万360円、特別損失570万4千69円で、純利益は1千981万2千416円と見込んでおります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時27分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

# 平成28年第1回大津町議会定例会会議録

平成28年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成28年3月8日(火曜日)

出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      7番 本田 省生 8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則      10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆      13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦      16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      会計管理課 兼 会 計 課 長 中野 正 継 副 町 長 徳永 保 則      総務部 兼 総務課 長 羽熊 幸 治 総 務 部 長 田中 令 児      総務課 兼 財政係 長 住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則      総 務 部 長 白石 浩 範 経 済 部 長 大塚 義 郎      教 育 長 齊藤 公 拓 土 木 部 長 大塚 敏 弘      教 育 部 長 松永 高 春 併任工業用水道課長 総務部 次長 兼 徳永 太      農業委員会事務局 長 坂田 勝 徳 総務部 総務課 長 本郷 邦 之

議 事 日 程 (第2号) 平成28年3月8日 (火) 午前10時 開議

日程第1 議案質疑

承認第 1号	質 疑
議案第 1号	質 疑
議案第 2号	質 疑
議案第 3号	質 疑
議案第 4号	質 疑
議案第 5号	質 疑
議案第 6号	質 疑
議案第 7号から議案第9号まで	一括質疑

討論、表決

議案第10号	質 疑
議案第11号	質 疑
議案第12号	質 疑
議案第13号	質 疑
議案第14号	質 疑
議案第15号	質 疑
議案第16号	質 疑
議案第17号	質 疑
議案第18号	質 疑
議案第19号	質 疑
議案第20号	質 疑
議案第21号	質 疑
議案第22号	質 疑
議案第23号	質 疑
議案第24号	質 疑
議案第25号	質 疑
議案第26号	質 疑
議案第27号	質 疑
議案第28号	質 疑
議案第29号	質 疑
議案第30号	質 疑
議案第31号	質 疑

	議案第32号	質 疑
	議案第33号	質 疑
	議案第34号	質 疑
	議案第35号	質 疑
日程第2	委員会付託	
	議案第10号から議案第35号まで	
	請願第1号	

午前9時59分 開議

○議長（大塚龍一郎君） これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

#### 日程第1 議案質疑

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 議案質疑を行います。  
お諮りします。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）から議案第9号、平成27年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの10件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第9号までの10件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

まず、承認第1号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第1号について質疑をいたします。

説明資料集の3ページの大津町における実施概要の中で、一番下の行に平成30年3月31日までの2年間の現給保障というのがあるんですけども、この意味についてまず教えてください。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。



○総務部長（田中令児君） 3ページ目の経過措置の平成30年3月31日までの2年間の現給保障という文言でございますけれども、実際、給与制度の総合的見直しで大津町の場合は平均で6千182円、2.08を引き下げよう形になっております。計算上、月例給の差額が1千500万円、特別給の差額で530万円と計算上はなっておりますけれども、給与引き下げに伴う生活への影響を考慮して、その現況の給料月額をそのまま2年間引き続き行うという規定でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 意味としては、多分給与表のほうが減額になりました。でもその該当、そのこのランクというか、レベルに該当している人が今それより多く給料をもらっているという場合には、2年間はそれを維持するというような意味かなということで理解したところなんですけれども、2年間の間にですね、うまくその昇給とかですね、何とかでその調整ができればいいかと思うんですが、2年後においてもなお現給のほうがその給与表、号給表というんですかね、より上回っていた場合について、2年後にはそこはもうじゃあ給与が減額されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今回の引き下げにつきましては、若年層には0.3%ぐらい、50歳以上の職員については4.2%と、非常に大きな金額になっております。若年層については、給与表がそのまま追いつくという場合が多分あると思うんですけれども、50歳以上の職員については、多分そこまで追いつかないということで、2年後には減給になるというふうにかんがえています。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） この改正自体は、国と県のですね、やり方にあわせていくものというふうに理解しておりますけれども、県のほうはですね、この現給保障、私もちょっと意味がわからないところで聞いたところあるんですけれども、これについて、まあ2年後に何か不利益、不都合が発生したらまた見直すんだというような言い方をされていると。で、蒲島知事が次も継続するということになればの話ですけども、知事のほうはその減給というものは、自分の任期中はやらないというふうに言われているというところもありまして、そのやり方にもしあわせるとすれば、2年後をもう1回その考え直すという機会が出てくるのかと、今のお話しちょっと聞いて理解したんですけれども、そういった考えでよろしかったでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 給与の見直し等につきましては、県の人事委員会の勧告等に基づいておりますので、県のほうでそういう形で、例えば、2年後またそのまま現給保障するという形になれば準拠してそのような形になると思います。

○3番（佐藤真二君） はい、終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

毎回この給与に関しましては質問するんですが、毎回同じことかもしれませんけれども、よそが上

げたからうちも上げるというような考え方ですね。この要旨を見てみれば。しかも内容、これ説明資料の2ページを今見ているんですけれども、大津町の給与改定の内容あたりを見てみますれば、民間企業との格差ということが出てきて、この熊本県の人事委員会の民間給与調査というのは、企業規模、民間企業がですね、50名以上ですね、50人かつ事業所規模50名以上の609事業所からと書いてあります。実際ですね、これは熊本県ということは、これは大きく熊本市や八代市とかですね、人口規模が大きいところの事業所という考え方が成り立つのではないかな、これは正比例すると思います。ですから、割りかしそういった民間企業が活発に活動しているところ、そういったところをこれは無作為としてありますけれども、そういったところが自ずと選ばれてくる確率は高くなると思うわけでありまして。ですから、この民間給与との格差といった場合は、公務員は全体の奉仕者でありますから、しかも大津町という地方自治体の職員である以上、民間企業と比較するならばですね、民間企業というのは、業績によって給与の上げ下げはあります。ということは、この町の状況を会社と見立てるならば、町の状況はそれだけいいのかという形になるかと思えます。実際、総合的な概要をですね、予算の概要とか見てみますれば、自主財源は下がっております。そして、また義務的経費が増えています。そういったところをかんがえればですね、これ一概には言えないんですよ、いろんなその借金といいますか、起債の仕方とか、いろんなものが関係してきますけれども、しかしながら、会社と見立てるならば決していい状況ではないというふうに考えられるんです。会社はですね、そういった利益に応じて給与の上げ下げ、伸び縮みをします。ということは、この提案された第1号を見てみますれば、あくまでもよそが上げるからうちも上げるんだよという考え方、こういったときには、全体を見回してうちが安い、低いという、役場の職員単体、一般職単体で考えているんですね。それと地方自治体という形の公務員と考えた場合ですよ、これ整合性が取れないと思うんですよ。ここが非常に問題だと思えますけれども、この点について、この1号議案に対してですね、そういったものが盛り込まれているのか質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 給与改定につきましては、永田議員のほうから幾度となくそういうご指摘を受けております。町独自で決めるべきではないかという提案だろと思えますけれども、職員給というのは、冒頭言いましたとおり、労働基本権の代償措置ということで人事院または人事委員会からの勧告に基づいてやっていくというのが基本になっております。そういう意味で、大津町は人事委員会を持っておりませんので、県の人事委員会の勧告に基づいて今までもずっとやってきたところでございます。ただやはりおっしゃるとおり、その町の現況にあわせた給与も考慮すべきではないかということで考えてはいるんですけれども、先ほど話が出ましたとおり、50人以上の事業所規模ということで調査をされておりますけれども、大津町は比較的企業の進出が進んでおりますので、そういう中に入っている企業が多いのかもしれないけれども、実際、どの企業を調査して、採用して何年目にどういう職について、どういう給料をもらっている、そういう諸々の調査を町独自でやっていくというのは非常に膨大な時間がかかりますし、その企業で本当にいいかというののまた根本的な問題も起きてますので、現在のところは県の人事委員会を準拠して行っているというところでございます。ただ、

その給与表は、決められた給与表でやっておりますので、今後は人事評価とか、そういう形が入ってまいりますので、きちんとした人事評価を行いまして、その号給をきちんと把握して、人事評価に基づいて適切な運用をやっていききたいと、そのように考えています。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

熊本県全体で見た場合にですね、人口が減っている自治体というのは非常に多くなってきております。ですから、熊本県に準ずるといふことならば、熊本県内のほかの自治体の動向というものの調べなくてはならないと思います。実際、著しく人口が減るところはいかがでしょうか。私はそういったところは、先ほど言ったように、会社と見立てて、上げるに上げられない状況ではないか。我が大津町を見てもですよ、農業関係者の方は非常に苦慮されている。しかもまたTPPの話も出てきておりますので、一体どうなるんだというようなことを言っておられます。そういった条件の中で、農業、1次産業の所得と比較したことがありますか。だったならば、この大津町議会、失礼しました、この大津町の役場という機関はですね、民間の企業に例えるならば、その事業規模とかそういったものじゃなくて、あくまでも人数規模で二百数十名規模の会社なんですよというふうと同等と考えてよろしいんでしょうか。これは町民の皆さま方にきちんと説明しなければならないという説明責任がこれは付いてくると思いますので、ほかの自治体との比較、そういったものをきちんとやったのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 他の自治体との比較等については、直接町のほうでその市町村を調査してやったという経緯はございません。ただ国の給与を100とした場合のラスパイレス指数というのがございますので、大津町の場合は大体97ぐらいですけれども、おっしゃるとおり、やはり非常に企業が少なく、そういうところについては90台そこそこのとこともありますので、そういう意味では格差は付いているんじゃないかなと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

じゃないかなという形で締めくくられましたけれども、こういったですね、財源にかなりの影響を及ぼすことについて、曖昧な答えではいけないと思います。やはりそういったところはですね、きちんとしなければ、我々議員はそこを突くのが仕事です。ですから、委員会あたりに今回は、これは付託されませんから、ここで一応質疑をして、そのあと納得ができないならば討論という形になるんですが、例えば、景気に対する考え方とか、いろんなものもあると思うんですよ。しかしながら、町民が納得する形でいろんなことを精査して、こういった形でその議案提出しましたということに至らないと、ほかはだろうと思いますというようなことではいけないと思います。ですから、想定できる範囲内の比較をしなければならないということです。そしてまた、民間企業と比べるならば、民間企業の就業規則あたりを考えたことがあるのかということですよ。ものすごく厳しいですよ。利益を上げる、会社に対してプラスにならない人はどんどん降格します。今回、降格議案も出てますので、これ

は当たり前のことなんですよ。民間企業なみの考え方だと思いますけれども、そういった形でまだまだ想定できる点、私はこれ何点しか言ってないんですね、をきちんと想定して、こうこうこういう理由で熊本県の人事院勧告、また国の人事院に基づいて、そういった形でうちも準ずると、これはそれに基づいた形をとらなければならないではないんですね。その準ずるが好ましいみたいな形で確か書いてあったと思います。ですから、独立的にですね、こういった給与関係は決めることができるというふうに理解しておりますが、この点についていかがでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 給与表自体は、国が示しております給与表を使うというのはもう基本となっておりますので、先ほど言いましたとおり、じゃあどこにそこを当てはめていくかという部分については、やはり町としてもきちんと考えていかななくてははいけないと。そういう点については、人事評価等を今度導入してきますので、きちんとした人事評価を行って、任用等についてはそれを生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 一般会計補正予算のところなんです、ページが46ページ、総務費、節13委託費の中のDV支援措置管理システムの導入委託というのがあります。6万5千円ですね、計上をされているんですけども、額は小さいんですけども、DV支援ということは、予算計上されたということに関してはとても男女共同参画において大きなアクションであると思っています。予算計上されたことには評価したいと思いますけれども、これが執行されなかったということで、ちなみに、女性総合センターの資料で平成17年から平成25年において、相談件数といいますのが大体2千400から3千200件、その中でDVの相談は22.6から最高で46.3%となっています。大津町のそのDVの相談というのはどういうことになっているかと言いますと、平成21年では2件、22年で2件、23年が3件ですけども、24年では10件、25年では11件という大きな増加があります。DVの被害というのは増加傾向でして、各自治体いろいろな独自の対応をとってまいけれども、今回、DV支援ということで予算計上されたことはすごくいいことだと評価したいと思っているんですが、結局は執行されなかったということなんです。それでこの残っておりますDV支援措置管理システム委託ということの内容、質問ですけども、DV支援措置管理システムの委託、その内容と計上に至った経緯、それと執行されなかった理由、その後の見通しとか、そういったものがわかれば教えていただきたいと思っています。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 松田議員のDV支援措置管理システム導入委託についての減額6万5千円ですかね、あがってきているから執行されなかったというような話しですけども、これは入札残

でございます。執行はしております。ですので、こちらについては導入はしたということでございます。よろしいでしょうか。

○4番（松田純子さん） はい、ありがとうございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） その内容を教えていただければと。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） DV支援につきましては、DVで避難されている方たちのその情報というのを、管理をしっかりしていこうということで、まずそういった戸籍情報システムとかですね、そういったものをきちんと管理するためのシステムを導入したというようなことでございます。ほかの担当のところ、戸籍住民のほうではですね、きちんと管理をしておりますけれども、それがほかの担当課のほうに漏れていく場合にですね、漏れないような形できちんとやっていこうということでの支援システムでございます。

○4番（松田純子さん） ありがとうございます。終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） ちょっと非常に細かい点ですけれども、2点質疑をさせていただきたいと思えます。

まず1点目がですね、補正予算書の22ページの衛生費の国庫補助金の中の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金というのですね、これがマイナスの3478ということになっております。これに対応する、あの例の体育館の空調のことだと思っておりますが、支出のほうを見ますと、歳出の方を見ますと、106ページの総合体育館地中熱空調設備工事がマイナスの1738ということになっているわけです。これのお話では確かこれ100%補助のものだったと思えますので、確かそういうふうに説明を受けたと、私の勘違いだった申し訳ないんですが、100%補助というふうに聞いておりましたので、もしその執行の残があってということであれば、返還額と歳出のマイナスの額というのが一致するものなのかなというふうに思うのですが、そこについてはちょっとご説明をいただきたいというのがまず1点ですね。

それから、もう一つ、これも非常に細かい点ですけれども、ページでいうと、まあこれも22ページですね、22ページの総務費の国庫補助金です。地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金というのがあります、これとあと総務債のほうですね、これに見合う分のもので出ております。それに対して、出ていくもの、事業費のほうがですね、非常に大きくなっているということですね。国のほうが大体1千200万円程度で収まるような規模の指示を出しているのに、それに対して全体で約5千数百万円ですね、支出になっているというところがちょっとわからないです。そこについてちょっと事前にお尋ねしたこともあるんですけども、ここで非常にややこしい話になってしまうので詳細には申し上げませんが、これは執行の段階でもう一度考え直すという余地があるのかということについて、2点お尋ねしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、情報セキュリティ関係の補助と起債、合わせまして1千500万円程度でございます。事業費のほうは、補正にありますとおり、情報端末までの備品購入まで入れまして5千何百万だと思っております。国はいろいろな状態を示してはありますが、ソフトの関係と申しますか、いろいろな自治体がございますので、その辺は変わってくるんじゃないかなと思っております。1千500万円の算定がですね、もう人口が10万以下のところということでもう決まっております、それで、はい。庁舎関係と一緒にですね、国があんまり補助を出さないところなんですけれども、今回、マイナンバー制に伴うものですから、そこまでは見ようかというような感じだというふうに思っております。

○3番（佐藤真二君） 執行段階で考え直すことができるのかということについては。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） それはよく検討したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、ちょっと休憩のほうをさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時28分 休憩

△

午前10時30分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） それでは、ご説明いたします。

補助金と工事請負費ですかね、ということですが、これ以外に、工事請負費以外に設計委託ですかね、そちらのほうを前のページですかね、前のページで委託料で240万1千円減額しています。こちらのほうも補助対象ということで、合わせますと補助金の額と一緒にになります。申し訳ございませんでした。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 空調の方はすみません、私も見落としておりました。申し訳ありません。

もう一つの情報化のほうはですね、ぜひまだ細かい話ししてもちょっと大変ですけども、見直しはですね、検討の余地があるかと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号から議案第9号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、承認第1号から議案第9号までの議案質疑を終わります。

これから、承認第1号から議案第9号までの10件について、討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第1号に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

私も議員になって長くなりますけれども、この一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例というのは、幾度も出てきました。そのたびに質問してきましたけれども、なかなか納得のいく答えがどうしても返ってこない。今回出された資料におきましては、やはり検討の主な概要の中にも書いてありますように、例えば、この行政職50代後半層の職員給与は、地域の民間給与より高い傾向にあるとか、そしてまた、こういった見直しあたりをですね、全国47都道府県のうち42の都道府県で総合的見直しを実施したということで、5つの自治体は行っていないということもある。県内に地域手当の支給地域がない15件のうち12件で見直しを実施しているということで、見直しをしない部分もあるわけです。ということは、この件に対しては、この議案提出におきましても、本来ならば委員会に付託して、深く調査するべきだと、そういうふうにかえます。専決でするには、若干時間が足りないというふうに思われます。議員としての立場は、この調査権というものを使って深く調査して、そして納得のいく形で議案を精査しなければならないということです。その上で、本議会に諮って皆さま方の合議を得ることが正しい順番ではないでしょうか。ですから、先ほどの質疑に対して納得のいく答えが返ってこなかったということに私は思いますので、この件については、本来本会議でまず前段として裁くのではなくて、委員会に付託して、そしてきちんとした調査を委員会のほうでやっていただくというのが好ましいと考えられます。ですから、この時間的にも3月の定例議会におきまして、委員会に付託したといたしましても十分な時間は猶予あると考えられますので、手続き上こうなるかもしれませんが、どうしても内容が、答弁がどうしても納得いく形に思いませんので、この件については、まだまだ調査する必要があると考えられます。

以上のような理由から、議案第1号に対してからは反対の立場を表明するものであります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 私のほうは、こちら賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質疑等の中にもありましたように、確かに公務員ですね、給与を決めるとするのは非常に住民なり、実際のその心情というものは非常に配慮しなければいけないというのは確かにそのとおりであると思うんですけども、いわゆるその民間と違うというところがまず前提にあると思うんですね。これ大事なのは、考えなければいけないのは、収益というものに対してその給与が決まってくるという仕組みではないとところがあります。それ何かというと、結局その公務員というのは労働権が制限されているということがまず一つあると思います。そのために、国は人事院を置き、県は人事委員会を設けて客観的な指標を持って評価していくという考え方をしているわけですね。そのやり方、民間企業との比較というようなやり方そのものがおかしいということであればですね、それは確かにその町が独自にですね、やり方をつくって検討していかなければならないことなのかもしれませんが、現実にそれが可能かというところできるわけがないんでありまして、言ってしまえばもうないものねだりというような形になってしまうのではないかと思います。そういった意味からですね、今回のその判断の基準であるところの国と県の示す基準にしたがっていくというやり方というのは妥当であるというふうに考えるところで、賛成の討論といたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔「起立多数」〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。



〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第3号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決  
します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は  
ご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第4号、平成27年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算  
（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり  
決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第5号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決し  
ます。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご  
起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第6号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決しま  
す。この採決は起立によって行います。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起  
立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第7号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてから議  
案第9号、平成27年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3件を一括し  
て採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号から議案第9号までの3件は、原案の  
とおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第7号から議案第9号までの3件は、原  
案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第10号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第11号について、連携中枢都市圏ビジョンのことについて質疑をいたします。

資料のほうを拝見していろんな事業があるんだなということでわかったんですけども、これがですね、大津町のプラン、総合戦略ですね、のほうにどこに反映されているのかというのがちょっと理解できないというか、わからないのですが、この協定を結ぶことによって総合戦略のほうの何ていうか、どういうメリットが出てくるんだとか、そういったことについてちょっとご説明を補足いただければと思います。その点についてお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

まず、総合戦略との位置付けですけども、地方創生の総合戦略今策定していますけども、その中でですね、地域と地域を連携すると、国の戦略の中にありますので、その中の一つと、熊本市と大津町と連携して取り組むということでございます。

メリットにつきましては、政令市でもございますので、いろんな施設等がございます。総合利用とかですね、あとは大津町ではできないようなこともですね、その連携することによってできるのがあるかもしれません。また、そういったのをですね、平成28年度から協議をしながら実施をしていくということを考えております。なお、1千500万円の特別交付税の措置がございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 都市と都市が連携するということが確かに国のほうから出ているということは確かにその通りで、そこは存じているんですけども、だからこの連携協定を結びます。そして、その連携協定によってどういう効果を生み出すんですということがきちんとやっぱりその総合戦略に書かれているべきだと思うんですけども、総合戦略の今の素案ですかね、見ていきますと、そのことが全く出てこないんですね。一体どんなメリットがあるんだろうかと、まあどういことができるかかもしれませんとかですね、今ちょっとおっしゃいましたけれども、熊本市が大きな都市だからということで、熊本市にぶら下がっておけば確かにいろんな施設があつたりとかですね、そういったいいところというのはあるのかもしれませんが、それって何ていうかな、計画として戦略、総合戦略ですので、こうなるかもしれないというんじゃなくて、こういうことを目指すというものが戦略じゃないのかなと思うんです。そうしたときに、ちょっとこの協定が何ていうかな、戦略のほうとリンクする部分というのが見えてこないというのがですね、ちょっと納得いかないというかですね、それで本当にいいのかという疑問があるところです。同じ質問のちょっと繰り返しに聞こえるかもしれませんが、そこのその前向きさというか、リンクさせていこうというその狙いについて再度質疑いたしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 佐藤議員の再質疑にお答えします。

目指すところはですね、資料にもございますとおり、人口減少を食い止めるということです。で、

地域活性化を行って人を減らさないようにするという事なんですけども、それぞれ事業ごとにですね、K P I、これ地方創生ですのでK P Iをつくって管理するようにしているところがございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 先ほどは、町は民間企業とは違いますということを行ったのに、その舌の根も乾かないうちに申し訳ないんですけども、もし民間企業がこういう事業計画を立てるのであればですね、そのK P Iの数値目標、例えば、その10を20にするという目標があったときに、この20にするためのその10というのをどういうふうにつくっていくかということを考えるわけです。その中に、例えば、そのうちの半分5は町の努力でやります。そのうちの残りの5はこの連携協定で達成していきますというような考え方をするわけなんですよね。そうした考え方というのがそのK P Iの中に含まれていないというのがですね、ちょっと見えてこないというのがちょっと残念だなと思うところです。ちょっと同じ質問の繰り返しになってしまいますのでもうそれ以上は申し上げませんが、そうしたその戦略的な意志を持ったその協定というものになっていただけるように運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 議案第15号について質疑いたします。3点質疑いたします。

こちらですね、まず今回の改正に伴いまして、事務的にどのような影響があるかということも1点。2点目ですが、評価の根拠となる業務業績評価とセットで考えていく必要があると思いますが、以前、恐らく一般質問に立った際、28年4月からの導入ということだったんですけども、その今のその進捗というか、というところを教えてくださいと思います。

3点目なんですけども、基本的に不服申し立て等があれば県の公平委員会という認識なんですけども、町でも、例えば、協議だとか、申し出機能を設けるかどうかというところを教えてくださいと思います。

います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今回、降給の条例制定をあげておりますけれども、その中にうたっておりますとおり、分限処分については、今までも該当する部分については実施をしております。分限処分については、免職、降任、休職、そして降給と4種類あるんですけども、免職と降任とか休職等については、地公法にその事由等はうたっております。条例でその運用等についてやりなさいということで、分限条例というのをつくって、この3つについてはやっておりますけれども、降給については具体的に条例でその事由等を制定しなければ降給とはできないんですけども、今まではそういうのはやっておりませんでした。今回、降任という形で、今まで4級の係長さんを3級の係長さんにするという降格という処分があるんですけども、その部分については、今まで降任という形でやっていたんですけども、地公法が変わりまして、これはもう降給に該当するというふうになったものですから、今まで降給というのは、先ほど言いましたとおり、条例上制定しておりませんでしたので、今後のことを考えますと、きちんとして降給の条例を制定して、もしかしてそういう事例が出てきたときには対応をしたいということで1点目であげたところでございます。

2点目は、先ほどお話がありましたとおり、人事評価の導入ということで、人事評価をその任用とか、その他人事管理の基礎としなさいということでございますので、適正な人事評価を行いまして、そういう中でどうしてもその評価が低いといえますか、そういう職員について指導等を行ってもどうしても改まらない場合は、この降給というこの条文で該当するという場合もあるというふうなことで、この2点で制定をしたところでございます。

この人事評価については、その職員の差をつけるというのではなく、頑張る職員にやはりきちんとした評価を与えるとか、人材育成に取り組むとか、そういうのが目的でございますので、そういう意味ではきちんとした人事評価を今後行っていかなくちゃいけないというふうに考えておりますけれども、実務上、能力評価についてはもう何年もしておりますのできちんとしたある程度の評価調書に基づきやっておりますけれども、この業績評価については非常に難しい点が多々ございまして、職員一人一人の業績や目的をどのような1年間の目標管理を設定してやっていくかというのは非常に難しい点がございますので、現在のところは、それぞれ評価をする部課長さんの研修、また全職員の研修等を行っておりますので、今後につきましては、どのようなその評価調書でやっていくかという部分について、早急に4月から実施していく予定ですので、そこら辺については、今内部で評価調書等について検討を行っているところでございます。

3点目は、やはり公平委員会を持っておりませんので、そういう処分等についての職員からの申し出があれば公平委員会のほうにさせていただくという形になると思います。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

この2番目の質問にあった業務業績評価の話なんですけれども、こちら確か私が一般質問したのが一昨年の6月ぐらいで、この国の方針の変更もそのとき分かっていた内容だということですが、十分な

期間があった中で、まだ検討中だとかいう話が出てくるのは、少し取り組みが遅いのかなと思っておりまして、今後の計画を速やかに進めるためにもスケジュールみたいなものを段階を追ってつくっていかなければならないと思っておるのですが、そのところについて見解というか、現状を教えてくださいいただけますでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今後の人事評価のスケジュールでございますけれども、年に2回評価を行うという形にはしております。4月に目標を設定をいたしまして、10月途中で1回評価を行い、そして3月の最終的なその評価をするという、2回の評価を実施するようにはしておりますけれども、実務上、これを給与に反映させるとか、そういう形はまだ現在のところは考えておりませんので、きちんとしたその評価等が行われるようになれば、当然そこら辺も先ほど言いましたとおり、人事評価という制度がきちんとありますので、きちんとその人事の面についても活かしていきたいなとは思っておりますけれども、具体的にいつからそれを実施していくというのは、現在のところはまだ思っていないところでございます。ただいつまでもそのこのままではいけませんので、早急に、やはりきちんとした適正な人事評価を行い、そしてそれを人事関係に当て込んでいくというのはやりたいというふうには思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の前々から人事評価と能力関連についてのご質問いただいております。町におきましても、もう人事評価をはじめまして5、6年になりまして、組合のほうとも十分話をしてきております。今回につきまして、組合のほうにもはっきりと人事評価をやり、その結果によって昇給関連等について生かさせていただくというようなことを組合のほうとも了解を取っております。何しろ2、3年以上組合との話もありましたけれども、評価が一番大切でございますので、人事評価については、これまでも課長や部長関係の評価をしっかりと勉強させていただいて、やらさせていただいておりますけれども、おっしゃるように、能力評価というか、それだけでなく、議員からも指摘いただいております、提案いただいております、その目標に対する成果関連等についても今後そういう形の中で、1年1年働いた自分の目標に対する、あるいはその結果をちゃんと出せるような評価関係にしていきたいということで、そういうような状況の中で、今回、組合のほうとも28年度につきましてはしっかりとそれを生かさせていただくというようなことで、今組合とも了解を得ておるというような状況でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 質疑ではありませんが、先ほど町長の話にもありましたが、こちらの人事評価というものが職員をしっかりと評価してあげるといこともそうなんですけども、目標管理と目標設定によって仕事の質を高めてあげるといこともやっぱり含まれてくるので、その辺りを踏まえた上でぜひ進めていただければと思います。

以上になります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。

11時10分から再開いたします。

午前11時00分 休憩

△

午前11時08分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 25号と関連しますので、24、25一括して質疑できませんか。

○議長（大塚龍一郎君） はい、いいですよ。どうぞ。

○15番（荒木俊彦君） 議案第24号の若草児童学園条例廃止と、それに関連して財産の無償譲渡、25号についてお尋ねをいたします。

24号は、若草学園、廃止をするということですが、これに伴って全員協議会で説明がございました、学園の移譲に関する基本協定書案が示されました。この中で、土地は有償貸付だが、建物、備品等については無償で譲渡をするとされており、質疑の1点目は、そのいわゆる財産ですね、建物と備品も含めた財産、町の財産が無償で譲渡をされる。学園を引き継ぐ社会福祉法人が安定的に経営を引き継ぐという点では大変優れていると、まあ必要なことかもしれませんが、全協の中でも、また今回の議案の説明資料の中でも、一体これがどのくらいの財産の価値があるのかということについては、何ら示されていないということです。少なくとも町の財産でありますから、どのくらいのものがどのくらいの価値があるのかというのをきちんと示すべきではないかと。委員会で配ればよいという問題ではないと思うわけです。それが協定書の第4条ですかね。

それから、第5条で、学園の運営については、乙は、いわゆる白川園ですかね、乙は、公募要項により、提出した乙の事業計画書の内容に沿って学園を運営しなければならないというのがありますが、この公募要項の詳しい内容はまだ示されておりません。これではとても判断がしようがございません。

それから、これが第24号関連について、今2点について確認質疑をします。

それから、25号ですが、財産の無償譲渡ですね、無償譲渡については、今言いましたように、この財産の価値が全く示されていないと。それから、一番の問題は、引き継いだ白川園さんが、多分社会福祉法人ですからきちんとなさるであろうと、善意の解釈は当然だとは思いますが、しかし、善意の解釈だけでは後で何か問題があったが、一体誰が責任を取るのかということになってしまいます。この無償譲渡の仮契約書の第10条ですかね、実地調査、甲は、本譲渡物件の使用状況、まあ物件の使用状況は物ですから、調査をすれば確認できますが、及び事業内容について、問題はこの事業内容について、随時その状況を実地調査を町がやると。必要な報告、資料の提出を求めることができるということになっておりますが、この無償譲渡というのは、このいわゆる不動産は無償で譲渡する契約、この契約の中に何でこの事業内容に踏み込んだ契約になっている。そうであるならば、移譲に関する基本協定書の中できちんとどうすべきではないかということです。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目、若草児童学園に無償譲渡します、土地は有償貸付ですけども、建物及び備品につきましては、無償譲渡ということになっておりますけど、その辺の財産的価値がどれくらいあるかということのご質問ですので、そちらのほうについてちょっとお答えしたいと思います。

まず、きちんとした不動産鑑定に出しているわけではございませんけれども、一応税務課のほうでもですね、一応同じような類似の建物ということで、どれくらいの今の財産価値があるかということ、評価額があるかということで一応計算したものがございまして、そちらのほうで計算してもらったもの

として、鉄筋コンクリートづくりということで、事務所とか店舗、病院、あるいはホテルと、そういったもので平均的価格が9万円弱ぐらいあるんですけども、その金額を床面積で掛け合わせた金額として1億3千400万円ほどの価格がございます。また、そのもう一つの評価の仕方としましては、減価償却というようなそのいろんな企業会計をする場合の計算の仕方がございますけども、その減価償却という中での定率法というのがございますけども、その定率法で期末消耗価格ということで、15年経った時点での評価額ということで計算した金額が1億7千35万円というような価格でなっております。それと備品につきましては、指定管理になってからもう8年以上経ちますけども、それから以後、町の備品としては買っておりませんので、備品はもう少なくとも8年以上経っているということでございます。その備品の耐用年数ということなんですけれども、備品につきましては、こちらのほうについてもその減価償却資産のほうの計算的なものがございますけども、耐用年数が備品につきましてはもう長くても15年、ほとんどが5年から8年というようなものでございますので、備品については、もう財産的価値というのはもうほとんどないのかなということで考えております。建物は今申しましたような価格で、一応これ参考の価格になるかと思っておりますけども、一応そういった形で今考えているところでございます。

また、次に、事業計画等については何ら示されていないということでございますので、こちらにつきましては、選定委員会をしたときに、その出していただいている資料がございますので、出せる範囲内です、こちらのほうは委員会のほうで出しながら、またその必要であればまた議員の皆さんにもお配りすることは可能かというふうに思っております。

それからもう一つは、無償譲渡契約の中での10条の中で、実地調査という項目がございますけども、この実地調査の中に使用状況、それから事業内容については、随時調査ができると。一番大事なのが事業内容についての調査がどうかということですが、それを基本契約の中でうたうべきではないかというようなお話でしたけれども、一応その基本契約ももちろんそうですけども、こういった無償譲渡契約あるいは土地の有償契約、そういったいろんな契約の中で、こういった実地調査については項目を設けながら随時、町のほうが使用状況並びに事業内容についての関与を図っていきたいということで、今回こういった条項を設けさせていただいているところでございます。

それと無償譲渡仮契約の6条にもございますけども、用途の指定ということでございます。こちらにつきましては、譲渡申請書に記載または添付した使用目的、利用計画のとおりになさいということで書いておりますので、こういったような事業目的に沿ったところでの使用を図ることがまず第一目的でございますので、そういったような目的に沿ってできているか、できていないかということについての実地調査を行うというようなことでございますので、若草児童学園としてのきちんとした運営が行われているかどうかについても、この実地調査の中できちんと町のほうで指導監督ができるものではないかということで、契約の中できちんと明らかにしたほうがより効果があるということで、今回、こういったような条項を設けさせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 財産的価値は1億円以上のものが民間のほうに移っていくということになり



ますが、そこです、民間移譲の経過、選定委員会が、公募されたのが3つの社会福祉法人になっておりますが、結果的に白川園さんが一番点数が高かったということのようです。評価ですね。私は何ですかね、入所者の皆さんは、民間に移ったとしても現在のやっつけで入替わられるようなことがないようにというのが一番の確か要望であったかと思えます。心情的にもですね、この間、指定管理で頑張ってきた秋桜会ですかね、が引き継ぐのかなと私は思っていたわけですが、白川園さんのほうが上回ったということです。で、お尋ねしますが、その一般的にはこれまで実績があったわけですね。評価をする際、その実績が本来は少しは下駄を履かせて、いわゆるハンディをつけて評価されるのではないかなと私も思ってたんですけど、そうした実績についてのこの評価の中で、運営実績、経験ですね、ここは高く評価されて当然だと思いますけど、民間移譲についてのこの審査内容をですね、これは一体どういうあれで総合的に白川園にいったということですか。結果はそうだとすると、その経過が我々にはわからんわけです。それで判断せというのは、ちょっとつまり乱暴ではないかということです。こちらの資料も直ちに全議員に公表するべきだと思いますけど、いかがでしょうか。それが1点ですね。

それから、一番大事なことは、移譲に関する基本協定というのが、これがきちんとしてないとかどうかね、今実施調査をすることができるとなっておりますけど、しなくてもいいということですね、できるということはね。その実地調査を多分するとは思いますが、ですが、この実地調査についてですね、調査をしたら直ちに公表すると、情報をですね。この点についてもきちんと全部公表するという点について、この協定書では書かれていないということです。町とその事業者、町が実地調査をして、都合のいいところだけしか公表しないということにもなりかねない。とりわけ事業者にとってはですよ、これが公表の問題ですね。これが2点目です。

もう1点、現在、秋桜会で働いてやっつけで入替わられるわけですが、多分この現在働いている方の雇用は多分引き継ぐんだらうとは思いますが、一番大事なことは、もちろん入所者の安心ではありますが、ここで働いている人たちがですね、民間に移譲することによって不利益を受けることがあっては絶対にならない。この担保が何かありますかということです。

以上、3点お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

選定委員会が行われる中で、その実績がどのような形で判断したのか、ハンディ的なものがあったのか、なかったのかというようなご質問だったかと思いますが、実績につきましては、それぞれの社会福祉法人ですね、申し込みがあったところで障害児、あるいは障害者の施設を抱えておられますし、そういったようなところでの実績はもちろんだと思いますので、そういったようなところで総合的に判断、選定委員会の委員さんのほうが資料を基に判断されたというふうに考えております。

それから、実地調査についてのことでございますけれども、しなくてもよいと、実地調査できるということはしなくてもよいということでもあるというような指摘がございましたけど、確かに、そういったことではございますけれども、基本的には実地調査は年に1回は必ずやっていきたいというふ

うに考えております。また、そのそれについては公表をどうするかということですが、公表につきましてもできるものについてはですね、中にはその公表は控えた方がいいというようなものの中にはあつたりする場合もございます。個人情報があつたりとかですね、ございますので、そういった場合については、公表を控えるべきかなというふうには思いますけども、基本的には公表というのは前提に考えていかなくちゃいけないかなと思っております。また、それぞれの社会福祉法人さんのほうが第三者委員会ということで作っておられます。そちらのほうにつきましてもですね、基本的に公表を自分たちでされておられますので、基本的には自分たちの運営についてはきちんと第三者の方に評価していただきながら、そしてきちんと公表をされているというふうに認識をいたしております。

先ほどの選定委員会のほうの公表につきましても、すべて公表ということにつきましてもですね、例えば、その名前をすべて明かした上での点数をしますと、一番低かったところはどこかとかですね、そういったことで、また逆に応募されたところにその不利益を被るようなこともございますので、今回は一番、白川園さんだけの一番トップをですかね、なかだけ名前を出させていただいております。そういった形で、今回は公表は考えているところでございました。

それから、現在、秋桜会のほうで働いておられる方の職員さんの声のことでございますけれども、町がこの前ですね、2月ですかね、2月の終わりだったと思っておりますけども、町のほうが中に入りまして、事務引き継ぎといいますかね、そういったことを今させていただいております。その中で、秋桜会で今働いている方たちは、もうほとんどの方が引き続きそこで働きたいというような希望を出されております。それにつきまして、白川園さんのほうは引き続きそちらについては全員雇用をするというような、そのお話しも伺っておりますので、雇用についてはきちんとされていくんだらうというふうに考えております。不利益があるようなものについてはどうかと、担保があるのかどうなのかということでございますけども、担保としては特にとっているわけではございませんけども、ただその公募要項ですね、公募の中で職員の働いている方の雇用については、その基本的に希望があれば常に雇用しなさいというようなことでの基本的な公募要綱の中で定めて応募しておりますので、それを破っていただくということにつきましては、町のほうから強く指導していくというような形になるんではないかなというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 移譲先の評価をされて結果がこうなったということではありますが、非常に大事な施設であり、また、子どもたちはどちらからかという社会的に弱い立場の子どもたちが、そういう福祉施設です。そういうところに対して、まして町の1億円以上の財産が無償譲渡されるということで、選定の内容について一部しか出さないと。もう100%、まあ個人情報確かにあれですけど、それ以外は100%公表するべきであると、透明性を持ってですね、やるべきである。公表することによってこの社会福祉法人が何か不利益を被る、そんなことはあり得ないはずですよ。また、あつたとしても、それは覚悟の上でやらなくちゃ何も町民に知られて困るようなことはないはずですよ。まして議会に対する説明責任という点では、決定したこの経過の根拠について、公表するのが当然だと思っております。それがもう1度お答え願いたいと。

それから、労働者の雇用の継続ですけど、募集するときの要綱に書いてあるからということで、しかし、これはあくまでも努力義務ですよ。希望される方は、必ず引き継ぐと、こういう担保を本当は取らないかと思えますよ。また、事業者もそのくらいの覚悟があつて当然だと思います。だから私は協定書があるんだつたら、きちんと書き入れるべきだと思うわけです。その公表の問題と雇用の継続、また継続はしたけど、何ですかね、給料が下がる、そんなことはあつてはならないと思えます。だからその2点、再度お尋ねをします。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 選定の内容について、100%公表を保障すべきではないかというようなお話ですけども、基本的には、その内容につきましてはですね、公表をすることは差し支えないと、公表要綱の中でもその情報公開請求があればですね、公開することがありますというような条項を設けておりますので、公表はできるかと思えます。ただし名前ですね、例えば、1番、2番、3番といったときに、1番の方は、とつたことでいいんですけども、一番最低のその評価になった方がですね、何でうちが一番最低だというふうになったときに、その一番最低の方が不利益を被るんじゃないかということで、その一番最低のところについては、この前全員協議会の中でもその出しましたように、A者、B者とかですね、そういった形の中の公表の仕方をさせていただいております。ですから、A者の方についてはこういった評価でした、B者はこういった評価でしたとかですね、そういったことについては、別に落選された方はですね、通られた方については全て公表することは可能かと思えます。また、公表につきましては、今の基本協定なり、そういった協定の中にはまだ入っていないということであればですね、そっちの協定のほうはもうちょっと見直しながらですね、そちらのほうをより担保させていくような形の中で見直しとかさせていただければというふうにも考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 24号、25号含めまして、ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

私の場合は、24、25、26にもまたがるかと考えておりますけれども、無償譲渡ということで、やはり引っかかってしまうということで、その無償で対応するという形、それと指定管理制度、ふれあい楽善プラザの場合は指定管理という形ですよ。その譲渡なのか、貸与なのかという部分の検討ですね、比較検討はどういうふうにされたのかということ。譲渡した場合に、ふれあい楽善プラザの場合と若草学園というのは引っ付いております。ということは、例えば、線はきちんと引いてあるかもしれませんが、例えば、改造するとか、いろんな形になった場合にですね、町の所有物とそういった社会福祉法人の持ち物とが引っ付いているわけですから不具合が生じるのではないかなと思われる部分、それと、ふれあい楽善プラザの場合は、そういった指定管理は、もう同じ建物だからということで、もうそのまま指定管理でしていただくという形がとられているかと思えますけれども、ということは、この選定委員会というものは、指定管理選定委員会と同一と考えてよろしいのかなというふうに思います。そしてまた、譲渡すると決まった場合ですけども、例えば、先ほどの質問の中の答弁、質疑の中の答弁におきましては、例えば、その財産目録に載っております備品関係あたり

は8年を経過して償却期間がほとんどのものが過ぎているのではないかと考えられるというようなことを申し上げられましたけれども、例えば、耐火金庫とか、ピアノとか、ピアノとか逆に古くなったなら価値があがったりとか、まあいろんなものがですね、この中に、実はあるんですね。そういったことを考えますれば、やっぱりちょっと雑じゃないかなと、全部ひっくるめて。もう少し精査して譲渡するならするなりに、そこの社会福祉法人がこれは要る、これは要らない。これは事業に邪魔なんだというものもあると考えられます。ですから、実は、もし譲渡した場合は、要らないものはまず引き取って財産目録を作り直すとか、そういったものが一番スリムな形で譲渡ができるのではないかなとか、いろんなものがそういったものを考えられます。ですから、今現在、社会福祉法人のサービスの中では、そういった備品は要らないというものも発生する可能性があると考えられます。

以上ですね、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員のご質問にお答えいたします。

若草児童学園関連で、無償譲渡ということもあるけども、まあ貸与という考え方もあるというようなお話でしたけれども、まず、なぜ貸与ということではなかったかということにつきましては、まあ貸与ですととてもいいんですけども、そうすれば町の施設ということになりますので、今後も町のほうが責任をもってその施設のほうの修繕なり何なり、これはやっていかなくちゃいけないと。かなりやっぱりその15年経ちまして古くなってきておりますので、今後大規模改善・修繕あたりが発生するのではないかなと。そのときに、福祉施設ではございますけども、町が持っているものについても、今は補助がほとんどございません。町の一般財源で対応しなければならないということになりますので、今回その無償譲渡ということで、社会福祉法人のほうにしますと、そういったようなその修繕関係についてはいろんな補助制度がございますので、そちらのほうで修繕がとか、改善ですかね、そっちのほうができるのではないかなということで、今回はその無償譲渡ということのほうの選択をさせていただいております。また、その楽善ふれあいプラザとくつついはいるもんですから、まあ改造するとき不具合がでるのではないかと。確かに、もうおっしゃるとおりでございます。くつついておりますので、今のところ、その一方では、その若草児童学園として、今民間委託したということで今進めております。一方では、公の施設としてやっぱり残さなければいけないということでございますので、非常に私たちが今苦慮しているところではございますけれども、基本的には、やっぱりその管理する部門が学園内の敷地といいますかね、建物の中にございますので、基本的にはこの学園を引き継いでいただく白川園のほうにですね、そのままその指定管理者ということでお願いできればということで考えたところがございます。そういったところの指定管理についての選定については、譲渡に関する選定委員会とまた同じような位置付ではないかというようなご指摘もございましたけれども、基本的にその指定管理の委員さんは、別のメンバーでやっぱりやっておりまして、基本的には、その公募しないで選定するというようなやり方をしております。しかし、指定管理をするにあたりまして、どういった考え方で指定管理をしていくのか。どういうふうにするのかということをやったりきちんと見極める必要もございますので、そういった観点で指定管理の1者でのその選定にはなりま

すけども、選定委員会をきちんとした上で、その辺の中身をよく吟味し、そして、妥当として判定をすればですね、きちんとこれだったら大丈夫だろうということで、今回判断をさせていただいているというようなことでございます。

それから、備品の関係につきましては、耐火金庫とかピアノなども、確かにその貸与年数以上のものがあるのではないかと。そういうことで、要るもの、要らないもの、きちんと精査すべきではないかというご指摘でございます。確かに、あまりも雑ではないかというようなご指摘もございましたけれども、やはり元々耐火金庫なり、ピアノなり、こちらにつきましては、学園としてもその運営する上での必要なものとして備品をまず揃えていたものでございますので、今回、民間移譲する中で、ほとんどの備品は、先ほど申しましたように、耐用年数が過ぎております。中にはこういったものもございまして、こういったように、その耐用年数がまだ長く続くものにつきましても、本来はきちんとその有償譲渡なんなりするというようなお話かもしれませんが、もともと学園として必要なものでございますので、学園が今後もきちんとした運営ができますように、今回、建物と一緒に無償譲渡のほうでですね、お願いできればということで、今回お願いしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

譲渡のほう割がいいだろうというような答弁だったかと思いますが、例えば、その恐らく説明の中で修繕のことと言われるだろうというのはもう考えておりましたから、例えば、そういったものもひっくるめてですね、管理義務を対応したところに負わせるというような契約の仕方もあるんじゃないかなと、そういうふうを考えられます。それと財産をですね、処分した場合、これ私一つやっかいだなと思うのが、土地は譲渡しませんから、町の公有財産の上にそういった形で無償譲渡した法人が所有するものがのしかかってくるわけですよ。ということはですね、いざ、大規模開発とか、いろんな形が世の中がかわって、その若草児童学園のあり方さえも変わる可能性というのは将来これ否めない事実なんですよ。そういったときに、大規模改修や別の場所にそれを取り壊してという形がですね、非常にややこしく逆になるんじゃないかなという部分です。それとそういったときにですね、有効なのは無償貸与で条件付き契約をすることです。そのことによって、この財産というものはですね、いざ、町の会計が不足を生じるときに処分するというような固定資産も考えられるんですよ。これ一つのテクニックですけども、いろんな形で会社あたりが傾いてきたりなんかすると、自分の所有する財産というのをこう切って、売って現金に換えるんですね。そういった形というものもこの無償で譲渡した場合は、もうできなくなるということですよ。ですから、法律的にも逆に上に乗っかっている法人のほうが強くなりはいませんか。言うならば、そういったところがですね、法的なものが私わかりませんが、ちょっと危惧を感じるんですね。それとやはり先ほどの質疑の中であった財産を無償譲渡という、この無償という部分ですね。やはりお金がかかっていることを考えますれば、町民の方々が納得できるのかなということですよ。ですから、よりよい運営をきちんとしていただくのならば、そういったものはどんどん評価して、公表していかなければならないというふうになってくるのではないかなと。ですから、財産を処分するにあたっては、これはですね、ものすご

く精査しなければならないということです。それと選定委員会、このですね、指定管理あたりの選定委員会で失敗したことが我が町もありますから、岩戸の里を振り返って、岩戸の里温泉ですね、振り返って考えてみればわかることです。選定委員会が選定した場合、議会もほとんどきちんとしたものとしてそれが可決に至るんですね。しかしながら、私は最後まで食い下がってだめだといった覚えがあります。この人は経営能力がないんだというようなことを、今までのずっと私が単独で調べた中であったわけですよ。だから、そういったものに責任は及ばないわけですね。もしこれで不具合が生じた場合に、誰が責任とるのという形です。譲渡したらもう返ってきませんよ。そのときに責任を取れる状況をつくるというのは、無償貸与ではないでしょうか。以上のことを再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員の再々質問のほうにお答えいたしたいと思います。

無償譲渡ではなく、無償貸与という方法もあるのではないかなというご質問かと思いますがけれども、その譲渡すればもう町の手から離れてしまって、もう民間のほうのいいようになってしまうというご懸念というかですね、そういったことがあるのかなと思います。確かに、そういったところも私たちもございますので、契約、無償譲渡するための契約で、これはどこまで法的に有効になるかというのは、私も実際ですね、問題としてどこまでどういうふうになるかというのはわかりませんが、第9条関係で契約解除とか、返還特約とかですね、そういったものは設けております。何かありましたら、町に返してくれとかですね、そういったところでございますけれども、これがどこまでその有効になるかというのはですね、おっしゃるとおりわからないと思います。けれども、基本的には、やっぱりその町のほうが経営といいますか、運営については関与をしていきたいと思っておりますし、また、そのこちらにつきましては県のほうからその運営の費用といいますかね、そっちのほうが出ておりますので、そちらの経営の監査といいますか、そちらにつきましては、町のほうも同席しながらそちらの運営のほうをちゃんと見ていくというようなシステムにもなっておりますので、学園の運営についてはうまくいくのかなと。そんなに間違った運営はされないというふうを考えておりますので大丈夫かと思っております。それからその無償貸与としますと、先ほども言いましたように、やはりその町の施設ということになりますので、どうしてもそのいろんな方法があったとしても、町がやっぱりお金を出してそれを修繕しなければならないと、そのために、いろんなそのお金のその補助制度が全くございませんので、町が全部一般財源でしなければならないというような形になりますので、やはり今回は民間のほうにきちんと譲渡しながらですね、建物譲渡してから今後の大規模修繕、改修、こちらのほうにですね、対応していったほうが一番いいのではないかなというふうを考えているところでございます。

それから、指定管理のときのうまくいかなかったときの責任は誰がとるかというようなことでございますけれども、こちらにつきましても基本的には、やっぱり指定管理をしております町、町がやっぱりその指定管理の責任ということになりますので、最終的には町のほうがやっぱり責任をとるべきなのかなというふうには思っております。よろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 納得できんだったところがありますので、再度質疑いたします。

貸与した場合は、どうしてもやっぱ町の建物ということで、そういった修繕あたりが必要になってくると言われましたけれども、それにもまた方法があるんですね。例えば、その契約書の中でそういったものをきちんとうたうということ。それと、まずメンテナンスをして譲渡にもっていくというやり方、失礼しました、貸与にもっていくというやり方、そういったことができると思うんですよ。

それとあと一つここははっきり聞きたいんですけど、貸与した場合、その法人が建物は無償貸与だからこの修繕を補助を願いたいと、県に申し出たときに、その法人はその形で補助金を受け取ることができるのではないのでしょうか。

質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員のほうの再質問のほうにお答えいたします。

方法論ということで、無償貸与で町の建物であったとしても、例えば契約書の中でうたうとか、メンテナンス条項の中でやるとか、そういった方法があるのではないかとということをございますけれども、そういったことにしても、基本的にその契約書にうたって引き継いだ法人が負担するとしたとしてもですね、その中でですね、じゃあ補助金の制度があるかといいますと、建物は町の建物でございますので、恐らく、これはきちんと調べてはおりませんが、恐らく町の建物であればですね、補助はないというふうに思います。法人の民間のものだからこそその補助金が出るわけでございまして、町の建物であれば町が責任もって下さいというような国・県のほうの対応になるのではないかなというふうに思います。ですので、今回はやっぱり無償貸与じゃなくて、無償譲渡のほうがですね、町としても非常に有意義に働くのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午前11時56分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第28号を議題といたします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 議案第28号、平成28年度大津町一般会計予算について質疑します。

まず、2カ所ですね、予算書の140ページ、概要書の33ページです。

概要書によれば、地域おこし協力隊事業として1千150万円、その内訳は、①観光振興販路拡大439万円、②特産品開発6次産業振興360万円、それから③むらおこしイベント振興360万円となっております。この金額の中には、調べてみますと人件費が入っているように思います。予算書の140ページを見ますと、地域おこし協力隊3人の報酬は3人で799万円となっております。一方、地域おこし協力隊助成金が360万円となっております。合計すると1千150万円となります。そうすると、要は地域おこし協力隊事業1千150万円の内訳は、活動費は360万円ということになりますが、記載の仕方が一つわかりにくいということと、その活動費360万円という少ない金額で本当に身のある事業ができるのかお聞きします。

それから、2番目に、予算書の141ページ、企業誘致推進費についてですが、町長は施政方針で「企業誘致につきましては、更なる企業誘致に取り組んでまいりたいと考えています」と前向きに述べられております。その割には企業誘致推進費は昨年、一昨年と変わり映えがしません。企業誘致の昨年の実績はどうなっているか質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） はじめに、地域おこし協力隊の質疑でございますが、予算書の140ページにあるように、人件費は報酬799万円ということで、活動費として補助金が360万円を計上しております。これまで27年度におきましては、旅費、需用費、役務費、住居借上げをそれぞれの節の区分で予算を計上しておりましたが、補助金という形で一括で助成しまして、地域おこし協力隊員が活動しやすいようにということで助成金という形に持ってきております。ちょっと金額が少ないかということですが、一応地域おこし協力隊員1名が一応400万円と人件費を含め、特別交付税の措置が最高400万円という形になっておりますので、人件費と協力隊員で360万円という形で予算を計上させていただいております。

次に、企業誘致費でございますけれども、26年度の実績でいいですかね。26年度の実績でいけば、工場の新規増設が8件、工場の立地協定の締結が一応5件というふうになっております。27年度につきましては、私の記憶するところでは、岩坂の南部工業団地に新規立地が浜松ベジタブルですかね、九国ベジフルという会社になりますけれども、そこに新規が1件、今もう1件一応お菓子工場がですね、お話がきております。あと小林のところですね、また野菜工場という形で、この農政サイドの企業ですけども、1件話がきていると、一応開発行為も終わっているという話を聞いておりますので、27年度につきましては、私の記憶するところではそういう形で企業が誘致される状況になっております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。



○11番（坂本典光君） 1カ所ですね、360万円の件ですけどね、その観光振興販路拡大で439、それから特産品開発6次産業振興で360、むらおこしイベント振興で360万円なんですが、この中には人件費が入っておりますから、結局活動費としては、それを、人件費を引いてしまうとこれ3つで360万円に確かなると思うんですけども、それを3つでやったら本当に身のあることができるのかなという心配で質疑したところであります。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 再質疑にお答えします。

先ほどもお答えしましたように、一応人件費につきましてはですね、条件を示しまして、こういう人件費でということですね、公募しておりますので、その人件費で人件費の予算を計上しております。活動費につきましては、それぞれに先ほど申しあげましたように、旅費なら旅費という形ですね、直接的に予算を付けておりましたけれども、補助金という形で何に使っていいというわけじゃありませんけども、裁量がかなり広がると思いますので、そういう形で27年度よりも活動しやすい状況になるかと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） できるということであるならば何も問題ありません。終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 当初予算の関係で3、4点お聞きしたいと思えます。今回、新たな新規事業がかなり盛り込まれております。その中で少し質疑したいと思えます。

まず1点目は、60ページにあります企画費で、今回地方創生関係の地域活用促進補助金ということで400万円ほど組まれています。これ説明の中で、大津マルシェとかイノベーション、空家住宅フェアを実施していきたいと、27年度にまだ補正が確定してないけど専決で1千100万円ほどもし活性化事業の補助金が付いたら一緒にやりたいというような話で、トータルでもしいけば1千500万円近くの金額になると。本会議の説明の中で、実行委員会を立ち上げてやるということですので、實際上、実務をしていくその辺がどうなっているのかというのをちょっとわかりませんのでお尋ねします。

もう1点は、172ページにあります、学校管理の中の委託料で、大津南小学校の再生整備基本計画構想業務委託とありますけども、急にこれも出てきたように感じますので、教育委員会のほうでどのような形で方針を出されたのか、今後の方向、スケジュールあたりがあれば質疑をしたいと思えます。

3点目は、同じように生涯学習の中、今度は生涯学習の中ですが、196ページ、野外活動等研修センターの工事関係の委託関係と北部・南部の全体的な構想の中で、今回具体的に整備を進めていくということで説明がありました。今回、される整備の内容についてもうちちょっと詳しく中身を聞きたいというふうに思えます。

次に、もう1点が204ページの学校給食センターですけども、給食センターが今回米飯の委託が

出ております。それと併せてセンターの改修の委託と改修工事というような形になっています。前回、全協あたりではですね、新規につくるというような話が進められて、なかなか予算的なもの、場所的なものも含めて総合的に厳しいということでこちらに変更をされたということですので、その辺の変更状況と、今回の改修内容、またこの工事関係についてどのような今後の展開をされるのかというのを質疑をしたいと思います。

また、併せて米飯食につきましては、今まで大津の米を週3回出されていたというふうに思います。今回の米飯委託において、今まで炊飯をされていたと思いますけども、委託をすることによって大津産の地産地消の米のですね、利用がですね、問題点がないのかということを含めた点をお尋ねしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 桐原議員のご質疑にお答えします。

まず、補助金の400万円でございますけども、基本的には平成27年度の継続事業ということでお願いしたいと思っております。今国にですね、申請中でですね、まだ内示等もございません。多分3月20日過ぎに内示だということで、もし採択を受けましたならば、この辺につきましては、1千100万円ぐらいの規模で行いたいと思います。この400万円につきましてはですね、6月の補正かなんかで落とさせていただいて、もう1千100万円の事業として、うち1千万円がですね、国庫補助金で行いたいと思います。内容は、引き続き一緒なんですけども、実行委員会もですね、基本的に一緒なんですけども、途中でですね、私もやりたいという方がいらっしゃればですね、一緒にやってもいいかなというふうに思っています。事務につきましては、現在も総合政策課のほうが事務局を持ってですね、金銭管理等をしていますので、総合政策課と、あと関係各課と協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） こんにちは。桐原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目が172ページ、13の委託料の大津南小学校再生整備計画基本構想業務委託についてのご質問でございます。南小学校につきましては、昭和52年に南校舎を建てております。そのあと北校舎が昭和53年ということで、もうかなりの年数が経っております。そういう状況の中で、非常に雨漏りとか、いろいろ不具合も出てきて、毎年修繕をしている状況でございます。そのような中で、大規模改修等もですね、きている時期ということで教育委員会としては考えているところでございます。財政的な問題もございますので、まずは施設の現況の把握、それから整備内容の積み上げや今後の方針、グラウンド関係もございます。グラウンドの内容も最近浸透が悪くなってきておりますし、それと陣内幼稚園の関係もございます。そういった部分も含めてですね、基本的な計画を立てさせていただこうかなということで、今回予算計上しているところでございます。ですので、今後の方向性やスケジュール、それから概算費、それからどういった形でやっていくのか。その辺も含めてこの予算の中で基本的なことを報告書であげていただくということで考えております。

それから、2点目、196ページの社会資本整備総合交付金事業の中の13の委託料、それから15の工事請負費の内容等についてということでございます。この件につきましては、所管の都市計画のほうからですね、1度全体的な説明はさせていただいておりますけれども、その中でですね、真木の部分について、真木のほうについては大体地元とですね、いろいろ検討しながら大体のところは進めていますけれども、矢護川のほうについては、地元との協議がまだできておりません。今後そういったことについても検討していくということでご理解をお願いしたいと思います。北部の部分については、地域交流と学びの拠点づくりということで、地域住民の交流の場として野外活動等研修センター、矢護川コミュニティセンターの整備を進める。加えて、野外活動等研修センターについては、自然を学び、楽しく交流する場の創出を図るということでございます。真木地区、矢護川地区の地域住民のコミュニティの維持、賑わいを創出する場として野外活動等研修センター、それから矢護川コミュニティセンターを活用し、住民がいつでも利用できる交流多目的スペースを整備するというところでございます。

それから、南部につきましては、大津町の中核的な文化資源となる江藤家住宅、これ国指定文化財の保存活用事業にあわせて、これ国の事業でございまして。地区周辺整備はまちづくり活動を整備し、南部観光地区の観光拠点として整備を進めるということで、江藤家住宅を訪れる人の憩いの空間、様々なイベント活動が開催できる（仮称）南部地区交流広場を整備するというところでございます。なお、当スペースは、地域住民の活動拠点及び避難場所としての活用を図るなど、観光交流、地域交流、災害等の緊急避難場所としての整備を進めるということで考えております。

それから、3点目でございます。204ページの学校給食センターでございます。15の工事請負費と13の学校給食センター改修他設計委託650万円ですけれども、この内容のお尋ねかと思えます。まず、今回工事を行う内容でございますけれども、要するに米飯を委託しますので、米飯器の部分の撤去を行います。それから、炊飯室のその撤去したあとにですね、水道設置ほか換気扇等を入れたいと思っております。それから、その床の調整排水溝工事、それから、一部空調設備壁掛けタイプ、それから高圧電気工事も含めております。要するに、炊飯室、炊飯施設を撤去した場所を整備して、調理スペースを広げ、4千500食までの副食が調理できるようにするとともに、調理員の安全な作業ラインを確保するために今回行うものでございます。

それから、あと650万円の委託でございますけど、今申し上げました改修工事及び空調設備整備工事の設計と、将来ですね、29年度にですね、増築を計画しております。建て替えの見直しによる延期のため、既存施設で4千500食までの調理ができるように、研修室と下処理室、プラットホームを一部増築したいと考えております。その設計です。建築条件の2割までは増築ができますので、までの建築条件で4千500食分を提供する施設に改良したいということでございます。ですから、来年の分と先のその増築分を合わせた分で650万円ということで4千500食まで作れるまでですね、やっていきたいと。その間ですね、有利な補助があった場合、それから財政計画も含めたところでですね、延命、そこまで延命を図るということで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 地産地消の米が食べられるかがちょっと確認ができていません。それは、あとと一緒にいいですけども、今おっしゃったように、給食センターはかなり老朽化をして、まあ建て替えをとということで町長以下大分検討されて、いろんな形がなされた。今回、一部改修等を29年度で増築をします。そういった話しが私たちもこの予算書を見てそういう動き、質問をしてそういうことがわかるというようなことじゃなくて、やっぱりその辺は情報としてですね、出していただいて、そういう動きがしているんだというのも議員のほうでもありますね、確認をしながらどういう方向性で動いているのかというのは、やっぱり知りたいところですので、その辺の情報はしっかり出していただきたいと思います。

それともう一つは、先の企画費の関係ですけども、予算が通ったら動きますよと、ただ今回地方創生でやるんだよということでお話しがあるならば、まあ組み替えはするというような話もありますけども、やっぱり町がそれなりにやるというような形があるならば、そこは事務局が総合政策サイドでやっていると言いますけれども、やっぱりスピード感持って動かすためには、しっかりその辺をすべきじゃないかと思えますけども、その辺についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 桐原議員の再質疑にお答えします。

先ほど概要説明がちょっとまずかったです、すみません。事業採択受けなくてもですね、400万円は一般財源をここに付けてこれでやっていくと、そういう心構えでございます。よろしく願います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 桐原議員の再質問にお答えします。

教育委員会としてはですね、中学校の再生計画もございまして、給食センターが有利な補助金があればですね、早く新築をしてですね、なわっていただいて中学校の再生計画に入りたかったというのが教育委員会としての考えでございましたけれども、なかなか有利な補助金がなかったということで、もうしばらくですね、延命せざるを得ないということで、ぎりぎりまで検討したものでございます。本来ならもう少し早めにですね、議会のほうにも全協あたりで説明すべきだったと反省しております。今後はこのようなことがないようにしたいと思います。

それから、米でございまして、米がですね、実は来年の天津産の米がですね、その提供できないという情報がありまして、大変心配いたしました。今までずっと100%天津産の米で給食センター賄っておりました。地産地消を進めて、ほかのやつもそうですけれども、からいもも100%でございます。なるだけ地産地消ということで給食センターの食材は地元で安心・安全なということで、これ食育も関係してきますけれども、そういったことで進めて今おります。ところが一番根幹の米が天津産がどうもないということ聞きまして、これではいけないということでいろいろ議員さんのほうもちょっと応援していただいたということでございましたけれども、一応27年度の分がないということでございまして、12月、来年の12月以降新米が出ますよね。それについては給食センターを優先的にですね、入れてくれということでですね、今申し入れをしているところでございます。それにつ

いては了解をしていただいたと、担当のほうからは聞いております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 議案28号に関して3点質疑いたします。

まず、1点目が概要のほうで5ページ、予算書だと80から83になると思うのですが、この選挙費用に関しまして、今回、町長選挙と町議費用を別に計上しておりますが、ここだけ見ると別のようにも見えるのですが、前回同じ日に同時選挙をして1千万円ぐらい削減できたということだと記憶しておりますが、今後の現時点での方針と、例えば空白期間の話したとか、投票率の話したとか、総括を含めた方針を現時点でいいので伺いたいと思います。

2点目が概要の29ページ、予算書ですと128から130ページの岩戸の里の関連なんですけども、維持管理費で874万7千円ということで、言ってみれば開店休業のような状況で維持管理費がかかっている状況なのですが、今年度、来年度の具体的な対応を実施するか等の現行の方針と現状の動きを伺いたいと思います。

3点目が概要の33ページ、予算書140ページになるんですけども、先ほども話ありましたが、地域おこし協力隊に関しまして1年目は様子見ということもあったと思うんですけども、期中採用ですが、2年目ということで、例えば、昨年のお話ですともともと観光協会に3人常駐するような話もあったけども、途中で1名庁内で勤務することになって、人員配置的にも苦勞したというお話を伺っております。そこも踏まえまして、来年度の主たる事業所だとか、働き方の違い等があるのか。

もう1点が、今後新たに採用する方もおりますが、その全体像というところを伺いたいと思います。以上、3点です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 選挙関係について少し説明をさせていただきます。

前回、大津町長選挙と大津町議会選挙を一緒に行いましたけれども、このときは、議会の選挙の特例を使いまして同日選挙を行っております。町長の任期は一応2月の9日で、議員の皆さんの任期は2月の末日でございます。ですので、この間にまた選挙をしますと同一選挙と、特例を使ったですね、同一選挙となりますけれども、町長の任期の前の2月9日前に選挙を行えば、自動的にもうこれは同日になると、この点につきましては、まだ選挙管理委員会のほうで多分町長選挙と町議会議員選挙を一緒に行うというのは多分もう今後の検討で決まっていくと思うんですけども、期日をいつにするかで自動的に同一に行うのか、特例を使って選挙を行うかという、その日程について少しまだ決まっておきませんので、予算上はそれぞれを計上しているところでございます。同日選挙になれば当然予算項目を一つにして、あとで精算をするという形になると思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 構造改善事業費ということで岩戸の里関連の予算を870万円ほどお願いしております。

岩戸の里については、皆さんご存知のように、27年度です、4、5、6で改築をしまして、

7月1日から新たにリニューアルして、新たな指定管理者のもとで運営をするという方向でございましたけれども、ご存知のように、あまりにも老朽化とかいろいろそういうがありまして、途中で工事を断念したところです。補助金の返還等の問題もありますので、途中からですね、温泉については一応休止という形をしておりますが、そのほかの施設についてはですね、大広間とか、いろんなスペースがありますので、そこは使っていただくということで管理人を1人置いてですね、また全体の草刈りとか、そういうところの管理も含めて管理人を1人置いて、臨時職員置いて管理にあたらせているところです。町長のほうでですね、トップセールスという形でいろんな方に打診したり、向こうから話があったりしてこれまであそこを譲渡してですね、運営にあたっていただけないかということをごこれまで模索してきましたけれども、今のところそれについては実現に至ってない状況です。今年の12月ですね、いろんな方のご意見もありまして、ポンプも引き上げておりましたけれども、そのままにしておけば詰まってですね、温泉自体も出なくなるというふうな懸念がありましたので、既存の予算をお願いしましてですね、100万円ちょっとだったと思いますけれども、再度管とポンプを入れまして、お湯が出るようにしまして、今1日2時間ぐらいですかね、電気代の関係もありますので、最低限1日2時間程度分けてですね、汲み上げている状況です。今1件ですね、お一人の方がですね、あそこの運営したいというお話がっておりますが、いろんな諸条件をクリアしなければいけないのでなかなか、今ちょっとその辺は協議中でございます。いろんな方があそこの施設を見に来られて一様に言われることは、施設が大きすぎると。とてもこんな大きい、無駄が多いと。それと今回の補正でですね、不動産鑑定をお願いしております。一つは、建物の価値としての鑑定と、もう一つは、あそこを経営する観点からの鑑定という形で、2つをお願いしております、それも民間への譲渡をする一つの条件ですかね、その辺の根拠としてその不動産鑑定という形で今回の補正で150万円程度でしたかね、お願いしているところでございます。今ちょっと申し上げましたように、あそこを譲渡するにしても改修費にですね、一応に言われることは約1億円以上はですね、あそこを新たに譲渡しましても新しい受けての方が1億円以上の投資をしてやらないとあそこの再開は難しいだろうというふうに言われます。今金利がかなり安いので銀行の融資もいろいろできるかと思っておりますけれども、なかなかどんなに古くても建物が建ってあれだけの鉄筋コンクリートでがんとした、きちんとした建物がある以上、あれを買った方が運営するとなると、固定資産税も四、五百万円は払わんといかんということもありますので、そういういろんなことを町としては、既存の考え方ではなくてですね、思い切った考え方で28年度はですね、新たな受け手を探していかなくちゃいけないだろうと。今言いましたように、不動産鑑定もですね、今度28年度では一応公募したいということもありまして、それを睨んで不動産鑑定という形もしておりますので、そういうところで考えております。構造改善事業としましては、主なものは今言いましたように、賃金と電気代が結構高いですので、ここに光熱費としても440万円ほどあげますので、その辺の建物が大きいですので、その辺の基本料というか、電気代がかなりかかっているような状況でございます。今年、来年の動きとしては今ちょっと申し上げてましたようなところで動きたいというふうに考えております。

協力隊につきましては2年目ということで、先ほど質疑もありましたように、人件費の報酬とあと

今まで、先ほど言いましたように、費目に予算を付けていたので予算に非常に制約がありましたけども、今回一応補助金という形で、助成金という形で既に協力隊の方に補助金をあげまして、あとはその枠の中ですね、自由に動いていただくというところの意味で助成金というふうにしておりますので、今年よりも活動がしやすいんじゃないかなというふうに考えております。ほかに協力隊の予算がちょっと上がっておりますけども、それは一応うちの所管ではありませんけれども、話の中でお聞きしているのは、スポーツコンベンションという形ですね、いろんな大会がありますので、それを誘致して観光協会と連携を取りながらですね、観光協会の自立に向けた一つの動きとか、そういうところで頑張っていたきたいという形で、今年そういった意味でスポーツコンベンションの協力隊という形で雇用するようには予定をしております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

岩戸の里関連なんですけども、今現在助成金の絡み、例えば宿泊等はできないような制約だったと思うんですけども、例えば、そういったところを国に陳情するなどして撤廃、緩和するような動きで可能なのですかというところ。あるいは、それをやっていく考えもございますかというところです。

2つ目が、地域おこし協力隊に関しまして、ちょっと聞き方悪かったかもしれないんですけども、来年度も本年度と同じように片方の方は観光協会に張りつきで、もう片方の方は庁内で張りつきでうまく連携しながらやるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 今までいろんな方が打診してこられた中で、まず、温泉だけではですね、もう確実に立っていかないということは一応に言われます。それでやっぱ経営的に複合経営的なそういう宿泊関係もですね、やっぱ宿泊とかいろんなことを工夫しながら収入を上げていかないとあそこの岩戸の里の運営は難しいだろうというふうに、今来ていらっしゃる方もおっしゃっています。ただその辺は行政がするとなるといろいろまだ宿泊とかですね、その辺は、都市と農村の交流というのが一つの目的と、それと町民の健康増進というのが目的ですので、その範囲内であの中をいろいろ扱われるのは別に、県の一応許可というか、県に相談はする必要があるかとは思いますが、その目的を達する限りにおいては、別に私は構わないというふうに思います。

それと協力隊につきましては、今観光協会のほうに2名置きまして、それと椅子的には商業観光課のほうにですね、1名いただいているんですけども、そういう形で28年度も継続という形を一応考えております。ただもっと、常に協力隊も3名しかいませんので、その活動しやすいようにですね、その目的を達するような方法が、その辺がはっきり、我々が必要であればですね、その辺の条件も変えることも可能かなというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

まず1点目は、89ページあたりの款3、項の1、節の28の繰出金ですね。国民健康保険特別会

計と介護保険特別会計の繰り出しというのがあります。この繰出金についてでありますけども、これ法定外が含まれているのかどうかということです。もともと国民健康保険も介護保険も独立採算制ということで、その基礎基本がきちんとなされているかということが心配になりますので質疑いたします。

それと99ページの款3、項の1社会福祉費の中の節の19町人権・同和教育推進協議会補助金についてであります。人権教育啓発費といたしまして予算が膨らんでおります。本来、この人権同和教育に関するものというものは、振興すればするほど逆に予算は縮まるものだと私は考えますが、この膨らんだ理由がこういったところできているのかなと思われまして質疑いたします。

次に、196ページ、款10、項の5、目の8、節の13野外活動等研修センター改修工事設計他であります。先ほどの質疑に対して、ハードの面の答弁はあったと思います。しかしながら、これだけの改修工事設計あたりをやるのであるならば、自ずとその後の使用法、ソフトの充実がきちんとなされていなければ、ただ単に改修設計ということで、あとはどうにでもなれというふうになり兼ねませんので、ハードとソフトのバランスというものはやはり求められると思います。その後の活用方法なり、何なりをお聞きしたいと思っております。

続きまして、204ページの先ほども質疑がありました、米飯炊飯の委託料のことですが、ここですね、学校給食におきまして、前年度と比べますれば大きく予算が膨らんでおります。要は、先ほどの答弁をずっと聞きよりまして、給食センターの取り扱いがいまだにその右に行こうか、左に行こうか錯綜しているようにしか思えません。実際、これ全体学校給食を考えたときに、全体的な委託というものが私は一番好ましいと考えている次第でありますけれども、この米飯、特にこの米飯に目を付けますのは、私が何期目ですかね、委員会で給食の発祥の地と言われるところに研修に行ったんですよ。そこは米処でありましたけれども、そこで給食センターあたりの研修をしました。そこでじゃあ米、米飯、もう全てが確か米だったと思います。米飯給食だったと思いますけれども、そのときのやり方というのは、おかずだけはですね、給食センターで作っておられました。そして、米処でありますから、何社かの米の卸しとか問屋さんとか何かいろんなそういった関係の米に関する方々がですね、自ら炊いて、自らその学校にその配送するというシステムでした。ですから、あくまでもその米に対してからは、こちらはそのかかった材料費、経費なりを払うだけだったんですね。ですから、設備自体は、その米の何らかの関係のある会社があったということです。ですから、実際そこで聞きましたところによりますと、そのおかずだけは現在つくっているけれども、この給食センター方式というものは非常に金額がかかるということで、いずれはこれも民間にずっとこう広げていくという話しでありました。実際、私もそう思いますんで、実際こういったものはですね、それこそプライベートファイナンス、PFIですね、そういったものを活用しながら考えるべきではないかなと思います。あくまでも給食センターありきで考えたならばお金が幾らあっても足りないかなと。実際、給食センターは独自でなければならぬという決まり事はないわけです。親御さんあたりがそちらのほうが安心・安全だろうという意見も多く聞かれますけれども、そういった親御さんでも外食はしているんですね。ですから、きちんと法定に則って、きちんと調理される業者というのは必ずいるんで



すよ。ですから、そういったものとの関連というものは何ら考えてないのか。特に、今現在、米飯給食を続けるためによそに委託するとかいうのであるならば、せめてそちらに設備なり、そういった供給能力があるかどうかというものをこちらが査定して、そういった業者に委託したほうが安くあがるし、そういった浮いた教育費に対してからは、別段の教育の充実に使うというふうな組み替えもできるのではないかなと思ひ質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険のほうの繰出金でございますけれども、こちらにつきましては、法定外の繰り出しが含まれているかということでございますけれども、7千万円またお願いしております。よろしく願いいたします。

介護のほうにつきましては、法定に基づくものということで、給付費の12.5%、その他の地域支援事業につきましても12.5%やその他の事業等に対して19.5%ということで、大体法定に基づいた率で繰り出しのほうを行わさせていただいております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 人権教育啓発費の町人権・同和教育推進協議会補助金の増額について説明をさせていただきます。

予算の概要の6ページの真ん中の下段のほうに書いておりますけれども、今回、平成28年度は9月に合志市で熊本県人権教育研究大会と11月には熊本市で全国人権同和教育研究大会が開催をされます。この研修会に多くの職員の含めてですね、参加をして研修を深めてもらいたいと考えております。そのときの参加負担金というのが発生しますので、その分が今回増額になっております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

先ほど桐原議員のほうからも質問ありましたけれども、真木のほうですね、真木のほうについては地元とも大分打ち合わせができておまして、ハード面についても大体固まってきております。真木のほうにつきましては、地域交流と学びの拠点づくりの形成を目指したいと。体験学習、宿泊も含めたところですね、来ていただいて、交流、その地域の方の交流、食の交流とか、そういった学びの場となるコミュニティ施設の整備を行いながらですね、進めていきたいということで考えております。

もう一つの矢護川のほうについては、まだその地元との打ち合わせがあっておりませんので、今後地元と十分打ち合わせをしながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、南部につきましては、これは江藤家住宅が国の補助をいただきながら整備をしますので、そこを拠点としながらですね、南部観光の拠点としていきたいと。一応計画では、サイクリングロードとか、そういった部分も含めてですね、考えているところでございますけれども、もう一つが住民を主体に歴史・文化を醸成し、地域の賑わいや住む場としての魅力の再生をですね、目指したいということでございます。

それから、給食センターでございます。非常に心配をおかけしております。給食センターにつきましてはですね、現在の施設では4千食までが限度でございます。それでどうしてもその今現在子どもの数が増えておりまして、33年前後でございますね、4千500食になるようでございます。ですから、それまでの間にですね、ある程度4千500食の副食を調理できるようにやらなければいけないということでございます。それでできるだけその、今永田議員がおっしゃったようにですね、民間委託ができるものについてはですね、一気になかなかできませんので、委託するものは何だろうかということで検討いたしまして、益城あたりもございますね、熊本市もやっておりますし、益城もやっておりますので、研修に行きましてですね、大体白米がですね、1キロ当たり280円と、委託料がですね。1キロ当たり280円で委託ができるということで聞いておりますので、全体的に考えてそう高くないのかなということですね、実績もあるし、ご飯も食べに行っております。大津産の米を使っていたということも約束していただいておりますので、まずは米飯をすることによって、あの米飯の大きな機械がございますので、あそこの空間を活かしながらですね、再度ちょっと中身を扱って、さらに29年度は一部増築もしますけども、中身の調整をしまして4千500食までの調理ができるように今考えているところでございます。そうすることによりまして、大体8年以上は延命ができるということで考えております。ただし、これが4千500を超えますとですね、またいろいろ厳しくなりますので、その間、民間委託ができるものについては民間委託をする。勉強もしながらやっていきたい。最終的にどっかの時点で新センターの建築についてはですね、再度検討する時期が来ると思いますので、有利な補助金があることを期待しながらですね、今後も検討していきたい。それと財政状況も考慮しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

学校給食センターにつきましては、そういった形で進めていくということではありますが、答弁を聞いた限りではちょっと想定が甘いのかなというのを感じます。そこのところはもう少し教育委員会で話しを深められたほうが良いと思います。そのときに、いざとなったときに責任を取れないのが教育委員会ですから、そこは非常に重要です。ものすごい経費がかかっているということですね。これ予算ありきの考え方ですので、本当に大変なことになりますよ。

野外活動センターはそれでいいです。

更なるこの質疑はですね、このやはり納得いかないのが99ページの町人権・同和教育推進協議会補助金であります。この同和教育、人権教育というのは、常に恒久的に学校でも進められているんですね。ですから、きちんとそういったものの取り組みというのは、教育委員会は今までずっと出してこられました。ですから、もしこういった形ですね、人権教育啓発費という形で大きく増額してくるのならば、これはもう既にそれに成果が、効果、成果があったのかどうかという、言うならば、我々はその検証をしなければならないということですよ。これが効果がない、云百万円だったならば経費の無駄遣いです。これは数字では出ないとか、そういった形を必ずと言っていいほど民生費関係とか、教育関係とか言いますけれども、負担するのは誰かということですよ。そういったことを明

確にですね、今までこういった効果があったからこういった増額をお願いしますというような答えをいただきたいと思います。

それと国民健康保険特別会計7千万円ということですが、何度も言わなくても原理原則をきちんと守ってくださいと言わんところですね。特別会計がきちんと独立採算を守っていただかないと、何度も言いますが、私は社会保険ですけれども、二重払いと、社会保険も国民健康保険も払っているよという状況に至ってしまいますよということです。ですから、こういったですね、法定外の繰り出しやそういったものをするものは、例えば、国民健康保険がそういった医療給付、そういった費用をですね、きちんと制度として賄っていないのならば、その料金なり何なりというその考え方というのをきちんとしなければ、これ基礎的部分で、義務的に出ていく経費ですから、ただこの一般会計からのですね、そういった繰出金というものは、例えば、今後の予防のために何かに取り組むとか、これ町全体として得なんだよということであるならば、私先ほど申しましたように、社会保険の言うならば被保険者としても納得します。ですから、どんどん膨らむその医療費あたりがですね、高度化もされてきてますけれども、そういったものに対して何ら打つ手はないのかなという出し方にしか見えないんですよ。私も委員会が違うときに、そういったところを見てきまして、将来、50年後、100年後を見据えて、例えば、その極端に言うなら、太極拳に取りくみますよとか、何らかの体操をしますよとかいうところをたくさん見てきました。そういったところにも、すぐに答えが出るというわけではありませんという答えでした。しかしながら、必ずや10年後、20年後はこの布石によってそういった効果が現れるでしょうというふうな計画を持って取り組んでおられたということです。これただ単に、国民健康保険の特別会計の帳尻をあわせるための一般会計からの持ち出しだったなら違法ですよ、下手すりゃ。そういった形に僕は考えるわけですが、この点について再度お聞きします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今回の補助金についてでございますけれども、今までも研究会とか、そういうのは職員をはじめ、学校の教員、また関係団体の方に参加をしていただいております。そういう中で研修を積んでいただいて、その結果につきましては、復命書できちんとかいう研修を受けてきたというのを確認しておりますので、今回もそのような形でやりたいと思います。全国大会と非常にいい研修の場だと思いますので、職員が参加すれば当然そこで本人の研修はのみならず、それを町民の方にまたきちんと返していくというのが職員の役目だろうと思いますので、そこら辺については十分今後対応していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 永田議員のご質問にお答えをいたします。

人権同和教育ということで、その成果等というお話でございました。確かに、ご案内のとおり、同和問題、これは国民的課題でございまして、国のほうでも法律がございまして。そういった意味で長年、もう50年以上取り組んでいるわけでございますけれども、なかなかこれが遅々として進まず、今もなお差別問題、差別事象が起きているということはもうご案内のとおりでございます。これが一般同

和教育ということで、今は人権同和教育ということで、最近は同和問題のみならず、様々な人権問題ございまして、幅広い対応が求められております。そういった意味においてですね、やはり教育の果たす役割というのは非常に大事だろうと思っております。やはり年齢の若い時代からですね、やっぱり差別問題、あるいは人権問題にですね、深く関心を寄せてですね、その解決のためにどう行動すべきかということですね、真剣に考えるのは、やはり学校教育が一番私は適しているのではないかなど、常日頃思っております。そういった意味で、各学校、園も含めましてですね、人権同和教育には、特に大津町では力を入れているところでございます。幾つか例を申し上げますと、年に1回、町の人権に関するこの子ども集会というのがございます。小学生から中学生まで各学校から集まりまして、一同に会しましてですね、それぞれが今の人権問題をどう捉えているか。身近で起こった差別問題にこう対応したという事例発表等をですね、小学校1年生も堂々と1千数百人の前で発表してくれております。私はこれを見てですね、わあ大津町の人権同和教育というのは、本当にすごいなという思いをいたしております。私たちもですね、なかなかそんなに大勢の前でですね、自分の考えとか、取り組みとか、行動とかをですね、うまく話せないケースもあるんですけども、子どもたちは臆せずですね、小学校の低学年から中学校の3年生まで、堂々と話してくれます。これは一つ大きな成果ではないかなと思っております。やはり自分を主張できる、そういった子どもができつつあるという一つでございまして。それから、去年は県の人権子ども集会で大津北中の生徒会が発表してくれました。七色解放子ども会とともにですね、発表してくれましたけれども、ものすごい素晴らしい内容の発表でございまして、県下から8千人集まりましたけれども、堂々と発表してくれました。各方面からですね、大津町の子どもたちの発表はすごかったですねという声をたくさんいただきました。県の教育委員会からもですね、担当課課長あたりからもですね、いい発表でしたということでお言葉をいただきました。子どもたちにはすごかったよということで、すぐ返したところでございます。

そのほかですね、また北中学校の話になりますけれども、そういった成果を受けてですね、子どもたちここ数年生徒会を中心に東日本大震災の復興を願ってですね、北の翼プロジェクトというプロジェクトを立ち上げてですね、被災地福島の中学生と交流を行っております。テレビ会議をやったりですね、去年は向こうのNPOの代表の方にも来ていただきまして、現状について話していただきました。向こうの生徒会ともテレビ会議等もやりました。実はこれはですね、非常に私は中身のあるすごいことだと思っております。子どもたちが自主的にやっております。何も先生方から強要されてですね、やるんじゃないで、自分たちで立ち上げて、自分たちでやっております。こういったことを受けてですね、北中学校は28年度、まだ決定ではございませんけれども、文部科学省指定のですね、人権教育の研究指定を受けるというようなことですね、頑張ってくださいしております。こういった北の翼プロジェクトを中心にしたですね、取り組みも今度はまた全国に発信してくれるのではないかなど期待をいたしております。

そういった意味でですね、教職員自身の意識改革はもとよりですね、それをきっかけとして子どもたちがですね、本当に差別問題、同和問題、その他の身近な人権問題にですね、気づき、そしてただ気づいただけではなくてですね、どうすべきかという、具体的な提案ができるというところまでです

ね、そして行動に移すというところまでですね、高まってきているというところは、私自身は、大津町の人権同和教育の一つの成果ではないかなと、どこに出しても恥ずかしくない、堂々と胸を張ってこういうことをやってますよということを言える、そんな取り組みが出ているのは一つの成果であろうかと思っております。人権の町大津をですね、子どもたちがまたこのあとも支えてくれる。そんな素地がですね、こういった教育を通じてできつつあるということ的成果としてご報告を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員のご質問にお答えいたします。

法定外繰り入れにつきまして、法定外繰り入れでなくて、原理原則、独立採算制を守ってもらいたいというようなご質問かと思えますけれども、この法定外繰り入れにつきましては、日本全体的な問題からしますと、やっぱり日本全体でその3千500億円ほどのですね、日本全体ではそういった形で一般会計からの繰り入れを行っているということで、これは日本全体的な国保の構造的な問題であるというふうに認識をしているところではございますけれども、ただそれだけではやっぱりやはり納得いくことでもないとは、もう十分承知しているわけではございますけれども、やっぱり1番の原因としましては、やはり医療費はもう高騰してきていると、もう増えてきているというのが一番のこの一般会計からの繰り入れが増えてきている原因であるというふうに考えております。じゃあこの医療費が伸びてきているのはどういったものであるかと言いますと、まあ例えば、人工透析においては年間約500万円かかるとか、あるいは脳血管疾患で倒れると約200万円、心臓血管疾患で倒れば約400万円かかるかというような高額な医療費が必要になってくるということではございます。これらにつきましては、生活習慣との関連が深く関わってきておまして、特にその高齢者の方におきましては、こういった生活習慣病が重症化していくというようなことでかなりのその医療費がかかってきているというようなこともございます。また、中にはその40歳の若年層でも高額な治療が発生する場合もございます。そういったことで、町としましては、検診を柱とした保健指導に今取り組んでおまして、より有効な保健指導を行うために27年度からは健診後の結果説明を受診者全員に対して、保健師が直接各個人に説明する取り組みを行っております。また、ハイリスクの方につきましては、戸別訪問を行いまして、国の助成を利用して管理栄養士を同行しての指導を始めているというような状況でございます。また、40歳といいますか、以下の若年層がやっぱりその一番の生活習慣病の予防に取り組みなければ、60歳、70歳のときに生活習慣病を発症したときにはですね、非常に高額な医療費がかかるというようなことがございますので、若年層の取り組みが必要であるというふうに考えております。そういった意味合いからしまして、今まで人間ドッグに限られていました30歳の検診につきましては、国の助成を使って28年度より30歳からの集団検診を受診できるように受診機会の拡大と検診の早期導入を行うところで考えているところでございます。

また、そのほかにですね、原因としましてですね、これ高額な医療費がかかる方が医療機関への受診が便利な大津町に転入されてくるというようなこともございましたり、あるいは、会社にお勤めて

おられる方が、体を壊された方が会社を退職して国保に加入し、高額な医療費がかかっているというようなケースもございます。こういったように、その保険者である町の努力でできること、できないことというのがございますけれども、ただ現状を分析しながら短期・中期・長期的な視点で整備をしながら医療費の削減に取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

たった今だったんで、国保のことを申しますれば、今のような説明を、例えばその町民、被保険者の方々にした場合、私が一番危惧するのは、そのそういった保険制度から私は抜きたいと、ただし、国民保険料だったのがですね、国民保険税に変わりましたもんね、私が議員中ですけれども、結局、国民保険料というのは、税の性質を持つという形になって、確か裁判で出たと思います。やはり日本として、国策としてこれは進めることだとなったけれども、誰しもがその部分は自分が不摂生して高額な医療を、まじめにきちんとこう健康に生きている人が出せばなしというのは、これは民主主義、いや公平性に欠けますよね。そういった視点で今後も取り組んでいただきたいと思います。ただ、今部長が言われたのは、27年度からそのそういった形で、そのあとのいろいろこう数字が悪かった人とか、そういった方たちに対してからの何ですか、そのモニタリングやそのいろいろな指導とかいろいろなことをされるということですから、それを発展させるような施策というものを結び付けるためのその一般会計からの繰り出しだったならばですね、これは皆さんが大きく納得いくだろうということです。ですから、今の説明されたことに対して、それは成果というのはいつぐらいに出ると思われるんでしょうか。それに対して、これというのは1年、2年じゃないと思いますから、それに対しておおよその数値というものは、何もないで取り組むのではなくて、きちんとしたそういったものも必要ではないかなと思います。

それとこのですね、人権教育啓発費に対してであります。教育長が縷々言われる、こういった成果が出ていると言われます。しかしながら、私が思うのは、そういった大会に参加することというのがですね、実は、堂々巡りの同じこと、もうこの辺で言う、似たりこすったりと言いますけれども、そういった事例を持ってきてですね、何度も何度も同じことをやる、何回やればあんたたちはわかっとかいという話ですよ、私から言うならば。そういったやつは1回受けたならば、それをずっと自分で持って反省しながら、何度も何度も繰り返して、その教職員の方々とか、そういった方々はそれを出してくればいいんですね。大きく法律が変わったりとか、システムが変わった場合は別です。そういったものは勉強すべきだと思います。あの大会に対しての効果というものが非常に曖昧であるということです。本当は人権とか同和問題とかを裁くのは、各個人の理性の問題ですから、そういったものを特化した人権、やれ人権だ、同和だって特化するんじゃないくて、全体的な理性を高める。善悪成否をきちんと判断できる、そういった子どもたちを醸成するために使われるべき予算ではないかということです。ですから、ここの例えばその大会に対して、はい100万円、200万円ないといけませんよというようなものは、非常に無力に私は考えたりするんですけれども、その分のきちんとしたそのものというのをその数字的に町民に説明するのは、今の教育長みたいな説明ですむんでしょうか。

これ一般質問じゃありませんから、この420万円という数字がですね、本当に正当性なのかという部分に考えたらですね、どうもその研修しましたと、そしてその何ですか、行ったならばきちんと復命書を出すと、それって復命書というのは皆さん方が見るかもしれませんが、これっていうものをきちんとかう反映されたものであるかなということですよ。町民に対する、言うならば、こういった勉強をしてきましたからこういった形で人権問題に取り組みましようということなのかなと思うんですよ。これは非常にですね、ここの金額というものは、まあ今後深く委員会で審議されると思いますけれども、この点についてですね、きちんとかう費用対効果を出せるという、何らかそういったものはないでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

いろいろな取り組みについての成果はいつごろ出るのかというようなご質問かと思えます。成果を出すのは本当に難しいところだというふうに思いますけれども、ただ今KDBということで、国保データベース、そういったものを使ったものでそのいろいろと取り組みを今から始めているところがございます。それと健康づくりの推進計画というようなことも今つくってございまして、データを基にそのいろんなことをチェックしていこうということで、今取り組みを始めております。これにつきましては、3年からあるいは5年ぐらいですかね、の成果の目標あたりを定めながらやっておりますので、そういった3年から5年を目途にですね、それぞれチェックしながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりですね、費用対効果、あるいは数字というのは、非常にこれは難しい問題だと私も思っております。今いろいろ考えておりますけれども、例えば、生徒指導の月別の調査等々やっております。いじめの発生件数とか、不登校の実数とかですね、様々な、あるいはいろんな問題行動、調査等やっておりますけれども、そういった数字がやはり明らかに減少しつつあるとか、あるいは人権同和教育の大きな柱の一つに、進路保障、学力保障の問題がございますので、全国学力状況調査あるいは県の学力状況調査等でですね、大津町の子どもたちの学力が数値的にやはり安定して、ある程度の水準を常に保ち、また向上する方向に向かっているというところでですね、判断するのも一つの費用対効果と言っているのかどうか分かりませんが、数字的把握の面から言うとそういったことが一つの指標になるのではないかなという気はいたしております。それにつきましては、学力面、あるいはそういった問題行動等面でもですね、年をとおして、あるいは月をとおして把握いたしておりますので、まあ私自身の今思っている状況ではですね、子どもたち、大津町の子どもたちの問題行動の発生というのはですね、やはりこの3千200名を超える小中学生おりますけれども、その割合からいうと、私の経験からいうと少ないなと思っておりますし、学力面でもですね、ここ数年やはり諸先輩たちの努力の積み重ねの結果が段々出てきてございまして、県内でも安定した状況にあるなということを感じております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

一般質問じゃございませんけども、一般繰り出しへの関係でございますけども、本当に職員頑張っておりますけども、なかなかその成果が見えてこない。あるいは、特定健診も50%目標にしておりますけども、それにはもう何年と目標値と置いておりますけどもなかなかそこまでいかない。しかし、生活習慣病のおおきな金額関係についてもですね、先ほど担当が言いますように、若い人もなってきたおるといようないろいろな状況もありますので、企業連関係につきましてもですね、うちの保健婦が行って、お互いの健康、情報の提携しながら、そして会社でどういう健康診断をしていただくとか、そういうのをやっていただきたいといようなことをこの前の企業連のほうにも申しております。そういういろんな形でやる。そしてまた、町全体の健康推進を今回につきましても今クラブ大津のほうで一生懸命やっておりますので、そちらのほうでこまごまかくやっぱりその検診した結果についての運動指導関係についてもしっかりと広く取り扱ってもらえればなというふうに、今そちらのほうで予算を組ませていただいております。この持ち出しのはですね、健康保険ばかりでなくして、集落排水の下水道事業関連等について今回も1億以上出しておりますけども、公共下水道についても浜田重工さんが今の状況からしてどうなるか、なってきたとき、今公共下水道の使用料の47%近くは浜田重工でもっておるといような状況でございますので、もちろんそういうような状況の中で、今後についても公共下水道の関係あるいは集落排水の関係についても頭の痛い点がございます。もちろんそれが集落関係でつくっております関係で、高齢者とそういう状況ある中での使用料の減額も出てくるというふうに思っております。そういう意味におきまして、持ち出し関係についても、法外についてもある程度やっぱり持っていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、人権同和教育関係、今年大津町が担当で県の大会をさせていただきましたけども、受け入れる場所がなかったもんだから菊池のほうの体育館でお願いして、民生委員や区長さん、あるいは学校の先生や職員関係で向こうのほうに参加していただきまして、菊池地域の参加というのが非常に多くて、県のほうも大変喜んでおったようでございますけども、そういう中に、うちの同和推進の中に職員を臨時で雇っておりますけど、この人たちも各学校や企業に行き、講話をしたりいろいろ勉強会やっておりますので、その成果もちゃんと報告をしていただいておりますので、常に私のほうも目を通させていただいております。小さなことでございますけども、やっぱり人権の町としてお互いの互助精神といつか、そういうものを育て上げるためには、この人権もやっぱり確かに必要であるといことで、一概になかなかですね、我々がなくなるとなかなか同和问题も解決できないだろうといような話しも昔はよく聞いたわけですが、私もいろいろ勉強する中で、まだまだ反省する点がたくさんあるんだなというふうに思っております。

それから、給食センターの件でございますけども、これにつきましても当初職員のほうからですね、ドライ方式でやってくれんかといような話で4千500食難しくなっておりますと。どうにか



ならんかというような形でいろいろ相談する中で、衛生的にも非常に問題点も指摘されておりますというような状況でありましたけども、菊池とか合志で作っておるのは3千500で、大体13億から14億ぐらいでありますけども、これ合併債の関係もございまして、うちの場合、4千500作った場合の大体工事関係も当たってみて、検討させてもらったんですけども、20億以上がかかると。そして、文部科学省の予算関係が1億7千万円ぐらいしかこないということで、財政上を検討すればこれはもう延命策しか差しあたってないんじゃないかなということで、5、6年はもてるかというような形で担当のほうに話したところ、5、6年は大丈夫でしょうと。しかし、あの地域でやるためには、2割ぐらいの増設しかできないというような形と、あと米飯関係の委託をちゃんとやりなさいということで、そういう形の方向で指示をしながら今やらせていただいておりますけども、そういう方向で米飯関係についてはやらせていただければなというふうに思っております。いろいろな課題事項もたくさんございまして、やはり先立つものは金でございまして、そちらのほうとも十分相談しながら、今後の延命策関連もしっかりと取っていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

もう公共下水道のあの本管関係もですね、やり直ししなくてはならないというような幹線の方向も出てきているようでございますので、十分その辺も検討しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

2時35分から再開します。

午後2時24分 休憩

△

午後2時33分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第28号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 一般会計の予算について質疑をいたします。

ちょっと抽象的な内容になるかもしれませんが、申し上げますと、今回のその予算全体の中でですね、まち・ひと・しごと総合戦略というものの関連が出てきております。今のところ、このまち・ひと・しごと総合戦略というのは、30年を見越した非常に重要な計画であろうというふうに私は思っているところなんですけれども、いわゆるそのまち・ひと・しごとというのは目標を立てる計画であるのに対して、今日ほかに出てきております南部、北部のですね、整備計画ですね。こうしたその実際にその手段としての計画というものがまた幾つか出てきているわけです。今までの議論聞いてきておりますと、地域おこし協力隊の問題、その北部、南部の問題、それから岩戸の里の問題なんかですね、いろいろあるんですけども、それをどのように活かしていくのかという方向が、先ほどその協定書とその戦略計画の関係をですね、お尋ねしたところですが、同じように、こうした問題の解決への取り組みというものがちゃんとこの戦略のほうに向いているのか、それぞれが何か別々に動

いてしまっていないかというところを危惧するところです。例えば、その地域おこし協力隊にすれば、販促というのが一つ仕事になっておりますけれども、これについては、まち・ひと・しごとのほうでもやはりその販促という目標が出てきているわけです。でも、予算を見るとそれは全く別物ののように扱われているなというふうに見えてくるわけですね。南部、北部にしてもですね、先ほど江藤家の話なんかでもでしたが、その江藤家が観光拠点として今後役割を果たすとしたときに、じゃあ岩戸の里というのもそうした使い方というものをやはりできるのではないかという考え方もあるわけです。もちろん、その岩戸の里には岩戸の里のその設置したときの事情というのがありますので、それを当然踏まえなければいけないんですけれども、南部の一つのその拠点として、今はその厄介者みたいに言われてますけれども、活かせば生きる宝であるのではないかなというふうに考えて、そうしたその活用の模索の仕方、この戦略、まち・ひと・しごとと絡めたところですね、活かしていくというような考え方もあるのではないかなと思うところです。サイクリングロードは、起点があれば終点、あるいはその寄り道するとところが必要なわけで、そうした使い方であるとかですね、もっとももっとこうアイデアというの出せばですね、何とかなるんじゃないのかなと、先ほど宿泊についての陳情というのはするつもりがありますかという質疑、ほかの議員さんなされましたけれども、それについてちょっとお答えがなかったようですが、そうしたところも含めてですね、きちんとそのまち・ひと・しごとの総合戦略を向いて、他の事業、計画というものが検討された結果のこの予算なのかというところについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 佐藤議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、まち・ひと・しごとのですね、総合戦略につきましては位置付けとしましては、振興総合計画の中のアクションプランという考え方がございます。それから、南部、北部の都市の整備につきましては、社会資本整備事業の中の都市再生整備の事業の一つという考えでございます。

協力隊につきましては、原則ですね、過疎地域対策、移住定住のですね、地方創生がある前からですね、この制度がありまして、それで協力隊をですね、お願いして、実際、協力隊のほうもですね、まちおこし大学とかそういうのに入ってもらって、一緒にですね、取り組んでいるところでございますけれども、国の時評に基づきましてですね、それぞれ分けてやっているところなんですけれども、基本は振興総合計画の位置付けの中でそれがありまして、その中からアクションプラン的に全部やっているというようなことでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） それは重々承知の上で申しているんですけども、例えその各施策のですね、位置付けというものがそれぞれあるとしても、そこがその共通に目指すべき姿というのはどっかにあっていいと思うんですね。そうしたときに、きちんとその複数の1件個別に見える計画が頭の部分、あるいは根っこの部分できちんとつながっているんだというような仕組みになるような検討をさせていただきますかということをお尋ねしたいんです。

あと、そのさっき陳情の話しもお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 先ほどもお答えしたかと思いますが、岩戸の里の目的が都市と農村の交流と町民の健康づくりという形で位置付けられておりますので、その辺であと引き受けられる方がまたいろいろ宿泊とか、そういうのをやりたいということがあれば、それはもう別に可能かなというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 佐藤議員の再質疑にお答えしたいと思います。

施策につきましては、4つの目標がございます。振興計画に書いてある4つの目標です。その前段としまして、キャッチフレーズ的にですね、ありまして、それを目指して4つの基本目標の中からですね、総合戦略、まち・ひと・しごとの総合戦略も作成しているわけがございます。そういった関連で予算は編成するところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後2時41分 休憩

△

午後2時46分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 大変申し訳ありませんでした。一つの事例として申し上げたいというのを思っております。まず、振興計画がありまして、基本目標、施策の大綱がございます。その下に4つのですね、目標があります。例えば、このたび平成28年度予算で人工芝ですね、多目的広場を照明付きの人工芝に変えます。そのことによって利用回数が増えます。それをもっと増やすために地域おこし協力隊をお願いしましてですね、スポーツコンベンション、誘致をしてもらうと。積極的に誘致をしていただきますと、来町者が増えまして、ホテルとか、お客さんも増えてくると。そういった経済活性化になるということで、地域おこし協力隊と、それから都市再生整備南部北部計画、サッカー場は中心市街地の計画ですけども、そういったのがリンクしていくというような感じで予算編成を考えたところです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今一つの例ということでおっしゃっていただきましたけれども、やっぱりそのいろんな計画というのがきちんと連動していくというのは非常に大事なことだと思いますので、考え方としてですね、それが予算に見えるようなぜひ予算を出していただければと思います。

終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第29号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 国民健康保険について質疑いたします。

先ほど一般会計のところで質疑をしました。ということで、実は、会計の中で医療事務関係あたりで医療費の増大とか、そういったものに対応するあたりでの繰り出しですか。それとも予防も兼ねてという質疑をしましたけれども、ここでですね、はっきりしときたいのが、この会計の中でその町民の健康を守るためのそういった事業をやるべきなのかなど。実際、先ほど言いましたように、国保ではない人もおられますよね。ですから、それを考えた場合には、一般会計のやっぱり民生費あたりの中でそういった保険や医療に対する啓発活動とか、いろんなものというのは取り組むべきなのかなどという疑義もまた出てくるわけですね。この中で、先ほど部長の説明の中で特定健診の審査等の事業において、そういったデータを基に指導していくという話もありましたけれども、やっぱりそれっていうのは、今後のこの保険事業に、国保事業に大きく関わってくるものとして一般会計のほうで、言うならば、その携わって、町全体として取り組むべきだというのがやっぱり本当かなと思うんですが、この役割分担としてですね、そこをきちんとしとかなないと、会計の根拠、自体の考え方自体も変わってきますんで、そういったソフトの面ですね、今後のその健康維持のためのそういったものに対してからは、国保のほうで考えておられますか。それとも一般会計のほうで考えるべきだと考えられますか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員のほうのご質問にお答えいたします。

国民健康保険の会計、今国民の被保険者ですかね、被保険者の方の分はその国保だけで、あとその残りについてはどうなっているかというようなご質問かと思えますけども、もちろんその国民健康保険のほうの特別会計で扱っている、これは28ページになりますかね、特定健診審査と事業費、このあたりが特定健診等委託、あるいは人間ドッグの委託ということで計上しておりますけども、これはもう純粹に国民健康保険の被保険者のみであげてきております。そして、一般会計のほうでも衛生費ということで、こちらのほうは特定健康増進費、こちらのほうでもその検診委託等をあげております。あとそのがん検診委託とかですね、こちらの一般町民を全体的にするものは、こちら一般会計のほうであげておりまして、特定健診と言いますかね、こちらのほうの国民健康保険の対象者の分のものだけをこちらのほうにあげているというようなことでございます。また、ここで出てきておりませんが、後期高齢者は後期高齢者ということで、またそれぞれの別会計のごとに、それぞれの対象者ごとに会計はきちんと分けておりますので、そういったようなところで住み分けを行っているというところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ただいまの答弁からしますれば、その点は国保会計ははっきりしているということであるのならば、

一般会計からの繰り入れというものは、やはり違法性が若干出てくるのかなというものも考えられます。ということは、料金なり、何なり、法律の改正なりない限りは、独立採算をやはり行っていただきたいということで、料金の改定なり、負担の割合の改定なりしなければならぬと考えますが、その点についてどうお考えでしょうか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 今回お願いしております一般会計からの繰り入れ、法定外繰り入れです。これ7千万円、これにつきましては、やはりその医療費の伸びということで医療費の給付費です。こちらのほうに充てるということで考えているところでございます。おっしゃるように、こちらに充てるのであれば、やはりその国民健康保険税なり、何なりをきちんとあげるべきではないかということでございますけれども、今現在がやはり国保税のほうでやっているのが27年度でございすけれども、最高限度額85万円、医療給付費が8%、均等に2万7千100円、平等割2万5千円ということで、こちらのほうの医療だけで最高限度額52万円ということで、そのほかに後期支援分とか、介護分がありますので、最高言いましたように、この限度額は85万円になります。それぞれを超えればですね。そういったところで、かなりのやっぱり負担を今お願いしているということでございますので、これをまたそのどの程度まであげたらいいのかということにつきましてですね、やっぱりあげても今非常にそのちょうど所得のぎりぎりの方たちというのがやはり一番厳しくなるのかなということで、なかなかこう引き上げても今度はその国保税のほうの今度は滞納がまた増えていく可能性もございますので、こちらとの兼ね合いといいますか、こちらのほうがやっぱりその簡単に引き上げても今度は滞納が増えてはもうどうしようもないというようなことでございますので、ちょっとその辺はどこまであげたらいいのか。今のまましとったほうがいいのかについては、慎重な検討が必要かというふうに思っております。ただ現状におきましては、あと平成30年度ですかね、県のほうに今度は国保の財政が移管するような形で今進めておられますので、その辺のところでもまたその県のほうからどれぐらいの納付金を納めてくれというような形が、試算が出てくるだろうと思います。そういったところにおいてですね、再度どの程度の医療費の国保税といいますかね、税が負担をお願いするような形をしたほうがいいのかについては、その時点でまた再度検討しなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の答弁を聞いてみますれば、嫌われることはやりたくないというような答弁にしか聞こえません。これはきちんと決まりがあるんですよ。ルールが。日本は法治国家ですから、法治国家をもとに、上位をもとに我々はきちんとしたルールの中で条例なり、何なり、いろんな形のルールづくりをして、そこにはきちんとした線引きをして執り行っているわけです。ですから、その料金を上げるに対して、非常に厳しくなるかも、そういったことをひっくるめて線引きをしたんですね。ですから、今の答弁では納得できませんよ。この会計事業は既に破綻しているということではないですか。そういうふうな形で言うならば、ルール無視です。ですから、被保険者の方々は、きちんと責任を負うべき

ですよ、やっぱり。そこの責任をして、ただし、確か条例の中で、理由、町長がそういった様々な理由の中でですね、配慮する必要がこの人にはあるんだというふうなことが認められれば、町長の判断で確かそういったものを引き延ばしたりとか、減免の対象になるとか、そういったものが確かあったんじゃないかなと、ちょっとすみません、得る覚えで悪いですけども、大体こういった料金体系の中には、最後の条文にそれが入っております。ですから、きちんとルールというものをその履行していただかないと、本来の特別会計の意味自体がなくなってしまうということです。この点について、再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

やはりその会計のルールといいますかね、ルールに基づいて保険者は、被保険者ですね、の方はきちんと自分にかかるものについては、きちんと自分たちのその責任の範囲内においてきちんと払うべきだと。その点において、またその保険料もそれできちんと設定すべきだというようなご意見かとは思いますが、確かにおっしゃるとおりだとは思いますが。そういう中で、この国保の年齢構想といいますかね、構成あたりがどうなっているかといいますと、75歳以上は後期高齢者となります。75歳までのあと75歳未満の方ですかね、方たちが対象というふうに入ってきてますけども、特にその60歳以上、まあ最近では雇用延長がきていますから、60歳か65歳ぐらいまでについては、まだまだその国保に入れる人は少ないんですけども、65歳過ぎてからですね、要するに、前期高齢者と言われる方たちなんですけども、その方たちがやっぱり結構その新しい被保険者として増えてきております。こういった人たちはもともとその社会保険のほうに入っておられたわけですね。その人たちが辞めて国保に入ってきている。そして、医療費はそういった人たちが多くかかっているというのは、今の国保の現状でございます。ですので、若い人たちのその国保に今加入していらっしゃる方、方たちというのは、長い間そのどっちかと言えば、その農家の方とか、営業をやっていらっしゃる方とかですね、そういった人たちは、若いながらも国保に加入しているんですけども、医療費が実際にかかっているのはそういう方たちというわけじゃなくてですね、今までその社会保険にかかっていたそういう人たちが新たに会社を辞めて、この。

○13番（永田和彦君） 部長、構造的なものはもうわかっていますから、じゃなくて、そのルールをきちんと守る、守ってやらないんですかということです。

○住民福祉部長（杉水辰則君） まあおっしゃるとおりだと思います。ただ今おっしゃったのはですね、今申し上げているのは、そういったような構造的なものもございますので、やはりそのあげていくというのはですね、やはりなかなか難しい、今の現状ではですね、厳しいのではないかなということで、ただまたその平成30年度のその県のほうの財政移管ですかね、そちらがございまして、そちらのほうを向こうのほうで、県のほうからある程度の資産が出てくるかと思っておりますので、それが出てきた時点で検討させていただければというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第30号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 34号の後期高齢者医療特別会計予算についてお尋ねをいたします。

同僚議員のご支援をいただきまして、県の後期高齢者議会に出ておりますが、熊本県の県全体で75歳以上の高齢者の方が約27万4千人おられます。予算規模は2千700億円を超えております。ものすごく大きい予算規模です。ですから、県全体のこの後期高齢者医療は、パソコンの前に座って保険料が幾ら入った、医療費が幾らかかったというやりとりでほとんど手一杯という状況のようであります。その中で、75歳以上の高齢者の方々の健康をどうやって維持していくかということ。要するに、県のほうでは頭では考えても、実際、広域連合のほうでは高齢者の健康を気遣うような施策はまず不可能という状態だと思います。で、今質疑がございましたが、国保もそうでありますが、75歳以上の方はもうお一人お一人が保険者になって、今まで1世帯幾らだったのが、一人一人が保険料を支払わなくちゃいかんと。これが当初できたときは、いわゆる姥捨て山制度と言われ、大変な批判を浴びまして、国の法律通りやろとしたら、轟々たる避難の声があがって、保険料がですね、最大で9割減免、本来払うべき保険料の9割が今減免されているんですね。これは来年の29年度から国は本則どおりに戻していくと言ってますね。今は9割減、特別ですよ。それがじわじわじわじわ本則どおりになくなると、文字通り姥捨て山制度になりかねないという状況、で、その中で、9割軽減の方が26%おられます。あと8.5割、25%、両方合わせまして半分以上の方が8割5分以上減免されている。本来の保険料を。実際そうですね、年金が、私の母親もそうでありますが、年金が1カ月4万円ぐらいしかない人が保険料を払って、医療費を払って、介護保険料を払って、介護のサービス費用を払って、払えるはずがないんですね。そういう中で、こういった減免せざるを得ない状況となっておりますが、大津町において、この減免の割合がですね、予算を立てるに当たって、当然計算がなされていると思いますので、この軽減割合の人数をお答えいただきたい。

それから、75歳以上の方のこの健康診査ですね、これは1回、年ですが、800円自己負担があります。九州の中では、熊本が一番高いです。ほかの県はほとんど、ほとんどの県がこの検診費用は無料になっております。熊本県の広域連合は、頑として、この800円の自己負担を止めようとしません。その中で、このとりわけ所得の低い人ほど、多分健康診査を受けない、受けていないのではないかと、私は想像しております。

そこで、大津町の健康診査は大体年間500人ほど受けておられます。そのほかに、大津町が率先してやっていただきました人間ドックが年間約50人ほど受けておられます。こういう人たちですね、いわゆる所得状況でここはどうなっているかと、その点についてお答えいただきたいと思います。

併せて、検診や人間ドックを受けるかたは、多分若い人だと思いますけど、年齢分布ですね、どういう年齢の方々が検診やドックを受けておられるか、お答えを願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

減免を受けていらっしゃる方たちのその割合はどうなっているかということでございますけれども、大津町におきましては、これは27年度の数値ということでございますけれども、総保険者数が3千632名おられます。9割軽減の対象者の方が772名、21.3%、8.5割軽減の方が953名、26.2%、併せて47.5%ですかね、これになります。それから5割軽減が599人、16.5%、2割軽減が223人、6.1%、あわせて軽減を受けていらっしゃる方が2千547名で70.1%、県の場合は71.6%ですので、まだほぼ変わらないのかなというような状況でございます。それから、所得割の軽減を受けていらっしゃる方が370名、それから、軽減なしの方が715名ということで19.7%、県の全体としては19.0%ですし、大津町の場合は19.7%ですので、この辺の状況については、あまりそのパーセンテージは変わらないのかなというような状況でございます。それから、受診者の内訳でございますけれども、ちょっと救急でございましたので、ちょっと集団検診の受診者が年478名でございますけれども、この軽減の対象者数ですよ、これについては若干その数字が確定的といいますか、不確かなところも若干ございますけれども、それを承知の上でですね、ちょっと数字のほうを公表させていただきたいと思っておりますけれども、9割軽減の方がですね、集団検診で86名、人間ドックの受診者の方は3名となっています。それから80.5割の軽減の方が集団検診117名、人間ドック11名、それから5割軽減の方が45名と5名となっています。それから2割軽減の方が、集団検診38名と1名です。小計としまして、集団検診が286名、パーセンテージで59.8%ということですので、その割合が全体割合は70%のうち軽減を受けていらっしゃる方が60%ですので、若干こちらのほうは低いような状況にはなっているというような状況でございます。それから、軽減なしの方がですね、171名ということで、こちらのほうは集団検診で171名の35.8%、人間ドックで25名ということで53.2%ということですので、やはり軽減なしのほうですね、結構やっぱりその人口構成からしますと、こちらのほうが多く受診されているというような状況でございます。あくまでも傾向としてのその話でございまして、若干その先ほども言いましたように、集団検診の受診者数の今の軽減の割合分布ですかね、こちらの数字につきましては、若干不確



かなところもございますので、それは十分ご承知の上でお願いできればというふうに思っております。それと年齢構成はどうかということでしたけども、ちょっとそこまでは調べは至っておりませんので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 高齢者の問題、この問題も切実ですが、介護保険も含めまして、高齢者ですすね、健康をどうやって維持していくかと。いわゆるぴんぴんころりといけばまことにいいという、本人も幸せであります、要するに、大きな病気になるのを1日でも1カ月でも1年でも遅らせていくことがご本人の幸せにもなり、また医療費の節減にもつながっていくと思ひます。今傾向が大体わかりましたので、この後期高齢者ですすね、特に団塊の世代はこれからどっと流れ込んでまいりますので、よほど研究をして力を入れていかないと第二の国保になりかねないと思ひますので、またこれは一般質問で取り上げたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第35号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

## 日程第2 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第10号から議案第35号までを、お手元に配付いたしました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

また、会議規則第92条第2項の規定により、請願第1号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時12分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成28年第1回大津町議会定例会会議録

平成28年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成28年3月17日(木曜日)

出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      7番 本田 省生 8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則      10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆      13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦      16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      会計管理課 兼 中野 正継 副町長 徳永 保則      総務部 羽熊 幸治 総務部長 田中 令児      総務課 兼 財政係 白石 浩範 住民福祉部長 杉水 辰則      総務課 兼 行政係 齊藤 公拓 経済部長 大塚 義郎      教育 長 松永 高春 土木部長 大塚 敏弘      教育 部長 坂田 勝徳 併任工業用水道課長 徳永 太      農業委員会事務局 長 本郷 邦之 総務部次長 兼 徳永 太 総務課 長 本郷 邦之

## 一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 137～ p 144

### 1. 感震ブレーカーの導入と普及促進について

- (1) 大地震発生時に想定される電気火災防止のために、広報等による感震ブレーカーの啓発をおこなうべき。
- (2) 電気火災における減災・防災のためにも、購入設置に際しては補助の対象にできないか。

### 2. 「救急医療情報キット」の無料配布を

- (1) 配布の対象となる、要援護者や一人暮らしの高齢者の名簿の策定状況及び取り組みはどのようになっているのか。
- (2) 要援護者や一人暮らしの高齢者の安全で安心な暮らしを守るため「救急医療情報キット」を無料で配布すべきではないか。

1 1 番 坂 本 典 光 君 p 144～ p 152

### 1. 小中学校の部活動について

- (1) 10年以上前から小中学校での部活動をやめたいという声があった。最近特にそういう話題が新聞やテレビで流されている。

3月6日の熊日の記事によれば、熊本市を除く県内の全小学校は、2018年度末までに外部の組織に部活動運営を移すことにしている。熊本市はこのたび「総合型地域スポーツクラブなどの受け皿が不十分として部活動の存続を決めた。」としている。

- ① 町内の小学校の部活動の現況を問う。  
さらに菊池地域、熊本市の現況。
- ② 大津町は小学校部活動の外部受け皿は問題ないと考えているのか。
- ③ 町内の中学校の部活動の現況を問う。  
さらに菊池地域、熊本市の現況
- ④ 中学校について教育委員会は今後どのような方針か。

### 2. 学校教育と家庭教育

- (1) 教育長は、大津町ホームページの「教育長の部屋」で家庭教育に期待すると述べられている。

- ① 家庭教育とは具体的にどういうことか。  
学校教育とはどこが違うのか。

- ② どういうやり方をすれば家庭教育は効果をあげることができると思うか。
- ③ 全国的にみて家庭教育がうまくいっている地域はあるか。

### 3. 生涯スポーツの町

- (1) 大津町は生涯スポーツの盛んな町である。体育協会、総合型スポーツクラブなどの団体があり、バスケット、バドミントン、テニス、卓球、ミニバレー、グラウンドゴルフ、野外活動などさまざまな分野に多くの町民が参加されている。
  - ① 町の活性化に大いに貢献されていると思うがどのように評価するか。

5番 桐原 則雄 君 p 152～p 165

#### 1. 大津ブランドの確立を

- (1) 町には、豊かな大自然と豊富な地下水の恵みを受けて育てられた農畜林産物が生産されている。

それらを使った郷土の加工品や商品などを、多くの皆様に知ってもらい、愛用していただくためのPRや消費拡大を更に強化し、地方創生やTPPに対策としての新しい町独自の制度を創設し、大津ブランドを確立する必要がある。

  - ① 物産振興や知名度、イメージアップ向上を図るため、大津ブランドを前面に、品質と価格、安全安心、大津町らしさなど、町のブランド基準や生産販売基準を定めた認証制度を創設し、町独自の販売戦略を進めないか。
  - ② 多くの特産品の魅力と消費拡大を発信する「特産品ネット市場」の開設や「ふるさと納税応援隊」を町内の農業者や商工業者から募集し、町独自の販路拡大とふるさと納税制度を強化しないか。

#### 2. 新たな海外戦略で地域の活性化を

- (1) 阿蘇くまもと空港を活用して進める熊本県のアジア戦略として、台湾や香港へのチャーター便が就航し、多くの訪日客が熊本を訪れている。逆に、県民をはじめ多くの皆さんが、観光旅行や業務でアジアへの進出も盛んであり、その拠点として今後、大津町は重要な位置になる。今、町が進めている、地方創生に係る地域経済活性化促進支援事業で、からいも等の農産物の販路拡大や観光を含めた海外戦略も2年目を迎え、今後の新たな観光や海外販売戦略への事業展開を更に強化が必要。
  - ① からいも等の海外への販路拡大として、生産履歴や出荷基準の統一、輸送体制、検疫、販売方法などを早急に整備し、総合的な海外戦略を進めないか。
  - ② 海外戦略を強化するため、情報収集をはじめ事業展開をスムーズに進める新たな窓口を設置しないか。

- ③ 新たな観光面の充実強化に、中学生や高校生、若者の視点や発想を取り入れた観光プランを募集するコンテストの実施やモニターとしての活用で、外国や国内からの観光客誘致を進めないか。

### 3. 職員の人材育成について

- (1) 最近、職員の大量退職に伴い、職員の若返りもかなり進む中で、町民の皆さんの相談をはじめ、多様な業務対応など、日夜、一生懸命に勤務されている。合併60年の節目を迎え、町を更に発展させるためには、町民の皆さんを巻き込んで、部門ごとに新しい発想や提案、協議ができる環境整備や事業展開を進めるためには、特に、職員の人材育成が、今後のまちづくりに必要不可欠である。

- ① 職員の人材育成計画について、見直しや充実はどう進めているのか。  
② 職員サポーター制度や特色ある研修等の導入をしないか。

3 番 佐 藤 真 二 君 p 165～ p 175

#### 1. 奨学金制度の見直しが必要ではないか

- (1) 全国的に奨学金を利用する学生が増えている。  
また若年層の収入も低下している。

- ① 奨学金の返還の期間等の見直しが必要ではないか。  
② 奨学金基金についてどう考えるか。

#### 2. 後期振興総合計画延長について

- (1) 以前から計画の「成果指標」「目標値」の設定について問題点を指摘してきた。  
今回の期間延長においても同様の問題が多くみられる。

- ① この5年間の総合的な評価はなされたのか。  
② 「指標・目標値」の設定の考え方を見直したか。  
③ 教育部所管の基本事業の評価の扱いをどう考えるか。  
総合計画を所管する立場で、適切と考えるか。

1 3 番 永 田 和 彦 君 p 181～ p 192

#### 1. 施政方針について

(連携中枢都市圏構想関連)

##### (1) 少子高齢化社会への対応

熊本市を中心とした「連携中枢都市圏構想、」に対し、町でも連携できる部分は役割分担しながら事業実施と言われるが、熊本市中心から見れば連携だが、大津町から見れば、将来を見据えた得な連携構想でなければならない。

## 2. 施政方針について

(まちおこし関連ほか)

### (1) まちおこし活性化補助金制度が必要である

「大津ブランド」のPRに力をいれ、6次産業を視野に入れた特産品や加工品の開発、研究及び観光PRを積極的に実施するには、町民の創造性を活用しなければ加速しない。ベンチャー企業を後押しするように、町民発案を募集し審査して活用する、補助制度が必要である。

### (2) 命を守ることは

住民自治と、団体自治を確立し、後者において「高度な管理義務」が問われるのである。

### (3) 子育て、教育の推進

生涯学習スポーツにて総合運動公園の多目的広場の芝の改修とナイター設備を設置し、大会やスポーツイベントの実施に取り組むには、夜間外出のルールやインフラの新たなる整備などの条件整備も合わせて実施しなければならない。

15番 荒木俊彦君 p193～p203

## 1. 介護保険の不安ではなく充実を

### (1) 消費税が3%増税されたにもかかわらず、介護の改悪切り捨て政策が進められている。認知症高齢者のJR事故補償は、他人ごとではない。これから団塊世代本人が高齢者になる。本人の老後と同時に、その親の介護が同時進行に進む。

自治体でできること、するべきことにもっと力を入れるべきと考える。「介護離職ゼロ」の掛け声だけでは不安が募るばかりだ。

特に介護職員の離職ゼロこそ必要。処遇改善を町としても援助すること、そのための実態調査を進めるべきではないか。

## 2. 高齢者の健康寿命の延伸

### (1) 県内の後期高齢者の平均寿命は全国4位（男80.29歳 女86.98歳）、健康寿命は21位（男70.58歳 女73.84歳）、平均寿命と健康寿命の差は短いほど良い事だが、熊本県は全国平均以下である。

健康寿命が延びることは、なにより高齢者自身の幸せになり、結果的に医療費、介護費用の節減につながる。

そのためにも、まず75歳以上の高齢者の検診自己負担を無料に。

3. パークアンドライドの普及を

- (1) 肥後大津駅周辺の整備がすすんだが、駅の利用を増やすことは地方創生にも  
かない、パークアンドライドは有効な手段であり、定住促進にもつながる。

10 番 源 川 貞 夫 君 p 203～ p 211

1. 空き家対策について、その後

- (1) 大津町振興総合計画において、平成27年度迄の後期基本計画を2年間延長  
し、平成29年度迄とされているが、その中での「空き家対策」はどこまで進  
んでいるのか。
- ① 「特定空き家」に対する措置は
  - ② 実態調査の進捗状況は
  - ③ 空き家対策計画策定
  - ④ 協議会の設置等は検討しているか

2. 児童虐待相談対応窓口設置と「里親制度」について

- (1) 親の死亡、行方不明、養育困難、虐待等を理由として、親と一緒に生活でき  
ない子ども達があります。
- 県内でも約800人が児童養護施設や乳児院、里親のもとで暮らしていて、  
157世帯の里親、5つのファミリーホームがあり、そのうち58世帯75人  
の子ども達が生活中です。(H27. 4. 1現在)
- ① 大津町での児童虐待相談の実態はどうか
  - ② 町独自の相談窓口設置と「里親制度」について問う。

1 番 金 田 英 樹 君 p 211～ p 225

1. 障害者差別解消法の施行に向けた準備体制について

障害の有無にかかわらず暮らしやすい社会を目指す「障害者差別解消法」が本年  
4月に施行される。本法は、障害を理由にした差別的取り扱いに加え、障害の状態  
などに応じた「合理的配慮」をしないことも差別に当たると規定しており、自治体  
や学校・公的機関に差別解消の取り組みが義務付けられるほか、相談窓口の設置な  
どの体制整備も求められている。さらに、民間にも努力義務が設けられており、事  
業者への影響も小さくない。

しかし、障害当事者の方々の期待が高い一方で施行を目前に控えながら依然とし  
て一般住民はおろか、対応を要する関係機関においてさえ認知度や理解度が高いと  
は言えず、町としても一層の取組みが必要である。

以上を踏まえ、次の項目における町の考えを問う。



- (1) 障害者差別解消法施行に伴う行政サービスのあり方
- (2) 町の対応要領
- (3) 法律の周知・啓発活動
- (4) 職員研修
- (5) 相談及び紛争の解決のための体制の整備
- (6) 障害者差別解消支援協議会の設置
- (7) 法律施行に向けた教育委員会の基本方針・取組み

## 2. 観光による地域経済効果の向上策について

地域の観光振興では「いかに観光客を増やすか」が重視される傾向にあるが、「観光客を増やす」ことは「地域の収入を増やす」ための手段にすぎない。経済効果の大きさは、『観光客数』×『消費単価』×『域内調達率（原材料・雇用などの地消）』であり、観光客が増加しても地域内で消費を誘発できなければ、町への経済的メリットはない。したがって、地域の強みやマーケットニーズを前提に、「どのような形で人の流れを創り」、「それを地域内でどのように経済効果へ繋げるか」を一体的に考えること、さらにリピート率を高めることなどにもこだわった戦略策定が不可欠かつ最優先で取り組むべき事項である。

以上を踏まえ、次の項目における町の考えを問う。

- (1) 観光市場における大津町の強みをどのように分析しているか。
- (2) 観光市場における経済効果の高め方をどのように考えているか。
- (3) 経済効果を前提に、地域の強みとマーケットニーズをベースにした基本戦略の策定が必要と考えるが見解は。
- (4) 観光資源の開発や広報にあたっては、「観光施策と住民向けの郷土・文化振興および景観整備施策」や「日本人向けと外国人向け」の切り分け・整理、優先付けが必要と考えるが見解は。
- (5) 経済効果を生むインバウンド観光施策として、具体的に次の提案をするが見解は。
  - ① くまモンを積極活用した集客・物産販売に向けた“立地を生かした”地域戦略の策定および事業者支援
  - ② 美容院、エステ、マッサージ、歯科治療等の“生活サービス”の販売に向けた地域戦略の策定および事業者支援
  - ③ 地域資源や行事を生かした体験型ツアーの開発および発信
  - ④ 滞在型日本語研修の誘致に向けた取組みの実施

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、1 8 日が 5 番から 8 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからありがとうございます。

2 番議員、公明党の豊瀬和久です。よろしくお願ひいたします。

2 0 1 1 年、3 月 1 1 日、1 4 時 4 6 分、2 万人を超える犠牲者を出した未曾有の大地震と巨大津波、原子力事故災害をもたらした東日本大震災が発生をいたしました。そして、今月、その大震災から 5 年を迎えました。犠牲となられた方々へのご冥福をお祈りし、この大震災を忘れずに、さらに防災・減災に対する取り組みを強力に推進をしていきたいと決意をしております。

昨年、総務委員会で宮城県、岩手県の復興状況を視察研修してまいりました。被災地には復興のつち音は響いていますが、いまだ 1 7 万 4 千人を超える人々が避難生活を余儀なくされています。千年に一度の災害を千年に一度の学びと捉え、千年に一度のまちづくりへあらゆる努力を結集していかなければならないと思います。また、防災・減災に対する万全の態勢を整える責任があると思います。

そのような観点から、通告に従いまして、2 点質問をさせていただきます。

1、感震ブレーカーの導入と普及促進について、2、緊急医療無料キットの無料配布についての 2 点です。

まず、1 点目の感震ブレーカーの導入と普及促進についてお伺いをいたします。この感震ブレーカーについては、NHKテレビが二度ほど報道し、民法では 6 0 回を超える報道がされておりますので、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、少し紹介をさせていただきます。

感震ブレーカーとは、地震で揺れを感知すると、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。種類も豊富で電気工事が必要な分電盤タイプから、バリの作動や錘の落下によりブレーカーを落とす簡易的タイプまで様々あります。国は、木造住宅の密集地における感震ブレーカーの普及率を今後 1 0 年間で 2 5 %にする目標を掲げております。電気に起因する通電火災が阪神淡路大

震災では約61%、また東日本大震災では約65%に上るとのデータがあります。通電火災とは、地震後に停電が発生した場合、激しい揺れにより電気機器や住宅内部の電気配線などが損傷した状態で停電が復旧し再送電された場合、損傷部分がショートをして火花が発生したり発熱をしたりする場合と、発熱をする電気ストーブなどに再び電源が入り、可燃物に触れて出火をするものです。

国は、2014年9月に、内閣府総務省、消防庁、経済産業省を共同事務局として、大規模地震時の通電火災の発生抑制に関する検討会議を設置して、まず1. 分電盤型、2. コンセント型、3. 簡易型の製品を使って通電火災が起こりやすいとされる震度5強の揺れで正常に作動するかどうかの性能実験を行い、性能評価ガイドラインを作っております。国の狙いは、通電火災における木造密集地域での延焼を防ぐことで、震災の被害を低減することを目指しております。また、マンションやアパートなどは集合住宅ですので、一部屋当たりの出火が大きな被害となります。このような被害を未然に防ぐために、感震ブレーカーの設置が有効と考えられます。

この感震ブレーカーを普及させるために、購入に際し補助制度を創設している自治体もございます。また、簡易単付の感震ブレーカーの設置を自治会単位で取り組むモデルをNHKでも放送しておりました。本町としましても、感震ブレーカーを設置して、電気火災から家や地域を守る取組を推進すべきだと思います。

そこで、1点目の質問が、広報などにより感震ブレーカーの啓発を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、他の補助制度などと同様に、感震ブレーカー購入設置に際しまして、補助の対象にできないか。また、町営住宅などには町の責任で設置すべきではないかということでございます。町長は、平成28年度の施政方針の中で3つの重点施策の2番目に「命を守る」を掲げられ、これまでの災害を教訓に、さらなる防災体制の整備に引き続き取り組むと言われていたと思いますが、この感震ブレーカーについての町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。早速、豊瀬議員の一般質問にお答えします。

豊瀬議員の感震ブレーカーの質問についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、阪神淡路大震災から21年、そして東日本大震災からは5年が経過をしておりますが、今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされており、被災地のことを忘れてはならないし、防災の意識も疎かにしてはならないと思っております。

おっしゃる感震ブレーカーは、これから大地震時に電気関係から発生した出火が多かったことを教訓として、地震火災を抑制するために、電気を自動的に遮断する器具ですが、その普及はあまり進んでいないようでございます。

普及の進まない要因としては、揺れと同時に電気が遮断されることで、夜間等において避難時に室内の照明が点灯しない、あるいはテレビやラジオ等からの情報が得られなくなることなどが懸念されているようです。

一方、国では大規模の地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会が、感電ブレーカーに関するガ

イドラインを示し、復旧啓発を進めています。町といたしましても広報及びホームページなどと感電ブレーカーの仕組みを紹介するなど、普及啓発に努めていきたいというふうに思っております。

設置に関する補助金につきましては、全国では一部の市町村で助成制度を設けているところもあるようですが、県内で実施しているところはありません。しかしながら、地震火災の過半数が電気による火災ということを考えてみますと、感電ブレーカーの設置による火災抑制効果は期待できる場所でもあります。今後、先進地の事例も参考にさせていただき、例えば住宅密集地での類焼が心配される場所など、特定の理由等がある場合などに補助対象とするような制度が既存の地域防災力活動支援補助金制度を活用してできないかなどを今後について検討をさせていただきたいというふうに思っております。

今後につきましては、大津町における住宅火災報知機関連等についても推進をしておりますので、これに伴うように、広域消防や消防団、あるいは区長さん関連等についても広報しながら、その辺の状況調査というか状況を知っていききたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 普及が進まない要因として、電源が落ちるので、夜となったら真っ暗になってラジオ等での情報が入らないということですね、それも一つは懸念要因としてあるんですけども、大体震度5強の地震の時にはもうすぐに停電をして、その時点で電源自体が切れますのでですね、感震ブレーカーがついてても、ついてなくても停電した状態であれば電気自体が入らないと。ただ、停電が解除されたときにブレーカーが落ちてないと、また電気が誰もいない中で、いろんな損傷がある中で電気が入ったときに問題が起こるということですので、震度5強のときには電気自体が停電をしてるということですね、その部分は感震ブレーカーを付けたからといって問題にはならないんじゃないかと思います。

岡山県の新庄村というところではですね、もう既に80万円の予算を付けられて、約400世帯に無償で支給をされているということです。大体、簡易的なバネとか錘でブレーカーを落とすタイプのやつは、1個3千円ぐらいの料金で感震ブレーカーという装置ができますのでですね、そういうものをできるだけ普及をさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目の質問に移らせていただきます。

次に、緊急医療情報キットの無料配布についてお伺いをいたします。この緊急医療情報キットとは、プラスチック製の円筒形のケースで、「オレンジポット」などと呼ばれており、このポットの中には緊急受診の為の情報としまして、氏名、血液型、生年月日、家族構成、緊急時の連絡先などの個人情報、かかりつけの病院、病歴、アレルギーや薬の副作用などの医療情報を記入した用紙と本人の写真、健康保険証や診察券のコピーなどを入れておいて、災害時にはもちろん、平時においても緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬などの情報が容易に入手ができて、迅速な救急医療の提供につながるものであります。この緊急医療情報キットを要援護者や一人暮らしの高齢者など健康に不安のある方に配布をして、冷蔵庫に保管し、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫を開ければキットがあり、情報を早急に、確実に得ることができることから、この緊急医療情報キッ

トは「命のバトン」とも言われております。また、現場で救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように、保管場所は冷蔵庫に統一をしてあり、キットが冷蔵庫にあることが分かるように、玄関のドアと冷蔵庫にステッカーを貼ることとしており、現在、全国各市町村に広がり導入をされてきています。お隣の菊池市では、この緊急医療情報キットの配布を申請する要旨を災害時要援護者、避難行動要支援者ともいいますが、これらの名簿の登録と兼ねており、災害発生のおそれがあるときなどに民生委員さんや区長さん、消防団のかたなどが避難支援に活用をされています。

2年前の3月議会では、国の法改正並びにガイドラインの見直しを踏まえ、改めてそれぞれの担当課で持っている情報や県で持っている情報の提供も受けて、要援護者の把握と名簿の作成を至急、強力な体制で進めるべきとの質問をいたしました。その時の答弁では、把握をしている要援護者は約2千300名を推計をしていて、その中で約500名が訓練などでの名簿の活用を承諾されているとのことでした。災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず名簿情報を避難支援関係者等に提供できるとされておりますが、平時においても避難計画を立てる場合に万全の体制がとられるよう、一人でも多くの方から名簿の活用に対する同意を得ていくことが必要だと思えます。町長も、重点政策の「命を守る」取り組みの中でも、区長さん、民生委員さんと連携し、情報の共有を図りながら要支援者の把握と避難支援体制の整備に努めてまいりますと言われております。

そこで、1点目が配布の対象となる要援護者や一人暮らしの高齢者の現在の名簿の策定状況及び同意を得る取り組みをどのように行われているのかをお聞きいたします。

2つ目は、本町でも要援護者や一人暮らしの高齢者など健康に不安のある方々の安全で安心な暮らしを守るために、また災害時要援護者名簿の登録にも同意を得ることができやすいように緊急医療情報キットを無料で配布すべきではないかと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の質問にお答えしたいと思います。

これから先、超高齢化社会を迎える中におきまして、それぞれの方が避難関連等につきましても十分認識していかれるような啓発活動がやっぱり必要ではないかというふうに思っております。そういう中で、先ほど議員おっしゃるように、要介護者がおる中で、半分近くしか承諾取れないというようなことは、やっぱり自分で命を守るというような観点からして、やっぱりそのような啓発を進めていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、民生委員や区長さん、関連方と十分なる高齢者の意識改革をやっていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、ご質問の中での避難行動要支援者関係の支援状況についてですが、避難行動要支援者の全体名簿はできていますので、実際に大規模災害が発生し、またそのおそれがある場合には名簿情報を民生委員や区長さんなどの避難支援者、関係者に提供することになります。ただ、平常の場合には情報提供するためには本人の同意が必要になりますので、昨年5月に同意確認を行ったところではありますが、未回答のところも数多く残っており、同意確認に時間がかかっているのが現状です。

また、緊急医療情報キットにつきましては、大津町では災害用緊急カード入れという透明のファイルにひもを付けて首から提げる形のを配布してきております。平成25年に災害対策基本法が改正となり、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられましたが、大津町における対象者につきましても、大幅に増加しておりますので、避難行動要支援者対策に緊急医療情報キットを使用することについては、効果的ではないかと思われまます。

そういうことの状況につきまして、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） おはようございます。豊瀬議員の質問について、お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の作成状況についてでございますが、名簿は大津町に居住している方で75歳以上の一人暮らしの方や要介護3以上の認定を受けている方、心身に障がいをお持ちの方などを抽出して整備しており、その全体の数は平成28年3月1日現在で2千777人となっております。平常時から民生委員さんや区長さんなど、支援等関係者に名簿を提供するためには、今申し上げました名簿に載っている方たちを対象に意向確認を行い、同意された方のみ情報提供をすることになります。大津町におきましては、その同意をとった方の名簿を昨年10月に行政区嘱託員及び民生委員さんに提供を行ったところでございます。しかし、先ほど町長が申し上げましたように、未回答の方が数多く残っておりますので、意向確認作業を進めていかなければなりません。同意を得るに当たっては名簿情報提供によりプライバシーが外部に知られることを懸念される場合や、個別計画書に支援する側の個人名を書いてもらうことなどがネックとなり、同意をとることに非常に苦慮しているところでございます。現在の状況でございますけれども、同意をすることで回答された方が600名、同意をしないとして回答された方が825名、未提出の方が1千352名、合計が2千777名となっております。現在は、国の示した取り組み指針により対象者に直接郵送することにより意向確認を行っておりますけれども、今後は個人情報保護の問題に配慮し、民生委員さんや区長さんなどの協力をいただきながら進めていく方法を実施しなければならないと考えております。

また、緊急医療情報キットについては、対象となる方の緊急時の対応に必要な緊急連絡先やかかりつけ医の情報などを記入した用紙を専用の容器に納めて冷蔵庫に保管しておき、緊急時に活用するもので、「命のバトン」などと言われるものでございます。菊池圏域では、合志市と菊池市が対応されておりますけれども、法改正前の対象者に対して実施している状況であり、法改正後に新しく対象になった方については、これから対応していくということでございました。大津町では、災害用緊急カードを、医療を法改正前の対象者に対して配布しておりましたが、対象者も大幅に増えておりますし、在庫も少なくなってきておりますので、今後の対応につきましては、緊急医療情報キットを活用するかどうかを含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 災害弱者避難計画作成が12%ということで、今年の熊日新聞の2月29日付けに出ております。その中でですね、国が自治体に作成を義務づけしている要支援者名簿は、国では

約78%で、国が作成を義務づけていない個別計画については46%が着手をしているが未完成、40%が着手をしていないという回答をして、県内では名簿が完成していると回答しているのが77%で、20%ぐらいはまだ未完成と答えられているということで、大津町の場合には完成のほうに入っているのではないかと思いますけれども、それで災害弱者一人一人の避難方法をあらかじめ決めるよ  
うということで、国が呼びかけられている個別計画の取り組みは、今言われたようにあまり進んでいないような状況だと思います。去年の9月に区長さんとか民生委員さんに、今同意を得られている方の名簿を提供されているということですが、あるところではその名簿をただ提供するだけでは、いざというときに使えませんので、きちっとした形で個別の避難計画を地域ではつくっていかないと  
いけないことになると思います。そして、いざというときに、その計画にのっとなって避難をしていく  
という形になると思うんですけれども、地域ではその名簿の提供は受けてるんですけれども、町から  
そういう個別の計画の作成をきちっとした形で伝えられていないんじゃないかということと、個別の  
避難計画が地域でつくられているかどうかという確認もなされていないということで、名簿だけ与え  
られて、どうその名簿を活用したらいいかという詳しい情報の共有というか、いろんなものが区長さ  
んとかに伝わっていないという話を聞いてますので、きちっとした形で個別の計画を立てるよう  
にお願いをされているのか。そして、どこまで進んでいるのかというような確認がとられるようなこと  
がされてるのかどうかというのが1点質問と。先ほど、命のバトンといわれる緊急情報キットは、あれ  
全国统一のキットなんですね。大津町ではカードというのを使われてるということですが、全  
国統一で冷蔵庫の中にあるという、それを緊急隊の人たちもご存じで、すぐそれがどこにあるのかと  
いうのがわかって、病院とかそういうところで活用ができるという、その全国统一というところが一  
番必要で重要になってくるところじゃないかと思うんですよ。ですので、ぜひ合志市とか菊池市さん  
もされてますので、同じような形で導入をしていただけて、それを無償配布することと併せて  
同意をとっていきような形で、一人でも多くの人に同意をしていただけて、個別の計画が地域で立  
てやすいようなことをしていただきたいと思いますので、ぜひその同意をお願いいたします。

それと、先ほど言いました地域にいろんな個別計画を立てるような要請をされて、きちっとした  
形で情報を提供されているのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思いますので、お願いしま  
す。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 豊瀬議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

個別支援計画の件でございますけれども、個別の、私たちのほうで災害時避難行動支援計画ですか  
ね、こちらのほうにおける個別支援計画と言いますのは、個人一人一人の個別支援計画ということで、  
この方がどういった薬を飲んでいたりとか、あるいはやってるからどういった対応が必要ですよとい  
うような計画書ですね、こういったのをつくるようになっております。また、地域における避難計画と  
なりますと、そういったような人たちをどのような形で避難させたらよいか、あるいは避難所でどう  
いうような対応をしたらいいかというようなことをやっぱり考えていくというのが大事なかなというふ  
うに思いますので、地域におけるいろんな避難所設営訓練、そういったことを通じながらですね、個

別のそういったような要支援者の方に対する対応、こういったところも今後いろいろ訓練を積み重ねながら計画をつくっていくのが大事ではないかなというふうに思っております。確かに名簿だけを与えていって、後をどうするかというのはできないということになりますとなかなか難しい所がございますので、今後そういったような訓練あたりのほうをですね、重視しながらやらせていただければというふうにも考えているところではございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今、ちょっと答弁よくわからなかったんですけど、現在は名簿だけ与えられて個別の計画とか、そういう地域でどなたがどういう形で避難させるかとかというものを作成してくださいということは言われてない。そしてじゃあ、ただども地域は名簿だけもらっても、そのきちっとしたやり方とか、詳しい人はいいと思うんですけども、区長さんでその名簿をどうするのかというのがわからない人は、活用の仕方がしようがないですもんね。その辺はきちっとどういう形でされるのかを決めていただいて、区長さんとかに伝えていただかないと、名簿が、今後どうされるかをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 災害時の要援護者につきましては、先ほど住民福祉部長が申しましたとおり、現在名簿はですね、できておりますし、ただその名簿を常日頃から出せる分は本人の同意が必要だということで、なかなか進んでないというのも実情でございます。すべてその同意をいただければですね、地区の方にそれぞれ区長さん方とかいらっしゃいますので、そこら辺に提供できるんですけども、そちらのほうはぜひとも提供できるような形ですね、取り組んでいきたいというふうには思っております。それとはまた別に、地域によっては自主防災組織とか区長さんを中心にいろんな活動をされておりますので、進んでいるところについてはリヤカーをですね、設置していざというときにはそれに乗せて避難しようじゃないかとか、そういうふうに取り組んでいらっしゃる場所もありますので、そこら辺の本当に先進的にされているところをきちんとガイドブックみたいな形ですね、ほかの自主防災組織や地区のほうにも紹介できて、こういう形でやれるんだと、要援護者についてはリヤカーが必要だし、人間的には何名ぐらい必要なんだと。担架のつくり方なんかもされてるところがありますので、ぜひともそういう形でモデル的にやられているところを参考にですね、進めていきたいと思っております。そのためには、現在町には防災指導員さんとか防災士の方もいらっしゃいますので、そこら辺の活用について、実際町はどのようにやっているかというその指摘も受けておりますので、そこら辺も含めてですね、防災指導員の方、また防災士の方々も地域に下りていただいて、そこら辺の指導をしていただくとかですね、そこら辺も今後十分取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のご質問でございますけど、今それぞれの担当部長のほうからお話をしておりますけど、やはり先ほど言ったように自分の命は自分で守るといような、その意識を変えるためには、この議員おっしゃっております緊急医療情報キットというか、そういうものを自分の



身に付けておくとか、そういうものがあれば災害が終わった後の、後の対応についてですね、NHKでも言うておりましたように、やはり命をなくしたりいろいろする場合が多いということですので、そういうのをしっかりとPRしながら、何を今治療の中でですね、やっておるかとかいろいろんな形の、そういう自分の状況をしっかりと書いておくようなメモとか、そういうような大事なものであるというふうに認識しておりますので、そういうことにつきましても、今後十分個人の関係の方々にですね、しっかりと説明責任を果たしながら取りつけていただくような形をですね、持っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 町には、今言われましたように本当に防災に力を入れている方々が数多く大津町にはいらっしゃるし、防災指導員さんとか防災士連絡協議会とかという制度もありますのでですね、今なかなかきちとした形で活用とか、活動ができてないような状況だと思えますけれども、これからだと思えますけれども、しっかりその人たちが町と協力しながら、情報共有しながら地域でそういう要援護者の人たちの命をしっかりと守っていけるように、活動しやすいようにですね、しっかりと計画を行政のほうでもですね、立てていただいて、協力しながら地域で頑張っていきたいと思えますので、ぜひ新年度、28年度は今年以上に防災にしっかりと力を入れて、地域で動けるようにしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時33分 休憩

△

午前10時40分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

3月15日の、この大津の初市が来れば暖かくなると言われますが、今日からしばらく暖かい日が続くようです。10年以上前から小中学校は運動部活動をやめたがっているというわきが広がっていました。そこで、私は当時の武田教育長に一般質問で尋ねました。これは、平成13年3月の議会からです。私がちょうど議員になって1年目ですね、15年前になります。題目は、大津小学校の部活動の取り組みを問うというものでした。このころは大津小学校や室小学校の野球部が盛んで、保護者も熱くなって子どもたちを応援していました。その保護者の心配をまとめて教育長に質問したわけです。今日状況と比較するために、このやり取りを議会だよりから拾ってみます。昨年の学期初めに大津小学校で起こったことです。2001年から3年間かけて部活動をやめると学校のほうから発表されたと聞いております。その理由として、部活動は社会教育に移行するとの話が伝わっています。保護者の方々はとまどっています。なぜ部活動後援会長、これはPTA会長になりますね。に相談がなかったのか、もう少し保護者と連絡を密にすべきではなかったかという気がいたします。保護者の

ほうから教育長に相談があったと聞いております。「現状はどうなっているか、今後の部活動の方向性をお聞かせください」と。これに対して、武田教育長は、「大津小学校では6つの部が学校の指導のもと部活動を行っていますと。熊本県教育委員会では、部活動を学校教育の一環として捉え、スポーツに興味と関心を持つ同校の生徒によって自主的に組織され、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動と定義づけられています。町も、このことを各学校に伝え奨励しています。現在、菊池郡内の小中学校でも同じような考えであり、またやめるような動きはありません。学校経営は地域、保護者、生徒、教師との信頼関係が一番大事であり、よく話し合いをして問題解決に当たるよう指導と注意を行っていきたいと思います。さらに、今ヨーロッパ等で見られます地域スポーツクラブが見直され、文部科学省では総合型地域スポーツクラブが奨励されています。これは、地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加し、学校や地域公共スポーツ施設を活動拠点とし、地域指導者のもと、個人個人のスポーツニーズに応じていくものです。これに似たようなジュニアスポーツクラブも結成されており、小中学校のスポーツ大会で成果が見えてくるようになりました。今後とも、学校教育と部活動は車の両輪として捉え推奨していく方針です。ただ、学校における指導者の減少で、部活動が存続できない実情もありますので、人材バンク等の充実を図りながら進めていきたいと思っています。」と答弁されています。しかし、時代が変わると政治も経済も社会情勢も変わってまいります。もちろん、価値観も変化してきます。ここで述べられた学校教育と部活動は車の両輪として捉え推奨していくという方針、学校における指導者の減少で部活動ができない実情があるということ、総合型スポーツクラブのこと、これらが15年経った今、どのように変化してきたか興味津々です。

今年、3月6日の熊本日日新聞によりますと、「熊本市教育委員会は、5日までに小学校の運動部活動を存続させる方針を固めた。同市を除く県内の全小学校は、2018年度末までに外部の組織に部活動運営を移すことにしている。県教委が学校から社会教育への移行を進める中、政令市の熊本市は、独自に方針を検討していた。新たな部活動について、市教委は体力づくりやスポーツを楽しむ方向性を重視する。特に、これまで問題視されていた過熱化を防ぐため、民間大会への出場を認めないなど競技制は追及させない方針だ。競技力の向上を目指す児童はクラブチームやスポーツ少年団などの社会教育に移るしかなくなる。こうした児童の受け皿に関して、市教委は、指導者の紹介などで一定の協力はするものの、組織などの設立は保護者らに任せ、基本的に関与しない方針だ。ただ、移行までに3年の猶予しかないため、クラブチームなどがいないため地域や競技が十分に受け入れ先を確保できない可能性がある。一方、県教委は部活動の社会体育への全面移行に向け、市町村教育委員会と連携しながら道筋を付けようとしている。移行過程で指導者確保などの課題も出ている。熊本市教育委員会も地域の実情や多様な児童・保護者のニーズに応じ、手助けをする姿勢が必要だろう。部活動の大きな変革期を迎え、丁寧な対応が求められる。」と記者は結んでいます。15年の歳月は、学校教育と部活動は車の両輪として捉え推奨していく方針から、部活動の放棄に変わってきたようございます。

そこで、1、町内、菊池地域及び熊本市の小学校の部活動の状況を問うものであります。2番、大

津町は小学校部活動の受け皿は問題ないとお考えですか。3番、町内、菊池地域及び熊本市の中学校の部活動の状況を問うものです。4番、中学校の部活動について、大津町教育委員会はどのような方針をとられるのかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員の小中学校の部活動についてのご質問にお答えをいたします。

県教育委員会は、平成27年3月、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定をいたしました。その基本方針の1では、「小学校運動部活動は、平成30年度末をめどに社会体育に移行する」としております。町内の小学校の運動部活動の現状でございますけれども、平成27年5月現在、7つの小学校に21の運動部活動があり、4年生以上が部活動に参加できますので、参加者数が585人、これは全体の約54%の児童が活動しているという状況でございます。また、町内で活動している社会体育関係団体は、体育協会やクラブおおづのほか、独自で活動している団体を含めると約40団体あり、約800名の子どもたちが加入をいたしております。さらに、町外のスポーツクラブ等で活動している子どもたちもおります。その数は把握しておりませんので、詳細は明らかではありませんが、かなりの子どもたちが活動しているというふうに考えております。

大津町における小学校運動部活動の社会体育への移行についての進捗状況でございますけれども、学校教育課では、これまでに各小学校を訪問し、各学校における運動部活動の現状や課題などについて聞き取りを行ってまいりました。今後は、PTAを通じて保護者等の意見も聴取しながら、可能な限り学校や保護者のニーズにも応える形でスムーズな移行ができるような体制をつくっていかねばならないというふうに考えております。また、生涯学習課では、社会体育関係団体との会議を開催し、県の基本方針、町内小学校運動部活動の現状、社会体育関係団体等の現状について確認をし合い、話し合いを進めております。今後、小学校運動部活動の社会体育移行への受け皿の一つとなれるかなどを含めて、検討をしていく予定でございます。また、生涯スポーツの諮問機関であります町スポーツ推進審議会は、小学校運動部活動の社会体育移行について先進地研修を行い、調査研究を始めております。今後の取り組みとして、今月中に学校関係者、社会体育関係者及び教育委員会の三者による話し合いを行い、平成28年度当初には検討委員会を開催するよう準備を進めているところでございます。

次に、菊池管内の小学校運動部活動の社会体育移行についての進捗状況ですが、大津町と同様に、学校部活動や社会体育関係団体の実態調査を行い、学校及び社会体育関係者による検討委員会を設立し、小学校運動部活動の社会体育移行についての検討を始めたところでございます。いずれの市、町とも、いつからどのような方法で移行するかというところまでの協議は進んではおりません。移行できる学校から取り組んでいきたいと、そういうふうに聞いております。

次に、熊本市の小学校運動部活動の社会体育への移行についてでございますけれども、3月6日付の熊日新聞に、「熊本市教育委員会は、社会体育受け皿不十分、小学校の部活、熊本市は存続」という記事が掲載されました。運動部活動の練習や大会出場の過熱化、教職員への負担、児童のニーズの多様化などが課題として確認されたようでございます。一部の小学校では、活動は平日のみに限定

し、登録が必要な大会等への出場はしない、そういった方針で活動されているというところがございます。部活動の形態も、これまでの単一型の部活動から総合運動部に移行されたところもあるようでございます。また、総合スポーツクラブが受け皿不十分という理由には、一つは小学校94校に対し総合型スポーツクラブが20クラブしかないこと。また、クラブの活動内容として、子どもを対象にした活動を行っていないクラブがあることなどが不十分であるとした要因と聞いております。熊本市の方針として、運動部活動を存続するものの、活動のあり方や指針を大幅に見直し、練習時間の短縮や市外大会等への出場禁止、小体連主催の大会に出場を限定するなどの方法を検討されておられるようでございます。

次に、中学校運動部活動の社会体育移行についてでございますけれども、先ほどの熊本県の基本方針の2では、中学校、高等学校の運動は、これまで同様に学校の運動部活動として実施し、併せて社会体育との連携による運動部活動の充実を図るとしてあります。中・高等学校の部活動は、学校教育の一環として位置付けられておりますが、大津町としてはこの県の基本方針の2に合わせた方向で考えておるところでございます。なお、今後は学校や地域の実情に応じた総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携し、協働した取り組みにより運動部活動の充実につなげていかなければならないと、こういうように思っております。

まずは、小学校運動部活動の社会体育への移行がスムーズに行えるよう努め、大津町ならではの小学校運動部活動を考えていきたいと思っております。また、子どもたちの受け皿となる組織や指導者の確保、活動時間や活動場所、その他多くの課題が山積しておりますので、じっくりと考え、それらの課題を一つずつ解決していきたいと、こういうように考えております。

これまでどおり、大津の子どもたちは大津の指導者で育てるという思いを念頭におきながら、今後取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 大津町においては、割とですね、後で3番目に出てきますけども、いろんなスポーツ団体があるもんですから、割とやりやすいのかなというふうに考えております。これは、一つですね、児童たちを全体として捉えたときの話ですからね、それでよろしいんじゃないでしょうかね。ただですね、今ですね、いろんな日本選手でスポーツで世界で活躍している人たちがいます。もちろん、イチロー選手もそうだし、それから最近、テニスの錦織選手、昨日も勝ちましたですね。それから、スキーのジャンプの沙羅ちゃんとかですね、それから最近は卓球が強いですね、女子ね、男も強いけど。バドミントンも優勝しましたよね。こういう人たちのですね、ある程度の共通点というのは、若いとき、非常に小さいころから始めてるというふうな本当は共通点があるんですね。だから、スポーツで本当に一流になるような人は、中学校からとかそんなんじゃないで遅く、やっぱり早くからどっかでやっていかんといかんのでしょうね、これは特別な人なんじゃないかと。けどですね、そういう世界に通用するスポーツ選手が出れば、日本国民全体に非常なですね、自信を与えますよ、これは。このところもですね、非常に大事なことはないかなというふうに考えております。だから、

その中でやはり素晴らしいような才能を持つような人がいたら、そういうまた違う面でもですね、違う団体でも探してやって、みんなで応援してやるということも大事じゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 今議員がおっしゃいましたように、昨今、世界をですね、またにかけて頑張っている日本選手がたくさん出ております。非常に私もすごいなという思いで見えておりますけども、例えば今議員がおっしゃった以外にも日本の水泳が最近非常に好調でございます。以前は藤山のトビウオとかですね、日本人選手活躍しておりましたけれども、一時期水泳も外国人のすごい体格の選手とか出てまいりましてですね、なかなか日本人選手はメダルがとれないという時期がございましたけれども、北島選手をはじめですね、オリンピックを連覇するとかですね、様々なこともございまして、やはりそれぞれが自分の特性とか自分の向き不向きをしっかりと考えた上で立派なコーチについてですね、それを伸ばしていくと、そういうことでそういった成果に結びついているんじゃないかと思っております。そういった意味では、大津町でも様々なクラブがございましてですね、その中から自分に合った種目といたしますか、あるいは指導者をじっくり選んで、そして頑張ってくれると、そういう環境ができればさらに町出身の世界的な選手が出てくるのではないかと、そういう思いでございます。そういった意味で、議員のおっしゃったようなことをですね、やはり小さいときから子どもたちにも教え込みながらですね、やっていくことが大事であるなど、そういうふうにも思っております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 2問目に入ります。私たちはと言うよりも私は何ですが、と言った方が正解かもしれませんが、教育というのは勉強ができること、学力があることだと簡単に考えてしまいが、調べていくと、教育にはもっと深い意味があるようですが、それは次の機会に譲ります。ある評論家によれば、教育には国家が行う義務教育、親権者が行う家庭教育、そしてまた社会教育があるが、戦後の教育は責任を伴わない事由が家庭教育を放棄させてしまったと述べております。キリスト教やイスラム教諸国では、宗教というのは家庭教育に深く入り込んでおり、しつけや生活習慣は宗教上の規範として家庭で身を持って教えるのだそうですが、戒律的な宗教があまり入り込んでいない日本では、うまくいってないようです。結局、その部分も学校に依存している状況だそうです。教育長は、大津町のホームページ「教育長の部屋」で、家庭教育に期待すると述べられております。1、教育長の言われる家庭教育とは具体的にどういうことか。2、学校教育とはどこが違うのか。3、どのようなやり方をすれば家庭教育は効果を上げることができるか。4、全国的に見て家庭教育がうまくいっている地域はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員の学校教育と家庭教育についてのご質問にお答えをいたします。

教育基本法では、その第10条で家庭教育につきまして、「父母、その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに自立

心を育成し、心身の調和のとれた発達を足るように努めるものとする」とうたわれております。家庭は、子どもたちが最も身近に接する社会であり、家庭教育とは親が子に対して家庭内で言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要な技術を身に付ける援助、あるいは支援をしてやることを言っております。言うならば、しつけに近いものではないかというふうに考えております。そのように言えるかもしれません。一方、学校教育は、すべての国民に対して人間形成の基礎として必要なものを共通に学び、身に付けさせるとともに、豊かな個性と社会性の発達を助長するための組織的、計画的な制度というものであり、国や地方自治体、あるいは学校法人が学校という組織を通じて行う公的な性質を持つ教育であると、このように言われております。家庭教育の効果を上げるためには、家庭を取り巻く学校、地域、行政、あるいは事業者などが支えていくことが必要になってまいります。例えば、学校の役割としては、家庭、地域と連携して基本的な生活習慣を身につけ、自立心を持ち、心身の調和のとれた子どもの育成に努めることが求められるでしょうし、地域の役割としては、地域の歴史、伝統、文化、行事などを通じて地域で子どもたちの育ちを支えていくことが、また事業者の役割としては従業員が仕事と家庭のバランスがとれるよう配慮していくことなどが期待され、それぞれがその役割を果たしていくことが大切になってくるのではないかと考えております。大津町では、「挨拶をする、時間を守る、人の話を聞く」という大津町3つの約束や、ノーテレビ、ノーゲーム日の推進、県が作成しました「くまもと家庭教育10カ条」、文部科学省が提唱しております「早寝・早起き・朝ごはん」、また、大津町PTA連絡協議会が作成しました「大津町家庭教育宣言」、あるいは就学前教育の充実として、幼稚園・保育園・小学校・中学校間の「そろえる・続ける」の推進、育ちのステップの活用の推進を連携して行っております。さらに、家庭の教育力の向上に向け、家庭教育学級の充実のために出前講座の活用を図るとともに、「くまもと親の学びプログラム」の普及啓発に努め、積極的な支援を行っておりますし、さまざまな課題に直面する親への支援としては、大津町教育支援センターやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士を活用した体制の充実に努めております。全国的に見ますと、例えば和歌山県の湯浅町では、子育て情報誌「すまいる」を幼稚園、保育園、小学校、中学校の保護者に向けて発行されております。このすまいるは、各学校での行事や簡単な料理レシピ、行事予定などのほか、毎回子育てについて特に考えてもらいたいことや訴えたいことなど、こういうものをマンガと子育てアドバイス、そういった形で表現し、親しみのある情報誌になるよう工夫されております。この情報誌が出来上がりますと、小学校、中学校の子育て家庭を3ブロックに分け、ローテーションで各家庭を訪問し、できるだけ直接情報誌を保護者に手渡すことで会話のきっかけをつくり、子育てについての話ができるようにして、子育ての悩みや保護者の孤立など、そういったものの早期発見や早期対応になるよう心がけているとのことでございます。また、宮城県の亘理町では、核家族化の進行などにより、子育ての不安や悩みを抱えながら誰にも相談できず孤立した中で子育てをしている親のために、子育てサポーター「ラビット」というものを組織し、支援チーム活動の一つとして子育て中の親などが気軽に集い、子育てサポーターや同年齢の子育て中の親などが気軽に集い、サポーターや子育て中の人に不安や悩み等の問題を話すことで、それらを解決解消したり、子育て中の様々な思いを共感しあえる仲間をつくり、情報交換やリフレッシュ

できる場として、さらに子育てサロンの「ピープルツリー」というものを開設されたということでございます。一方、子育て家庭教育にかかわる情報発信やほかの様々な講座等も子育てサポーターの積極的な活動の場とし、さらに町内の小学校との連携に活動の重点を置くため、先ほどのラビットに加えまして、家庭教育支援チーム「ぶらんこ」というものを活動を開始され、小学校の保護者会などを利用して、保護者の学習の機会を設けるなど、家庭教育の支援に取り組んでおられます。先ほど申し上げましたこの「らびっと」、あるいは「ぶらんこ」こういうものは、やはり学校からの要望や親たちのニーズを知る上で大きなパイプ役になることを目指しておりますし、家庭教育支援の幅が広がっているというふうにお伺いをいたしております。このような全国の先進的な事例も参考にしながら、今後とも家庭教育は全ての教育の原点であると、そういう思いから、その充実のために工夫、改善をしてみたいと、このように考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 家庭でそのしつけが大事であるということですね。なかなか先ほどですね、キリスト教徒とかその辺のことをちらっと述べましたけれども、やはり例えばキリスト教の一番最初のほうのモーゼの十戒というのがあるんだけど、あそこには確か親を敬えとかいうふうなこと、十戒の中で一つあったと思うんですけどね。例えば、親が子どもをしつけるとき、あいさつしなさい、それから帰ったらちゃんと手を洗いなさいと言ったとき、少し子どもたちが大きくなってきたらどうしてと、どうしてと、これまた説明して証明、数学的に証明せいと言われてもなかなか難しいわけで、それをやっぱし外国の絶対神であるキリスト教であるとかイスラム教は、人間をつくった全知全能の神がそう言っているんだと。これは理屈でなくやるんだと。ちゃんと親を敬えと言ってるだろうと、聞くんだと、もってくれば非常にやりやすいと、その分は思いますね。これを理屈でしつけの部分を説明していくというのは、なかなか難しいと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 今、議員がおっしゃいましたようにですね、しつけに当たる部分、非常にやっぱり生きていく上での基本的な部分でございまして、やはり小さいときからですね、いうなら刷り込みといいますか、そういった状況が必要じゃないかなと思っております。おっしゃいましたように、なかなかそれをですね、ちっちゃな子どもにこうこういう理由だからこうすべきなんだよということを言ってもですね、なかなかですね、理屈では理解できませんので、そこはやはり親としてですね、これは絶対やらなくちゃだめなんだということで、ある程度強制的といいますか、そのあたりをやっぱりやっついていかないといけない面もあるかと思えます。学校に行き出しますと、担任の先生あたりがですね、道徳と、あるいはいろんな講話などの中でですね、こういった理由でやっぱり社会的にこういうことをしてるんだよと、だからみんなもやっぱりこれをやっついてこうねというような指導ということでやっていくわけですけど、そういったものが相まってですね、もちろん地域でも昔はやかましいおじさん、おばさんがおってですね、なんばしよつかというふうには叱ったりいろいろしていただきましたけれども、そういうふうには学校、家庭、地域、こういうものがやっぱ連携してですね、それぞれの特性をいかしてですね、しつけ、あるいはそういった基本的な部分をきちっと子どもに身に付

けさせるといことが大事ではないかと思っております。なお、公教育におきましては宗教教育はできませんので、やっぱりそういった形ですね、やっていくべきではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 3番目に入ります。生涯スポーツの町大津について、大津町は生涯スポーツの盛んなまちです。体育協会、総合型地域スポーツクラブの団体を中心に、個別には70年近い歴史を持つ剣道協会をはじめ、ソフトボール、空手道、水泳協会、バスケット、バドミントン、テニス、卓球、グラウンドゴルフ、野外活動、ミニバレーなど様々なスポーツに多くの町民が参加されております。ここまで育ててこられた元荒木町長はじめ歴代の町長の功績に感謝いたします。また、各スポーツをまとめられているリーダーは、町のリーダーとしても様々なところで活躍されております。これらのことを教育長はどのように評価されるかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員の生涯スポーツの町についてのご質問にお答えをいたします。

平成23年の8月に、文部科学省はスポーツ振興法を改め、スポーツ基本法に全面改正を行いました。これまで国を中心としたスポーツの振興から地域におけるスポーツの推進を図ることを明確に打ち出した内容となっております。大津町では、これまでの生涯スポーツの実績を踏まえ、スポーツ基本法に基づき、行政だけではなくることのできない生涯スポーツの実現に向け、スポーツ4団体との協働による様々な取り組みを行うこととしております。

平成26年度、生涯スポーツ事業実績では、生涯スポーツ推進の3つの柱を設け取り組んでまいりました。1つ目の生活スポーツ、健康と楽しみのスポーツの推進には、延べ約6千人。2つ目の競技スポーツ「夢と感動のスポーツの推進」には、延べ約9千人。3つ目のスポーツ基盤の整備、スポーツ施設等の利用や大会等の開催には、延べ21万8千人、合計で23万3千人の個人、または団体が町内の社会体育施設でスポーツに参加されたこととなります。これは、大津町の人口から見ると高い数値ではないかなと思っております。これもスポーツの推進に日頃からかかわっていただいている町体育協会、NPO法人クラブおおづ、町婦人スポーツ連絡協議会、そして町スポーツ推進委員会のスポーツ4団体のおかげであると感謝をいたしております。町体育協会は、23の競技団体を総括した団体として、競技力向上からスポーツの底辺拡大まで幅広く活動していただいております。その中でも中央の競技団体が主催する全国大会等への出場者は、平成26年度実績では18競技、30大会に延べ112人が出場されました。初心者を対象とした教室には、8教室に約200人が参加されました。また、NPO法人クラブおおづは、スポーツによるまちづくり、人づくりを使命に、クラブの柱となるクラブ活動を町内あちこちで展開されております。このほかにも、大津町との協働による健康推進事業や小学校の体育の授業などに指導者を派遣する「学校サポート事業」も行っておられます。平成26年度の実績では、会員以外の参加者が5千678人となっております。本年度、スポーツ4団体では、町陸上協会と協働による世界陸上北京大会に出場した前田彩里選手を応援するパブリック



ビューイングを8月に開催するなどの取り組みも行われております。

以上のことにより、スポーツによる大津町の活性化に大きく貢献していただいていることがよくわかります。最近、生涯スポーツに関する視察のため、県内外から多くの方が来町される機会が増えております。視察の主な内容は、行政とスポーツ団体の協働による生涯スポーツの取り組み、そして施設整備と施設をいかしたスポーツコンベンションの推進についてです。行政とスポーツ団体の協働による取り組みでは、クラブおおづや体育協会などのスポーツ団体と行政とがどのように連携して成果を上げているか。また、ジョギングフェスティバルで1千154名の参加者に対し、320人のスポーツボランティアが集まり、温かいもてなしとスムーズな大会運営が整然と行われているのはなぜかなどの質問があります。いずれも大津町からはスポーツ団体と行政との連携がうまくできている証であると、そのように思うというふうに回答をいたしているところでございます。

最後に、家入町長のスポーツに関する施政方針の中に、運動公園多目的広場の人工芝改修工事とスポーツ観光があります。担当課として、多目的広場の夜間照明付きの人工芝生化は、昼夜利用できる施設となりますので、スポーツ4団体に協力を得ながら、練習での利用はもとより、大会やイベントを誘致しながらさらなる生涯スポーツの普及推進を図っていきたくと考えております。また、スポーツ観光では、本年度地域おこし協力隊を活用し、スポーツコンベンション推進事業に取り組みを始めます。大会等の誘致進め、大津町への経済効果の拡大が図れるよう努めていかなければならないというふうに考えております。このような計画が実行できますのは、「スポーツタウン大津」と全国から呼ばれるような取り組みができてきたということでありまして、この成果にはスポーツにかかわる諸団体をはじめとする町民の皆様や企業、商工会、観光協会のご協力の賜物と感謝を申し上げ、今後も発展していかなければならないと、このように考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前11時24分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆様、お忙しい中、ありがとうございます。5番議員、桐原則雄が通告に従い、大津ブランドの確立、新しい海外戦略、職員の人材育成の3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目の大津ブランドの確立についてですが、今国が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略は、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、人口減少の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決の3つの視点を基本に、魅力あふれる地方創生を目指すとしています。

その国の方針を踏まえ、今回大津町の特色や地域資源をいかし、人口減少問題に特化した施策の推

進に向け、新しく4本の施策を柱とする「大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が作成されています。その中で、大津ブランドの推進策として、1点目に、力強く自立した産業の振興と魅力ある雇用の創出、2点目に大津ブランドの掘り起こしによる新たな人の流れの創出など、基本目標と方向性を示しています。具体的な内容として、若い農業者の支援や確保、大津の農畜産物の新たな魅力の創出、独自産業の強化と支援。次に、地域ブランド力を強化するため、農畜産物のPR、販売促進、からいもなどを活用した新商品の開発、販売促進を掲げておられます。

最近、新聞やテレビなどで紹介された町の話の中で、まずは町長が依頼された翔陽高校の生徒たちがからいも農家と一緒に、技術とアイデアを結集したからいもを使ったスイートポテトジャム、また地元商店さんが開発された新しい色や味覚の銅銭糖、肥後大津観光協会がエアポートホテルで開催した東京で活躍中のプロの料理人、川越達也シェフが大津町のからいも、豚肉、日本茶などを食材として使い、「僕が大津の食材を使ったら」というフルコースの料理に320人近くが参加され、私も参加しました。価格は1万2千円と非常に高かったのですが、おいしく食べさせていただきました。また、77年ぶりに天皇陛下に献上された大津の水の恵みを受けたお米、からいも農家の二代目イモセガレブラザーズを中心に、貯蔵庫アートや新作スイーツ、そして熟成からいもなどの販売イベントなど様々な農畜産物や加工品などが話題となっております。それにかかわった町内の生産者の皆さんや業者の皆さんは、私も知っている皆さんばかりでございます。意見を聞いてみますと、その素材である農畜産物を丹精込めて生産している想いや、その素材を生かした料理、加工・販売方法なども工夫し、自信を持って取り組んでいると話されていました。町には、豊かな大自然と豊富な地下水の恵みを受けて育てられた多くの農畜産物があります。そして、それらを使った加工品や商品である郷土の特産品がございます。さらに多くの皆様を知ってもらい、愛用していただくためにもPRや消費拡大をさらに強化し、地方創生やT P Pにも対応できるような新しい町独自の制度をつくり、大津ブランドを確立する必要があると考えます。町長も地産地消や食のPRなどについて、肥後大津観光協会を中心に大いにPRや連携を強化し、地域おこし協力隊を活用を含めて推進するなど、トップセールスで国や県の事業をうまく活用するとともに、町単独事業も含めて多くの事業を展開を進められております。非常にいいことだと思います。

そこで、さらに農業、商工業者の所得の増大のスピードアップとグレードアップをさせるために、次の2点について取り組みを進めないか、提案をさせていただきます。

1点目は、町の農畜産物や加工品などの振興とイメージアップや消費拡大を更に充実するため、大津ブランドの認証基準をつくることです。その認証基準の指標としましては、具体的に1つ目は町で生産された産品。加工品の場合、町で生産された素材を主原料として使用、事業者や事業所が町内にある。2つ目は、味や外観などに優れ、品質に見合う価格設定であること。3つ目は、生産履歴がわかり、その産品や販売に関し関係法令が守られ、安心・安全に関する情報の開示がなされ、また生産体制の確立や継続的な生産販売が可能であること。4つ目は、大津町らしさ、町にちなんだ伝承や物語性を持っていること。また、特色ある品種や技術によりつくられていることなどです。

以上のような項目を認証基準とした農畜産物やその加工品、料理や工芸品を含めた大津町ブランド

基準を定めた制度をつくり、申請に基づき認定をする。そのことで、町が全面的な信頼とバックアップをする特産品として、大津のブランド力を高めた町独自の販売戦略を進めていく考えはないかお尋ねをします。

2点目は、町には今提案した基準を満たすようなブランド力の高い農畜産物や加工品など多くの商品を自信を持って生産されている生産者や商工業の皆さんが存在しています。これを掘り起こし活用するためにも、町内の農業者や商工業者の皆さんから商品を募集し、町が認証したブランド商品と併せ、多くの素晴らしさを町のホームページやパンフレットで紹介し購入できる大津特産品ネット市場などを開設してみたらどうでしょうか。そして、消費を拡大させ、地域の元気と活性化に取り組む考えはないか。また、現在その商品関係でふるさと納税による収入の確保も併せて考える必要があるのではないかと思います。全国各市町村、しのぎを削っております。財源不足を補うために、ふるさと納税を推進しております。町のふるさと納税の返礼品は、1万円以上に対してからいも5キロセット、人生いもいも焼酎セット、銅銭糖セット、旬の野菜セットの4点から選ぶようになっています。選ぶ内容も少ないように感じます。

そこで、先ほど申しあげましたブランド商品をはじめとする多くの事業者の商品などを募集し、ふるさと納税応援隊として募集し、制度をつくるというようなことをしてみたらどうでしょうか。そして、その寄附額に対する多種多様なものが選べる商品として町のホームページに掲載するなど、商品のPRと町の魅力を発信し、町独自の販路拡大と収入確保に早急に取り組まないか、この2点について町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。桐原議員の大津のブランドの関係についてご質問をされておりますので、それについてお答えをしたいと思います。

十何年前、町長になったころにつきましても、地産地消というようなかけ声のもとに、それぞれの農家や、あるいは農協の関係で地元の新鮮な野菜関連等について販売関連がなされてきておりました。しかし、その後、なかなか製品・商品というものがなかなかできていないというのは確かでありまして、そのようないろいろな努力をされてきた中に生まれてきていない。昔のままの、今ふるさと納税もやっているというような状況でございます。しかし、我々としてはからいもにあまりにも私もこだわり過ぎて、からいもだけをどんどんどんどん至るところに私もセールスをして回っておるわけでございますけれども、もう大分、大津のからいもというものは有名になってきておりますけれども、これをどういかに6次産業というか、芋の天ぷら、あるいはからいも焼いたものを、その日持ちのやり方とか、そういうものをやっぱりまた考えていかなくちやならないものじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきましては、今からいも大学、まちおこし大学の中で、その実行班によって今検討されておりますし、今後につきましても、次の国の補助事業関連等の2分の1の補助でいかに町が彼たちの後押しをできるかというのを今検討を、県とともにさせていただいておるといような状況であります。例えば、ふるさと納税についてもそうなんですけれども、新たなものを創ることが大津のブランドというようなことになるんじゃないかなというものを思っておりますので、じゃ

あどういうか、例えばからいもは年中ありますけども、しかし春先の4、5月ごろについてはスイートコーン、あるいは冬はさといも、これも水田作としては大変適しておる品物というふうに私は思っておりますので、そしてそれについてもさといもも大津のさといもは非常においしい、粘り気があってというようないろんな評価をいただいております。そういう品物、あるいはそういうものをですね、ふるさと納税のメニューの中に入れ込んだところでお土産として、お礼としての品物にしていければなどというふうに思っております。そういう人たちをつくるとなると、農協や商工会関連等におきまして、皆さんしっかりとそれぞれの経営主導をやっておられますので、その経営主導の中からそういう熱心な人、そういう人を選びながら育てていく、まずは人材。人材を育てないと、そしてその人材の中から人脈というものが出来、新たなものが生まれてくる喜びを感じて、ある程度工夫しながら長続きしていくんじゃないかなというような思いをしております。そういう意味におきまして、やっぱり大津は立地が良いところでありまして、道の駅についても大変お客さんが多くなって、今矢護川のほうにつきまして、矢護川米をはじめとする大津のからいもや野菜関連等もたくさん今出ております。一時は、そうでなかったんですけども、やはりそういう形で、議員のおっしゃるようなその制度関連等につきましては、今の顔が見える形で安心して、そして新鮮なものを買える、そういうような信頼ができてくる今の制度でさしあたってやっていく中で、いかになくちゃならないんじゃないかなと思っております。もちろん、海外販売の関連等についての、やはりTPPの問題で、国が今推薦しておるのは食料のつくり方の基準とかいろんなもののシステムをしっかりとつくり上げて、それを海外の人に安心していただけると、そういうような考えの中で今国のほうのシステムがなされております。それは私もよくわからないんですけども、食品衛生管理システムの国際基準であるHACCPというような頭文字がついておりますけれども、危害、分析、重要な管理点というような話をされておりますけれども、そういうことで国のほうの推進はそういう形で進められておりますけれども、なかなか食品関連企業については、そのような方向に取り組もうということで、今そういう会を立ち上げながら海外への販路拡大に努めておられるようであります。そういう、そこまでもいかになくても、まずこの地域における生産者の顔が見える地産地消というか、そういう形の中で新たな挑戦をやっていけるような人材やそういう人脈を今後の課題として取り組んでいかになくちゃならないんじゃないかなというように、今の時点ではそういうような形ですすめていきたいというふうに思っております。内容については、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） ふるさと納税関係につきましては、平成20年度から納税を頂いております。現在まで192人、534万円の寄附がありまして、町の活性化のために活用させていただいております。平成25年度まで、毎年、年間10件程度の寄附でございましたが、平成26年度に投資家向けの雑誌に町のふるさと納税を紹介する機会がありまして、その影響もありまして、寄附件数が一気に年間100件を超え、多くのお問い合わせもいただきました。このようなことから、全国的に大津町の魅力を知ってもらうためには、さまざまなメディアを通じて情報発信することも大切と、改めて感じているところです。ふるさと納税のお礼としましては、地元製品のPRとして、3千円相

当の品物、からいもや人生いもいも、銅銭糖、野菜の詰め合わせのうちどれか一つを贈らせていただいておりますが、他の自治体に比べ確かに品数が少ない状況でありまして、ご指摘のように寄附いただいた方々に喜んでいただけるように品数を増やし、特産品のPRにつながるため、ご提案のように農業者や商工業者から募集を行うなど、取り組みが必要と考えております。今後、要項要領等を整備しまして、町特産品の販路拡大とふるさと納税の整備に努めてまいりたいと考えております。一方で、新しいブランドをつくり出すためには、行政と民間の役割分担、人材と財源の確保、販売戦略、商談や代金回収等の課題もございます。大津の特産品であるからいも、銅銭糖に続く商品開発のため、様々な取り組みを行っております。商工会でも地域活力ビジネス創出支援事業の特産品開発では、カラモを使った料理やスイーツの作成、試食会のほか、広報用販売パンフレットやのぼりの旗の作成、デザインから原価計算までのブラッシュアップ等により取り組んでおられます。また、農業部門では、国の6次化産業等事業を活用して自家牧場産牛の精肉・焼肉店舗の建設、米消費拡大等につながる玄米パン・ペースト生産施設建設などに取り組んでおります。このほか、九州食の展示会商談会へも出店支援を行っております。菊池管内では、菊池市がブランド推進室を設置しておりまして、またメロンドームに委託しまして、菊池市の栽培基準で栽培された農産物のネット販売を行う「きくちまるごと市場」を開設しておられます。合志市でも合併と同時にブランド協議会を立ち上げて、現在ユーパレス弁天の指定管理者に協議会の事務局を委託しておられます。このほか、天草謹製認定委員会とか上天草市農林水産物ブランド推進協議会などの取り組みがあります。

本町の農産物の輸出につきましては、甘藷、大根を熊本県農畜産物輸出促進協議会に加盟するJA、そして経済連を通じ、香港、台湾、シンガポールのアジアを中心に行っておられます。定期的な輸出は香港でございまして、2S、3Sサイズの甘藷が主なものです。単価設定はキロ1千200円で、物流コストを差し引いた農家還元はキロ800円程度となります。日本での出荷単価は2Sでキロ700円、3Sで500円から600円で、輸出メリットはあると言えますが、為替相場の変動、輸送及び検疫、腐敗等の事故率等が当面の課題となっております。また、輸出にありましては、現地コーディネート、商談、発注、納品、代金回収等があり、現時点では協議会のような取り組みでなければ難しい状況があるようです。今回の議会でご審議いただいております連携中枢都市圏ビジョン及び協定締結の取り組みの項目に6次化産業及び農商工連携の推進項目がありまして、6次産業化、海外を含めた販路拡大、熊本農工商連携サイトの運営等の事業がありますので、今後具体的な取り組みを検討したいと考えております。

先ほど言われました大津ブランドの認定等につきましては、やはり行政単独ではなくて協議会的な組織を設けまして、各団体等で協議していく必要があると考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 再度質問を申し上げます。今お話がありましたように、各それぞれの農家さんや商工業さんが持っている特産品と申しますか、商品が一杯あるんですよ。それをやっぱり掘り起こすということですね、やっぱりしっかり、今町長のほうは新しいものも開発するということですが、今私たちも農家の人や加工する人たちに聞くと、自分たちは手持ちにいろんなものもっているんだと、

それはやっぱり町として一緒にですね、PRをしながらやりたいというようなことがありますので、制度、ふるさと納税制度につきましてはその辺でやるということですので、併せてですね、さっきのブランドも協議会をつくらなければならないというようなお話がありました。そのスケジュールといえますか、時期、やっぱりスピードを上げてやらないと、今お互いに戦い合う産地の競争の中で、町が生き残る、また町の農家や商工業さんを生き残らせるためにも早急な取り組みが必要だと思いますけども、その協議会あたりを設置する時期の関係とか、そういういろいろ皆さんが持っておられる特産品を1回、セットで引き出してもらおうと、こういうものがあるというような取り組みをなされないか、再度ご質問申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 先ほど菊池市とか合志市の例を申し上げましたが、菊池市につきましてはブランド推進室ということで室長以下職員5名で、またそれに加えて商工係長とか観光課長が兼務となっております、かなりの組織レベルでやっていると。合志市についても申し上げましたが、その事務局に委託していると申しましたが、係長が1名出向して専任でやっているというところなんです。今、その協議会の設立はいつかということですけども、ちょっとまだその辺はですね、今後勉強させていただいて、先ほど申し上げましたように、今後連携中枢都市でもその辺の項目はありますので、その関係情報を収集しながら始めていきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 人材の問題とかいろんな問題も確かにありますが、やはり取り組むべきは町が発展する農業とか商業も含めて発展するためにですね、ぜひスピードを上げてやっていただきたいと。その体制が、今町長のほうも地域おこし協力隊あたりをかなり入れられております。その辺もうまく活用してですね、やっぱり早く取り組んで、農家の人たちも私たちこんな持っていますよと言うのを一杯言われるんですよ。それをやっぱり町が全体的に応援するというシステムをつくると。逆に今年からはらいものキャラクターも新しくされるというようなことでございますので、その辺も活用しながらですね、やっぱり早めの取り組みをお願いして、1問目を終わりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次、2点目ですけども、新たな海外戦略で地域活性化をとということで挙げております。阿蘇くまもと空港はアジア戦略の拠点として、台湾や香港へのチャーター便の就航をきっかけに、多くの訪日外国人客が熊本に訪れ、逆に県民をはじめ多くの皆さんが観光旅行や業務で海外を訪れています。その活動拠点として、今以上に大津町の位置は重要であるというふうに考えます。このような中、県知事も我が町の家入町長も、地域経済の発展や活性化としてアジア戦略は大きなチャンスということで、トップダウンで今町長のほうは事業展開を進められております。今、町が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、地域力ブランドの創出、海外販路拡大の推進、海外観光客誘致戦略や地域型・滞在型の観光振興と農業体験と民泊など、町の農業や自然に親しむ大津版ツーリズムの取り組みも計画をされるというようなことで、戦略の中に位置づけられております。昨年10月に、海外販路拡大のための国の事業の交付金あたりを使いながら、町長がトップとして、また各関係団体の組織をした

メンバーで台湾の高雄市に派遣をされました、行かれました。そして、からいものてんぷらや焼き芋、旅行業者の訪問、交流協会などとの交流PRを実施をされました。素晴らしい早めの取り組みだと思います。私も経済建設委員会の一員として、県や町の支援を受けまして、今年の1月に台湾の高雄市議会や旅行業者、からいもの苗から生産し、植え付け・収穫、そして加工販売まで行う6次産業化の法人も見させていただきました。また、百貨店での販売状況や様々な研修もさせていただき、台湾の皆さんの日本に対する親しみを感じるとともに、文化や生活の環境の違い、そしてお互いの個性を認識し、様々な情報を適格に把握し分析を行い、今後の問題点を整理して町も事業展開をする必要があるというふうに感じました。また逆に、先ほどありましたように町の農畜産物をはじめとする様々な商品の販路拡大や観光客誘致に向けて、お互いの観光の魅力や経済交流、文化、教育、産業面など、さらに発展をすることが必要だと思います。そのために、様々な情報の交換や提供、収集をはじめとするソフト面やハード面の整備も必要と感じたところです。今年の2月に、大津の若いからいも農家が2週間、台湾の高雄市で直接からいもの焼き芋や生からいも加工品を売っておられます。その中で、今後の事業展開の問題点や展望についてお話を聞かせていただきました。まず、先ほどありますように、安心・安全の面から台湾は食品の安全性や自然環境に影響する点など、検疫が非常に厳しいと。船によるコンテナ輸送ですので、日数も2週間以上かかると。その間、ほかの農畜産物、例えばメロンやほかの作物と一緒にコンテナ一つの中に入ると。そうしますと、一番適当な温度に設定をされるということで、向こうに着いたときに商品が腐るというような問題も非常に多いという難点もあると。現地で販売する場合に、やはり言葉が通じないので現地の販売員の確保が非常に大切であると。そういう形で、販売戦略も含めて輸出に向けた基準が必要ではないかというようなお話も一緒にしたところです。また台湾は熊本のくまモンが大好きであるということで、この間キャラクターを活用すること、そしてまた料理方法としてもただのベースじゃなく、こういう料理法がありますよというイラスト、そういったものをチラシをつくり見せるということで販売が、促進ができるということも感じたようでございます。また、台湾の焼き芋につきましては回転式、肉を焼くような回転式で目に見える、ぐるぐる回りながら焼き芋が焼けていくのが見えるからいもの焼きだったそうです。非常に面白い状況で台湾の人をくぎ付けにするようなイメージがあったというふうにも聞いています。今後、町もカライモをはじめ商品の販売戦略に台湾の食文化や購買力に対応すべく農畜産物の生産履歴など、食品の安全性を明確にする必要があると思います。そして、今攻める時期であるというふうはこの農家の方も言われていました。町は、今地方創生の交付金事業関係でからいもの農畜産物の販路拡大や観光を含めた海外戦略が2年目を迎えます。よその町村に比べて早めにスタートした、これは町長のトップダウンの方式だと思います。私たち研修のときに、山鹿や人吉あたりの議員さんや市長、トップも含めて来られていました。皆さん、海外に目を向けています。いち早く動いてすることが町の発展にもつながると私は感じました。そこで、生産者をはじめ多くの皆さんと共にですね、いろんな事業展開を進める打ち合わせをしながら早急に取り組みというふうに思います。

そこで1点目に、先ほどいいましたからいも等の海外販売を含めて、具体化するためには生産の履歴とか出荷基準の統一とか、輸送関係の検疫もあります。諸問題もありますが、早目にですね、団体

や農家の方々の意見を含めながら、町がどこまでできるのかはあります。最終的にするのは町ではないと思いますので、そういったただ方向性をしたり基準をしたりするリーダーシップは町が進めるべきだと思いますので、そういう取組みをしないかということで、2点目は、観光面ですけれども、台湾の観光業者の情報によりますと、熊本と言えば熊本城、水前寺公園、阿蘇山と、有名なところは知っている。しかし、そのほかの食文化、観光地や温泉体験、見学など地域の特色ある穴場的な魅力ある観光型体験を望んでいるということでした。併せて、日本の農業試験場や研究機関及び様々な分野の農業関係を含めた農家視察などの研修もしてみたいと、そういう場合の受け入れ窓口がほしいというふうにお聞きをしました。町も熊本県と協議し、今熊本市を中心とする連携中枢都市構想の連携を強化するというので今計画が進められています。ぜひ、町の特徴を取り入れて、スピードを上げて情報収集をはじめ事業展開をスムーズに進めるため、新たな総合窓口の検討も必要でないかと思います。その辺を考えがないのか。

3点目は、新たな観光を開発するために、今町に住んでいる中学生、高校生、地元には大津高校も翔陽高校もあります、中学校もあります。子どもたちや若者の視点を取り入れた観光ブランド、コンテストをするというような取組みもしてみたらどうでしょうか。若い目線で見れることがあると、新たな発展ができる。そのためには職員の方もですね、一緒にその辺は参加をするということで、地元の状況を教えたりいろいろしながら、そういうコンテストの参加をするというふうな状況が考えられないのか。また、学生をはじめ若手や留学生、町内に住んでおられる外国人の方々をモニターというふうな形で活用すると。そういうことで、町の観光を外国も国内からも誘致できるような取組みをしないか。

以上、3点についてお尋ねを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員のご質問にお答えします。昨年10月に、熊本台湾間の定期便が就航し、12月には香港との定期便が就航して、熊本県の空の窓口、玄関口である大津町にとって大きなチャンスであると認識しております。そのため、昨年10月に高雄市へ使節団を派遣し、今後の官民両面での関係構築を模索するため交流を図ってまいりました。その中で、台湾国際旅展において、いも天や焼きからいもをふるまった本町のブースは大変盛況で、からいもをはじめとした農産物の販路として、今後の可能性を強く感じたところでございます。現在、海外販路の拡大のアウトバンド対策につきましても、地方創生加速化交付金を国に申請しており、その審査の結果、事業実施が認められ、県の関係課とも連携しながら今後の進め方、体制の整備などを進めてまいりたいと考えております。先ほどから言っておりますように、やはり視察に入った後での後のつながり続けるためには、やっぱり人材というか、そういう意味におきまして、今、この前、富康旅行社の謝社長お見えになられて、大津町を知ってもらおうということでご案内をさせていただいております。そういう中で、今後の発展というものがそこから始まっていきはしないかなと大きく期待をしているところでもあります。また、そういう中におきましても制度とかいろんな課題については、やっぱり議員おっしゃるように地域協力隊が今観光協会のように2人派遣しておりますし、あるいは大津町の役場の中に企画の地域



振興のほうと商工観光のほうに1人置きながら、連携をとりながらどういうもののやり方、工夫を検討をしていただいているというようなことでございます。そのような中におきまして、県のほうの動きにつきましては、県の派遣職員が今来ておりますので、彼によってまた実行部隊の推進を図っていくように指導をしております。そういう段階の中で、今後の議員おっしゃるように早めにやり遂げるようなことをするためには、そういうそれぞれの関係、そのためには観光協会や商工会、農協、それぞれの団体と連携を密にしながら、役場の何をやるべきかというようなこともしっかりと後押しをしていきたいというふうに思っております。細部については、また担当次長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 皆さん、こんにちは。それでは、桐原議員のご質問にお答えします。

まず、第1点目の海外戦略についてですが、これまでの大津町のからいもですが、JAきくちが経済連を通じて台湾に輸出していることは、議員ご承知のとおりでございます。台湾は、他の国と比べまして検疫条件が厳しく、慎重な対応が必要なことは事実ですが、その検疫条件をクリアできれば販路として有益になるものと考えられます。また、議員ご指摘のとおり、本年2月には本町のからいも農家が高雄市内の百貨店で焼いもやからいもの青果販売を行っておりますが、船舶での輸送は航空便よりコストは安く抑えられるものの輸送期間がかかるため、傷んで商品として売れないロスが3割程度出るといった状況も聞いております。海外販路の拡大を考える際、こういった輸送期間やコスト、検疫をクリアするための体制をどうつくっていくか、非常に重要な問題となっております。

町長の答弁でもありまして、現在、アウトバンド対策につきましては、国に対して地方創生加速化交付金を申請しておりまして、その結果が3月末にはですね、判明する見込みでございます。事業が採択できれば、今後海外販路のあり方を決めていくため、バイヤーや貿易会社、航空会社などと実務者レベルでの情報交換や協議が必要となりますし、県との連携し、歩調を合わせて進めていく必要があると考えております。町内の農産物に付加価値をつけ、有利に取引できる環境を整えるため、対応を考えてまいります。

次に、2点目の海外戦略のための新たな窓口についてですが、先ほども触れましたが、今後海外での販路拡大を考えていく上で、実務者レベルでの情報交換、協議が必要となります。この国の地方創生交付金、関係者との協議等、状況の推移を注視しながら、役場内での体制、町内関係者、県などの関係機関との連携を視野に入れつつ、必要に応じて適切なタイミングで担当部署や関係機関との組織化等を模索してまいりたいと思っております。

最後に、3点目の観光面での若い世代のアイデア活用についてですが、新しい取組みを行う際、多様な関係者が集まって知恵を出し合うことは多角的な視点、様々な経験・知識を取り入れるために大事になってまいります。昨年6月にですね、実施しました地方創生フューチャーセッションの際には、大津高校、翔陽高校生が参加しておりまして、町の将来について積極的に意見交換をしております。今後も機会を捉えてさまざまな意見を取り入れる工夫をしていきたいと思っております。

ざいます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 町長のほうからも担当の次長のほうからもお話がありましたが、熊本県での雑誌にですね、定期便にからいもの輸出拡大を狙う大津町は単独で高雄旅行博に出店と、トップダウンで頑張ったという町長の写真入りで載っております。これだけですね、注目をされる、また先ほどおっしゃった台湾の旅行業者の謝さんも載られております。こういった形でですね、町をアピールする、また大事な取組だということで、経済界も注目をしているということでございますので、今お話がありましたように確かに難しい面はあります。しかし、やっぱりそれを早目にですね、抽出をして整理をします。それでなければ、やはり一歩先に行くためには早め早めの対応が必要であるというふうに感じます。さっきの輸送の問題やいろんな問題を含めた団体の問題、難しい問題もありますが、やっぱり早めの検討材料をすることが必要だと思いますので、その辺はしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

新たな窓口で戦略につきましても、確かにですね、役場も人数が少なくなっております。非常に厳しい状況があります。しかし、やっぱり一本化でどこかがパシッと情報を受け入れたら、それがちゃんと下に、それぞれのところの役場に返っていく、そしてそれをまた速やかに対応するというスピードがなければこういう戦略はなかなか進展していかないというふうに思いますので、その辺の充実もしっかりお願いしたいと思います。

また、3点目の観光ブランドコンテスト、フューチャーセクションがしたということですが、その後のですね、フォローがやっぱり大事だと。若者を集めているいろんな意見を聞いて、そしたらそれを具現化するというときに、様々な形でですね、やっぱり活用していくということが非常に大切になると思いますので、その辺、再度全体的に今後について、どういった形で先ほどのフューチャーセクションも一緒ですけども、いくのかということをもし考え等があれば、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員には大変ご心配をかけておるようでございます。本当に議員おっしゃるように、早めに取りかかるように、しっかりとそれぞれの県や、あるいは地元関連企業、あるいは団体の皆さんとしっかりと情報をつなぎ、そしてまた今3名の地域協力隊がございまして、彼たちに新たな考えや工夫を凝らし知っていただき、実行に彼らたちが引っ張っていただけるような検討ちゅうか連絡協議会、話し合いをしながら動けるように頑張っていきたいと。そのためには、まずは金でございまして、今回の申請に基づきまして、先ほど担当次長が言いましたように、3月の終わりには見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、新たな新年度に向かってしっかりと早めに取り組みをしていくように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） ぜひ今町長もおっしゃいましたので、町長トップダウンで今いろいろやられてます。その辺も含めて、職員と融和を図りながらよろしくお願いしますと思います。

次は、3点目にいきます。3問目は、職員の人材育成の充実についてということで質問させていただきます。平成23年から27年度、今年度の退職充当者まで6年間をしてみると、退職者は57人、新規採用は60人、毎年10人を超える職員の入れ替えがっております。職員全体の30%が動いてると。今後もまだもう少し、しばらくは続くというようなことの見解があるようでございます。今年は、再任用も含めて14人辞められるということです。長い間、大津町のまちづくりに邁進されたことに深く感謝を申し上げます。今後のご活躍をお祈り申し上げたいと思います。町の人口が、今増加傾向にあります。様々な業務も多く、新任職員や若手の職員の皆さん、そして指導する中堅職員、幹部職員の皆さん、お互いに大変忙しい中で町民の皆様の相談をはじめ様々な業務対応など、日夜勤務をされております。町が定めております職員の人材育成方針は、平成21年度に策定がされたと思います。当時、私は担当したような記憶しております。策定の中で、今後10年間は職員の構成が大きな転換期を迎えると。住民サービスを低下させることなく継続的な発展を図るため、特に職員の人材育成に力を注ぐと表示をされております。基本方針の目標は、地方分権改革のもと、自立したまちづくりを進めるため、町の行政運営能力、政策立案能力を高め、増大する行政事務を適格に処理する力、多様化する行政需要に対応できる高いレベルの能力を身に付ける、職員全員が問題意識や改革意識をもって各業務に携わり、住民本位の行政を担うべく、専門知識や政策法務能力等の向上、民間における業務改善の手法等を学びながら意識改革、人材育成を推進する必要があると定めてあります。これからのまちづくりを担う職員像として、公務員の自覚を持ち、住民に対して公正・公平・誠実に対応できる職員、既成概念にとらわれない柔軟な発想、積極的に取り組む気構え、創意工夫及び行動力を持った職員、自らも地域の一員であるという意識を持ち住民目線で考え、職務に取り組む職員、そのため具体的に若手職員から部長級までの役割や能力、自己啓発研修、職場内研修、職場外派遣研修などを実施する。また、時代に変化に合わせて基本方針や計画についてより良い人材育成のための方針や計画の見直しというふうに記載をされております。

そこで、町村合併60周年の節目を迎える今年、町をさらに発展するためには町民の皆さんを巻き込んで部門ごとに新しい発想や提案、協議ができる環境整備や事業展開を進めるため、特に職員の皆さんの人材育成は今後のまちづくりに非常に必要不可欠であるというふうに考えます。今、人数を削減されて厳しい状況があります。しかし、職員の人材育成方針や計画について、21年策定から7年を過ぎております。方針の内容や制度、計画の見直しが検討されているのか、その辺についてまずはお尋ねを申し上げます。

次に、2点目ですが、忙しい中で若い職員は中堅も含め配属先の幹部職員などと連携し、多種多様な業務に対応しておられます。相談や指示を受けながら業務を実施をされております。大変苦勞されながらやっているというのは、私も感じます。遅くまでよく働かれる部分もあります。先進事例で、職員が何でも気軽に相談できる、指導を受けることができるサポート職員制度というのがあります。これは、必要に応じてじっくり話す毎月の相談タイムがある、必要に応じて先輩や上司などに仕事などの橋渡しをできると、配属された職場を超えた取り組みで、新人や若手職員のサポートができるというシステムを取り入れている市町村もあります。そのサポーター自身も、指導する上において意識

が変わり変革をし、人材育成につながっているというような取り組みがなされております。このような取り組みを町のほうで取り入れる考えがないのか、お尋ねを申し上げます。また、先月大津町で開催された福岡市の財政調整課長の出前講座を私も受けました。オークスプラザで開催されました。これは、大津の職員の中あたり議員の中と一緒にですね、検討するというところで実施されたものです。そこに参加した議員や県内、県外の各市町村の職員40名から50名おられたと思います。町づくりの基盤である財政問題について、非常にわかりやすく多くを学び、厳しめに素晴らしい出前講座を私も久々に受けさせていただきました。福岡市では、職員同士が職場を離れ職務や職責に関係なく、自由な立場で市役所の仕事や組織などについて日ごろから感じていることを気軽に対話できる場として、オフサイトミーティング、これ業務じゃありません。自分たちでそういうようなことができると。職員自ら自発的に実施し、参加は自由ということで提案方式でそれぞれ発案者がやっているというようなことを聞いております。その中から、先ほどいいました財政問題に関する出前講座が始まり、情報の共有や改善が少しずつ進んできているというふうにお聞きをしております。

そこで、大津町も職員の皆さんが大変な中で業務をされていますが、自発的・積極的に取り組んでいけるような職場の雰囲気づくり、また自由な意見交換の場あたりを支援を、役場として実施するようなことを考えないのか。また、町の重要な計画や財政問題など基礎的なものはみんなで共有するという取り組みが必要ではないかと思いますが、そういう研修、また私たちも住民の方々に育てていただきました。様々な組織や皆さんとつながり、異業種との交流またはまちづくりあたりいつでも意見交換とか、農家や事業所まで短期の宿泊研修と言いますか、そういう取り組みもあっていいのではないかというふうに思います。

東京では夕張で、私がちょうど夕張に研修に入ったときですけども、夕張市へ東京から十数名、毎年年2回ぐらい送ると。そしてその厳しさ、またその住民の話を聞くというような研修もされておりました。市とですね、東京都と大津町と一緒にはいきませんが、そういった先進地、または厳しいところ、いいところを見るような特色のある研修あたりも考えて、それを充実していくというような取り組みを支援したりいろいろする考えがないか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の職員の育成についてのご質問かと思いますが、本町の職員構成は、昭和30年代前半に生まれた職員が大きな集団を構成しておりまして、その職員たちが定年に達する時期を迎えております。そこで、本町では平成24年度の職員採用から大量退職期を見据えて、経験豊富な職員の能力が若い職員に円滑に継承をされますよう職員の前倒し採用を行うとともに、平成26年度からは職員研修関連予算を増額し、専門的知識や政策法務能力等を向上させる機会を増やし、職員の意識改革、人材育成を図ってきたところでもあります。しかしながら、経験に裏付けられたベテラン職員の知識や応用力は一朝一夕に身につくものではなく、長い時間の中で地域や関係団体や様々な機関とのかかわりの中で積み上げられるものであります。これらの能力を次の世代の職員に引き継いでいくことは、職員研修だけではなくなかなか難しいことですので、日々の業務の中でしっかりとコミュニケーションをとり、先輩職員が指導し伝えていくことが大事ではないかと思っております。

ます。また、町の人口も増加する中で、行政需要も増大し、併せて住民ニーズも多様化しておりますので、これらに対応する力を身に付けることが重要となり、職員に対して高い能力が求められています。人材育成基本方針にうたっておりますように、職員全員が十分満足という視点に立ち、問題意識や改善意欲をもって各業務に携わり、住民の立場に立った行政を粉得るよう、専門的知識や政策法務能力等の職員の能力向上、人材育成を推進していく必要があります。このようなことを人材育成の基本的な考えとして、今後ともしっかりと住民に求められる職員を育成したいと考えております。

いろいろな細部については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 桐原議員の職員の人材育成についてお答えいたします。行財政改革の中で、行政のスリム化とか職員の育成に取り組んできましたけれども、行政のニーズは多様化し、高齢者対策、子育て支援など新たな課題に取り組むために、職員数の見直しを行ってきております。平成23年度から本年度までの5年間で51人の新規職員を採用し、今後5年間で37人の定年退職者を予定しております。新規採用職員は若い優秀な職員ですけれども、経験や専門知識、そして何より地域住民の皆さんとのつながりは十分とは言えませんので、地区担当職員として地域に出かけ、地域の声を聞いて政策に活かすとともに、自らの成長につなげるためにも、職員には積極的に取り組むことを引き続き指導していきたいというふうに思っております。また、幹部職員の大幅な入れ替えが続きますので、中堅職員をはじめ職員全員がこの自覚をもって事務引継ぎをはじめ業務に取り組むこと、また各種専門研修に加え平成26年度から取り組んでおります階層別研修なども更に充実をさせていきたいと考えております。特に、新規採用職員のOJT（On the Job Training）ですけれども、今まで係長級の職員が行って来てはいましたけれども、きちんと明確な意識をもって取り組むことも必要ですし、ブラザー・シスター制度やメンター制度、そして先ほど議員からお話がありました職員サポーター制度もありますので、そこら辺は今後十分研究して取り組んでいきたいというふうに思っております。また、定年を迎えた職員を再任用する制度を活用し、引き続き業務に当たってもらうとともに、それまでその職員が持っております知識・経験を次の幹部、中堅職に引き継ぐことにも取り組んでいきたいと思っております。人材育成基本方針を、先ほどお話をしましたとおり平成21年度に作成し、それに基づきまして職員の能力開発や職員研修を行って来ました。この人材育成基本方針に掲げております目指すべき職員像、先ほどいっていただきましたけれども、これを具現化するために、職員一人一人の能力を更に高めていく必要がありますけれども、求められる能力は最近大きく変わってきていると思っております。今までの事務処理型職員から地域における課題、問題の解決のため、一番身近な役場職員として自ら考え実践していくことができる、そのような挑戦する職員、また創意工夫を凝らした政策形成ができる職員など、新たな能力が求められております。そのために、現在取り組んでおります能力強化による人事評価に加えて、業績評価、目標管理により人事評価を実施し、やる気を起こす人事評価に取り組んでいきたいと、そのように思っております。一方、就業時間外に自発的な研修を実施している中堅職員グループもございます。また、先ほどお話をしましたとおり県内の研修会に積極的に参加している職員もおります。そして、県からの派遣職員や地域おこし協力隊

など外部からの新しいやり方や工夫なども刺激になっていると思いますので、これらもうまく活用していきたいと思っております。自治体の最大の財産は人、つまり人材だと言われます。その人材育成が今後のまちづくりに大きくつながっていくことを認識し、職員の人材育成に努めていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長や総務部長の方からお話がありましたように、大津町の宝である職員さんでございませう。私も、当時町の発展のためにということで仕事をさせていただいたところでございませう。ただ、今お話がありましたように、人材育成の方法がですね、少しずつ変わりつつあると。規則的に、それも大事なところですが、基礎的なものは大事です。しかし、人とのかかわりやつながり、また新しい発想を出す、そしてそれにチャレンジさせるという風土をつくるというのは大切な時期に来てるんじゃないかと思ひます。最初に採用されたときの原点は、大津町が大好きであるということで、町のために一生懸命頑張るなんてことで職員さん入ってこられていませう。優秀な人たちがばかりでございませう。それがさらに伸びるためにもですね、ぜひですね、その辺のことをしっかりと整理していただひて、町長も先ほどいろんな形で進めていくということですので、確かに今業務が忙しい、人数は、人口は3万何千になりました。定数は確か220だと思ひます。今、209ぐらいかな、ですね、そういう状況もございませう。そういう定員管理につきましても、総合的に考えていただきながら、やはり職員にも負担をかけないやり方、また職員も頑張るといふ、お互いに整理をできるような形、そういう職場が発展する職場になるというふうに思ひますので、ぜひその辺につきましても、人材育成について職員の皆さんとしっかりと話をしながら雰囲気をつくったり、そして皆さんが希望の持てる町、そして発展する町へ進むように町長の指導をしていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後1時56分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。3番議員、佐藤真二が通告に従ひまして一般質問を行います。

先の新聞とかテレビとか報道を見ておひますと、奨学金の返済に非常に苦慮している学生さんといふのがたくさんおられるといふようなことがござひまして、そういった背景をもとに、1つ目の奨学金制度の見直しが必要ではないかといふ質問をさせていただきたいと思ひます。

現在、高校進学率はほぼ100%近くになってきておひます。また、大学や短大、専門学校への進学率も80%を超えておひます。文部科学省や教育長がよく言われるように、現在とこれからの社会は知識基盤社会です。その社会においては、より高度な教育を受ける必要性が高まってくるということだす。それは、学ぶことによつて社会の中で自立していく、平たく言えば自分で飯を食っていく力

を身に付けるということでもあります。しかし、この力を身に付ける、学ぶための経済的な負担が非常に大きなものになっています。1つの例としましては、国公立大学の授業料を見ても、私たちの世代のころ、昭和56年頃ですが、年間18万円でした。それがその後じわじわと上がり続けて、現在は54万円、3倍になっており、さらに2031年には約93万円にするということが検討されているということです。こうした事例を見ますと、日本の就学前教育や中等高等教育に対する公的支出がOECD加盟国の中で最下位であるという状況が理解できるところでもあります。しかし、その一方で世帯間の経済的な格差は広がり、子どもの貧困率も高まっています。教育費の負担が大きくなる中、この経済的な困難により教育を受ける機会を奪われることになれば、この経済的な格差や貧困は連鎖し、当事者はもとより国全体にも悪影響を与えることになります。そういうところで大切な役割を担うことになるのが奨学金です。奨学金は、経済的に恵まれていなくても学ぶ意識と能力を持った人材が望む教育を受ける機会を広げるため、そして将来的には社会を担う人材を育てるため、なくてはならない制度です。国は、日本学生支援機構により、この奨学金を提供しており、大学生の場合、この奨学金を受けている学生の割合は、1990年代に二十数%であったものが、現在では50%以上となっています。奨学金の種類として、無利子、有利子のものが、返済が必要なものがほとんどで、返済の必要のない給付型はわずかです。奨学金の借入額は卒業時に300万円を超えていることも多いと言われています。現在、この返済が大きな負担になっています。大学を卒業しても雇用環境の悪さから非正規雇用などで必要な所得、収入が得られないことが原因です。それを受けまして、日本学生支援機構は2014年には本人の収入が300万円を超えてから返済を始める所得連動返還型の導入や返済猶予期間を5年から10年に延長したり、延滞金の賦課率を10%から5%に引き下げるなどの制度改革を行っています。国は国として考えているということですが、それでは、この大津町においてはどうかということです。大津町の奨学金の利用状況については、毎年予算決算から、その決算やその説明から、大まかなところは理解できます。しかし、今滞納等を含めセンシティブな事柄でもありますので、この場で具体的に大津町の状況をお尋ねすることは控えさせていただきます。しかし、先ほど申しましたような国全体の状況、それを受けた国の動きという点を踏まえて考えることはできるわけです。支援機構のホームページに登録されている奨学金制度を持つ県内の自治体数は、熊本県と21市町村です。これらの自治体の奨学金に関する条例等を参考に制度を比較してみます。ちなみに、すべて給付型ではなく貸与型です。比較資料はご担当のほうにお渡ししておりますので、ご覧いただいているかと思います。奨学金制度の要素は、まず貸与については学校の種類、金額、対象となるための条件というのがあって、返還については利息、据え置き期間、返還期間、返還猶予や免除の条件と遅延の利息などがあります。話を単純にするために、学校の種類を一般の大学に絞って申しますと、まず金額についてですが、比較の結果ですね。国公立の大学では、月額2万円のところから5万円のところ、私立大学では2万8千円から5万3千円と、自治体により大きな幅があります。大津町は最少額で、それぞれ2万円と3万円です。高校は1万円から2万3千円と、これも幅がありますけれども、大津町は低いほうの設定をなっています。次に、返還の条件についてですが、利息は全部の自治体、無利息としています。据え置き期間は6カ月のところと1年のところがおおむ

ね半分ぐらいですけれども、一部期間がないところもあるようです。返還期間は貸付期間の2倍というところが半数ぐらいありますが、そのほかのところではかなりばらつきがあります。遅延利息については、規定のないところもありますけれども、年5%から年14.6%の幅があるようです。このように、自治体によって奨学金の貸与や返還の条件は様々ですが、熊本県や熊本市では一定の制度改革が行われているようです。それに対し、ほとんどの町では情勢の変化への対応ができていないように思われます。

現状の説明が長くなってしまいましたが、ここからは具体的に大津町の制度について、検討すべきではないかと思われる点について提案をしたいと思います。項目としては、据え置き期間、返還期間、遅延利息の3つです。

まず、据え置き期間ですが、現在は6カ月となっております。据え置き期間を置く理由というのは、社会に出て一定の期間で生活基盤をつくって、つまりある程度落ち着いてからという意図や事務手続き上の意味があると思われそうですが、この期間を1年としている自治体も相当数あります。学生支援機構では、この期間を以前は最長5年としていましたが、これを10年に引き上げています。地方自治体でこのような長い期間を設定することは難しいのかもしれませんが、雇用されて最初の3カ月程度は試用期間であったり訓練期間であったりして、実際に働き始めるのは7月からというようなところも、7月あたりに赴任地が決まるというような形です、場合もありますし、一定の生活基盤をつくる期間というのが6カ月と考えるのか、1年程度と想定するのかというところを検討する余地があるのではないかと考えます。

次に、返還期間です。現在は貸付期間の2倍ということになっています。これは、熊本県や熊本市をはじめ、幾つかの自治体は期間を長くすることで負担を減らす方向に動いているようです。例えば、大学の4年間、月額3万円の貸与を受けた場合、貸与額は144万円になります。これに対する返還期間は、学生支援機構の場合13年、熊本県では12年、熊本市では14から15年ですが、大津町の場合は、これは8年間ということになります。月の返済額はそれだけ大きくなってしまいうことです。期間を長くとることが必要になってくるのではないかということも考えられます。

もう1つは遅延利息です。大津町では半年で5%となっております。これは、学生支援機構の以前の基準に準じているものと思われそうですが、機構は平成26年度から半年2.5%に改正しており、熊本県もこれに倣い半年で2.5%に改正しています。同様な改正が必要ではないかと考えるところです。

この3つのほかにも金額や初年度加算など検討すべきこともあるかと思いますが、それらを含めまして、若年層に特に厳しい現在の社会情勢に対応するための条例の見直しを提案したいと思います。

2項目め、奨学金の基金についてですけれども、多くの自治体では、この奨学金を基金を創設することで運用しているようです。しかし、調べてみますと、奨学金の原資が確保されることやふるさと納税を活用できるといったメリットがある一方で、運用管理の事務が増大するというデメリットもあり、相当の規模のものでなければ実質的な意味はないのかと思われします。しかし、大津町には奨学金基金があるというイメージにおいては意味があるとも思われします。非常に判断の難しいところであり、情報も得難いことから、私自身もこの基金の創設について明確な意見は持てないところですが、この



基金の創設について、メリット・デメリットを含め、町としてどのようなお考えなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の奨学金制度の見直しが必要ではないかのご質問にお答えをいたします。

日本における奨学金制度の最古のものとされるのが、これは非常に古いものでございまして、平安時代の勸学田の制度というふうに言われております。また、近代に目を向けますと、明治政府が各藩に対しまして、1ないし3名の優れた人材を現在の東京大学に送るよう命じ、その費用を各藩が負担しました貢進生の制度が挙げられますが、戦時中に大日本育英会が設置されるまでの間は、民間企業による奨学金制度が中心となっていました。大日本育英会は、途中日本育英会へと改称し、優秀な資質を持ちながら経済的な理由により就学が困難な学生、生徒に対して学資を貸与し、国家有用の人材を育成することを目的に奨学金の貸与を行ってまいりましたが、国の特殊法人等合理化計画に基づき、平成16年に現在の独立行政法人日本学生支援機構に再編され、これを機に、高等学校就学者への奨学金貸与事業は各都道府県に移管をされております。当然のことながら、奨学金制度を有する都道府県は100%となっておりますが、同機構が平成25年度に実施した実態調査によりますと、奨学金制度を有する市区町村は約70%であり、残りの30%の市区町村は奨学金の貸付事業そのものが存在しないという状況となっております。

さて、ご質問の奨学金の返還期間等の見直しについてでございますけれども、大津町の制度を利用し私立大学に通う場合には、月額3万円を貸与しますので、4年総額で144万円が学生の返還すべき借り受け金額となります。この枠の返還は、卒業の6か月後から開始し、借入期間の倍の期間である8年間で完済いただく必要がありますので、毎月1万5千円を返済していただく形となり、これは近隣の菊陽町、あるいは合志市と同様であり、高校卒業後にストレートで大学に進学した方は30歳のときに完済となります。同じケースで、日本学生支援機構から無利子の貸付を受けた場合は、同機構の定めにより、毎月約9千300円の156回払いでの返済となり、完済時の学生の年齢は35歳となります。なお、熊本県の制度を利用した場合は、返済期間は借入期間の3倍ですので、毎月1万円の返済で34歳のときに完済という計算になりますが、いずれの制度を利用してもですね、非常に長いスパンでの返済となります。また、日本学生支援機構の奨学金貸付事業は、平成25年度をピークに利用者及び貸与金額とも減少傾向に向かっており、逆に言えば、このことは貸付枠に余裕があるとも解されます。また、同機構が大学生等の支援の中核機関であること、各都道府県が高校生支援の第一義的な基本責任を有することに鑑み、奨学金貸付事業を実施していない市区町村もある中、市区町村による過度な貸与額の高額化は、本来日本学生支援機構などを利用すべき貸与希望者の過度な誘因を招き、自治体予算の圧迫も含め、制度に逆行する面もあるかとも言えます。また、奨学金の貸与を受けた学生たちが就職に至るか、あるいは否か。仮に就職に至った場合でも、その収入の程度が返済に十分耐え得るものであるかなど、全く不確定な中での貸与であり、いわばリスクの増大を招くことにもなりかねません。これまで町の奨学資金を貸し付けた方から返済金及び貸与額に対する相談や

苦情はあっておりませんし、当町の奨学金以外に日本学生支援機構、熊本県、あしなが育英会や母子寡婦福祉資金貸付金など、返済期間も長く貸与額も大きい様々な奨学金制度がありますので、これまでどおりの制度を維持しながら、今後奨学金の申請を検討している方に対しましては、貸与額や返済期間も含め、引き続き必要な情報の提供に努めていきたいと考えておりますが、今後の社会情勢の変化により、2倍という返済期間が短いというような利用者の声が増加傾向となるような場合には、速やかに条例の改正案について町長部局との検討を行いたいと考えております。

次に、奨学金基金についてでございますけれども、県内にも基金条例を制定し運用している自治体がありますが、当町では年度ごとに一般会計予算を計上しております。新年度におきましては、奨学金貸付について、貸し付け対象者を9人、貸付額を234万円と見込んで予算計上させていただいております。熊本県の例によりますと、基金を設けて運用する場合、特別会計での収支が必要となりますが、当町の場合は予算が小規模であること、仮に予算規模と同額程度の基金を造成しても運用益が期待できないこと、予算を上回る申請があった場合は、一般会計から繰り入れなければならないことなどから一般会計への依存度が高くなるものと考えられますので、現行の方法で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今のご回答で、私のほうもこれは改正が必要ではないかという問いの半面で、当然もし逆の立場というものも考えてみたわけです。国、県が制度を十分に用意している中で、自治体はその制度を持つ必要があるところについてもですね、当然考えたわけなんですけれども、その場合やっぱり一つ考え方としまして、リスクはもちろん伴います。伴いますけれども、人材が育つ、人が育っていく中ではどのような成長の仕方、あるいは進路、就職等の選択の仕方というのはわからないというものは確かにあります。それをリスクと捉えることもできるのかもしれませんが、そういった一定のリスクを踏まえたところで奨学金というものが必要なのではないかというのが本来の奨学金の意図ではないのかと考えるところではあります。そうした場合ですね、大津町がというか自治体がですね、奨学金を持つ理由としまして、やはり一つ考えますが、今回国の地方創生の枠の中で、地方創生枠の奨学金という制度があるんですね。これはその地方に有為な人材を育てるために、地方の企業等と連携して、それと国のお金を原資とした奨学金を出して行くというようなやり方。そして一定の期間、その地元企業で仕事をしていくということによって、その地方の発展に寄与しているという考え方のものですけれども、そうした考え方というものがそれぞれの自治体にあり得るのではないかなと考えるところです。まず一つ、学生支援機構の奨学金を得ようとした場合には、非常に所得であるとか成績であるとかですね、一定の条件が必要になってくると。しかし、その市町村においては、今度はその数字だけによらないその人を見ることもできるわけなんです。例えば特色ある力を持っている。先ほどスポーツの話なんかも出てましたけども、そうした特定、最近英語入学みたいなものがありますけれども、そうした一芸奨学金みたいなですね、そういった考え方であるとか、あるいはもう一つは、すみません、二つありましたけれども、一つは貸与の基準を支援機構のほうと

少しずらしたところで見えていくやり方ということ、それからもう一つは地方創生的な意味合い、大津町にとって有為な人材を、大津町に残ってくれる人材を育てていこうというような奨学金のあり方というものがかんがえれば、国や県が行う奨学金とまた別の考え方というものも出てくるんじゃないかと考えるところでは。奨学金のあり方、現行を先ほど現行のまま進めていって、実際の声があれば検討されるというような答弁であったかと思えますけれども、奨学金のあり方自体にまで少しちょっと話が広がってしまいましたけれども、考え方として制度を一つ一つの項目を変えるという意味ではなくて、奨学金の意味のあり方ですね、について考え直すことはできるのではないかという点で再質問をいたしたいと思えます。基金については、もう理解いたしました。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。議員御指摘のとおりですね、様々な奨学金ございましてですね、それぞれで条件等々ございます。実は、ここにありますのは熊本県の教育委員会がつくっております主な奨学金制度の案内で、日本学生支援機構、県のやつですね、そのほか民間企業、非常に給付型が多いんですけども、そういったもの、条件等々ですね、はい、ありまして、これは学校あたりですね、保護者・生徒向けにこういうものがあるよということで勧めて、周知しているところでございますけれども、やっぱ町の奨学金というのはやっぱ最後のセーフティネットというような感じもございまして、やはり町の将来を担う若者といたしますか、そういった視点からもですね、考えていくことも一つの多様性、様々なセーフティネットをつくる上での意味と言いますか、そういったこともあるのではないかなと思っております。とにかく様々なですね、実施に今貸与を受けている方、あるいは今後貸与を受けたい方々からの、あるいは本人から、あるいは保護者からの様々な御意見があった場合にはですね、そういうものを真摯に受け止めながらですね、考えていくというような方向ですね、これは条例等々で決まっておりますので、軽々には申し上げられませんが、教育委員会に諮りながらですね、考えてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 現在のルールできちんと返還がなされていくような状況になれる。つまり、一定の収入を得られるような就職というかですね、仕事について自分の生活を立てていくことができるというのが一番望ましいことですので、それが叶うことをですね、期待するところですけども、万一その中でそれがかなわない場合、返還の困難等が発生する場合というものもあるかと思っておりますので、その時には対応のほうですね、検討していただければと思うところです。

では、2つ目の質問に移りたいと思えます。2つ目は後期振興総合計画の延長についてでございます。この計画はですね、町にとっては最重要で根幹的な計画で、この計画のもとに多くのまちづくりに関する計画や行政計画が連動しているものと認識しております。そのため、これまでも数回、この計画に関する質問、質疑を行ってまいりました。最初は、この計画で掲げている評価指標や目標値の設定は適切かというものでしたが、それに対する答弁としては、職員の不慣れな考え方であり、今後も研修を重ね次回策定時には適切なものにしていくというようなものであったかと思えます。次に

お尋ねしたときは、総合振興計画の策定義務が無くなっているけれども、今後はどのように対応されますかというような質問をいたしました。その際は、総合振興計画は最重要な計画であり、同様な考え方で計画をつくっていくのだというようなご回答をいただいたところです。その後、見直すべき点は見直して計画期間を延長するという話が出てきて、今回、平成28年度から2年間延長したものが提示されたわけです。この延長につきましては、議決を要するのではないかとこの疑義も示したところですが、結果としましては、議長の裁定で議決は不要という判断になったというところでございます。

こうした経緯を踏まえましたところで、今回の延長の中で示されました成果指標と目標値について質問をしたいと思います。

まず、1項目めが、延長に当たりまして、これまで5年間の総合的な評価を成されたのかという点です。5年間の評価でございますので、5年が終わって、つまり平成28年度にしか評価ができないといった話ではなくて、延長するに当たりまして、見直すべき点は見直すというためには当然振り返りが必要なはずで、計画について評価委員会が置かれていますので、そこでの議論もあったのではないかと考えたところなんですけれども、そうした議論はどうやらなかったようです。2項目めは、大きな課題でありました指標や目標値の考え方を見直したのかということですが、これは指標そのものの見直しを言ってるわけではありません。目標値の見直しは当然なんですけれども、この5年間の実績を踏まえた適切なものとして見直していくのかと。掲げている目標値は妥当なのかということなんです。3項目めがですね、教育部の所管の基本事業の評価の扱いなんですけれども、まちづくり基本条例の第15条では、この行政評価について第15条で、「町の執行機関は、総合計画に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を進めるため客観的な行政評価を行い、その結果を町民にわかりやすく公表するよう努めなければなりません」ということが書かれてあります。基本事業の成果については、毎年4回ほど評価委員会が各部署から報告される基本事業を評価調書に基づいて評価を行っておりますけれども、平成25年度からこの教育部の所管の部分については報告がなくなっております。一方で、平成23年度から教育委員会点検評価という別の評価が公表されておりますけれども、これは振興総合計画とは異なる評価軸のものであって、指標や目標値の設定とも異なります。ということは、平成25年度から教育部所管の基本事業については評価委員会にかけられず公開もされていないということになります。基本事業に挙げられている成果指標の進捗が見えなくなってしまうということなんです。これは、もうまちづくり基本条例を踏まえて適切なものなのか、またこうした評価を途中からずらしてしまうというかですね、軸をずらしてしまう考え方というものが適切なのかということについて、お尋ねしたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の振興総合計画、延長等についての関連のご質問でございますけれども、平成16年に町長に就任させていただきまして、平成18年には平成27年度までの10年間の計画期間とする大津町振興総合計画を作成させていただき、町民一人一人が本当の意味で住み良い

と思えるまちづくりを進めてまいりました。また、基本計画につきましては、前期5年間、後期5年間として位置付け、平成23年に平成27年度までの5年間の後期基本計画を作成させていただいております。新たな計画につきましては、首長の任期であります4年間の計画期間とし、また任期に沿った形での計画を策定することを予定しております、平成30年度からスタートすることとしております。

そこで、今回現後期基本計画を2年間延長し、平成29年度までの計画として、現状と課題の整理をさせていただいたところです。平成28年度及び29年度につきましては、現後期基本計画の整理と併せて新たな計画に向けての意見聴取や懇談会を開催しながら計画策定を進めさせてまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては、また担当次長のほうよりご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えします。

後期基本計画5年間の総合的な評価はなされたのかのご質問ですが、先ほど町長が申し上げましたように計画期間を2年間延長し、平成29年度までの計画期間としております。現在、後期基本計画につきましては、学識経験者や住民代表、各種団体代表などから構成されます外部評価委員会におきまして、毎年度基本計画における施策ごとの評価、ご意見をいただき、その後施策の展開へとつなげておりますので、5年間の総合的な評価につきましては、30年度からの新しい計画策定時に検証するように考えております。また、町民の方を対象に、毎年まちづくりアンケート調査を実施しており、施策における満足度、重要度などについても把握を行っているところでございます。さらに、平成30年度からの新たな計画策定に向けて、平成28、29におきましては、現後期基本計画についての総合的な評価を外部評価委員会においても論議を進めてまいりたいと考えております。

次に、指標・目標値の設定の考え方を見直したのかのご質問ですが、現行の後期基本計画における成果指標につきましては、指標の設定をすることはまちづくりにとって初めての取り組みで、職員による手作りの計画書でもあり、一部の成果指標におきましては、項目の設定内容の妥当性や目標値の設定方法において見直すべきところがあると考えておりますし、また外部評価委員会におきましても、目標設定の根拠を示す必要があるのではないかなどのご意見もいただいております。今回の後期基本計画につきましては2年間延長することに当たり、現状と課題の整理を見直しを行ったものであり、目標値の設定は平成27年度を。目標としていたため、平成29年度時点における目標値に見直しを行ったものでございます。しかし、成果指標につきましては、先ほど申し上げましたように見直す必要があると認識しておりますので、平成30年度からの新たな計画策定時に見直しをさせていただきたいと考えております。

次に、教育部所管の基本事業の評価の取り扱いですが、教育部所管の基本事業につきましては、平成23年度から24年度分につきましては、町部局における外部評価委員会におきまして評価いただきましたが、同様の基本事業について、教育委員会外部評価委員会でも評価をいただいております。そこで、役場内部で検討の結果、平成25年度以降につきましては、教育部所管の基本事業の外部評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会

外部評価委員会において評価をしていただいております。また、教育部での基本事業の内部評価も実施しております、さらに外部評価調書を町部局へいただいております、教育委員会で公表、改善、見直しをされておられますので、今後につきましても、同様の取り扱いをすることとしております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） まず、1番目の5年間の総合的な評価に関してなんですけれども、これは全協のほうでいただきました、この延長計画に関する内容ですけれども、そもそもこの5年間で当初設定された指標・目標に対して達成するというかですね、指標の中での達成数、あるいは達成率っていったいいくらだったんですかというふうなものはどこにも見えてこないんですね。この5年間でどれだけやってきたのかということ、どれだけ成し遂げることができたのかということがない。しかも、それを踏まえての次の2年間の延長になっているかと言えば、必ずしもそうではなくて、本来ならば1年から5年があって、その後見直し後、2年があるべきものであるのに、5年後の見直しを、ここをちょっとゆるくして、そのまんま7年に延長してしまっているんじゃないかということに非常に危惧しているわけです。といいますのが、今回の、先ほどのお配りいただいております資料の目標値を見ていきますと、非常に矛盾があるものが多数あるということです。というのが、例えば一つの例を挙げますと、そうですね、1の4の2の健康保険事業の推進で、後期高齢者健診の受診率という目標が一つあります。これをみるとですね、23年時の現状値が11.49%、目標値をその時29%まで上げたいという目標を掲げておられました。ところが、それが27年度の実績で14.6%まで伸ばすことができました。つまり目標は達成できていないものの一定の改善はあっているということですね。じゃあ、それを延長した目標が何%になってるのかということと14%なんです。現在14.6%をいっているものの、延長した計画が14%になってしまっていると。これは、これだけじゃないんです、まだほかにもいろいろあるので、今たまたまここに目に付いたので、これを申し上げたんですけれども、そういったものが多数あるんですね。ということは、実績をきちんとこの5年間の実績をきちんと評価してないのではないというふうに感じるころでして、ちょっと計画の重要性に対して扱いがちょっと軽いのかなというふうな感じを受けるころでもあります。お答えとしてはその5年間、まず5年間の達成状況について、まずはお知らせをいただきたいということと、目標値の設定、これでいいと考えておられるのかという点です、について。

それから、教育部局の件なんですけれども、実績管理、数値管理というのは一貫性がないと成り立たないですね。毎年毎年ルールが変わっていたんでは、分かりやすく公開するという考え方につながらないということです。客観的な行政評価を行い、その結果を町民にわかりやすく公表するということになっているわけなんですけれども、このもともとの計画に示されている内容についての結果というのは公表されていないわけです。そこで、それがこのまちづくり基本条例に照らして適切なのかどうか、これを今後も続けていくということであれば、どうやってこの指標について管理して、それがどういう状況であるということをお知らせしていくのかということをお尋ねしたいところなんです。それをもう一度、今3項目についてそれぞれお尋ねいたします。

- 議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。
- 総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。5年間の総合評価だったのですかね、をやらないのかということですかね。
- 3番（佐藤真二君） この5年間で当初設定した指標・目標値の達成状況ってどうですかということですかね。
- 総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） もう1回ですね、委員会を予定してまして、まだ今達成状況については調査しているところでございます。もう1回、外部評価委員会を来週予定してますと、総合的な評価ですけども。
- 3番（佐藤真二君） もう4回やりましたよね。
- 総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） もう1回する予定です。
- 3番（佐藤真二君） でも全部の指標を見直してますよね。
- 総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） はい、その時。
- 3番（佐藤真二君） その数字でも出していただければ。
- 総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 数字はちょっとまだ調査しておりません。それから、何だったのですかね、教育部の件ですかね。すみません、2問目は何だったのですかね。
- 3番（佐藤真二君） 今回の目標値の設定に矛盾がありますけど、それどういう考え方ですかということ。
- 総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 先ほども申しあげましたように、職員手作りでですね、初めての取り組みで、矛盾は。
- 3番（佐藤真二君） 前の話で今回は違うでしょう。
- 総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 矛盾はあるというふうに認識はしております。
- あと、教育委員会につきましては、まず基本事業そのものはですね、一緒でございます、載ってる指標のですね。法律に基づいて評価をされております。それから、振興総合計画の基本事業にぶら下がる主な事業ごとにですね、詳しく教育委員会のほうで評価・公表されてますので、そちらのほうにより具体的に点検、評価されるということで、平成25年度からそちらのほうを使っているということでございます。
- 以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 1と2については、これ以上お尋ねしません。

3つ目のところを最後にお尋ねしたいと思いますが、おたずねしておりますものは、わかりやすくきちんと公開されているかということなんですね。ルールが途中で変わるといのは、わかりやすさを損なうものなんですね。基本事業とそれにぶら下がる事業は細目別に点検しておりますので、よりわかりやすくなってるはずだと思いますが、評価の手法、違うんですね。指標・目標も違うんですね、評価の軸がずれて変わってしまっていると。そうした中で、この評価の連続性というのが担保されてないじゃないですかということをお尋ねしているんです。そうしたわかりにくさというものがある

る中で、このまちづくり基本条例にある結果を町民にわかりやすく公表するという、その公表するという部分もないんじゃないですかということをお尋ねしてる。ちょっと、あまりたくさんいうとまた答えが混乱されるかと思いますので、以上のところで、そこについて、2点についてのみお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 確かに、途中から変わるとですね。わかりづらいと思います。今度から代えないようにしたいというふうに思いますけれども、外部評価の目的につきましても、総合計画の効果的かつ効率的な進捗を図ってですね、質の高い行政サービスの向上を求めるものでございます。ちょっと話はあれですけど、町では直接住民の意見を聞くために、振興総合計画の後期基本計画に関するまちづくりアンケート調査を平成23年度から毎年、原則同じ項目で経年経過を図るため実施しております。その中の指標のうちですね、住民満足度などを測定しておりまして、主なものとして、「暮らしやすいと思うか」につきましても、平成23年度が78%に対しまして、平成27年度が80%と、2%向上しております。次に、「住み続けたいと思いますか」も2.3%、「全体的行政サービスに満足しておりますか」というのに5.5%になっており、この3つの住民指標につきましても、5カ年で向上している状況を把握しているところでございます。しかし、全体的な行政サービスはまだ低いので、今後とも住民福祉の向上を図り、暮らしやすい、ずっと住み続けたいような振興計画を、平成28、29でつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） もう3回になりますので、最後の締めいたしますけれども、次の計画ではぜひきちんとできるように期待したいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分 散会



本 会 議

一 般 質 問

# 平成28年第1回大津町議会定例会会議録

平成28年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成28年3月18日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 德 永 保 則	総 務 部 課 長 羽 熊 幸 治	
	総 務 部 長 田 中 令 児	兼 合 政 策 課 長 兼 財 政 係 長	
	住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則	総 務 部 課 長 兼 行 政 係 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	併 任 工 業 用 水 道 課 長		
	総 務 部 次 長 兼 課 長 德 永 太	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	兼 課 長		
	総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之		

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 8 年 3 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○1 3 番 (永田和彦君) 通告に従いまして、一般質問を行います。毎年恒例であります町長の施政方針、1 年間の町長のそういった方針を述べられますので、それに対して、毎年私はそれについて疑義して質したいというふうにしております。

まずはじめに、その中でも、施政方針の中でも特に私が今後大津町の行く末を左右しかねないことになるかもしれないと感じたのが、熊本市を中心といたしました「連携中枢都市圏構想」ですね、この点について、まずは町長にお尋ねしたいと思います。この「連携中枢都市圏構想」と申しますのは、人口減少、少子高齢社会への対応といたしまして、これからの日本、これからの熊本という形でどういふふうに行行政進めていくかということ、連携して取り組もうではないかということではないかなと感じております。その中で、町長におかれましては、協力すべきことは協力してやっていきたいと、さらりと施政方針の中では述べられたわけでありまして。しかしながら、この連携中枢都市圏構想におきましての、その後続きます「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というものもつくられております。案ではありますけれども、それに沿って今後のまちづくりを考えていきたいということではないかなと思います。そちらのほうの創生総合戦略につきましては、全員協議会で我々は説明を受けました。感じることは、振興総合計画というものが延長されましたけれども、それに次ぐものだというふう感じております。中身からいたしますれば、全体的に耳触りのいいことをやはり並べてありますので、現実に向けた施策あたりを読んでみましても、あまり変わり映えはしないかなと。本当に現実に向けるためには、もっともっと詳細なる計画が必要でありまして、これからどういった形でそれを実現に向けるかというのは、我々議員もお互いに知恵を出し合って町長と議論しながらまちづくりに取り組まなければならないと考えるところであります。

元に戻りまして、この連携中枢都市圏構想についてであります。大きく最初に人口減、少子高齢化社会ということが大きくきまして、そのためには活性化をはじめとするいろんな施策が必要ではないか。熊本市自体も 7 0 万からの都市ではあります。これから行く末を考えたならば周辺地域と、

そういった形で連携するという形を考えておられるのかなと思います。そしてまた、この都市圏ビジョンの中には、あくまでも1対1、対等の立場で取り組もうではないかなというふうなことが述べられておりますけれども、実際、世界を見てわかるように、やはり大国と小さな規模の国というのは力関係というのはバランスはそう簡単にとれるものではありません。お互いの尊重をもとに進められる紳士的なそういった形をとらなければ、やはりその中には、やっぱり力がうちがあるのだから、そういった交渉事においてはやはり熊本市が優位に立つことが考えられます。ですから、この連携中枢都市圏構想におきまして、まず第一に求められるものは何かと申しますれば、この大津町の立ち位置、基本姿勢、そういったものを明確にしとかなければ、恐らく交渉で負けてしまうのではないかなという危惧が私にはあります。ですから、町長はさらにと申し上げましたけれども、70万都市、いうならばうちの20倍ぐらいある都市に対してからの交渉事になりますれば、やはりそれなりのですね、それこそ戦略というものを持たなければならないと考えるわけであります。その中で、やはり熊本市ということを考えれば、大津町と比較した場合に、こういった形で連携を組むというのは、やはり有利な点多々あるというふうに考えております。熊本市がスケールメリットにおいて、我が大津町よりも優れている点を出せば、たくさん出てくると思います。最近ではですね、桜町地区の再開発事業に取り組んでおられますけれども、これは熊本市にとっては多大なる財政の痛みを伴いながらも前進策として、今後の熊本市づくりについてそういった経済活動が活発になるように、そういった形で取り組んでおられます。ですから、恐らく出来上がったならば、大きな魅力を発信する、そういった開発地区ということで、熊本城を横にそびえながらですね、非常に魅力のある、また熊本市は今よりさらに力を増す、そういった施設になるかもしれません。そういったものを我々もうまく利用しながら、大津町の行く末を考えなければならぬと考えます。そしてまた、地域医療、こういったものを考えますときにですね、やはり人口密度に比例して良い医師、いうなら病院の先生というものもやっぱり熊本市に集中しております、何もこの大津町が劣っているわけではないけれども、有名なうわさがあるような、あの人は腕が良いというような医師はやはり熊本市に集中しております。ですから、そういったものと考えれば、やはりこういった都市圏構想というのを我々も強力に進めるのがやはり大津町の前進にもつながるといふふうに考えられます。

ここで、この都市圏構想を詳細に申し上げて、ここはこうだよ、あれはこうだよと言えきりがありません。ですから、この連携中枢都市圏構想の位置付けについて、まずは町長の基本姿勢をお聞きして議論を煮詰めていきたいと思っております。

まず、1つは人口減少、少子高齢化ということで、今は大津町は人口は増えております。そしてまた、小学校を増設するぐらいの勢いでありますから、緩やかな発展を遂げてる大津町ではあります。しかしながら、これが未来永劫続くとは考えられません。ですから、我々で今できることというものを考えた場合、この都市圏構想に臨む姿勢、こういったものをまずはお聞きしたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さんおはようございます。

まずは、永田議員の危惧されておられます日本の人口減少や少子高齢社会における国力の低下と行

政サービスの低下、その辺のご心配の中におきまして、今回連携中枢都市圏構想についてのご質問でございます。

議員も、これまで我々は熊本市都市圏においては、現に任意の協議会である熊本都市圏協議会を設置して、農業の6次化、あるいは地域ブランド育成や観光ネットワークの推進など広域的な取り組みを推進してまいりましたが、少子高齢人口減少が近年急速に進んでおり、地方自治体において人口減少を最小限に食い止め、行政サービスの提供を維持していく体制を構築することが急務となっております。これまでの取り組みにより、本町は平成27年、国勢調査の速報集計におきましても人口増加率が県内2位、全国においても19位と、幸いにして人口は増加しておりますが、大津まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、将来的には人口減少に転じると推測しております。そのために、将来地域を活性化し、経済を維持可能なものにしていくために、熊本市との連携を現時点から模索することが大事になってくると考えております。今後の本構想において、本町及び熊本市の機能、資源を双方が活用すること、住民の福祉、生活の利便性の向上につながる事業など、例えばJR線の複線化、あるいは空港ライナーの事業の推進、あるいは今まで豊肥本線高速鉄道保有株式会社による電化による運営の中において、今後の中におけるJRの複線化に推進をお願いしていければなというように思いもしております。また、これまでお話を進めておりましたけども、熊本市から断られ続けております町の公共下水道事業の熊本市の流域化下水道事業への合併の推進もできればなど、進めてまいりたいと考えております。さらに、大津町と熊本市及び近隣市町村が連携し、様々な取り組みについてネットワークを構築することで、全县を牽引する力になり、そのさらに菊池地域の2市2町や、あるいは空港周辺町村との自治体間の連携についても考えてまいらなくてはならないというふうに思っております。

この件につきまして、細部についてちょっと担当のほうから説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） おはようございます。それでは、永田議員のご質問にお答えします。

まず、「連携中枢都市圏構想」につきましては、第30次地方制度の審査会の答申を受けまして、人口減少社会における行政サービスの提供体制を持続可能なものとしていくために、総務省が要項で定めた新たな広域連携の制度でございます。全国61の連携中枢都市を中心に、それぞれの圏域を設定し、連携中枢都市が近隣市町村と役割分担しながら圏域全体の住民の暮らしを支え、圏域としての魅力を向上させていく制度でございます。連携中枢都市の条件としましては、三大都市圏を除く指定都市、または中核都市で、人口20万人以上を想定されております。なお、市町村の都市圏域の範囲につきましては、総務省の要項におきまして、連携中枢都市圏への通勤・通学率が少なくとも10%以上の市町村に呼びかけることとなっております。

先ほど、町長からも話がありましたとおり、熊本都市圏では現在熊本市及び熊本市への通勤・通学がおおむね15%以上の市町村から構成されます熊本都市圏協議会において、広域連携事業を展開していることから、連携中枢都市圏におきましては、原則的に熊本都市圏協議会の構成市町村がその範

困で、また観光面につきましての連携が想定されます阿蘇市、高森町及び南阿蘇にも呼びかけられ、平成28年度末の議会に連携協約の議案を提出する予定の市町村は17市町村になる見込みでございます。さらに、今後も様々な分野で連携が想定されます市町村があれば、協議により連携を進めていく方針と聞いております。

次に、具体的な連携ですが、連携中枢都市が新たな広域連携の手段としまして、改正地方自治法の連携協約を活用しまして、近隣市町村と1対1で当該連携協約を締結することによって形成される圏域において、市町村と連携しながら取り組みを推進するものでございます。この連携協約は、自治体間の柔軟な連携の仕組みとして、組合のような新たな組織を必要とせず、また政策面での役割分担を自由に盛り込むことができる簡素で効率的な相互協力を可能としたものでございます。なお、連携協約の締結には、安定的で継続的な住民サービスを行うことができるように、議会の議決を要するものでございます。

さらに、総務省は連携中枢都市圏構想を推進するため、地方財政の措置を行うこととしておりまして、近隣市町村は特別交付税で措置されるようになっております。また、連携中枢ビジョンの期間が平成28年度から5年間としています。なお、事業内容や事業に要する費用等を見直すため毎年度検証し、当該ビジョンを改定していく予定でもございます。

最後に、主な事業の内容及び当該事業における近隣市町村のメリットですが、主に連携中枢都市圏の熊本市が担うことが想定されている役割で、圏域全体の経済成長のけん引として、農産物のブランド化及び販路拡大、次に、高次の都市機能の集積・強化としまして、中心拠点施設の整備などがありまして、さらに熊本市と大津町が取り組む内容としまして、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上では、子育て支援、公共施設の利用促進、観光文化の振興、情報発信の連携強化、附属機関の共同設置などが現時点で想定されているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今、詳細について申し上げられました。簡素なそういった取り決めでさりとていこうじゃないかと。難しいことはやめましょうよと。お互いの理解をもって進めましょうという形ではないかなと思います。確かに内容からして、町長も言われました。できることとできないことがやっば出てきますということですから、その判断はこちら側、あちら側のそういった形で考えればいいわけですね。ただ、私がこれを考えたときに、地形的には大津町はどの位置にあるのかなと考えました。熊本県全体の地図を見たときに、その中で今回のそういった中枢都市圏ビジョンを当てはめた場合、大津町は左右からするならば熊本県の中心ではありますけれども、上下からするならば上位置に位置付けられるということです。ですから、この地図を見た場合にですね、ちょうど中心にくるのは西原村ぐらいになるんですかね。この時に、だったならば、大津町は北に位置するならば南、一番南は山都町、美里町、宇城市が南に位置するわけですがけれども、その間においてはですね、甲佐、御船、益城、西原、南阿蘇とまたがるわけです。やはり、こういった形で連携をとりながら、例えばこの全体の今回の参

加市町村を見てみて考えられることは、全体がそういった理解のもとに協力して進めなければならないと思います。ただ、熊本市と大津町の単なる1対1だけで考えるべきなのか、それともそういった全体として考えるべきなのか、ここは重要なところです。ですから、例えば1対1、熊本市と大津町という形で考えれば、この上下左右の関係は関係なくなります。ですから、これをもとにもっともつとそういった連携を進めるという考えながら、せっかくですから全体の参加市町村と仲良くやって、そしてより良きものをつくり上げる、そういったものがやっぱり必要じゃないかなと。そしてまた、それを統括するのはじゃあどうなるのか。当事者同士になるのか、自治体同士になるのか、それともそれを話し合うようなところが熊本市に何か設けられるのかと申し上げたならば、簡素な形でいくというお答えも返ってきました。ここは非常に要点になってくるかなと思います。これだけのですね、計画を立てて、そしてまた町としてもまち・ひと・しごと創生総合戦略まで立てているわけでありますから、案でありますけれども、そういった基礎的なものをですね、まず理解して、そして臨まなければ事は達成しないと、そういうふうに考えました。この点について、再度質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の大津町のメリット関連等についての質問かと思えますけれども、もちろん1対1の中での熊本市との中枢都市圏の連携をやっているというふうなことでございます。何もかんもということではなくして、我々としてはやっぱり熊本市の、政令市の東側に県でも1、2位を争うようなまちづくりをしようというふうなことで、今菊池の2市2町の中で今仲良くやっているとあるところでもあります。そういう中で、例えば医療費関連等についてもしっかりと2市2町であわせながらやっていると、いろいろな施設関連とか、いろいろな形についても同じようなやろうかなというふうな新たな菊池圏の中でまだまだ進めていかなくちゃならないものもたくさんあるんじゃないかなと思っておりますし、もちろん空港周辺、益城、西原、大津、菊陽というふうなところについても、この周辺都市の開発推進を図っていると、首長同士での推進の協議会を開きながら、そしていろいろな形で協力できるものはやっていると、進めさせていただいております。そういうところとも同じような形でやっぱり協定を結んでいく、今後の課題事項を見つけていかなくちゃならないんじゃないかなというふうな思いをしております。いろいろと今熊本市につきましても施設関係とか、議員おっしゃるように病院とかいろいろなもの、公共施設関連等の活用、これについてはやっぱり今後のやっぱりいろいろな施設をつくろうとするときには、議員が心配しておられます人口減少に伴いますところのやっぱり箱モノよりもというふうな形が一番でございますので、そういう箱モノについてはお互い連携をとりながら活用できれば、住民の生活利便とか文化向上にもつながっていくんじゃないかなというふうな思いをしております。もちろん、熊本市と大津との関係についてはもう水張りというふうな形で農業の水田地域における利活用関連についても相当ご支援をさせていただいておりますし、我々としても熊本都市圏の100万市民の生活水というふうな目的の中にご協力をしながら進めさせていただいておるというふうな状況でございますので、そういう用の、それぞれの課題等について、お互い話し合いながら事業の推進をやっていければなというふうな考えでおるところでもあります。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今の町長の答弁は、実は非常に私からとったら高得点なんです。実はですね、それを望んだのかもしれませんね。熊本市が中心になっていろんな形で周辺地域と手を結んだ場合、言い換えれば大津が参加しないでほかのところが参加してるものに大津だけ参加しなかったといった場合は、より強力になるわけですよね、隣にいる方々が。そういったものを危ぶんでおりました。しかしながら、そこはそこですね、大津町を中心としたそういった連携というものを今後も大切にして進めていきたいということでもありますから、私もこの計画を見たときにですね、大津町を中心とした場合のそういった経済連携をするには、大津町を中心とした場合には北側の菊池が抜けてるんですね。ですから、大津町中心で考えたときには、本当はその周りで考える、そしてその中心を大津町が担うというような形の考え方。要するに、経済圏や貿易圏といったようなですね、自分の良いとこ取りのいろんなそういった貿易圏とか、そういったものは参加しますと。しかしながら、国の形、要するに町の形というのはきちんと残しながら、そういった歴史や文化、その伝承をしていく。そしてまた、熊本市からすればですね、じゃあ大津町は何があるのかと言ったら、今の町長の高得点の答弁であります。すなわち水であります、はい。やはりですね、この水というのは、この土地や水は持っていけないんですね。やはり我々がそういった形で守らなくてはならないということでもあります。ただ、ここでそういったパワーバランス、力関係を考えますときに、どうしても考えなくてはならないのは、我々は本来、熊本市というのは考えないで我が町から県を考えて、県から国という形のそういった財政的なものとかいろんなものを考えてきました。ですから、今回熊本市と我が町がそういった強力関係になったときのこの県の立場ですね。我々はあらゆる面で県と相談、何かあったらすぐ県に相談するという形をとってきましたけれども、考えられんと思うとですけれども、大津町と熊本市にですね、そういった目的の相違が発生してしまったといったときに、これは熊本市と大津町がそういった連携協約を結んだものだから、県は関係ないよというものなのか、それとも県の管轄内にあるのか。この点についてですね、再度お尋ねしときたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 永田議員の再質疑にお答えしたいと思います。

連携中枢都市圏構造は、基本的にですね、基礎自治体、市町村同士の水平性連携でありまして、基礎自治体の業務がですね、対象となっております。しかし、広域自治体を担当します県なんですけども、広域自治体が担任する分野に係る事業をですね、連携する場合におきましては、県と調整しながら役割分担をして取り組みを推進していくこととなります。また、総務省からの通達によりますと、都道府県は当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏に関する取り組みについて、必要に応じて広域の地方公共団体としまして助言を行うとともに、支援を行うことが期待されております。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備と都道府県が担当します事務について、連携中枢都市圏に関する取り組みと円滑に連携できるように調整を図ることが期待されているところでございます。



以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） その点はしっかり聞いておかないと、要するに熊本市と町の交渉事においての県の関与、すなわち担保ですね、そういったところもきちんと考えてこういったものを進めていただければ、我々もそういったことに応じて県が出るような体制ができておれば、我々もそういったものに対する、例えば行政側からの、執行部からの提案というのも受け入れやすくなるわけですね。危惧も少なくなる。ですから、そこまで石橋を叩いて渡らないと、締結やそういった協約、そういったものというものはですね、なされないということです。ただ、今回の質問において、町長がやはり我が町が中心だというようなですね、姿勢を示されたので、この点については非常に町民の代表である町長の姿勢は、誇るべきお言葉をいただいたかなと思います。

次に移ります。2問目ですけれども、これは施政方針について抜き出してきましたので、大体施政方針というのは全般にわたります。ですから、施政方針の中でも1回目は、まず基礎的なものをお聞きして、この2問目というのは3点ほどに分けて書いております。これはもうひっくるめてですね、質問していきたいと思います。

昨日も、同僚議員の中から質問があっておりました。大津のブランドというものに力を入れて、もっともっと大津町を売り出していこうではないかと。それに対する町長の答弁が、そのブランドづくりは大切だけれども、やたらにからいもとかに固執し過ぎたということですね。これは、私もこの点については非常に指摘したかった部分です、実は。もっと自由に、自由な発想で想像力というのは何かをもとに学校の問題ではありませんので、何もないまっさらな状況からつくり上げるものが、それが一番だろうと思います。何か一つのものがあるにつくり上げるものは、ちょっと偏ってしまうかなと。ですから、このまちおこし活性化ということを考えたときにですね、その自由な発想の中にあなたの発想が現実になるんですと、それは何でか。あなたたちがそういった形で良い想像力をもって案を出していただければ、そういったものに対して町はそれなりの補助をしましよと、取り組んでみたらどうですかという加勢ができるんですね。加勢をして、そしてその発想をした人が現実にモノにしたりとか、いろんなサービスにしたりとか、そういったものが出来上がる。ですから、何も一般の法人じゃなくてもですね、もう町民の方は個人それぞれが発想をもって町へ、こういったものは町で取り組んだらどうかというものをですね、受け入れる体制が私は必要だと思います。これは、若いも若きもすべての方々、町民すべての方々にはです。そういった、例えば幼稚園の子どもたちとか、小学校低学年の子どもたちがこういったものがあればいいとか言ったのが花開く可能性さえ秘めてると思うんです。ですから、我々この狭い議場の中で一般質問や町長とのこういった議論あたりでは、本当小さいもんですよね。やはりこの町民の持つパワーというものを引き出さなければならぬ、創造力を引き出す。それに対して、町としてはそういった補助を行っていろんな形で花開く、そういったお手伝いをするというのが非常に大切ではないかなと考えるところであります。いろいろそういった補助に対しての考え方というものはありますが、例えば町が誘致企業に成功した場合、例えば固定資産税の減免や、そんなこともやります。そしてまた、現在でも各業界に対して補助金あたりを、こ

それは公益に付すものということに当たるならば、査定の上公金を出しているのが現状ではあります。ですから、そういった形でその補助金やそういったお手伝いをして、またそれがプラス結果的に町の発展につながる、ブランド化につながるというものに対しての補助制度、こういったものが必要ではないかと考えるものであります。

そして、また次の命を守ることはについてであります、ここには住民自治と団体自治を確立して、団体自治においてですね、は高度な管理義務が発生するというを指摘しておきたいと思えます。住民でできること、住民が地域の区や組で力を合わせてやれることというのは限られております。それを我々は全体、大津町として、団体自治としていろんなものに取り組まなければならない。住民自治ではできないことを団体自治でやるんです。ですから、そういったものがさらに高度化させていく。いうならば防災面についても各区や組がですね、町が持っているそういった消防車両を持つというのはなかなか難しいと思えます。やはり一番町の中でも良い消防車両が置いてあります。ですから、そういったもので、そしてまた町はいろんな形で連携を組んでですね、消火活動や防災活動に取り組むようなシステムを持っている。これには責任が伴うということです。きちんと機能しなければならないと考えるわけであります。この点について、高度な管理義務、このことについては水道議会において町長が企業長でありますから言いましたけれども、実際5年前の東日本震災のときに、東電の幹部の方々の責任というものが先日、司法の場において問われました。そのときに裁判長が言われるのには、想定外のことだったとか、その当時の管理職の方々が言われておられましたけれども、それさえも想定した高度な管理義務があるというような判決が出たんです。まさに、この言葉はそのとおりだなと思えました。なんもかんもですね、想定外で、あの当時片付けようとした世間一般もですね、やはりあらゆることを想定しながら我々はそういった管理義務を果たさなければならないと、そういうことであります。ですから、防災だけではなくても、例えば医療体制、そういったものの連携。そういったものにおいてですね、きちんと住民の生命、そして財産を守らなくてはならないと、こういうふうに感じます。ですから、町の役割というものを明確にして、昨日も防災において質問がございました。感震ブレイカーや救急医療情報キットの無料配布をやったらどうかと言われておりました。そして、いざというときに備えましょうというふうな質問がございました。まさにそのとおりであります、何が的確なものか、何が一番経費がかからなくて、もう最大の効果を表すのかは私もわかりませんが、そういったものはきちんと我々が検証して、一番合うものをこの大津町に合わせていく。そういったものが管理義務の中に入るのはないかなと、こういうふうにも考えられます。ですから、この役場という組織が高度なそういった団体自治を行う集団であるということの証として、そういったものをつくり上げなければならないと感じたところであります。

そしてまた、その次の子育て、教育の推進についてでありますけれども、その運動公園というものが、これも昨日言われてましたね。いろんなナイター設備や人工芝、こういったものをつくり上げられて、もっと使い勝手が良くなるし、時間的にも制約というものがかなりの部分はずれて、夜でもたくさん多くの方々に使っていただける施設になるというふうな形の説明をされていたかなと思えます。しかしながら、夜というのは暗いんですね。その場は明るいかもしれませんが、あそこの運動

公園の周りを見たときに、青少年がああ周りを暗い中を自転車の明かりで行ったり来たりしているというようなことを想像してみればわかると思います。それなりのそういったルールや、それに対する安全面の確保というものがやはり必要になってくるのではないかと、こういうふうを考えるわけであります。私も年を取りまして、もう若者ではありませんから、若者は無茶をします。そういったものに逆に興味を示したりして危機に至ることも考えられます。ですから、そういったことを考えますれば、総合的にあそこの運動公園だけをきれいにするということには、必ずそれプラスそういった安全面の確保やそういった安全面を確保するためのハードの整備とかも出てくるのではないかと、こういうふうを考えます。

以上、質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のまちおこし関係の補助金制度でございますけども、地方創生の基本姿勢にも地域に根差した民間の創意工夫を後押しするとありますように、これらのまちづくりには地域の特性をいかした独自の活性化に取り組むための地方のアイデアや自主性が重視されております。そういう夢あるアイデアをそれぞれの人材からいただきながら、大津町の未来を担っていただける、このような優秀な人材の夢を叶えるようにしっかりと応援をしていきたいと思っておりますけれども、これについても今行っている制度、あるいは補助関連等について、後ほど担当のほうから説明させます。

また、命を守るにつきましては、我々町民の生命・財産を守るための防災はやっぱり自治体の役割と、あるいは他の公共的機関や企業、各種団体に担っていただく部分、さらには町民の皆さんにお願いする部分などそれぞれの役割がありますので、議員が言われますように、住民自治ではできないものについて町がしっかりと計画、必要な防災の体制や整備を進めることが重要であるとは考えております。それらの内容についても、いつどこでまた起こるかわからない九州豪雨災害のような大規模水害、あるいは台風、地震などを想定し、これらに対応できるハード、ソフト両面の整備を進めていく責務がありますので、今行っている将来に向かっての対応についても、これについてもまた担当のほうからご説明させていただきます。

議員のご心配されております運動公園関連等の周辺整備の関係等につきましても、この安全性を守るために、今後の状況についてしっかりと取組をしていかなくちやなりませんけれども、議員が言われるように、同時に安全性もしっかりと考える、インフラ等の周辺整備に関しても、夜間の道路状況等あらゆるを調査しながら、防犯灯や防犯カメラ、あるいは防護柵等の必要性の安全設備の点検も行っていきたいと考えておりますので、その辺の安全性、子どもたちの安全性についても、それぞれの担当の部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 永田議員のご質疑にお答えします。

まちおこし活性化補助金制度のこれまでの取り組みと今後の計画について、お答え申し上げます。

本町におきます町民を巻き込んだ地方創生の流れをつくるため、昨年6月に町民に呼びかけフュー

チャーセッションを開催し、大津の宝探しや未来をつくっていくためのアイデア出しを行い、具体的な動きにつなげていくための取り組みをスタートさせました。現在、地方創生の先行型交付金を活用した事業で、アイデアだしを行った方々を中心に、次世代チャレンジプロジェクトを組み、まちづくりのアイデアを具体化するために、からいもを使った商品開発やイベント、空き家リノベーション事業などに取り組んでおられるところがございます。このプロジェクトには、地元の翔陽高校生の生徒さんたちもからいもジャムなどの商品開発で参画しております。平成28年度におきまして、大津町ネクストステージプロジェクトとしまして、事業費を要望させていただいております。引き続きからいもなどの農産物の販路拡大や台湾百貨店での物産フェアの実施、民間企業との連携による商品開発、インバウンドなどに取り組んでまいりますので、是非まちづくりのアイデアをお持ちの町民の方にこのプロジェクトに参加していただき、一緒に活動していただければと思っていますところでございます。

また、人づくり・まちづくり事業でも、平成26年度から大津まちおこし大学に実践研究科を新たに開設しております。その参加者が主体先に取り組む農業、食、観光をテーマにした実践的な事業計画について、まちが夢実践支援事業補助金を交付して支援する事業を行っているところがございます。この実践研究科は、6次産業化やコミュニティビジネスといった住民自らが主体となり取り組む事業計画の夢に対して補助金を交付して支援することにより、収益の向上と地域経済の活性化の両立を目指して、町のPRにもつながることを目的にしているものがございます。町と連携協定を結んでおります熊本学園大学の協力を得ながら、ブランド化や流通戦略、情報発信などについて、この実践研究科で専門的に学び、事業計画を策定し、審査会を経て採択された事業計画には補助金を交付して、実践活動を行っていただくものがございます。昨年度からこの学科に参加している第1期生は、今年度6件の提案が提出され、なお採択されまして、からいも農家の後継者グループは、新たな発想による貯蔵熟成からいもオーナー制度やカライモを使った商品開発、海外販路開拓などに取り組んでおりまして、大津産からいものPRのために、町内外で活躍中でございます。新年度におきましても、この実践研究科の2期生を募集することとしておりますので、ぜひこの実践研究科に参加していただき、自らのアイデアをいかした事業計画を構築して、実践活動につなげていきたいと思っていますところでございます。また、発案やアイデアを出すだけでなく、自らが町づくりの一員として計画段階から実践活動まで参画してもらうことが、次世代を支える人材の育成、先駆者の輩出につながるものと思っていますところでございます。町としましても、地方創生の関連事業やまちおこし大学の「夢実践支援事業補助金」などでこれらの取り組みを引き続き支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 防災関連について説明をさせていただきます。

町では、ハード面につきましては、平成28年度に楽善地区に防災備蓄倉庫を整備し、今後非常食や毛布、水防資機材などの災害用品の備蓄をはじめ、新型インフルエンザ、豚感染症など伝染病等の危機管理用品の備蓄も進めていく予定にしております。ソフト面の充実としましては、自分の命は自

分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るを合言葉に、地域防災力向上のための自主防災組織の設立活性化に取り組んでいるところでございます。本年度は県が策定しました熊本県版タイムラインを参考に、大津町版タイムラインの策定を行っております。大規模な台風や大雨による災害などから住民の命を守ることを最優先に、住民の避難や救命、救助を主眼に置き、前後3日間の防災行動対応策を共通の時間軸で整理をしたものです。これは、平成28年度から運用を開始していく予定にしております。

昨年10月の町総合防災訓練で、災害対策本部の設置訓練や地震を想定した対策本部等、地域や関係機関の情報伝達訓練を実施いたしましたけれども、その中でより具体的な避難所設置運営マニュアルや職員初動マニュアルが必要との意見が出され、現在整備を進めているところでございます。

大津町消防団につきましては、日ごろから生業をもちながら地域住民の安心・安全のために活動を頂いておりますけれども、年々会社勤務する団員が多くなり、昼間の出勤が困難になる状況や新規入団が減少する傾向にあります。このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおける共助による防災活動を今後更に強化していく必要があると考えております。そのために、町で委嘱しております防災指導員や防災士の皆さんと地域の自主防災組織が連携して、地域の実情に即した具体的な地区防災計画の策定や防災訓練を実施できるよう支援をしていきたいと考えております。大規模な地震や水害などの災害に備え、自助、共助、そして公助がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して防災・減災に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 総合運動公園多目的広場の人工芝グラウンドには、高さ17メートルのナイター設備が6基設置されますので、今後夜間の利用の盛んになると思われま。利用増の見込みといたしまして、社会体育移行による増加、それから高校練習の増加、それから冬場利用の増加、そしてさらに健康づくり関連の増加が考えられます。

議員ご心配の当面の利用形態としましては、小中学生や高校生、または一般住民のクラブ活動等の利用が主になると思いますが、総合体育館での利用と同様に、とくに小中学生が夜間に運動公園を利用する際は、必ず保護者が送迎を行うとか門限等のルールをご家庭で作っていただければと考えているところでございます。しかしながら、子どもを対象とした大会や地域でのスポーツ大会や競技会など様々なイベントを開催するに当たりまして、安全は必要条件の一つでもあります。夜間等に開催する場合などは、参加者の安全を確保する運営体制のルールやインフラ等の周辺環境の整備は重要な部分ですので、運営側に対して全体的なスケジュールや緊急時の連絡体制、安全管理体制などをしっかりと構築させるよう安全確保に関するマニュアル等も必要であると考えております。また、安全施設として防犯カメラの導入も考えていきたいと思ひます。

今後、学校、PTAとも連携を強めていくとともに、学校、警察の連絡会議、学警連と申しますけれども、などの中でも議論を深め、具体的な方策を考えていきたいと思ひております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 答弁は大分時間がないと思ひますが、まずまちおこしについてであります

が、私が思うのはやはりからいも、これに寄りすぎると創造性が縮んでしまうよということです。例えばですね、いろんな補助金を現在も出しておりますけれども、それ以上に公益性がある、そういった発想が出てくるかもしれない。例えば、昔レコード盤ってありましたよね。レコード盤1枚出るときにA面、B面ありました。A面がそういった形で町民の創造性があるもので、そのB面にからいもでもいいじゃないですか、いうならば。逆にB面が売れるということもあるんですよ。ですから、そういった発想を柔軟にしなければ、ととてもくまモンのくの字までもいかないと思います、はい。

それがまた命を守るということで防災面について詳しく言われましたけれども、実際、一番弱いところは把握してるじゃないですか。日中なんです。多くの方々が大津町から出ておられない。今日、傍聴席に来ておられる方、昨日来ておられる方がおられる方なんですよ、日中。だから、そういった方、昨日も防災士の方々とか来ておられました。そういった方々の体制をきちんとつくってあげる。これは、ここにもいったことありますけれども、そこ一番弱いところなんですよね。そういったところにまた取り組んでいただきたいということです。そしてまた、最後の教育、そういった施設面であります、今後ですね、そういった熊本市と、最初に言いました連携中枢都市ビジョンに参加して、そういった連携をするに当たって、社会教育の中だけでなく、そういった高校同士とか、いろんなのが時間的なものの制約もあって、夜も使えるなら使わせてほしいというようなことが出てくる可能性さえ出てくるかなと思います。ですから、私はそういったシステムをきちんと把握しながら、それに対するものをつくり上げていくと言われました。ただ、それからもう一つ先が私は欲しいんですね。そのことを進めることによってですね、例えば県からしても熊本市と大津町は非常に近い関係にある。高校校区の再編をしようかと。高校校区の再編がなったらどうなると思います。大津町からの人口流出は止まりますよ。大津町は、市内の高校区ではないから、隣の菊陽にわざわざ行って住んで、そして有利な体制を少しでもとりたいという親御さんがそういった高校を受けると、そういったのがあります。そういったものが行かなくて済むんですね。ですから、そういったものに人口減少を食い止めるものもこういったものに含まれるということです。ですから、可能性というものはそういった形でいろいろ広げていくことができるんですね。ですから、今回の町長の一般質問において、まず中心をきちんと大津町を持っておられるから安心したところではありますが、もっともこの熊本市との連携、中枢都市圏のビジョンというのは、そういった前向きに考えればいろんなものが町の発展、そして人口減少、そういったものにきちんと組み込むことができると、そういうふうを考えられます。また、6月において詳しい議論を町長として、まちづくりに寄与したいと思います。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

△

午前11時09分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして、一般質問を行います。

質問の第1点目は、介護保険の不安がかつてなく広がっていると。そういう中であって、こうした不安を拡大する政策ではなく、介護の充実が今こそさらに必要であるという観点から質問をいたします。

ご承知のとおり、消費税が5%から8%に増税されましたが、消費税はすべて社会保障のために使うと、だから増税が必要だと言われてまいりましたが、実際は増税の一方で介護保険をはじめとした社会保障の改悪、あるいは切り捨て政策が進められているのが現状であります。

先般、認知症高齢者、老老介護の世帯で御主人がJRの施設に入り込んで事故を起こし、損害賠償を求められた事件がありました。幸いにもこのパターンでは補償は必要がないとなったわけですが、とても他人ごとではないというのが、今日本国中に広がっている声ではないでしょうか。

最初に、まずもって介護保険制度が始まったとき、なぜ介護保険制度かということではありますが。改めまして、加齢によって生ずる心身の変化に起因する疾病などによって要介護状態になり、入浴、排せつ、食事などの介護を要する者、これらの人たちが人としての尊厳を維持しながら必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行うと。そのことによって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るという目的のもと、介護保険がスタートしたわけです。この介護制度の導入によって介護の社会化が達成されると語られてまいりましたが、しかし、現実には家族介護の負担は非常に重く、毎年10万人以上の方が親の介護などによって介護離職をせざるを得ない、そういう状況です。安倍政権は、介護離職ゼロ、1億総活躍社会、言葉自体は本当に素晴らしい理想的な言葉であります、現実の施策は全く逆になっていると言わざるを得ません。この間の社会保障の改悪の中で最もひどいのが、介護制度の大幅な給付の抑制と減額であります。とりわけ、これから団塊世代ご本人、65歳から70歳の間だと言われておりますが、この方たちが人口も多いわけですが、その団塊世代の親の介護をしなければなりません。親の介護、そして5年、10年を経れば本人自身が介護をしてもらわなくてはならないということで、まさに介護の同時進行が進むということが容易に予想されます。

そこで、地方自治体としてできること、またするべきことにもっと力を入れるべきであると私は考えます。介護離職ゼロのかけ声だけではまさに町民、国民の不安は募るばかりであります。

そこで、町としてできることとしてお尋ねをしますが、先日の熊日にも報道されましたが、日本政策金融公庫総合研究所、ここで全国規模で訪問介護、通所介護、こうした事業者の経営実態の調査がなされました。その調査結果を見ますと、訪問介護ヘルパー、訪問介護というのはいわゆる一般的にヘルパーさんが各ご家庭に出かけて行って主に身体介護や、あるいは料理をつくったりということでやるわけですが、こうした派遣事業所が赤字が47.6%、事業者の約半分が赤字に陥っている。また、通所介護、これは一般的にはデイサービスとして、例えば大津町の社会福祉協議会に送迎付きで1週間のうちに2日とか3日とか過ごしていただくと。私の親もそうでありましたが、1週間に2回、デイサービスに出かけて、そこで入浴、お風呂に入れていただくということで、本当に私もこれによって助かったところでありますが、ところがこの通所介護を行っている事業者も赤字が約43%

の事業所が赤字に陥っている。とりわけ規模の小さい事業所、正職員が9人未満の事業所は全体で5割を超える事業所が赤字に陥っているということです。昨年、安倍政権によって介護報酬改定、これは改悪であります。改定全体で2.27%、報酬が減らされてしまいました。この調査の中で、この改定によって報酬が増えたという事業所は1割に達していません。反対に、事業所全体の報酬が減ったというのは、事業所は6割であります。

それから、2番目で、介護職員、それから登録ヘルパーさんが足りているかどうか、こういう調査に対して、訪問通所介護においては7割の事業所でこうしたヘルパーさんや職員が不足している。募集しているけど人が来ない、あるいは、一旦来ていただくけどあまりにも賃金が安かったり仕事がきつかったりということで辞めてしまうということで、慢性的な人材不足に陥っていることは明らかです。それから、さらにもっと深刻なのが、こうした事業所の約1割の事業所が今後事業の縮小、あるいは撤退と、もうこの赤字続きではやっていけないと、背に腹は代えられないということで、この介護事業から撤退を考えてるという本当に深刻な状況に陥っているわけです。そういう介護事業所の苦境が現実あります。政府が言うように、介護離職ゼロともし言うのであれば、介護職員が離職をせずに希望を持って働くことができると、そういう介護職員の離職ゼロ、これを目指さなければならないと思います。そういうことで、こうした介護事業所の処遇改善、これを町として援助をすること。また、こうした政策金融公庫が全国規模で調査をしたということでもありますから、大津町の町内においても実態調査を進めるべきではないかという、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の介護関連のご質問についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、介護を理由としての離職をされる方が全国には毎年10万人前後がおられると聞いております。また、特別養護老人ホームへの入所申し込みをされている方で在宅の要介護3から5の方は15万人おられるということであり、またこんごは認知症等の方の増加も増加傾向になっていくんじゃないかなと言われております。こうした状況を踏まえまして、国においては介護サービスが利用できずにやむを得ず離職する人をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目的としまして、1億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策を打ち出し、2020年代当初まで介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒して上乗せすることとしておられるようでございます。

大津町におきましては、第6期介護保険事業計画の中で地域密着型の特別養護老人ホームとグループホーム、2ユニットの整備をいち早く打ち出し、本年の6月には解消される見込みとなっております。しかしながら、荒木議員おっしゃるように、施設整備を進めてもそこで働く介護職員の方の離職も多数発生しているようで、国が進めている施設整備も介護職員なり手が不足し、思うように進まないのではないかと指摘もされているようであります。

そのようなことから、介護職員の離職ゼロを目指し処遇改善を町で援助をしてはどうかのご意見



でございますが、介護職員の処遇改善については、国がいろいろと施策を進めているようですし、基本的には介護保険制度では国や県、町の財政負担が決まっておりますので、その制度の枠組みの中でやらせていただきたいと考えております。

実態調査関連等につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） おはようございます。荒木議員のご質問にお答えいたします。

実態調査につきましては、荒木議員からご紹介いただきました日本政策金融公庫が昨年実施しました訪問通所事業者の経営実態に関するアンケートがありますけれども、この中では小さな事業所ほど赤字体質であり経営が厳しいようで、この結果が大津町の事業者も含めたところでの経営実態ではないかというふうに考えております。地域包括センターでは、いつも事業所の方たちと相談等を通じましてお話をする機会がありますし、また町でも地域密着型事業所の実地検査を行っておりますので、お話を聞く機会があり、やはり経営が厳しいというふうなお話を聞いているところでございます。

また、介護職員の離職ということでございますけれども、先ほどの日本政策金融公庫のアンケートの中では、定期的に職員の話聞く機会を設けてる企業では定着率が高いとする割合が5割を超えてるのに対して、あまり聞いていない企業では26.8%にとどまっており、企業内のコミュニケーションが高いところが定着率が良いようでございます。また、介護はチームで行うものであり、介護記録の共有を図ることは介護の質を高めることに欠かせないものでございまして、このような介護記録の共有が十分にできているところは定着率が6割を超え、できていないところで34.8%と、2倍近くになっているということのアンケート結果でございます。

このように、職員の給与面における処遇改善ということも定着率の大きな要因の一つであるとは思いますが、職員とのコミュニケーションや介護記録の共有を図るなど、質の向上を図ることも大きな要因であろうというふうに考えております。職員の処遇改善につきましては、国のほうでも平成27年4月1日から介護職員処遇改善加算を拡充するなどして進めておられますので、町としましては国の制度の枠組みの中でやらせていただきたいと考えているところでございます。ただし、職員の定着率につきましては、処遇改善以外でも職場内でのコミュニケーションや質の向上が大切であることなどから、事業者の方との話し合いなどの機会を捉えて周知を図り、介護職員の離職ゼロを目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。一つの例としまして、ある施設で体質の問題がございまして、職員の定着率が悪かったところがあったんですけども、町の指導を通じまして、最近落ち着いているというところもございます。また、実態調査につきましては、それぞれの施設の運営会議に町の職員が参加しておりますので、その中で聞きとりを通じながら実態の把握に努めていきたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 要するに結論から言うと、国の政策の範囲内でしかやらないということだと思うんですが、事はですね、国がやるからお任せをするという、それではもう済まない、この介護の

問題というのは本当に切実であると。全国的に1割の事業所が撤退をする、もうとても続けていけないという状況に追い込まれているということです。しかも、この国の処遇改善加算というのは、確かにプラス面もあります。しかし、それを使っても全体の報酬が引き下げられてしまったから、事業所全体の受け取る報酬額が減ってしまったということなんですね。町内にも、とりわけ規模の小さいデイサービス等をやってる事業所が何箇所かあります。本当に地域でですね、家庭的な雰囲気が高齢者の皆さんがそこに行くと、落ち着いて安心して過ごすことができるということで、ただ片方では確かに大規模なところ、調査でも規模が大きくなるほど確かに経営は安定してます。それはですね、いろいろな事業をやって報酬の高い事業を取り入れる、そのことによって赤字の所を埋め合わせているというのが実態であるわけです。しかし、中小のところではやりたくてもやれないというのが現実ではないでしょうか。

そこですね、じゃあ改めて、じゃあ一体町で何ができるかということで、ちょっと3点ほど申し上げますので、ご検討いただきたいと思います。

1つはですね、介護予防ですね、要支援認定者、これが介護保険制度からはずされてということで、報酬単価がですね、これ以上引き下げるようなことは絶対してはならないということですね。少なくとも要支援に対する単価を本来は上げるべきである、少なくとも引き下げはしないということが1点。

それから、今お答えになったように職員のスキルアップ、あるいはコミュニケーション、そのことによって何ですかね、途中で辞める人が少なくなって定着率が良くなると言われております。そこですね、町として援助をして、この職員のスキルアップのために援助するんですよ。専門の課によるセミナー等も確かにあるはずですので、そういった費用を、たかが知れたお金だと思いますよ。ということで、中小で、自分ところではなかなかできないところも含めてこうしたセミナー費用を援助をする。

それからもう1点、一部で今回の改定によって黒字になったというところもあるんですね。しかし、これは規模のでかい大きいところです。事業を多角化することによって経営を改善して報酬がプラスになったという事業所もあります。ですから、中小業者に対してですね、経営改善のアドバイスができる、そういった専門家が確かいるはずですので、そういった人たちを講師として呼んで、中小の事業所にですね、どうやったらプラスになることができるかという情報、アドバイス、こうしたものを提供すると。こういうことであれば、町でも十分可能であると思うわけであります。

同時にですね、実態調査はですね、聞き取りはやっているからいいということではありますが、それではやっぱり何ですかね、客観的な冷静な判断はできないと思うんです。やはり業者、政策金融公庫のアンケートに見習ってですね、全事業所に共通する客観的なアンケートをつくって、一体どこを援助したらいいのかということですね、つかまなくちゃいかんと思うわけです。そうでないと、本当に町のこうした業者を調べてみましたが、経験年数ですね、介護職員としての経験年数が5年以上経っている、反対にですね、5年以上経っていない、そういう事業者が小さいところはほとんどです。介護保険制度ができてから新たに立ち上がった事業所ですので、5年間の経験がまだないんですよ。このままいけば、そういう事業所はもう潰れてもいいですよ、撤退してもいいですよというのと全く

同じことだと思うんです。同時に、団塊世代の高齢者介護ということで、団塊世代の親を介護を必死にやって、本人が今度は介護になったら子どもたちはもう遠くにおって誰も見てくれないと。あるいは、夫婦間で老老介護、年金を多少もらってても、とても安心できるような状況ではないということです。何よりもこの介護保険を充実を図るという観点をですね、町としては示していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 荒木議員の再質問のほうにお答えいたします。

町で何ができるかということで、3点ほどご提案をいただいております。1つは、介護要支援認定者のほうの報酬単価の引き下げを行ってはならないということですが、今回、総合事業ということで、新たに今まで給付費といいますかね、そちらのほうでやってたものを総合事業のほうに、今度新たに地域支援事業に移ってきたんですけれども、これにつきましても、報酬単価のほうは以前のままのほうで今考えているというところで引き下げは行っておりません。今後はどうなるかはまだはっきりわかりませんが、基本的にはまだ引き下げは現状のところは行っておりませんので、そういったことで対応させていただいております。

また、2点目、3点目ですね、職員のスキルアップのための費用の援助、あるいは事業の多角化などの知ってるところはありますので、経営改善についての情報の提供、あるいはアドバイスについて援助したらどうかというようなご質問ですが、これにつきましてはですね、どんなことができるのかということも含めて、まだ私たちも勉強不足でございますので、勉強させていただきながらですね、やらせていただければと、そういったことを前提に実態調査あたりなんかもですね、できればできるのかなというようなことも考えておりますので、今の2点目、3点目についてですね、今後勉強させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） これは団塊世代の高齢者介護と呼んでたんですけども、結論として、福祉を充実したことによって国が亡びることは今まで世界中にはないということです。反対に、福祉をどんどん削ってるところこそ借金がどんどん膨らんでいる。アメリカや日本のやり方だということが書いてあります。高齢者のですね、そもそも介護保険制度が何で始まったか。人間らしく尊厳をもって老後を過ごしていただくと、介護を社会的に支えるということが本来の介護保険制度のスタートでありますから、さらにですね、今国は要介護1と2を介護保険制度からはずすと、そういう案を安倍政権は打ち出しております。ある介護施設の方にお聞きしましたら、こんなことをやられたら介護制度そのものが崩壊をしようとおっしゃっておられました。それほど深刻な状況だということをお互い認識を深めていただければと思います。

次に、高齢者の健康寿命の延伸についてお尋ねをします。県内の75歳以上の後期高齢者、これらの方々の平均寿命は全国で4位、大津町の平均寿命は全国平均を1歳上回っております。大変喜ばしいことであります。一方で、長生きはしても病気になったり要介護、寝たきりになっちゃったりということで、できれば健康で元気で長生きをしていただくのがご本人にとって一番でありますし、社会

的にもそれが一番望ましいことでもあります。そういう意味で、今「健康寿命」という言葉が今使われておりますが、全国の調査で健康寿命、大津町のデータヘルス計画ですね、この資料で見たんですが、大津町の健康寿命は、男性が66.1歳、女性が67.2歳ということです。男女平均で66.7歳が健康寿命だと言われております。問題は、この平均寿命ですね、平均寿命と健康寿命がなるべく縮まって、いわゆるピンピンコロリですね。私たちがピンピンコロリで逝きたいねとよく言いますが、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが非常にご本人にとっても大切だということだと思います。そして、健康寿命が延びることは、何よりもですね、高齢者自身の幸せにつながり、結果的に医療費とか介護費用の節減につながってまいります。

そこでお尋ねをしますが、こうした高齢者の自己健診費をですね、今現在後期高齢者は800円です。それ前の前期高齢者の皆さんは一般の健康診査費用と同額だと思いますが、こうした高齢者の健診費用自己負担を無料にして、健診を受ける人をもっともっと増やす必要があると思いますので、お尋ねをするところであります。

それからですね、よく国でみんな長生きをするようになったから医療費が増えて財源が足りない足りないとしょっちゅう言いますが、これは正確ではないと言われております。人の一生で最も医療費が高額になるのは、死亡する前の数年間が高額な医療費になっているという統計が出ているそうであります。日本中はそれだけ健康で長生きをしてきて、そして死ぬ寸前の数年間高額医療費になっているのが実態であり、ですから、全体的として長生きをしたから医療費が手に負えないほど増えたというのは誤りであると言われております。

それからですね、結果的に健康を1日でも1カ月でも長続きをさせると。そのためにも健康診査が有効であるということでもあります。そこで、先ほど無料にしたかどうかという質問と、町長にお尋ねをしますが、健診費用を無料にすると、健診を受けた人は例えば800円だったら800円、その人が得をしてしまうと。だから、公平な負担原則が崩れてしまうと、だから受ける人には800円をいただくんだと。こう、後期高齢者の連合長もそう言うわけですけど、しかしご本人が無料で健診を受けると。確かに800円だったらその方が得をします。しかし、無料にすることによって健康診査をどんどん受ける人が増えれば、その人たちは費用は確かに得をしますが、同時に健康寿命が延びて全体の介護とか医療費の費用が減ってくると。健康な人が増えれば増えるほど介護や医療費の費用も減るということにつながっていくわけでありまして。ですから、無料にすると公平な負担に反するという理論は当たらないと私は思うんですけど、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の高齢者の健康寿命関連についてのご質問でございますけども、議員がおっしゃるように、健康寿命が延びることにより、より高齢者自身も幸せになり、結果的には医療費や介護費用の節減につながるものですが、熊本県は平均寿命が議員おっしゃるように全国で4位なのに、健康寿命は21位となっております、平均寿命と健康寿命の差が、すなわち不健康な期間として過ごす期間が全国平均以下となっております、健康寿命を延ばし、この期間をいかに短くして健康で長生きしていただけるのが大きな課題となっております、そのようなことから、大津町に

においても健康、受診率を上げる、そのために受診した結果や、あるいはそれに基づいた運動指導等を行って、健康の寿命を延ばす計画をさせていただいております。

75歳以上の高齢者の健診自己負担を無料にしてはというご質問ですが、確かに検診時自己負担を無料にすることは、健康受診率を上げるための一つのインセンティブになると思われることから、後期高齢者広域連合でも運営協議会や事業協議会、主幹課長会議などで今後十分に協議をしていただきたいとのことです。広域連合での協議を見守りたいというふうに思っております。

内容等につきましては、担当部長からご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 健康寿命関係についての質問にお答えいたします。

健康寿命を延ばしていくことは、先ほど町長も申しましたように、今一番の大きな課題であるというふうに認識しております。健康寿命の計算の方法はいくつかございまして、広く一般的に使われておりますのは国勢調査人口をもとにした平均寿命と不健康な期間につきましては、国民生活基礎調査に基づいて計算されたものでございます。先ほど言われたKDB以外の健康寿命については、こちらのほうのデータでございます。また、先ほども言われましたKDB、国民健康保険のデータをもとにした健康寿命を計算したものがございまして、これについては先ほど荒木議員のほうからお話が合っておりますけれども、大津町の寿命は国の平均よりも0.9歳、男では0.9歳、女で0.4歳、また県の平均よりも男では0.8歳、女で0.5歳、健康寿命が長いというような結果になっております。

ここで、少し高齢者関係の健康づくりについて述べておきますと、節目健診と題しまして、65歳は介護保険証交付式、70歳は前期高齢者証交付式、75歳は後期高齢者交付式を誕生日に前月に毎月実施しております。そのときに体力測定、筋力の測定を行い、転倒予防のための筋力を付ける体操の指導及び実施に向けた取り組みを、委託先の熊本県後期支援研究所と一緒にやっておるところでございます。参加率は、65歳は31.6%、70歳は51.7%、75歳は62%になっており、多くの方の参加をいただいているところでございます。そのほかの介護予防で、公民館等で実施しております運動教室、口腔栄養教室、太極拳、3P体操へのお勧めを行っているところでございます。

後期高齢者の健康診査につきましては、身近な場所で受診できるように後期高齢者医療広域連合から町が受託し、実施しております。受診率は13%程度でございまして、75歳以上では12%前後、79歳からは6%、85歳からだと2%と、また89歳から94歳までは0.35%の状況となっております。今後の医療費・介護費用の節減となりますように、若年者の方の健康づくり、高齢者の介護予防を中心に、健康づくりの推進に進めているところでございます。

現在の後期高齢者医療保険加入者に対する特定健診は広域連合からの委託により実施しているところでございますけれども、自己負担金につきましては、広域連合が設定しております健康診査委託料の1割程度の800円としているところでございます。先ほど町長が申しましたように、後期高齢者広域連合でも運営協議会や事業協議会、主幹課長会議などと今後十分に協議をしていきたいということでございまして、広域連合での協議を見守りたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 後期高齢者の広域連合に期待をするということではありますが、今、熊本市の大西市長が連合長であります、全く期待できないんですね。やろうとしないわけです。先ほどから言いますように、800円の自己負担をとらんと不公平になるという理論です。九州各県、福岡市は500円です。あとの県はすべて無料です。要するに、熊本は九州で最悪なんです。ですから、それと一緒に受診率も最悪です。私はですね、ちょっと調べたんですが、後期高齢者の保険料も低所得者の方から高額所得者ということで段階が設けられておりますが、いわゆる均等割の保険料がございまして、低所得者は割引になっております。低所得者と高額所得者の健康診査はどうだろうと調べてきたら、非常に軽減されてる方々は全体の12%が健診を受けられております。ところが、いわゆる高額、高額かどうかわかりませんが、規定では高額と言われておりますけど、そういう方々は27.4%、所得割軽減も含めると33.6%の方が健康診査を受けてらっしゃる。つまり、金銭的に余裕のある方は積極的に健診を受けておられます。しかし、余裕のない方、確かにそうです年間80万円以下とかですね、そういう方にとっては余裕などあるはずがありません。そういう方々は12%しか健診を受けておられないんです。じゃあ、これどっか対処してるところはないのかと調べてみましたら、岡山市では後期高齢者健診は市独自で無料にしております。世帯全員が市民税非課税の場合、無料券を発行しております。また、70歳以上の方にはやはり市民税非課税のところではがん検診、歯周病検診も無料で受けられるようになっているわけです。ですから、町がやればですね、広域連合を後を追う可能性はあるわけです。ですから、町長にもう一度お尋ねしますが、こうした所得の低い高齢者の皆さんに対してですね、健診をまず無料にするということは健診率を引き上げる意味でも非常に有効だと思いますけど、検討の価値があるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 介護保険関連の受診の問題でございまして、もう議員おっしゃるように、熊本県が800円で福岡は500円、あとは無料というような状況の中で、岡山のようなシステムをとられてるところもあるということで、後期高齢者の、議員の中に共産党議員の人が2人おって、いつも一般質問されてるようございまして。そういう中で、しっかりとやっぱり真摯に取り組むようなこと、今後広域連合長のほうにも申し上げていって、やはり菊池広域の中で我々は今一体と、足並みをそろえてやっておりますので、そういう関係の団体とも十分相談しながら、今後検討する余地はあるかというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 何ですかね、いわゆる一般的な役人の発想としては、医療費を下げるために受診をさせないということによって医療費を下げることは可能である。負担をどんどんあげれば掛かる人が少なくなる。しかし、発想がやっぱり逆転だと思うんですね。ご本人がいかにか健康で幸せに長生きをしていただけるかと、ここをまず第一に考えて、結果的に医療費や介護の費用が下がってくると。やっぱりそういう観点がないと、日本の社会保障制度は前に進んでいかないと、国民のためにならないと思いますので、ぜひ大津町から積極的な声を挙げていただきたいと思います。

それでは、第3問目に移ります。パークアンドライドの普及を進めるべきではないでしょうかということでお尋ねをいたします。肥後大津駅、北口も含めましてかなりきれいにはなりました。この整備は進んだ肥後大津駅ですね、駅の利用を増やすと、このことは今進められております地方創生にもかなうことであります。また、そのためにパークアンドライド、駅まで一般的には自家用車で来て、自家用車を停めてJRを利用するということです。このことは、働き盛りの人たちがですね、大津町に定住をすると、そういう促進策にもつながると考えられております。先般の、町民の皆さんと議会との懇談会の中で、パークアンドライドを増やしてほしいという要望が出されておりました。それで、私も駅周辺を少し実地調査を試みたところではありますが、ジャスコの駐車場の一角に、空港ライナーを利用する人に限って商品券を購入すれば無料で、確か1カ月だったですかね、そういう単位で使えるということではありますが、これは何か今どっか開店休業ではないかと思えます。それから、JR関係で北口の西側にJR関係の会社が有料駐車場をつくっておられます。問い合わせをしましたところ、もう満車ですと、空く見込みは全くありませんということでありました。約50台から70台、全部入れると70台ほどありましたけども、これは駅利用者に限ったことではないと思えますが、しかしながらJRの定期券購入者には割引制度となっているところです。それから、ジャスコの北側の民間駐車場ですかね、こちらは1日400円ですね、最大400円。30日利用しますと、1カ月で1万2千円かかってしまいます。それから、近隣では光の森駅では、イオンの商品券を5千円、毎月買えば無料で駐車場を利用することができる。ですから、一番よろしいのは、このイオンやジャスコの商品券を買えば無料で停めてJRを利用できるというのが理想的ではあるかと思えますけど、いずれにしろパークアンドライドを促進するためには、もっともっと町も調査はなさっていると思えますけど、意向調査等も含めて、もっと力を入れるべきではなかろうかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 駅周辺でのパークアンドライドの利活用につきましても、議員調査のとおり、民間や月極めというような形で整備をされている状況でございます。おっしゃるように大変不足をしておるといっても現状でございます。駅の利便性を高めるためには、さらなる車の駐車場スペースを確保しなければならないとは考えております。今回におきましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、駅南の門出2号線を整備することとしておりまして、その中での60台の駐車スペースの確保を行い、パークアンドの推進を図ってまいりたいと考えておるところであります。周辺につきましても、あるいは今後の空港ライナーの利活用の増加に伴い、さらなるアクセスが必要、求められてきておると。議員おっしゃるように、周辺の多くの住宅団地等からの通勤とか、いろんな形で必要なものであるというのは十分認識しておりますので、今後の検討の中でどうやっていくかと。例えば、西側にあります室公園関係について、あれを駐車場にするかどうかというようなこともやっぱり一つの考えていかなくちゃならない課題でもあるかもしれないというふうに思っておりますので、民間の土地の利活用ですね、なかなか今の状況では厳しい中でございますので、いろんな形についてまた検討していかなくちゃならない重要な案件というふうに思っておりますけども、状況について、ま

た担当次長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） それでは、荒木議員のご質問につきまして、現在の状況を説明させていただきます。

将来を見据えた地域公共交通施策を推進するため、平成27年度におきまして、公共交通の現状や実態調査を行いながら課題や対応策など、町公共交通会議で論議を重ねてまいりました。そして、今月には地域公共交通網の形成に向けた基本方針や基本目標を示した「大津町地域公共交通網形成計画」を策定することとしております。この計画におきましても、JR肥後大津駅利用者の調査の中で、駐車場が不足しているといった意見が多く挙げられておりまして、公共交通網形成計画における今後の事業展開の一つとしまして、サイクルパークアンドライドの推進を位置付けているところでございます。

一方、熊本県におきましても、新規のパークアンドライド、駐車場候補地の検討はされておりまして、JR肥後大津駅沿線の立地可能性の調査をされ、その中で肥後大津駅周辺の現地状況調査をされると聞いております。

また、先ほど町長が申しましたように、駅南の門出2号線の整備に合わせて、車の駐車場スペースの確保を予定しておりますので、熊本県ともうまく連携をとりながらパークアンドライドの推進を図ってまいりたいと考えております。肥後大津駅のアクセス強化やパークアンドライドなど、インフラ整備によりまして、利便性をより向上させ、渋滞緩和や環境にやさしい取り組みはもちろん、議員がおっしゃってます定住促進対策に対しても十分に寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 門出2号線のほうに60台は整備予定だということで、費用の面もぜひ利用者がですね、気軽に利用できるような費用の設定を、これからやっていただきたいと思います。

今おっしゃった公共交通の利用実態調査ですかね、言いましたけど、肥後大津駅で一番多いのは通学が4割ですが、通勤で13.6ですかね、これは必ずしも%ではないみたいですけど、いずれにしろ10%以上ですね、肥後大津駅。1日の乗降客が約4千人ですので、1割でも400台ですね。片道の200台ですかね、ということになるかと思います。60台は整理計画だとしながらも、大津駅に来られてですね、パークアンドライドで、コンパクトシティカーということで非常に定住促進にもつながると思います。

最後に1点だけ申し述べておりますが、兵庫県の宍粟市というところでは、まちづくり推進部市民協働課定住促進対策ということで、パークアンドライドとは別にですね、そこから、ここで言えば大津から熊本市に学生さんなんか定期券を買って、あるいはサラリーマンが定期券を買う。その定期券の購入費を上限2万円で補助をしていると。そのことによって駅の利用者を増やすと。駅の利用者が増えればパークアンドライドも充実をさせると。そのことによって、働き盛りの人たちがその町、その自治体にうんと住んでくれるという結果になっていく。それを狙った政策だと思っておりますが、大



津町でもその点を見据えて力を入れていただきたいと思います。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後0時06分 休憩

△

午後1時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。通告順番に従いまして、10番議員、源川貞夫が一般質問を行います。

今回の質問は2問でございます。1問目は、空き家対策についてのその後についてでございます。

2問目は、大津町独自の児童虐待相談対応窓口設置と里親制度について質問をいたします。

この1問目の空き家対策につきましては、今までに幾度となく出てまいりました。私も2年前の26年3月議会で質問をいたしました。その後も同僚議員から2回ほど同じような質問がありました。その後、どうなっているのか。この空き家対策特別措置法の概要からまず申し上げますと、これは2015年2月26日に施行されました。地方自治体の指導、勧告、命令が可能となり、解体や除去などの強制執行が可能となりました。今までの優遇税制が撤廃され、空き家を放置すると固定資産税が6倍、都市計画税が3倍の増額になります。3番目に、自治体が固定資産税の課税情報を利用できるようになり、所有者を特定することができます。このように、空き家対策特別措置法の施行により、強制撤去、罰金徴収リスクが増えました。さらに、優遇税制も廃止され、解体や撤去せずに空き家として放置しているメリットも完全になくなったわけでございます。つまり、空き家を放置すると確実に損をすることになります。

空き家対策の基本は、3つのパターンがあります。空き家に住む、自分か親族が住むということですね。それから、2番目に空き家を賃貸で貸し出しをすると、それから3番目に空き家を売却すると。このように、誰かが住んでいれば何の問題もありませんが、古くて住めない状態だと、驚くほど費用がかかってまいります。リフォーム費用、清掃費用、廃棄費用をかけて賃貸にしたとしても、収支は赤字でございます。空き家を放置すれば強制撤去、自分で解体すれば費用は数百万円にもかかると言われております。

先日も、全員協議会での大津町振興総合計画の説明において、平成27年度までの後期基本計画を2年間延長し平成29年度までとされておりますが、その中での空き家対策はどこまで進んでいるのか。この空き家対策について、町長の考えを問います。1つ、長い間管理されていない危険で環境面でも問題がある、特に特定空き家に対する処置はいくつか例がありますか。実行されたのですか。2番目に、実態調査は今までされているのか。されているとすれば、その進捗状況をお知らせ願いたいと思います。3番目に、空き家対策計画策定はされているのか。4番目に、今後の対応としての居住

支援協議会や空き家バンクの設置は検討しているのか。地域の実情に詳しい区長さん、民生委員さん、それに4名おられる地域おこし隊の方々の協力も必要で、不動産業者との連携も進めてもらいたいと思います。この先ほど言いました特定空き家の要件というのは、基礎や屋根、外壁などに問題があり、倒壊などの危険があるもの、2番目に、ごみの放置など衛生上有害なもの、3番に適切な管理が行われておらず著しく景観を損なうもの、4番目に、そのほかの生活環境の保全を図るために放置することが不適切なものとなっており、通常の状態を保っていれば対象とならないことのほうが多いですが、たとえ今はきれいな状態を保っていたとしても、何年も経てばわかりません。人の住まない家はその劣化も早く、空気の入替えやインフラ系の設備の使用など、定期的なメンテナンスを行っていたとしても、確実に傷んでまいります。また、メンテナンスに行けない時間が長引くと、いつの間にかごみの捨て場になり、不法投棄の温床となってしまうことなどのリスクもあります。空き家の状態で放置していくことが許されなくなった今、とり得る手段は、先ほど言いました「売る」「貸す」「住む」のいずれかです。今後空き家は売ることがどんどん難しくなってくると思います。そのため、少しでも早く行動をはじめることが重要です。家族との思い出が詰まっていたり、先祖代々引き継いできた土地だったりすると、手放すことには抵抗があるかもしれません。しかし、このまま放置することは周辺の地域住民の方々に迷惑かけることになり兼ねません。維持コストがかかるだけの空き家ならば、今売る・貸す・住むのいずれかを検討したほうが良いと思います。検討するに際しまして、まずは売れる価格を把握することが重要です。売れる価格をベースに、仮に貸したらいくらで貸せるかとの比較ができますし、場合によっては住むという選択をされる方もおられるかもしれません。

以上の点で、先ほど言いました相談窓口を設置し、指導や助言、それからほかの市町村での実施されている例を参考にしたらどうかと思います。1問目、終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。源川議員の空き家対策関連等についてのご質問につきまして、お答えをしたいと思います。

全国的にも適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活に影響を及ぼしている状況が見られますので、国は平成26年に空き家対策特別措置法を設定しております。その法律におきまして、空き家対策の基本方針などが示されておりますが、大津町におきましても、今年度地方創生の財源を活用し、町内全域の空き家調査を行っております。その結果を踏まえながら、特定空き家の対策や所有者への意向調査などを行うとしておるところでもあります。

空き家等の状況につきましては、担当次長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） それでは、源川議員のご質問のお答えします。町における空き家対策の現状についてご説明申し上げます。

今までにも一部の地域におきましては危険家屋の調査などを実施してまいりましたが、全町的に空き家についての実態調査は実施しておりませんでしたので、平成27年度におきまして、まず全町的に空き家調査を行った次第でございます。この実態調査の業務委託期間が今月末ですので、最終調査

結果はですね、まだでございますが、委託業者への聞き取りでは、空き家につきましては全体で200件程度あるというふうに聞いている次第でございます。この調査を受けまして、倒壊の危険がある家屋、衛生上有害となる家屋、適正管理が行われていないことにより景観を損なっている家屋、あるいは現状のままでも利用できる家屋など、空き家のデータベースとして整理することとしております。さらに、役場内部におきましても、危険家屋、衛生上の有害な家屋、それぞれの所管部署への情報提供を行い、空き家対策に向けて各課連携して取り組みを進めるとともに、区長さんや民生児童委員さんなど、地域の代表者の方々とも十分連携しながら、空き家対策に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策の計画の策定についてのお尋ねですが、平成26年度に、先ほど町長が申しましたとおり、空き家対策特別措置法が制定されまして、この法律におきまして、市町村の責務としまして、市町村は空き家など対策計画の作成及びこれに基づく空き家などの関する対策の実施など必要な措置を適切に講じるよう努めるものとするといった努力義務が課されています。現在、町におきましては、先ほど申し上げましたデータベースとして整理をしている段階でありますので、まずは先進的に空き家対策計画を策定した自治体などの取り組みについて、調査研究してみたいというふうに考えております。

最後に、協議会の設置につきましては、空き家対策特別措置法において協議会のメンバーが規定されておりますので、空き家対策計画を策定する場合には、地域住民の方や関係者の皆様、不動産関係者の方々と連携し、進めていくことになると考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 先ほど町長の答弁にもありましたけども、前回と言いますか、過去3回ぐらいの質問においてもですね、検討しますとか、そういう形でなかなか数字的なのが出ておりません。それで、今回こういう質問をしたわけでございます。特に、特定空き家という家に対してですね、助言なり問い合わせとかそういうの、もちろん向こうからはないと思うんですけども、こちらのほうからそういうのを実際されたかというのも、ここ2年ぐらいの間にですね、実例があれば、何件ぐらいあるとか、それからこうなったとかいうのがあればですね。特に、今回現地調査で行きました陣内の江藤屋敷の南のほうですね。それと図書館の駐車場の用地の件が出ておりますけども、やはりそれももう長い間人が住んでいなかった家を町が買収するというようなことで現地調査しましたけども、それ以外にもですね、こういう例があるということがあれば、それもお願いしたいというふうに思います。

それと、いろいろ関連の法律が、半年ごとと言いますか、いろいろ変わってきておりますけども、前は更地にしたら固定資産税が6倍に上がるとか言ってましたけども、更地にしてなくても特定空き家と認められた場合は、今度固定資産税とか、先ほど言いましたように上がるわけですね。その周知と言いますか、持ち主の方に周知をしないと、特に近くにおられる方はいいんですけども、東京とか大阪とかに相続された方がいて、ほとんどこっちには帰ってこられてないというような家もある

と思います。そういう方に対しての、1つは強制的に合意のもとで撤去をしたにしろ、そのお金を請求しても果たして払ってくれるのかなど。

それと、もう1つは先ほど言いましたように、空き家の方、特定空き家を所持されている方が税金等の支払いは滞りなくいつてるのかなど。それも含めまして、再度質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 源川議員の再質疑にお答え申し上げます。

まず、特定空き家に対する問い合わせ等でございますけど、それは現在のところあってないということでございます。把握はしておりません、はい。

次に、固定資産税の件なんですけども、今空き家のデータベースを進めておりまして、28年度に意向調査をですね、実施する予定をしております、持ち家に対するですね。その中で、固定資産税等もですね、考えてみたい、通知に関しても考えてみたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） ということは、あまり、2年前からあまり進んでないということですね、今からということですね。それで2年間延長して、それを目標を決めてやっていきたいということですね。私事ですけども、うちの組内は20軒足らずです。20軒もありません。そのうち3軒空き家で、あといろいろ。だから、全然話が役場のほうからも行ってないのかなという感じますので、そういう遠く離れておられる方々に対しての情報ですね、アドバイスとか、こういうのもありますよとか、こういう方法をしたらどうですかとか、そういう税金面の分も多分ご存じだろうと思うんですけども、全然帰ってきたことはないような形跡の家もありますので、そのところもよろしく、今回の計画のほうに入れてもらいたいというふうに思います。

続きまして、2問目に入ります。2問目はですね、最近と言いますか、児童虐待と言いますか、家庭内での虐待ですね、なかなか周りから見えません。児童虐待相談対応の窓口設置と里親制度についてでございます。親の死亡、行方不明、養育困難、虐待等を理由として、親と一緒に生活できない子どもたちがいます。その中でも養育困難、育児放棄、児童虐待については、発生の予防から発生時の情報伝達、迅速かつ的確な対応及び自立支援が必要であります。親しか頼れない子どもにとっては、どうしようもないことであります。こういった子どもたちを救って保護し、安心して生きていけるような環境が必要ではなかろうか。青少年犯罪が多発してる中でも主な要因の一つに、本人が幼児期において虐待を受けたり、そのほかにも家庭における問題が多く、家庭教育や育児相談窓口や警察、病院、学校、地域住民からの情報提供に対して早期発見と早期対応が求められると思います。一時保護所や児童相談所において、里親制度や養子縁組についての理解や広報活動の啓発を図ってほしいと思います。まだまだ里親登録が足りません。熊本県内でも約800人が児童養護施設や幼児院、里親のもとで暮らしていて、157世帯の里親、5つのファミリーホームがあり、そのうち58世帯、75人の子どもたちが生活しております。大津町での児童虐待相談の実態はどうか。これは公表される範囲内、または数字だけでも結構でございます。

2番目に、町独自の相談窓口設置と里親制度について、教育長の考えを問うものでございます。参

考といたしまして、全国の児童相談所虐待の対応件数は、児童虐待防止施行前の平成11年度に比べて、平成26年度は7.6倍に増加しております。また、虐待によって子どもが死亡した事例等の検証結果による件数は、心中や心中以外と合わせると、10年間に毎年少ない年でも70から80名、多い年は120から140名に子どもが亡くなっております。全国の平成25年度、児童相談所における虐待相談の対応件数は、総数7万3千802件、27年度は8万8千931件と、毎年増えております。その要因といたしましては、1番に心理的虐待38.4%、2番に身体的虐待32.9%、育児放棄、これが26.6%で、主にこれだけで98%を占めております。問題は、要は誰から虐待を受けているのかということでありまして、私もこれでびっくりしたんですけども、実の母親が53%、実の父親からが31.9%、この2つ合わせて、要するにお父さん、お母さんから虐待を受けているのが86.2%ということがございます。それから、虐待を受けた子どもの年齢ですけども、これも7万3千の内訳ですけども、小学生が35.3%、3歳から学齢前23.7%、3番が0歳から3歳未満が18.9%。これは3つ合わせましても約78%ということがございます。

熊本のいのちの電話というのがあります。0120-738-556と。それから全国共通の児童相談所、これは189番、189ですね、いち早くというのがありますけども、こういうのがありますけども、児童自体子ども、幼児自身は電話をかけたりにすることはできません。外部にはほとんど我が家で両親からと言いますか、父母から虐待を受けてても、なかなか外部にはわかりません。そういうことで、要保護児童対策地域協議会と子どもを守る地域ネットワークというのがあります。この協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所や学校、教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくこととしております。平成25年4月1日現在で98.9%の市町村で設置されているということがございます。この協議会の設置により、関係機関の連携による要保護児童等の早期発見、早期対応、関係機関の相互理解等の促進を図っております。この果たすべき機能というのは、要保護児童等の早期発見や適切な部分や支援を図るためには、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、市町村、場合によっては都道府県が要保護児童対策地域協議会、子どもを守るネットワークを設置し、関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にすることなどの責任体制を明確化するとともに、個人情報保護の養成と関係機関における情報共有のあり方を明確にすることが必要であります。

以上の点から、教育長のほうに先ほど言いました2点について、考えを求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 源川議員のご質問にお答えをいたします。

全国的に少子化が進行する中、児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあると同時に、子育て環境の変化による育児不安などを背景にした身近な子育て相談ニーズも増大をしております。児童虐待に対する専門の相談機関として、熊本県内には3つの児童相談所がありますが、幅広い相談のすべてを児童相談所のみが受け止めることは難しく、市町村をはじめとする多様な機関によるきめ細やかな対応が求められています。

このような背景を踏まえ、平成16年度に児童福祉法と児童虐待防止法が改正されまして、児童相談所や福祉事務所に加えて市町村が要保護児童の通告先として位置付けられるとともに、通告を受けた市町村は児童の安全確認を行うこととなりました。また、あらゆる児童問題に対して、市町村が第一義的な相談窓口となるなど、児童家庭相談に係る市町村の役割が大きくなってきております。児童問題については、様々な要因が複雑に絡んでいるために、単一の機関だけでは解決が難しい現状にあります。そこで、教育、保健、福祉、警察、医療、行政など、地域におけるそれぞれの機関が情報や考え方を共有し、適切な連携により対応することができるよう、市町村は要保護児童対策協議会を設置できるようになりました。それを受けまして、大津町では平成20年度に大津町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置いたしました。この協議会は、要保護児童等に関する情報や適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容の協議を行っております。多くの関係機関などから構成される協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携などを調整する機関が必要となってまいります。大津町では、子育て支援課が調整機関として指定をされております。なお、協議会の構成員及び構成員であった者は多くの個人情報扱うことから、守秘義務が規定をされております。

児童虐待の現状といたしましては、厚生労働省は全国の207カ所の児童相談所の相談として対応した件数が、先ほど議員が申し上げられましたように、26年度は8万8千931件と、過去最多であったことを発表いたしております。県内の状況を見ますと、県内の3つの児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は、これも過去最多の931件でした。これは、前年度比56%増で、過去10年間で3倍となっております。虐待の種別で見ますと、一番多いのがネグレクト、これ養育放棄でございます。次いで、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待というふうな順序で虐待が発生をいたしております。また、虐待者は、先ほどこれも議員ご指摘のとおり実母が実は56%と最も多く、次いで実父が33.1%に上っております。また虐待を受けた子どもの年齢で見ますと、小学生が33.8%、3歳未満が24%の順でございました。相談の経路でございますけれども、これは警察からの通告件数が前年度約6倍となり、全体の27.7%を占め最も多く、このほか近隣・知人が15.5%、市町村が11.9%などとなっております。

大津町での児童虐待等の実態につきましては、先ほどのこの協議会が現在把握してる件数としまして、要保護児童や見守りを含めて約200件でございます。その内訳として、就学前の幼児が28件で14%、小学生が86件で43%、中学生が76件で38%、その他10件で5%となっております。これも年々増加傾向にあります。大津町では、要保護児童対策として、複雑な家庭環境などが絡んでいる事案が多いため、子育て支援課をはじめとして、学校教育課、福祉課、健康保険課などの関係各課が連携とって対応に当たっております。また、虐待や不登校、家庭の貧困といった問題について、中心に支援するものとして、精神保健福祉士の資格を持つソーシャルワーカー2人を臨時職員として雇用をいたしております。このソーシャルワーカーの仕事は、専門性が高く関係者との信頼関係を丁寧に築く必要があり、相談に応じるだけでなく助言、指導、その他の援助を行うなど、目には見えませんが、大変重要な役割を担っております。なお、緊急性がある事案など、町での対応に限

界があるものについては、児童相談所や警察、病院など関係機関につないで連携して対応しております。

次に、里親制度についてでございますけれども、この制度は家庭での養育が困難、または受けられなくなった子どもたちに温かい愛情と正しい理解をもった家庭環境のもとでの養育を提供する制度でございます。この里親の制度には、4つの種類がございます。1つ目は養育里親と申しまして、様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親のことでございます。2つ目が専門里親と申しまして、養育里親のうち虐待、非行、障がいなどの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親でございます。3つ目が養子縁組を希望する里親と申しまして、養子縁組によって子どもの養い親となることを希望する里親です。最後の4つ目が親族里親と申しまして、実の親が死亡あるいは行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親でございます。この4つの里親になるための申請は、実施主体の児童相談所に申し込みをいたします。そして、児童相談所による家庭訪問や調査、面接が行われ、申し込みの動機、経済状況、里親の健康状態、夫婦や家族の状況、児童の養育経験など、里親として児童を委託できるか適性を見ていきます。そのような課程を経て、里親になった場合は子どもたちを養育するための委託費用が支払われます。なお、現在大津町では、養育里親が1人、親族里親が2人と、こういうふうになっております。町では、これまで児童相談所と連携した広報や里親制度の説明会などを行ってきましたが、住民の里親制度に関する認知度はまだまだ低いと言わざるを得ません。今後は、町広報紙やホームページによる広報活動及び民生委員や児童委員協議会・定例会時に、里親制度を説明するなど、地域住民の方々に周知し、一人でも多くの方に里親になっていただけるよう努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 今ほど熊本県内の数字、全国の数字言われましたけれども、前年に比べて何倍と、1.5倍とか2倍じゃなくて5倍とか、そういうような数字ですね。ということは全国、ほかのところであつてるような話ですけども、実際大津町でもですね、まだ隠れて電話もしきれない、通報もしない、警察も気が付かない、何か発生した時点でわかりますけども、それを未然に防ぐというのが一番じゃないかなと思います。そのためには、昨日の一般質問でもありましたように、学校での教育はもちろんですけども、それ以上に原因は家庭にあるわけですね。親の教育と言いますか、なかなか難しいと思いますけども、親の生い立ちとか、そういうのによっても家庭環境は違います。そして、先ほども言いましたように、小さいときに虐待を受けた子どもさんが大きくなってまた同じようなことを自分の子に対してもするというようなことが新聞、テレビ等でもよく言われているその原因がですね、裁判のときでも小さいときからの虐待なりいじめなり、そういうのが原因するというようなことが必ずといっていいほど最後には出てきます。

教育長に再度お伺いしますけれども、一番難しいですけども、学校教育、子どもの教育はもちろんですけど、家庭の教育、大人の教育というんですか、大人と言いますか、その親の教育というのは

なかなか難しいと思いますけど、その点はどうお考えかお聞きしたいと思います。なかなか家には入り込めませんので、そのところはよろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

ただいまの議員ご指摘のとおりですね、非常に隠れた部分と言いますか、なかなか発見できない虐待等々ですね、あるのではないかと、そういう心配が、懸念がございます。例えば、学校での身体測定時にですね、体に傷があるとか、青あざをいつもつくっているとかですね、あるいはどうも長い間着替えもしてない、お風呂にも入ってないんじゃないかな。よく、これは私が現職の時代にもクラスの子どもから担任にですね、先生、誰々君ちょっと臭うけどということですね、確認したら、もう1週間もお風呂に入っていないと、下着も換えてないということで、そういった臭いが出てですね、逆に周りの子どもは気付いて教えてくれました。そういう例もございます。そういうことですね、些細なことですけれども、小さな変化を捉えてですね、これはひょっとしたら虐待が疑われるというような場合には、これはもう躊躇なく通報するという実は、義務が国民にあるわけでございまして、こういったことを学校教育を通じてですね、子どもたちにもですけれども、家庭の親御さんにもですね、いろんな場面でおはなしをしているところがございます。非常に親の養育ということですね、あるいは家庭の問題ということで、非常に入りにくい部分もございます。親が例えば学校からどうもおかしいということですね、家庭訪問してもですね、いや、うちは大丈夫だから入ってくるなと言われると、もうそれ以上入れません。そういうときは、警察にご相談して、警察官の立会いのもと一緒に行くとかですね、様々工夫をしないと、一歩たりともは入れないというケースもございますので、親へのそういった子育て、あるいは虐待はもちろん親として、実の親としてですね、絶対あってはならないことでございますので、そういうことはやはり教育の場を通じてですね、親に強く訴えていくということと同時に、いろんな場面ですね、お話をしていきたいなと思っています。もう数カ月前になりますけれども、私も大津小学校のPTAのほうから頼まれて、夜話してくれということでしたのでお話をまいりまして、いかに家庭教育というか、親の教育が大事かということをお話させていただきました。本当にわずか数十人しかお集まりになられませんが、逆にお集まりなられた皆さんにはですね、実は今日来ていらっしゃる方を一つ核となつて、自分の周囲の親御さんにも話をしてくださいと、そういうことをお話申し上げたところがございます。あらゆる機会を通してですね、やはり大事な子どもたちですので、これがですね、前年比何%増えた、2倍になったとかですね、悲劇的な状況が起きないようにですね、努めてまいりたいと、そういう気持ちであります。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 先ほどいわれましたように、やはり情報ですね、何かちょっとおかしいとか、何か気づいたら、やっぱり情報の伝達、それをいち早くですね、事が起きる前に警察なり子育て支援課なりですね、気安く電話なりできるような体制というんですか、そういう大津独自の、例えば先ほど電話、フリーダイヤルとあれ2つ言いましたけども、そちらに電話かかった場合の相談とかは、



即関係市町村に連絡は来るわけですか。そこのところもちよっと、やはりそれが一番大事じゃないかなと思うんですけども、そういうネットワークと言いますか、そこだけちよっとお願いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。大津町でもですね、直接やっぱりそういったご相談と  
いいですか、あるいは通報に近いものがですね、現実にございます。また、児童相談所等に大津町で  
こういうことがあってということがあれば、こちらに必ず回ってまいります。ですから、それをも  
とに動くとかですね、そういう体制はできております。しかし、それでもですね、まだまだその網に  
かからない部分が必ずあるという、こういうことをやっぱり前提としてですね、私たちは対応してい  
くということが基本的に大事だろうなと思っております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） せっかく生まれてきた子ども、特に大津町は子育てにやさしいまちづくりを  
目指しておりますので、特に人口もあと10年ぐらいは増えるような話ですけども、その後は減って  
いく可能性がありますので、より多くの子どもさんが夢と希望を持ってですね、暮らせるような町に  
していけたらというふうに思って質問したわけでございます。

終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後1時51分 休憩

△

午後1時59分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） こんにちは。それでは、お許しをいただきましたので、通告に従い、議席番号  
1番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、障害者差別解消法の施行に向けた準備体制及び観光による地域経済効果の向上策について  
の2点に関して質問いたします。なお、今回はよりかみ合った議論をさせていただくために、こちら  
の読み原稿のほうも事前に提供させていただいておりますが、ぜひお伝えしたとおり、簡潔なご答弁  
をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速最初の質問をいたします。障害の有無にかかわらず暮らしやすい社会を目指す「障  
害者差別解消法」が本年4月に施行されます。本法は、すべての国民が障害の有無によって分け隔て  
られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とす  
る差別の解消を推進することを目的として制定されたもので、障害を理由にした不当な差別的取り扱  
いに加え、障害の状態などに応じた合理的配慮をしないことも差別に当たると想定しております。こ  
の合理的配慮とは、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担にな  
り過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を求めるものです。具体的な事例をご紹介

しますと、車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障がいの特性に応じて筆談や読み上げなどで対応することが挙げられます。また、ハード面では、例えば車いすを利用する人に対して建物入口に段差スロープを設置することなども考えられます。本法では、自治体や学校、公的機関への差別解消の取り組みを義務付けており、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供が法的に禁止されると同時に、差別に関する相談窓口などの体制整備も求められております。また、民間事業者に対しても努力義務を課しており、主務大臣が特に必要があると認めるときには、報告の聴取、助言、指導、勧告といった措置を講ずることができると定めています。本法に関して、私自身、障害当事者の方や団体、あるいは教職員の方々と個別に話すことや学習会、意見交換会に参加をさせていただくことも多いのですが、当事者の方々の期待は非常に大きいと感じております。しかしながら、一方では施行を目前に控えながら一般住民や民間事業者はもちろん、公的機関においてさえ、認知度や理解度が依然高いとは言えず、現状では認識のギャップによるトラブルも予想され、非常に危惧しているところです。実際に、大津町だけではなく他の自治体の職員さんを含めて10名以上にヒアリングを試みましたが、残念ながら誰一人本法の施行を認識しておりませんでした。また、何よりもこうした法の施行などの社会環境や制度変更の折に、機を逃さずに広報や体制整備を積極的に行っていくことがより良い社会の実現のために不可欠であると考えております。

以上を踏まえ、通告書に記載の7つの観点から町の考えを伺います。

第1は、障害者差別解消法施行に伴う行政サービスのあり方について、町の総合的な認識及び考え方を伺います。

第2は、対応要領の作成についてです。この対応要領は、職員が適切に対応するために作成されるものです。地方公共団体における対応要領の作成については努力義務とされていますが、政府としては作成することを期待するとしております。

第3は、法律の周知・啓発活動についてです。障害を理由とする差別の解消を効果的に推進していくために必要な啓発活動を行うこととされております。また、私が強調したい点として、本法には「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において」との記述があります。つまり、当事者の方たちは自らが社会的な障壁を取り除いてほしいという意思表示をしなければなりません。こうした点を障害の当事者の方へ周知・啓発していくとともに、意思表示しやすい環境を築いていく必要もあると考えております。

第4は、職員研修についてです。4月の施行に向けての職員研修等の実施状況及び施行後の計画について伺います。なお、研修において中長期的には主に各窓口担当者等を対象として理解があまり進んでいない発達障害に関する学習会や障害当事者の方々との懇談会などの実施も導入していくべきだと思っております。日々の対応はもちろん、対応要領の作成や住民向けの広報・啓発などに関しても、ここの担当者が小手先ではない本質的な理解をしてこそ、その職員が手掛ける一つ一つの仕事がより質の高いものになると思っております。

第5は、相談及び紛争の解決ための体制の整備についてです。本法では、必要な体制整備をすることが義務付けられています。国は、行政肥大化防止の観点から既存の機関等の活用充実を図ることと

してはいますが、本町の具体的な対応と周知方法を伺います。

第6は、障害者差別解消協議会の設置についてです。本法では、地方公共団体の機関が地域協議会を組織することができるかとされており、具体的な構成員としては地域の実情に応じて医療機関、市町村消費生活センター、学校、障害者団体、職業安定所、事業者、学識経験者等々様々な層が考えられます。内閣府としては、いわゆる制度の谷間やたらいまわしが生じることがないように、多くの地域協議会が組織されることが望ましいとの考えを示していますが、本町の対応を伺います。

第7は、法律施行に向けた教育委員会の準備体制についてです。学校現場における合理的配慮としては、教員、支援員等の確保、施設整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材提供などが考えられますが、大津町教育委員会における本法の基本的な考え方及び対応を伺います。

以上、町長及び教育長の答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の障害者の差別解消法の障害者に対する差別関連等についてのご質問にお答えをしたいと思います。

この障害者差別解消法の法律は、平成25年6月に公布されております。本年4月から施行されるものでございますが、議員ご指摘のように、法律は2年前に制定され、施行を目の前に控えながらも一般住民の方や民間事業者はもちろんですけれども、行政関係でも必ずしも認知が高い状況とは言えませんが、熊本県におきましては、法の施行に伴い県の条例である「障害のある人もないひとと共に生きる熊本づくり条例」の見直しを、昨年12月に行われております。大津町におきましても、「大津町障害者福祉計画」を策定し、これまでも障害者福祉政策に尽力してきたところですが、この新しい法律では、障害者の方に対する合理的な配慮や職員が適切に対応するための要項を定めることなどを地方自治体を含む行政機関等に求められているなど、障害者福祉計画では対応できていない部分もあり、早急に対応していく必要があると考えております。

具体的内容については、担当部長のほうから説明しますが、大津町における障害者福祉会の会員の皆さんとも十分懇親を深めながら、そしてまた昨日もだご汁会など行われておりますし、中にはやっぱり障害者とボランティアの方々の交わりの中で楽しく行われておるといことで、いろんな障害者福祉協会の皆さんもいろんな行事をやられておりますので、これにつきましても十分お互い連携をとりながら意見交換ができるよう、今後ともしっかりと意見交換していきたいというふうに思っておりますので、内容等につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご指摘のとおり、この法律の施行に伴う町の対応というのは全般的に遅れているということでは認めた上でですね、それぞれについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、1番目の障害者差別解消法施行に伴う行政サービスのあり方ということでございますけれども、この法律は、障害などにより日常生活や社会生活に相当の制限を受けている方に対し、合理的配慮の

提供が求められたり、一定の合理的配慮を提供しなかった場合は、一定の条件のもとで障害を理由とする差別に当たるとされております。このようなことから、住民の方お一人お一人に対する配慮をこれまで以上に行いながら、ソフト面、ハード面においてはより慎重で様々な対応が必要になってくるというふうに考えております。そういったものに対応していかなければならないというふう言考えております。

次に、2番目の対応要領の作成についてでございますけれども、地方自治体では努力規定ではございますけれども、国では昨年の10月から今年の1月にかけて各行政機関で作成されており、その内容は不当な差別の取り扱いの禁止や合理的配慮の提供、研修、啓発などを盛り込んだものとなっております。また、県でも作成を急いでおられるようですので、国や県の対応要領を参考に、町でも早急に作成する必要があると考えております。

次に、3番目の法律の周知・啓発活動でございますけれども、町では、本法の施行を障害者差別解消のための好機として捉え、さらなる啓発の推進に取り組んでいきたいと考えております。具体的には、4月の広報紙で法律の概要と障害を理由とする差別について、町民に周知を図るようにしているところです。また、28年度は同法施行の年ですので、町内で開催される各種研修会や懇談会等でも同法について広く周知を図るよう啓発パンフレットなどを作成し、配布して認知度や理解度を高めていきたいと考えております。

次に、4番目の職員研修でございますけれども、本法では障害を理由とする差別を不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供の2つを挙げております。このうち不当な差別的取り扱いについては、地方公共団体等と民間事業者ともに法的に禁止されております。一方、合理的配慮の不提供については、民間事業者が努力義務なのに対し、地方公共団体は障害者の方に対し合理的配慮を行わなくてはならない法的義務となっております。この合理的配慮については、役場窓口での対応時での筆談や読み上げ、障害者の特性に応じた休憩時間の調整など、ルール、慣行の柔軟な変更なども含まれており、全職員の本質的な理解が非常に大切であり、研修を通じて法律の周知及び理解の促進に努めていきたいと考えております。まだ実施しておりませんので、早急に実施していきたいというふうに考えております。

次に、5番目の相談及び紛争解決のための体制の整備についてでございますけれども、現在町でも障害者の相談は担当課である福祉課はもちろん、地域包括支援センター内に障害者相談支援センターさくらを設置して、常時相談に応じております。また、月1回、老人福祉センターにおいて身体障害者相談を実施しております。そのほかに、生活困窮者相談、法律相談、行政相談、心配事相談、人権相談、高齢者による認知症相談、消費者相談などを実施しております。しかしながら、住民の方々への周知度が低いためか、十分な活用ができていない懸念がございます。今後、周知を図りながら既存の相談機関が十分活用できるよう充実を図っていきたいというふうに考えております。

次に、障害者差別解消支援協議会の設置についてでございますが、多くの場合、障害者施策に関する会議体の構成メンバーはほぼ重複しておりますので、既存の会議体の枠組みを活用しつつ、必要に応じて追加メンバーを加えるなどにより、障害者差別解消支援地域協議会を立ち上げたいと考えてお

ります。現在、町では障害者虐待防止法に基づくネットワークや障害者総合支援法に基づく菊池圏域地域自立支援協議会がございますので、この枠組みを活用しての立ち上げを検討しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 金田議員のご質問にお答えをいたします。

現在、障害を持っていらっしゃる方とない方が共に支え合う共生社会の形成に向けたインクルシブ教育システムの構築のために、すべての学校、園におきまして特別支援教育の推進が図られています。その中では、障害のある児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加することができるよう一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行っております。

そのような中で、本年4月から本法律が施行されます。教育委員会といたしましては、その趣旨を十分に理解した上で、専門性のある指導体制や相談体制の整備、教材の確保など基礎的環境整備を推進する一方で、各学校や園で作成しております個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて、これまで継続してきた個に応じた指導の内容を本法律により義務付けられた障害者への合理的配慮の観点から改めて整理しなおすとともに、本人や保護者との可能な限りの合意形成を図りながら、障害のある児童生徒への教育の充実に努めなければならないと思っております。

少し具体的に申し上げますと、専門性のある指導体制、相談体制の整備といたしましては、教職員一人一人の専門性の向上を図るために、熊本県が本年度より開始いたしました特別支援教育指導力向上研修をはじめとする校外での専門研修への参加の促進と、校内での計画的・組織的な研修の充実に努めてまいります。また、熊本県は教員の特別支援学校教員免許取得の促進を図り、専門性を持った特別支援教育のリーダー的人材の配置も行っております。大津町教育委員会といたしましては、地域のセンター的機能を有する大津支援学校と町内の小中学校等の専門的な支援や相談活動の充実に努めるための連携を強化いたしております。これは、現在着々と進んでおるところでございます。私自身、大津支援学校の学校評議員をさせていただいておりますので、その会です、町内の小中学校との連携を常にお願ひしているところでございます。また、大津町独自の特別支援員と生活支援員を特別支援学級を有する小学校、あるいは中学校に配置をいたしております。さらに、教材の確保として、視覚教材などの個に応じた障害の種別による適切な教科書の採択や障害の状態や特性に応じ、十分に学習に取り組めるようなデジタル教科書やデジタル教材及びタブレットなどの情報端末の整備に努めてまいりたいと思っております。特に、このICT関係は、障害を持った児童生徒は非常に視覚からの認識が強うございますので、非常に効果的であるというふうに言われておりますので、そういった面はですね、今後やっぱり努めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。福祉部のほうにです。

今回、私の一般質問の趣旨として、主に2点ありまして、先ほど答弁にあったとおり、この法の施行を好機と捉えて住民の方々と職員間での取り組みを進めていくというところ、もう1つが当事者

の方も期待が非常に大きい一方で、なかなかギャップがあるというところで、当事者というところにひとつ目を向けてみたいと思うんですけども、その上で3つ質問がございます。

1つが、先ほど部長の原稿にもあったんですけども、当事者の方々のほうから今回この法律、意思表示しなければならぬと。そういった中で、しっかりと団体等に入って自分で勉強されてる方々はわかるんでしょうけども、そうでない方々に関しても、なるべく啓発活動・周知活動というのは必要だと思っております。そこをどう考えているかというところが1つ。

2つ目が、窓口等になってしまうんですけども、特に発達障害の方々という窓口の方々も日々の接点だとか学がないと気付かないんですよ。例えば、言語は理解できる、情報は理解しやすいけども、視覚情報だとなかなか理解できない、あるいは逆、そういった方々に適切な対応を職員のほうからぜひ気付いて対応をしてあげるといところが当事者の為ですし、職員の方々もよりスムーズにいつも気持ちよく対応できるということにつながっていくのではないかと考えております。

3つ目も、同じ当事者の観点なんですけども、協議会、支援協議会に関しまして、既存の仕組みをうまく活用したいというお話もあったんですけども、そこにやはり障害者団体だとか当事者の方々の視点で必ず必要だと、私は思っております。そうした中で、当事者をここの協議会の中でどのように位置付けるかというところを、3点お伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 金田議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、当事者の方の意思表示、これをどのように、これは受け止め、内容的にはどういった。

○1番（金田英樹君） 当事者の方の中に自分から一緒にしないといけないという、法の趣旨等をまだ理解されていない方もいらっしゃるんですね。そうした方向けに対しても、そのような周知徹底というのを町として何かできないかというようなこと。

○住民福祉部長（杉水辰則君） そうですね、当事者の方たちもなかなかその辺が理解できてない方も中にはおられます。そうした方の周知徹底をどのようにするかということですね。この当事者というのはですね、その障害を受けているその本人はもちろん、保護者の方、あるいはその支援をしてる方、あるいはコミュニケーションを補佐する方、この人たちも含むということになっておりますので、そういった人たちを含めてですね、本人さんが理解できなくても周りからやっぱり支援できるような体制をつくっていく必要があるのかなというふうにも思っております。

また、その発達障害とか、そういった視覚・言語、障害の方によって、その辺の向き合う姿勢が違うということがいえますかね、そういったことがあるかと思っておりますので、これにつきましては、やっぱり職員一人一人がですね、やっぱりすべての方にきちんと向き合っていくという、そういったような姿勢が非常に大事ではないかなと。先ほどもちょっと説明しましたがけれども、やっぱり今後はより一人一人にきちんとした対応が必要になってくるというのは、やっぱりそういったような意味合いで申し上げたところでございます。

それから、既存の仕組み、当事者の方、協議会のほうですかね、協議会につきましては、もちろん法的にもですね、当事者の方の意見を反映することが望ましいというふうになっておりますので、な

るべく当事者の方は中に入ったところですね、意思の表明をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほど窓口のところ、職員さんの姿勢というお話もありましたけども、姿勢と思いがいかにか強くても、その前提となる知識がないとなかなか対応が難しい分野もありますので、研修という意味でもぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、本法の施行が困難を抱える多くの方々やそのご家族、関係者の方々の日々の生活の向上につながることを切に願ひまして、次の質問のほうに移ります。

続いては、観光による地域経済効果の向上策についてです。自治体が行う地域の観光振興では、いかに観光客を増やすかが重視される傾向にあります。しかし、観光客を増やすことは地域の収入を増やすための一手段に過ぎず、例えば観光名所に多数の人が訪れても町外で食事を済ませて名所だけ見てとんぼ返りでは地域への経済的恩恵はなく、それどころか渋滞やごみの散乱などによって、住民にとってマイナスに働くことすらあります。したがって、観光客の流入策ばかりではなく、いかにして町の観光収入の増加につなげるかを考えていく必要があります。

さて、その観光収入は「観光客数×消費単価×域内調達率」、つまり原材料・雇用などにおいてどの程度地域の資源を使うかに分けられます。通告書に記載のとおり、私としてはこのうちの消費単価を高めるための取り組みに重きを置き、その上で全体像としては地域の強みやマーケットニーズを前提に、どのような形で人の流れをつくり、それを地域内でどのように経済効果へつなげるかを一体的に考えること、さらにリピート率を高めることなどにもこだわった綿密な戦略策定が不可欠であると考えております。

以上を踏まえまして、通告書に記載の5つの項目について伺います。

第1に、観光市場における大津町の強みをどのように分析し、戦略の中に位置付けているのでしょうか。強みは複数あると思いますが、私は最大の強みは県内最大の観光スポットである熊本城と阿蘇を結ぶ交通ルートであり、豊肥本線が走り、空港にも近く、さらに空港ライナーが発着するという立地場と考えています。もちろん、豊かな自然や歴史なども強みといえるかもしれませんが、阿蘇エリアや熊本城などと比較して、競争優位にあるとは言い難く、まずは立地という唯一無二の強みを改めて戦略の根本に位置付けるべきだと考えています。具体的には、熊本市内や阿蘇を目的に熊本を訪れる方が少しでも立ち寄りたくなるような観光地とはどのようなものを掘り下げ、その中身や広報の手法を考えることが挙げられます。

第2に、観光市場における経済効果の高め方をどのように考えているかを伺います。私は、立地という強みを最大限に生かすためにも、冒頭の3要素のうち消費単価を高めることに第一優先で取り組むべきだと考えています。大津町の現状として、多くの人が通過するものの、町内で食事や土産物の購入などの消費活動を行っている層はまだ少なく、町としてどのように訴求すれば大津町で食事や土産の購入をしてもらえるかを綿密に考える必要があります。

次に、以上の点も踏まえての3つ目の項目ですが、経済効果を前提に、地域の強みとマーケットの

状況をベースにした基本戦略の策定が必要だと考えています。現状では、この基本戦略が明確になっていないがために町として地域で消費活動を行ってもらうことの重要性自体は十分認識してながらも、取り組みが上滑りしているように思います。経済効果に重点を置くのであれば、新規観光客を取り込む方策だけではなく、通過やビジネスホテルへの宿泊、あるいは町内の名所や施設利用などの来町者に消費活動をしてもらうための動線をつくる策を一体的に考えるべきです。単に、単発のイベントや観光地の開発を個別に行っていくのではなく、マーケティング手法を活用しながら地域での消費活動をより意識した基本戦略を組み立てる必要があります。

続いて、4つ目の項目です。3点目の基本戦略の話の延長線上にある内容ですが、観光資源の開発に当たっては、観光施策と住民向け文化景観施策、日本人向け施策と外国人向け施策などの切り分け整理が必要だと考えています。1つ目の観点から言えば、自治体施策では文化や景観整備事業と観光客の誘致による経済効果の話が無理やりつなげようとする傾向があるように思います。例えば、どうせ整備するなら観光客が来やすいようにしよう、あるいはせっかく整備したから観光名所として打ち出してみようという発想で、一見合理的ですが、予算も人も余計にかかる一方で思わしい結果にならないことがほとんどです。したがって、むしろ地域住民向けの景観や文化施策は、それはそれで整備して観光とは一度切り離して考え、対外的な強い訴求力が求められる観光資源のみを整理選定して集中的に資源を投入すべきだと考えます。もちろん、個別には補助金の色が関係する場合がありますが、少なくとも町の基本戦略としては、より根底で前提が共有されている必要があります。また、2つ目の観点で、観光客と一言でまとめがちですが、外国人と日本人、欧米人とアジア人、県内観光客と県外観光客など属性は様々であり、求めるものも異なります。町では台湾市場に力を入れています。パンフレット1つをとっても、例えば日本人向けにつくった既存パンフレットを単純に翻訳するのではなく、台湾人の好む情報をベースにした観光マップや特産品紹介をするような発想が必要です。つまり、マーケットにおける顧客ニーズを細分化して、町外・県外・海外の観光客はそれぞれ何を求めているのかという市場把握と分析を行い、どの層をターゲットにして訴求したいかと考えることが重要です。また、地域の実情を最もよく知る住民の声をいかすということも大切ですが、地域住民にとっては当たり前的情景なども旅行者には魅力的な場合も多々あり、安易に住民からのアイデアコンペ化するのではなく、まずはマーケットの前提とどういった成果を期するかという目的を共有しなければ、住民との協働という手法が目的化してしまい、本末転倒になります。

続いて、5つ目の項目です。経済効果を生むインバウンド観光施策として、通告書に記載の4つの提案における見解を伺います。インバウンド観光とは、海外からの観光客誘致全般を指しますが、今回はアジア市場、とりわけ本町で特に力を入れている台湾を意としたいと思います。1点目が、くまモンを積極活用した集客・物販に向けた立地を生かした地域戦略の策定です。観光庁が実施している訪日外国人消費動向調査の費目別購入を見ると、1位は菓子類となっています。また、観光客全般に言えることですが、お土産は旅先がわかることが重要になります。つまり、海外観光客にとっては大津町というブランドよりも旅先を示すわかりやすい印、例えば国内はもちろん台湾においても高い知名度と人気を誇るくまモンのロゴがあるほうが購買意欲をくすぐると言えます。国内外にかかわらず、



まずは買ってもらうことで良い商品は商品力が評価され、リピートや対面、SNSを通した口コミの効果にもつながります。したがって、町としてくまモンロゴの利用申請の推奨や手続き面での事業者支援、あるいはくまモンを活かした広報戦略やアンテナショップの誘致、景観づくりなどに取り組むことも考えられます。ここでもあえて足を延ばしてもらわなくても、多くの観光客が必ずと言っていいほど通過するという町の立地上の強みが生きてくると思います。

2点目は、美容院、エステ、マッサージ、歯科治療等の生活サービス提供に向けた地域戦略の策定です。インバウンド市場では、物を買う行為に加えて何かを体験することに注目が集まっています。例えば、日本の美容業界でもインバウンド市場への関心度が高まっており、ある大手美容サイトにおいては、アジアの女性にとって日本は美容であこがれる国ナンバーワンであり、魅力は「おもてなし・技術力・清潔感」と紹介されていました。また、マッサージに関しては、様々な国の観光地で提供されているサービスとして世界で定着しており、実は観光との親和性も高いと言えます。歯科診療に関しては、短期滞在者でも新プラントや審美歯科といった自由診療を受けることが可能です。特に、日本の歯科医療の臨床水準は、アジアではトップクラスで競争力も高いと言えます。さらに、生活サービス市場の特徴として、利用者が同じ施設を定期的にご利用することが挙げられます。現状でも韓国や台湾、香港から訪れる外国人にはリピーターが多く、町内の美容院などに通う習慣が付き、ついでに観光やショッピングもとなれば、安定的な消費が期待できます。町内の関連事業者を支援、あるいは連携しながら生活サービスを手軽で便利に利用できる地域戦略を考えてはいかがでしょうか。

3点目は、体験型観光の提供です。外国人観光客には有名な観光地ばかりでなく、「新幹線に乗ってみたい」、「本場の和食を食べたい」、「着物や浴衣を着てみたい」といった体験型の旅行を嗜好する意見も多くあります。その中でも、大津だからできる体験型観光に特化するのではなく、交通アクセスを生かして日本的体験を大津町で手軽にできるという切り口もニーズをとらえているように思います。

4点目は、滞在型日本語研修の誘致に向けた取り組みの実施です。北海道の東川町は、台湾人の語学研修などに力を入れ、そういった様々な取り組みによって台湾で最も知名度が高い町とも言われています。台湾では、SNSのフェイスブック利用率が7割近く、滞在者がフェイスブックで挙げる様々な情報が拡散されることで東川町が台湾人の間で身近な存在となり、旅行先として選択する層も増加したそうです。大津町には日本の中では温暖で台湾の気候に比較的近い九州熊本ならではの魅力があります。また、交通アクセス面での利点はもちろん、県内の公立学校として初めて台湾への修学旅行を実施し、現在も相互交流を行っている大津高校があるという歴史的経緯やストーリーもあります。さらに、この滞在型プランは、日々の接点の中で生活サービスや体験型サービスの素地をつくるという意味で前段で挙げた施策との相性も良いと言えます。この実現手法としては、日本語コースのある大学との連携や事業者を支援する形などを考えています。

長くなりましたが、以上、町長の考えを伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の観光による地域経済効果の質問と見解を求められておりますけど

も、今いろいろと議員のほうから提案なり考えを、参考資料になるものを指摘されております。大津町については、もう皆さんご承知のとおり宿場町として栄えた町、しかしこれはもう当時につくられた町というようなことで第1泊目の宿場町と栄える。その中で、やっぱり旅人のもてなしの心というのがずっと生まれてきたんじゃないかなというふうに思います。とともに、地域の産業を生かした銅銭糖、あるいは梅の造花をお土産品として今日まで大津の特産として生かしておられる、その先輩たちのすごいその知恵、それには非常に感激というか、感謝をしておるところであり、これについてはもうしっかりとまた続けていかなくちやならないものというふうに思っております。もちろん、また時の流れで議員おっしゃるようにJR関係の熊本間の開通も100年を越しておりますけども、そのような交通の利便によりまして、企業誘致の第一番目と言われる福岡通産相のアルコール工場。これは地元のやっぱりからいもによりましてのアルコール製造というような形で、その企業のおかげで雇用や経済も中心というような形で大津町が先輩たちの努力と、その苦勞によって今日が生まれてきておる大切なものであるというふうに思っております。そのような思いに、我々は今大津町におきましても企業の誘致、ホンダさんをはじめとする中核工場団地、いろんな工業団地の中で大津の雇用、そういう関係で地元の人たちが出稼ぎ関係で行った人たちが地元にお帰りになられて、そしてしっかりと大津町の経済貢献に尽くしておられるというような思いをしております。そういう流れの大事な中において、我々としても今宿場町から企業の宿場と言われる中で、今後はその企業宿場町プラス観光の関係でどうするかというようなことで、今の議員おっしゃるように、「爆買い」というものが今変ってきておるというようなことも言われております。もちろん、欧州関係については長期滞在で経験をされる、日本の文化をしっかりと見て喜ぶというようなことがそうですけども、東南アジアについては、短期間のうちにおいてまだまだ買い物の関係とか、そういうものに心が流れておられるというふうな思いをしております。そんな思いの中で、我々大津町において、やはりどのような形で観光客を呼ぶとか観光産業を興すかということ、やっぱり食べる喜び、これは農業体験をしながら地元の食を生かしていけるようなことをやっていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。また、乗る喜びとして、ホンダの二輪の町というか、そういう町でありますので、バイクを使って阿蘇のツーリング、あるいは地元の矢護川関係を知ってもらうツーリングなども考える、あるいはまた乗る喜びということで、白川水系におけるのゴムボートとか、そういうもので遊ぶ喜びを覚えていただいて頑張ってお津に泊まってもらうというようなこともお願いできればなど。それと、もう1つは知ること、大津町を知っていただくという、その関係で、やはり白川水系の文化と江藤家というような基本的な文化を、大津町の文化を知ってもらう。そういう文化とともにやっぱり今大津町においても「大津町焼肉街道」と言われるぐらいすごく赤牛関連等について人気があるというようなことでございます。そういう立地的な中において、大津町は空港ライナーとともに国際交流の近いところでございますので、大津町の周辺にはゴルフ場がたくさんございますので、ゴルフバックをしてゴルフ三昧で大津に泊まっていただくと。そういうような中で、大津町の今後のまちづくりをやっぱりやっていかなくちやならないんじゃないかなと。今まで我々がそれに一つ一ついろいろやっております。けども、挫折したものもあります。大津駅からトロッコ列車で南阿蘇のほうへ走ってもらう

ということで、南阿蘇鉄道と相談しましたけども、なかなかJRとも相談したけども、その辺の費用の関係が出てくるということでなかなかうまくいかない。そういうような問題もございまして、あるいは大津町における次の段階をねらうためには、大津町の都市計画のマスタープランを再度やり直さなくちゃならないんじゃないかなと。そういう課題はまずは大津の町の中に大型店舗、免税店を入れたり、あるいはえがおとか再春館とか、そういう企業の健康食とか化粧品とか、そういう人たちがうまくここに来ていただいて、それを生かす喜びを海外や地域の人に来ていただくというようなことも取り入れなくちゃならない。立地は恵まれていると思っております。そういう意味において、大型店関係が今大津にもいろいろとモールの的に頑張ろうということで来ておられますけども、肝心な場所がないということで、やっぱり都市計画の見直し、用途地域の見直しをしながら、大津の443の東側にでも農振をはずして商業地域にするとか、そういうことをかんがえていかななくては大津町の今後の発展につながっていかないんじゃないかなというような思いをしております。本当に、大津町については、非常にそれぞれ恵まれた地域でございまして、いろんな体験をしながら、そしてそこで大津町に来て喜んでいただけるような方法を一つ一つこれから積み重ねていかななくちゃならない。そういうところで今、例えば江藤家の関係は白川水系とともに、あるいは立野ダム関連につきましての北向山からの白川水系の遊び場、そういう中で岩戸の里の周辺の開発関連等についてもいろいろとご相談をさせていただいております。もちろん、そこにはやはり遊ぶゴムボートとかリバーバイクというような形で川の中を走ると。いろんなものを考えることによって、この今言われておられます、提案させていただいておりますものについて、5つの関係についても、そういうようなところで一つ一つを詰めていくような政策を今後とっていかなくちゃならないんじゃないかなというような思いをしております。

詳しい内容につきましては、担当のほうからまた説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 平成26年の観光統計では、大津町には年間26万人が宿泊しております、うち1万8千人が外国人ということです。宿泊者は前年度2万人の伸びで、日帰り客については年間176万人ということで、前年に対して4万人の減です。阿蘇方面の火山灰の影響があり、観光客の減少によるものだと思います。

通告書でお書きされております観光市場における大津町の強みをどのように分析しているかということですが、おっしゃったとおり交通の利便性が大変良く交通量が多いということで、幹線道路については国道57号線が1日3万台、325号線は2万台の車両が通過しています。また、先ほどありました空港ライナーが1日27便往復しているところです。また、道の駅などの観光施設もありまして、12軒のビジネスホテルなどの宿泊施設がありまして、約1千室を超える部屋数で1千500名の宿泊が可能で、本田技研をはじめとする企業の集積地でもあり、ビジネス観光客も多く、飛行機やJRなどの利便性もよく、宿泊者も増加しているところでございます。

次の観光市場における経済効果の高め方をどのように考えているかについてですが、現在の経済効果としては、観光統計調査によりますと、宿泊者が約21億円で日帰り客が26億円となっています。

議員ご指摘の域内調達率につきましては、調査は行っていないため、その辺はわかりませんが、仮に50%の域内調達であるとするれば23億円の経済効果であると思われます。観光客数を増やすことも必要ですが、地域内の調達率を上げる必要があると思われます。

次の経済効果を前提に地域の強みとマーケットニーズをベースにした基本戦略の策定が必要ということですが、現在は観光統計の調査等を使用してのまた総合計画等の計画を策定しておりますが、今後は商工会や観光協会にご協力いただきながら、マーケットニーズを調査して計画を策定する必要があるかと思えます。余談ですけども、最近の全国でも有名なファッション雑誌で全国でわざわざ行きたい居酒屋ベスト20に、大津町内の居酒屋が紹介されてるなど、その辺からもマスコミを利用したその辺の知名度が少しずつ出ていければなというふうに考えます。

次の観光資源の開発や広報に当たっては、観光施策と住民向けの郷土・文化振興及び景観整備施策や日本人向けと外国人向けの切り分け・整理優先付けが必要と考えるがについてでございますが、現在のイベントでは、地蔵祭りを大津町商工会が、またつつじ祭りやからいもフェスティバルは「明日の観光大津を創る会」がそれぞれ目的を持ち実行委員会を設置して開催しております。そして、肥後おおづ観光協会や地域おこし協力隊には今あるイベントを利用して交流人口を増やすことや、28年度予算ではスポーツコンベンション等の協力隊や外国人向けの観光振興を行っていただきたいと考えているところです。

次の5の経済効果を生むインバウンド観光施策ですが、くまモンの積極活用ですが、蒲島知事の定例記者会見では、くまモンの27年度の年間売上高が1千億円を超え、前年の約1.57倍に増加したとの報道がなされています。食品が835億円でグッズが170億円の売上げで、海外の売上げも21億円ということです。現在、くまモンのグッズとして支援を考えているのが、海外でのからいもの商品販売の包装紙にくまモンを使用できるよう支援を行っているところです。また、JAのからいもの箱にはくまモンとからいも君と一緒に印刷した箱をつくっているところです。

次の美容院やエステなどの生活サービスの販売に向けた地域戦略の策定及び事業者支援の件ですが、将来的にはインバウンド消費が伸びる可能性として、モノからコトということで、爆買いから体験へと言われるよう、モノを買う行為に加えて何かを体験するというサービスになるかと思えます。生活サービスの販売のメリットは、訪日リピーターの拡大と言われておりまして、まず大津町に訪れてもらう必要があると考えており、リピータを増やす方法の一つであると思っております。体験型ツアーでは、現在行われているものとして、熊本市では水前寺公園の参道ではアジアからの客様に着物レンタルをしたり、熊本市ではイチゴ狩りをしたりとか、そういう観光農園が行われております。大津町としては、からいも掘り等の観光農園や本田技研のバイクの生産ラインを見学する、また全日本モトクロス選手権とか、Enjoy Hondaのイベントツアーなどが考えられるかと思えます。滞在型の日本語研修の誘致のご提案ですが、北海道の東川町において、日本語を学べる町として台湾では広く知られているようです。台湾との長年の交流を結んだ結果ではないかと思っております。台湾などのアジア圏域での交流を深めて、滞在型の研修もいずれはできるようになればと考えております。

今後の戦略としては、大津町にどれだけ泊まっていたか、訪れた方にいかに地元のお店で地元

のものを買っていただくかが重要であると思っています。大津町単独ではなかなか知名度も低いいため、連携都市圏などを活用しまして、周辺自治体と連携しながら今後観光振興を図る必要があると考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 詳しい答弁いただきましたが、2、3追加で指摘、質疑も入るかもしれませんが、お話をさせていただきたいと思います。

先ほど経済効果の話で、ホテルだとか通過客のお話あったんですけども、私が言いたいのは、そのホテルに泊まっている方々がどれだけ大津の町において、例えば居酒屋に行ったりとか食事をしたりとか、お土産を買ったりしてるかということなんです。もしかしたら熊本市内だとか阿蘇のほうで食べてたり、ホテル、もちろんホテルで経済効果生まれているんですけども、その動線をもっとうまくつくっていくことでどうにか、より経済効果を高めることができるんじゃないかと。道の駅おおづもありますが、少し遠隔地であるというお話だとか、実は空港でお土産買っている人が多くて、そうすると大津町の売上げ、税収にはならないんじゃないかと、そういうことのあり方、やり方を尋ねているところですので、もしそのところの案があれば、追加で1点お伺いしたいと思います。

2つ目、こちら指摘になるんですけども、ちょっと1点、認識十分あるかもしれないんですけども、指摘させていただきたいところが、この行政における観光だとか特産品、特殊性に富むところなんですけども、例えば民間でいうとマーケティングの3Cというものがあります。何かというと、3Cの1つがCustomer顧客ということですね、Competitor、Companyで顧客と競合と自社ということなんですけども、どういうことかということ、市場分析を行って顧客が求めるニーズをつかむ、競合分析を行い、顧客ニーズと照らし合わせた上で自社の差別化ポイントを見分ける。3つ目が、自社分析を行い、顧客ニーズと差別化ポイントを見極めた上で、何を打ち出せるかを考えるということです。自治体も業務の特性上、ここらが苦手なのかなと思っています。例えばなんですけど、顧客ニーズに当てはめると、どちらかというとな必要不可欠だから住民の方は来てくださると。競合という意味でいうと、なかなか引越すことはできないので、基本的に住んでいる自治体のサービスしか利用しなく、競合が存在しない。自社、自治体、自分の自治体なんですけども、これまでは決まったパッケージを提供していた。ただ、観光は少し違ってまして、ターゲットはあくまでも町外の方なんです。なので、顧客ニーズの面でいうと、例えばさっき言ったような旅先がわかるしるしだとか、日本的体験というニーズがあったり、競合でいうと、阿蘇、菊池、あるいは熊本城、八千代座というところに大津の資源で勝っていけるのか。強みを、自社のところで交通アクセスをもっと生かすべきじゃないかということなんです。同じように、マーケティングの話になってしまいますが、プロダクターとかマーケットインとお話あるんですけども、プロダクターとは自分の持っているものだけを見てどうやって売っていくかというお話で、マーケットインは実際に市場が何を求めるかを考えた上で戦略を考えていくということなんです。先ほど指摘したとおり、行政ではその辺がまだまだ慣れてない、一般的にはないので同じ枠組みで考えてるんじゃないかなというふうに感じております。

そこで、例えば特産品の話もありましたが、からいもを考えた場合、顧客は有名だから買っている

のか、おいしいから買っているのか、あるいはよく行くスーパーにたまたま置いてあるから買っているのかという視点。競合を考えたときに、例えば海外に売るときもそうなんですけども、隣の西原村だとか、あるいは台湾のイモと比較してどういった強みがあるのかと。そういったものを踏まえた上で大津のからいもの強み、値段なのか味なのかネームバリューなのか品質なのか、そういったことをしっかりと見極めた上で考えていかなければいけないと思っています。そうした上で、基本戦略というものを今の、例えば総合戦略とは別に町でしっかりと持っていかなければ、恐らく指摘したとおり上滑りの取り組みに一つ一つがなっていくんじゃないかと考えているところでございます。こちら指摘で答弁要らないんですが、最初の質問の答弁だけお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 金田議員の再質問にお答えします。

議員さんがおっしゃるように、行政にとって、特に市町村行政にとってマーケティングというのは大変不得手な部分だと思います。大津にいろんな業者さんとかお店屋さんとか来る場合は、いろいろ市場調査をして、そこに商売の可能性があるかというふうなことを調査されるという話も聞いておりますし、その辺はですね、行政というよりももちろんそれぞれのですね、商売をされているそれぞれの分野において、その辺についてはやっぱり生活がかかっているということです、その辺で民間のほうですね、しっかりとされているというふうに思いますので、そこで行政がどこまでできるかというのをちょっと私もその辺はわかりませんので、あとで、今後参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員の言われるように、ビジネスホテルは大津にたくさんございますけども、一時は企業ビジネスというような形で大変予約無くしては入れないというか、そういう状況でございまして、一時はそれからリーマンショック落ち込んだわけでございますけど、今お状況としては大分持ち直してきて、観光関係のお客が入ってきておると聞いてございまして、海外のお客様も1万5千から2万近くは大津に滞在されておるとような話を聞いております。もちろん、夜駅南のほうを歩いてみますと、やっぱり外国人の方が夜を楽しんでおられるというか、そういう店がぼちぼち力付けてきておるんだなというような思いをしております、やっぱり夜の楽しみ、カラオケもそばにありますので、そういう駅南の食の文化も力がついてくれればなというふうには思っております。もちろん、そういう中で語学関係とか、いろいろの、東南アジアに対する言葉の問題とかいろいろございますけども、さしあたって県のほうが今年、大津駅周辺関連等についての案内板を韓国語とか中国語で案内をしていくというような話を聞いておりますので、そういう中で少しは大津町についてもその辺を検討しながら、それに合うような形をやっぴいかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、おっしゃるように、いかに大津で遊んで楽しんで喜んでもらえるような形のもので今後地域協力隊の皆さんや商工会、JA、それから一般の皆さんと共にどうしたらいいかというのを知恵を出して次の世代に送っていけるような政策をやっぴいかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

○1番（金田英樹君） 終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時59分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告



# 平成28年第1回大津町議会定例会会議録

平成28年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成28年3月22日(月曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 徳 永 保 則 総 務 部 長 田 中 令 児 住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則 経 済 部 長 大 塚 義 郎 土 木 部 長 大 塚 敏 弘 併任工業用水道課長 総 務 部 次 長 兼 徳 永 太 総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之	会 計 管 理 者 兼 中 野 正 継 会 計 課 長 総 務 部 羽 熊 幸 治 総 務 課 長 兼 補 佐 兼 財 政 係 長 総 務 部 白 石 浩 範 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長 教 育 長 齊 藤 公 拓 教 育 部 長 松 永 高 春 農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	

## 平成28年第1回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成28年 2月24日 請 願 第 1 号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願	不 採 択	総 務 常任委員会

## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第 1号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出について
同意第 1号	大津町副町長の選任につき同意を求めることについて
同意第 2号	大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 8 年 3 月 2 2 日 (月) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 2 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 3 発議第 1 号 「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」の提出について  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 4 同意第 1 号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 同意第 2 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 1 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 0 号、1 1 号関連、2 8 号関連、3 0 号、3 1 号、3 3 号、3 5 号の 7 件であります。当委員会は審議に先立ちまして、3 月 1 0 日、1 1 日の両日に現地調査を行いました。そして 1 4 日から 1 5 日まで委員会 C 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

まず、議案第 1 0 号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

委員より、協定書の中に費用を増減するような文言はあるのか。協定金額というのは決まっているわけではないのかとの問いに、執行部より、基本協定の中に、さらに年度実施協定があり、年度ごとに工事が 2 カ年ありますので 2 5、2 6、それから 2 6、2 7 年とあり、年度ごとの実施協定を結びます。その中で変更したものについては、昨年 1 2 月補正で債務負担行為の変更をお願いしたとこ

ろですと答弁がありました。

採決の結果、議案第10号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号関連、熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

経済部農政課関係におきましては、委員より、熊本市と連携ができるメリットがあるが、熊本市の事業に参加するケースが多いと思う。町が単独で事業を行う場合の考え方はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、6次産業化、農商工連携等の事業は熊本市が開催し、近隣市町村が参加するという形になりますが、地産地消の推進事業や都市と農村の交流促進事業などはそれぞれの市町村が行う事業に対し、熊本市を含めた近隣17市町村が連携・協力しながら取り組むこととなりますと答弁がありました。

また、委員より、協定でなく「協約」との表現であるが、協約とはどの程度の縛りがあるのかとの問いに、執行部より、重要なご指摘と思いますが、全体的な把握まで至っておりません。具体的協議を進める中で、取り組めるもの、取り組めないものも出てくると思いますが、当面、可能な限り協議は行うという姿勢になります。メリットとして、協議が整い事業が予算化された場合、市町村は1千500万円まで特別交付税等で財源措置されると聞いておりますとありました。

経済部の商業観光課関係におきましては、委員より、連携協約は色々な幅広い選択ができ、協力をしていく必要があると思う。大型開発が交通センター跡にできて熊本市の財政を圧迫するのであろうが、熊本市は巨大であります。熊本市から菊陽町、そして大津のラインを崩さないように事業のすり合わせをしてもらいたい。火の国まつりなど連携の時に負担金などの金銭的な問題は発生しないのかとの問いに、執行部より、今のところ連携協約では、負担金等の問題は話し合っておりません。熊本城マラソンのときに参加しましたが、費用は出しておりませんと答弁がありました。

意見といたしまして、具体的に動きときに、町の施策をもって有利に持っていくこと。今から詰めなければならないこともあると思うが、いろんなところが連携して、ライバルはライバルとして、連携できるところは連携してやってもらいたいとありました。

経済部企業誘致課関係におきましては、委員より、近隣の菊陽町、合志市が参加しない理由は何なのかとの問いに、執行部より、直接は聞いておりませんが、企業誘致は自治体の競争でもありますので、メリットは少ないのではと考えたつもりではないでしょうか。本町といたしましては、情報の発信や共有についてはメリットもありますので連携には参加しまして、有益なものがあれば事業として取り組みたいと思いますと答弁がありました。

土木部建設課関係におきましては、委員より、国道57号線と県道矢護川大津線との交差点で渋滞が発生している。改修の要望は必要ではないかとの問いに、執行部より、県道矢護川大津線が渋滞しているため、熊本県に歩道を含めた整備の要望を行っておりますと答弁がありました。

また、委員より、中九州横断道路の用地交渉の進捗状況はどうかというふうな問いがあり、執行部より、これまでに九州地方小委員会が3回開催されまして、北ルート(案)で事業化を目指している段階でありますと答弁がありました。

委員より、実現する可能性は半分ぐらいあるのだろうか。代替案が国道57号線の拡幅ではなかったのかとの問いにおきまして、執行部より、次回の九州地方小委員会で事業採択になると思っておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第11号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号関連、平成28年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会関係におきましては、委員より、遊休農地のアンケートを行っているようだが、遊休農地の今の現状はどうか。また町としての対応はどうか。再生不可能農地の取り扱いについて、県の判断、町の対応はどうなっているのかとの問いに、執行部より、遊休農地（A分類）が42ヘクタール、再生不能な農地（B分類）が16ヘクタールで合計58ヘクタールとなります。昨年が56.4ヘクタールでしたので増加をしております。遊休農地のアンケートは、184人、256筆行っており、貸付け希望の方については、中間管理機構に預ける予定であります。それ以外の方については、来年度農地パトロールのときに利用状況を確認いたします。多くの農地は道がないために荒れている状況であります。再生不可能な農地については、県の研修会では山林など非農地判断するように言われておりますが、違法転用となる場所もありますので、判断については慎重に対応しております。また、非農地判断しても、他市町村では農地の所有者が地目を変えてない事例が半数以上と聞いておりますと答弁がありました。

また、委員より、農業者年金は他の年金と同様に運用されているのかとの質疑に、執行部より、農業者年金は、現在の制度は積立方式で運用されており、昨年度までの運用は株式投資などが好調で、高利率で運用されておりますが、毎年運用の利率は変動しておりますと答弁がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、有害鳥獣については、捕獲補助金と対策補助金で予算措置してあるが、電気牧柵による自衛対策にも限界があります。場合によっては被害も大きいのでより一層の捕獲をする考えはないのかとの問いにおきまして、執行部より、有害鳥獣捕獲隊には大変お世話になっております。平成25年度と26年度の実績を比較しますと、イノシシがプラス23頭、シカがプラス12頭と捕獲頭数も増えております。捕獲補助につきましても、1頭当たり5千円の町補助を実施しておりますが、加えて平成27年度から町協議会に対し国の交付金が1頭当たり8千円上乗せされる事業にも取り組んでおります。これにより隊員の意欲の更なる向上につながると考えております。隊員の高齢化により、減少傾向にありますが、本年度の総会時に町内支部から推薦を受けた町外在住者についても各班2名以内で隊に加えることとなりまして、計6名を新たに隊員として加入していただき実施しておりますと答弁がありました。

また、委員より、TPP対策に対して新年度予算において変化があったのかとの問いに、執行部より、新年度予算では、直接TPPに関連する予算の計上はありません。現在、国におきましては、平成27年度の補正を含め3つの大きな事業があります。1つ目は、27年度3月補正の「担い手確保経営強化支援事業」です。36経営体の事業申請を行いました。全国で53億円の予算規模であり不採択となりました。菊池管内市町も同様でありますと答弁がありました。

引き続き、答弁といたしまして、この他、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業がございます。2つの事業とも地域協議会を設立し地域計画に基づき各経営体の事業を実施することとなります。事業総額もそれぞれ500億円、それと600億円の規模で、今後基金化されることとなっております。具体的な事業計画となった場合は、委員会に諮り事業を進めたいと思いますと答弁がありました。

委員からの質疑で、岩戸の里の状況説明をお願いしたい。また、ふれあい公園を含む関連施設の維持管理については臨時職員で行うのか。1人では大変な作業量ではないのかとの問いに、執行部より、岩戸の里につきましては、改修工事に着手しましたが、老朽化が著しく工事を中止いたしました。その後、岩戸の里の元職員を臨時職員として雇用し、直営で維持管理を行っております。新年度につきましても、同様に最低限の経費で維持管理を行うこととしております。今後につきましては、3月補正でお願いいたしました委託料により固定資産の評価・鑑定、経営面から見た評価を行いまして、結果に基づき募集要項を作成後、公募による選定を進める予定だと答弁がありました。

また、委員より、現状において、補助金の返還についても問題はないのか。また、起債の状況はどうなっているのかとの問いにおいて、執行部より、有償譲渡の場合は補助金返還の対象となります。事業に沿った無償譲渡については、補助金返還の対象とはなりません。起債については終了しておりますと答弁がありました。

また、意見としまして、岩戸の里を無償譲渡したとしても引き受けてはないのではないかと。建物に対する固定資産税だけでもかなりの負担となる。改築に伴う多額の費用も必要となるとありました。

また、委員より、土地改良区の合併関係の説明を全員協議会で受けたが、全体的な状況はどうか。また、施設の老朽化も各土地改良区でも進んでいると思われる。今後どのように進めていくのかとの問いに、執行部より、土地改良区の合併につきましては、合併計画案を作成し、各改良区の総代会、総会で計画案の説明を行っていく段階であります。

錦野、迫井手土地改良区管内は、関係集落の総会での説明会も実施されており、今月19日に大菊土地改良区の総代会、20日、錦野、迫井手の総代会、総会が予定されておりますので説明を行います。

合併後の事業につきましては、錦野土地改良区は幹線水路の老朽化、迫井手土地改良区は頭首工、取り入れ口の堰であります。の老朽化、大菊土地改良区は、ほ場整備時に整備した用排水路等の老朽化が進んでいる状況であり、合併後に改修計画が必要となりますと答弁がありました。

また、委員より、矢護川地区で圃場整備をしたあとを考えたときに、効果が出るのは何年後なのか。今までの圃場整備で有効な期間はどれぐらいが望まれているのかとの問いに、執行部より、事業推進段階では、整備後50年や100年といった長い期間農地を維持できるような推進を行っております。例えば、陣内地区などにおきましては、整備後30年を経過しております。用排水路等のコンクリート構造物の耐用年数が30年となっていることから、それ以降は維持・管理部分も出てきますが、推進を行っていくうえでは、50年後、100年後を見据えたところで事業推進を行っておりますと答弁がありました。

また、委員より、基盤整備するだけでなく、今後は栽培作物やコスト等を考えて営農計画を並行し

て面積の規模を決めて行かなくてはならないと思うが、国の基準などはあるのかとの問いに、執行部より、基準は3千平米となっておりますが、中山間地域などは2千平米でもよいため、今後の営農計画とあわせ、農業しやすい区画を決めていきたいと思えますと答弁がありました。

また、委員の意見といたしまして、基盤整備をするからには、農家にとって利益が出る農業経営を行っていただきたい。6次産業でブランド化するという圃場整備をきっかけに、地域の農業が右肩上がりになるような農業に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

経済部商業観光課関係におきましては、委員より、海外販路拡大事業について、どんな取り組みをするのか。3月の補正もあると聞いておるかと問いがあり、執行部より、大津町「ネクストステージプロジェクト」地域・経済活性化推進支援事業の申請がなされております。その中で、からいも等の農産物の販路拡大事業、百貨店での物産フェアの実施、インバウンド対策でサインやパンフレット作成、台湾旅行社の招致事業の開催で1千万円を申請しておりますと答弁がありました。

また、委員より、地域おこし協力隊は6次産業化など行っているが、何をやっているのかとの問いに、執行部より、からいも農家や真木地区などと連携をして、地域の魅力を見つけて6次産業化などを行ってもらっておりますと。観光協会ばかりでなく、自分たちで考えてやってもらいたいと思っておりますと答弁がありました。

また、委員より、新たに大津に来た人たちなので、人を知っていない。そこの橋渡しは役場でしてもらわないとできない。期間が3年、情報伝達や連携がもっと必要ではないかとの問いに、執行部より、地区担当職員がおりますので、そこと連携を進めていければと思っております。真木地区と岩坂地区におきましては、連携して頑張っていきます。焼き芋の専門店でも行ったらどうかという話も出ておりますとありました。

また、委員より、補助金の中で、地藏祭り、明日観、観光協会があるが、一本化はできないのか。地藏祭りは商工会がやっているが、明日観は役場が事務所なのかと質疑があり、執行部より、明日観には、専属の事務員がおります。本年度から観光協会と併せてやっていきたいと考えておりますと答弁がありました。

また、意見としまして、明日観はボランティア、その時期ごとではなくて、1年を通して考えられないのか。町のイベントや祭りは効率的にやれないのか。その中で、観光協会に一本化され、その中で、地藏祭り、明日観のまつりが組み込まれ補助を出す。役場はチェックするだけで、ボランティアは自由参加でいいのではないかなどの意見が出されました。

また、委員より、上井手景観整備の進入路は4メートルとなっており、階段を作るようになっておる。維持管理費を含めてどうなのか。個人の家の問題もあるのでしっかりと行ってもらいたいのかとの問いに、執行部より、上井手景観整備事業で整備を行います。建物が老朽化しております。水車は町内に必要で、この付近は水車が3件ぐらいありました。水利を使うならばあそこしかありません。建物を壊して、ミニ公園のようにして、つつじロードをつくり、手すりをつくる考えております。水車も木がいいのか、ステンレスがいいのか、維持管理を考えてつくりたいと思えます。整備を行い、昭和55年に災害が起こったので、災害にならないようにしたいと思えます。人が集まる観光より、



歴史を残すような位置付けを考えておりますと答弁がありました。

経済部企業誘致課関係におきましては、委員より、印刷製本費のガイドブック作成はホームページとリンクさせているのかとの問いに、執行部より、内容は企業立地に関する町の概要や補助制度などを記載したものです。ホームページとリンクさせますとありました。

また、委員より、旅費はこれぐらいで足りるのか、積極的に企業誘致に取り組んでほしい。1社でも誘致できれば、固定資産税、雇用などもかなりのものになるではないかとの問いに、執行部より、28年度は増額させていただいております。今後も積極的に誘致活動を行いたいと考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、起業を誘致するに当たってアピールする材料はあるのかとの問いに、執行部より、昨年の6月から不動産業から情報の提供をお願いしております。また、熊本県、県工業連合会が開くセミナーに積極的に参加し、企業の情報を得ながら用地紹介などのマッチングを行っておりますと答弁がありました。

また、委員より、大津町企業連の活動はどうかとの問いに、執行部より、役員会、総会、企業と学校との情報交換会、スポレク大会、企業と行政との懇談会、研修会などを行っております。スポレク大会には34社、500名を超える参加があり、企業間の交流が図れると好評でありますと答弁がありました。

土木部建設課関係におきましては、委員より、調整池も大雨や年月が経つと機能低下が懸念されるが、調整池の管理基準となるものはあるのか。また、今回の浚渫業務委託は補助事業であるのかとの問いに、執行部より、町では約40か所の調整池を管理しております。浚渫業務につきましては、管理基準が定めていませんが、土砂等の堆積や悪臭がする場合には実施するようにしております。補助事業ではありませんと答弁がありました。

また、委員より、各行政区からの要望も多いと思うが、道路台帳を平成27年度に整備され、路面の状況等も把握されているのかとの問いに、執行部より、町道については、ひび割れ率やわだち量を調査し、舗装維持管理計画を作成しておりますと答弁がありました。

また、委員より、町道猿渡線と杉水大津線の道路改良はどのような計画になっているのかとの問いに、執行部より、猿渡線は、平成27年度で測量を計画しておりましたが、都市再生整備計画の補助事業となったため、杉水大津線と併せて新年度で測量するように変更しております。猿渡線は、山側の拡幅、杉水大津線は片側に歩道設置を予定しておりますと答弁がありました。

つづきまして、土木部都市計画課関係におきましては、委員より、ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いは何なのかとの問いに、執行部より、ユニバーサルデザインは、健常者も含めた万人のための施策で、バリアフリーは、身体障害者を対象とした施策であります。ユニバーサルデザインは、県の施策の中でも方針を記載してあります。具体的には、バリアフリーは、誘導ブロックを連続させますが、ユニバーサルデザインには段差を少なくするために要所にしか点字ブロックを設置しない。また、手すりについても同様でありますと答弁がありました。

また、委員より、門出2号線の整備による60台の駐車場の活用はどう考えているのかとの問いに、

執行部より、総合政策課とパークアンドライドについて協議をしながら活用を考えていきたいとありました。

また、委員より、都市計画図の作成業務があるが、その後都市計画の見直しなどの展開はあるのかとの問いに、執行部より、今回の業務委託におきましては、建設課所有の航空写真を利用し地形図を更新するものであります。作成後、2年延長された振興計画を基に、都市計画マスタープランの見直しなどに活用していきたいと考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、データの運用やセキュリティはどうなっているのかとの問いに、執行部より、今回の業務によりデジタル化された座標数値がデータになるため、地形図と税務課の字図やその他座標データを持った資料と重ねることができます。市内の地図データの管理をしている情報計画係とどう運用していくか協議していきますと答弁がありました。

また、意見として、情報流出などないようセキュリティはきちんと行ってほしいとありました。

また、委員より、あけぼの団地の改修はローテーションで行うのかとの問いにおきまして、執行部より、平成20年度策定した公営住宅長寿命化計画により改修いたします。順番については、同意が100%のところから行いますと答弁がありました。

また、委員より、家賃において建設費は取り戻せるのかとの問いにおきまして、執行部より、家賃の値上がり分と団地の利用を20年間延長しますので、その分を合わせると工事費と家賃がおおむね同額になりますと答弁がありました。

委員より、補助金分は黒字と考えていいのかとの問いに、執行部より、家賃収入は建設改修の起債分及び住宅を管理する人件費及び修繕などに当てることとなっておりますので、概ね収入、支出同額になるよう公営住宅法で家賃の計算をするよう定められておりますと答弁がありました。

続いて、土木部下水道課関係におきましては、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第28号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、平成28年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

委員より、繰越額が多いため、基金化するなど検討すべきではないかとの問いにおきまして、執行部より、繰越金につきましては、熊本県と分収契約を締結している143ヘクタールの真木団地を平成26年度から平成33年度にかけて伐採する計画ですが、伐採後に植栽義務がありますので、大津町外四ヶ市町村で植栽等を実施する費用に充てる計画でありますと答弁がありました。

採決の結果、議案第30号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、平成28年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、使用料徴収委託において、前年は単価122円で、新年度は159円となった理由は何かとの問いに、執行部より、今回は、量水器の取替などが含まれております。メーター器自体は8年に1回の交換ですが、今回交換時期になったものが多く増額となっておりますと答弁がありました。

委員より、水道のメーター器交換の費用も算入するのかとの問いにおいて、執行部より、メーター

更新は、年度ごとにされておりますが、今回多かったということでもあります。使用料徴収の委託料につきましては、委託契約を締結しております。委託料の算定基礎がありまして、その項目は水道企業団の決算数値から算出をしております。項目は、職員の給与、検針委託費、納付書の郵送費、口座振替費、車両の燃料費、車両の営繕費、そして量水器の取替委託費、量水器の修繕費、あと印刷費などとなっております。この費用の合計を出して、下水道の比率をかけ単価を割り出してあり、今回159円となっております。説明では、量水器の取替委託の部分が突出しているのが主な理由として説明を受けましたと答弁がありました。

採決の結果、議案第31号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

委員より、水洗化率はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、水洗化率を見ますと矢護川で83%、錦野で79%、杉水・平川で75%が接続されております。工事は24年度で終了しております。水洗化促進を図っておりますが、高齢者、一人世帯の増加におきまして分担金の納入は終わっていても接続となると厳しい状況にありますと答弁がありました。

採決の結果、議案第33号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成28年度大津町工業用水道会計予算についてであります。

委員より、以前、停電で給水がしばらく止まっていたことがあったが、想定される事態に対する備えはできているのかとの問いに、執行部より、一番大きな1番ポンプには、非常用発電機を設置しております。今後は、できればポンプを2台設置して交互に運転させるなどの方法を検討していきたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、4号井戸の新設で、全体事業費はどれぐらいかかる予定かとの問いに、執行部より、まだ詳細設計をしておりませんので概算金額にはなりますが、井戸のさく井に伴う設計工事費が約4千万円、施設の設計費が約1千700万円、工事費が1億2千200万円程度となっておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第35号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時45分から再開いたします。

午前10時31分 休憩

△

午前10時45分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号関連、第20号、議案第21号、議案第22号、23号、24号、25号、それから議案第26号、27号、議案第28号関連、それから議案第29号、議案第32号、そして議案第34号の13件でございます。当委員会は、審議に先立ちまして、3月9日に関係する11カ所の現地調査は行い、引き続き大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第11号関連、熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、環境保全分野では3つの事業を行うことになっているが、今まで行ってきたことを引き継いで行うということなのか。この協定で新たに事業が追加されるということなのかという質問に対しまして、執行部より、熊本市を中心にこれまで行ってきた内容を今後も引き続き連携することで効果的に取り組んでいくものでありますという答弁がございました。

委員より、それでは、財源はどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、費用が発生した場合は、特別地方交付税でみていくという枠組みですという答弁がございました。

それから、福祉部関係では、委員より、「福祉有償運送に係る運営協議会の開催」という連携事業について、福祉有償運送とは具体的にどういった内容か。また福祉タクシーとの違いはなにかという問いに対しまして、執行部より、福祉タクシーについては、タクシーなど許可を受けた業者が対象となるものです。一方、福祉有償運送は、身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者などを対象に、自家用車などで運送ができるように、陸運局に申請して行えるようにする有料のサービスです。運営協議会が認めたNPO法人などの非営利法人の事業所などが対象になりますという答弁がございました。

続きまして、学校給食センター関係について、委員より、地元でとれた作物であることをどのようにして伝えているのかという問いに対しまして、執行部より、学校給食センターには、熊本県の栄養職員が2名いるので、各学校に出向き、児童、生徒と一緒に給食を食べながら食材の産地や食べることの大切さを教えております。また、月1回の「ふるさとくまさんデー」の取り組みとして、町内の生産者の写真などを取り入れるなどして地元の農産物を紹介しておりますという答弁がございました。

生涯学習課関係では、質疑はございませんでした。

次に、図書館関係でございますけれども、委員より、この連携協約には郡内で菊陽町と合志市が入っていないが、大津町だけ参加するメリットは果たしてあるのかという、そしてまた、雑誌の保存スペースがないということで、以前幾つかの図書館で役割分担できないか検討してみてもと尋ねたことがあるが、どうなのかという質問に対しまして、執行部より、菊陽町と合志市は熊本市と隣接しており、影響が計り知れないということで参加しないということです。大津町は、最初から門戸を閉ざすのではなく、検討、協議はしていこうということでございます。

雑誌の保存については、大津町は本田技研があるということでバイク関係の雑誌を永久保存としておりますが、その他については、難しい状況ですので、そうした話も協議していくことはできるのではないかと考えておりますという答弁がございました。

それから、委員より、熊本市の図書館の本を借りられるので、かなりメリットがあるのではないかと。執行部より、それに対して、現在は熊本市への通勤、通学の方のみが利用できますが、相互利用により、一般の町民の方も、熊本市立図書館や熊本駅のそばにある新都心プラザ図書館も使えるようになりますので、メリットはありますという答えがございました。

それから、また、委員より、菊陽町、合志市の図書館を利用できなくなるということはあるのかとの問いに対しまして、執行部より、連携協約は、あくまで熊本市と大津町との間での協約ですので、そういったことはありませんと。今後の協議の中で、その件も把握して進めたいと思いますという答弁がございました。

続きまして、子育て支援課関係では、委員より、大津町では病後児保育は行っているが、病児保育は行っていない。連携協約の中で対応することはよいことだが、聞いた話によると熊本市、合志市、菊陽町はどれも病児保育がいっぱい、なかなか利用ができないと聞いている。例えば、熊本市のミルク病児保育室の話を知ると、とても他市町の受け入れはできないのが実態と聞いている。こちらが提供するものとあちらから提供してもらえるもの（協約で得られるもの）とのバランスが取れるかが心配である。実施状況を把握して話しをしたほうがいいのではないかとという質問に対しまして、執行部より、今後の協議の中で、その件も把握して進めたいと思いますという答弁がございました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第11号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いてはですね、関連があるため2つの議案を合わせて審議いたしました。議案第20号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、そして、議案第21号、大津町指定地域密着型予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのこの2つであります。

委員より、これまで県がやってきたが、規模の小さい事業所について市町村で対応してくださいということだと思うが、この内容は、町として受け止めきれぬのが心配するところである。該当する事業所がどれだけあるのか、それとここに書かれていることをやらなければならないとすると、町での確認が必要になると思うが、どのように行うのか。特に心配するのは、難病等を有する重度要介護者、またはがん末期の者であってサービスを利用する者（指定療養通所介護）について、町としての責任問題等が発生することも考えられると思うが対応ができるのかという問いに対しまして、執行部より、大津町の通所介護事業所は、小規模、その他を含めまして10カ所あります。その内今回対象となるのは小規模の対象が当初5カ所でありましたが、1カ所が小規模でない19名の事業所として2月末までに県へ申し出をしており、現在4カ所が対象となっておりまいます。

町での受け入れ準備がどうなのかにつきましては、今まで県の指揮監督の下、事業所運営が行われておりますが、指定については“みなし指定”として取り扱うこととなります。既に町外の方が入所されている場合につきましては、当該市町村間で同意を交わすなどの事務が発生いたします。また、地域密着型につきましては、条例に基づき、これまでもグループホームや認知症対応型通所介護など

の事業所に対しまして、既に管理・監督を行っており、適正化についても実地検査等を実施してきましたので、県からの情報を受けながらこれまでの経験を活かし、指定更新や指導・助言等を行っていかねばならないと考えております。

なお、指定療養型通所介護につきましては、現在町内にはありません。県内でも1カ所ある程度で、事業所としては少ない状況でありますという答弁がございました。

また、さらに、委員から、小規模介護事業所という、実際はどのようなサービスを行っているのかという問いに対しまして、執行部より、通所のデイサービスです。送迎や食事、入浴、レクリエーションを兼ねたりハビリや、何か物を作ったり、体操したりなどといった介護保険のデイサービスになりますという答弁がございました。

それから、対象事業所の場所はどこかという質問に対しまして、執行部より、「デイサービス菊阿」は、大林の駅の前、それから陣内のおおつかの郷の隣にある「デイサービス花風香」、それと「デイサービス祐」は杉水のつつじ台のところにあります。「デイサービス陽楽」は、小林のバス停留所の前です。共通する点は、民家を改造されているところです。

委員より、空き家対策にもなっているということなのか、執行部より、そうです。空き家だったところを借りております。人との係わりを重視して、地域でやっていきたいという方針だと聞いておりますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第20号及び議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、一つ一つの関係情報は、一つのまとまりだと思うが、その中にある各項目の定義はどこにあるのかという質問に対しまして、執行部より、番号法の中に、例えば「住民票関係情報はこのような法律に基づいた情報」として定義されておりますが、今回は番号法で定義されていないものについて追加して、それぞれの法律に基づいて定義するものですということで、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第22号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、大津町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例についてであります。

委員より、高齢者生きがいセンターの本来の目的があつて、それについての活動がこのままでは活かされないという説明であるが、今までなぜ公の施設としてそのままになっていたのかという質問に対しまして、執行部より、高齢者生きがいセンターの指定管理期間の終了に併せて、再度検討いたしました。公の施設として広く開放していたことから、以前は女性の会やエコライフの方などの利用があつたものの、ここ数年はそうした利用実態もなく、指定管理を受けているシルバー人材センターの利用のみに留まっているところだったので、実態に沿ってシルバー人材センターの事務所利用だけで十分ではないかと考えました。老人福祉の観点からも、シルバー人材センターについては、“生きが

いづくり”ということで就労支援に特化した老人福祉事業を行ってもらう方が一番自然な形ではないかということもあって、今回条例を廃止したうえで、今後は普通財産として建物を貸し付けるものとして提案いたしましたという答弁がございました。

それから、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第23号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きましても関連があるため、3つの議案を併せて審議いたしました。

議案第24号、大津町若草児童学園条例を廃止する条例について、それから、議案第25号、財産の無償譲渡について、そして、議案第26号、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定についての3つであります。

まず、委員より、「有償譲渡だと補助金の返還が生じるから無償譲渡した。」との提案理由の説明があったが、もう少し詳しく教えてもらいたいという質問に対しまして、執行部より、有償譲渡の場合は、補助金が約2億円のうち15年経過した中で、国と合わせて1億2千600万円程度の返還が生じるとのことでした。資産価値としては、帳簿価格上は1億7千万円ぐらいになるのではないかと思います。資産価値に基づいて有償で譲渡したとしても、返還が発生してしまうこととなります。また、いろいろ手を加える必要も出てくる施設ですので、その価格で買い取る場所があるかどうか問題になりますと。

さらに、委員より、無償で譲渡するとなると、資産価値としての額と補助金返済額との差額は、譲渡される法人の利益ということにはなりはしないかという質問に対しまして、執行部より、本来、こうした福祉施設を民間が一から建てるのであれば、国と県、そして町からそれぞれ補助金を出すこととなります。民間への無償譲渡に対して国や県は、補助金の返還を受けないわけですが、事業はきちんと民間が引き継ぐわけですし、新たな建設費用に補助金を出すこともありません。

町としても建物を譲渡することで、新規建設に係る補助金を出す必要はありませんし、今後施設に係る改修費用なども負担する必要がなくなりますと。そういった点を考えると、民間譲渡されたとしても本来の事業の目的に沿った運営がなされるのであれば、無償譲渡とはいえ、国も県も、そして町も助かる点が多いと考えますという答弁がございました。

それから、委員より、もし建物が人の手に移った場合などを考えるとどうだろうかという質問がありまして、執行部より、応募申請時点では財政状況についても調査しております。現時点では心配する要素はないものと考えております。そもそも建物は未登記なので、借地権を設定するとなると、登記するところから考えなければいけなくなります。その場合の登記費用についても予算は計上しておりませんと。

委員より、今回、若草学園を継続するということは分るが、将来の事業の必要性がなくなった場合のことも考えて、建物の取り壊しの費用の件についても、契約にうたい込んだほうがいいのではないかと。建物はいつか老朽化するので、建物の取り壊しまできちんと考えておくべきではないかという質問に対しまして、無償譲渡となれば、当然譲渡を受けた側がしっかりと責任を負うものと考えます。また、たてものが老朽化して建て直す場合は、撤去費用も含めたところで再建築費用なども補助が受

けられるものでありますという答弁がございました。

それから、委員より、備品を全部無償とするのは乱暴ではないかという意見も本会議ではあったが、それについてどうなのかという質問に対しまして、執行部より、どれか一つを引き出して値段をつけるよりは、事業を継続する上ではすべて必要品だから有効活用してもらおうということで、譲渡したほうがよいと考えました。

委員より、仮に備品を幾らかで売ったとした場合、補助金返還に影響するのかという質問に対しまして、執行部より、備品購入について、補助金は特に影響ありませんと。

さらに、議員より、建物の譲渡を受けた法人としては、どのように財産計上するのか。財産目録に載るのだから、そこまで確認していたほうがいい。はい、わかりましたということ、後ほど確認してみますという答弁がございました。

それから、委員より、12月の議会全員協議会の説明のときには、保護者の反応としては、職員が変わらなければいいという反応だったと思うが、経営者が変わることに対してはどうかという質問に対しまして、執行部より、保護者には説明済みです。職員は変わらず、事業も継続するというところで納得いただいておりますということでした。

それから、ほかにもいろいろ質疑がありましたけども、執行部より、いろいろと質疑があった件につきましては、きちんと調べて改めて回答いたしますということで、討論、採決は委員会の最終日に持ち越すということになりまして、日を改めてこれまでの質疑に対する回答と再整理結果について、追加資料に基づき価値算定経緯等の説明がありました。

それから、執行部より、建物を無償譲渡する理由について、有償の場合、補助金返還の必要性が出てくる。返還金額としては、1億2千614万2千600円が見込まれているということです。2番目に、数年ごとの指定管理委託ではなく、今回の民間移譲によって、長期的な経営が行われ、職員の雇用が安定し、子どもたちが安心して生活できる環境が整えられ、安全な学園生活を守ることへつながると。有償にした場合、購入費用にかかる財源の確保から、保護者に費用の一部が転嫁されるなど、負担のしわ寄せの危険性がある。3番目に、既に築15年を経過しており、適宜改修を行っておくべきだったものが十分に行われていない。譲渡先の民間に改修をお願いせざるを得ず、その分の負担を譲渡先に課することを考慮すると、有償での譲渡は厳しいと。それから、4番目に、公募先を広くするためにも、応募に当たって社会福祉法人の経済状況に左右されないようにする必要があった。学園の運営を継承して経営していただくだけの資金力はあっても、多額の建物購入費用が発生するとすると、そこまでの資金投入は困難とする法人が応募を控えるなどして、結果的に手を挙げる法人が減る可能性が危惧されたということです。

それから、若草児童学園の建物の費用的価値について、不動産鑑定をした方がいいのではないかという点でございますけども、有償であればそこまでする必要もあるが、無償譲渡であれば、ある程度の資産価値を判断するだけでよいのではないかということで、固定資産税関連の評価額等で判断をしました。

それから、町の実地調査への担保の根拠についてですね、基本協定等により事業計画に基づいた運



営を義務付けており、これに基づいた実地調査ということを確認した条項に整理しました。

それから、最終的な建物の解体費をどこが負担するかを明確化するという点ですけども、建物の無償譲渡計画の中ではなく、土地の賃貸契約において、契約期間満了時の解体をうたい込みます。なお、移転改築であれば建物の解体費用などは補助対象になります。無償譲渡とした理由の一つとして、無償貸与であれば、最後まで町の施設ということになって、解体費は町の負担になるため、無償譲渡のほうがいいと判断した点があります。また、有償とした場合、国・県への補助金を返還することになるし、これから多額の改修費用等がかかることが予想される施設を有償で引き受ける民間はいないのではないかとこの点も無償譲渡の理由にあります。ほかの自治体での同じような民間移譲の例としましては、菊池市の養護老人ホームに2件の事例がありました。これも大津町と同じように、建物は無償譲渡、土地は有償貸付としておりますという説明がありました。

以上のような報告を受けたあと、議論を再開いたしました。

委員より、事業費が建物だけで言えば3億2万円ほどあって、現在の価値を調べるためには不相談鑑定を行うべきだが、それをやっていない。だから、他の事例からの固定資産税額から類推としているが、この場合、あくまで参考価格でしかない。こうした考えで町民の方々が納得いくのかどうか心配である。物の価値というのは最初の2、3年程度までで、その後はどんどん価値が目減りし、その点から考えると、固定資産税からの価値の算定には、定率法の採用がいいものと考えられる。そうになると、約1億7千万円近い残存価格のものを無償で譲渡していいのかという考え方になるが、有償だと国への返還金は移譲先の法人が負担することになるのかという質問に対しまして、執行部より、いえ、国への約8千4百万円、県への約4千200万円の返還金は、町が返さなければいけませんという答弁がございました。

さらに、委員より、建物を無償譲渡した場合、耐用年数が47年間あることについて、返還とはどうなるのか。執行部より、無償譲渡した時点で、事業目的が合致しているのであれば、そこで国への返還義務はなくなりますという答弁がございました。

さらに、委員より、無償貸与とした場合についてはどうなるのか。また、法人側の資産計上はどうなるのか。例えば、外構の修繕費等が発生した場合はどうなるのかという質問に対しまして、執行部より、無償貸与の場合は、最終的な解体費用などは町が負担することになるので、無償譲渡のほうがいいと考えています。法人側の資産計上については、会計士と協議して、価格を算定し、帳簿に参入するのではないかと話してました。外構については、普通財産として貸し付けて、法人側の負担でお願いしたいと思っておりますという答弁がございました。

さらに、議員より、例えば、仮に5年で法人側が撤退したり違約した場合、国や県への返還金はどうなるのかという質問に対しまして、執行部より、そういう場合は、国や県と協議して対応されることとなります。基本的には、譲渡したあとすぐ勝手にやめられたら困りますので、まずそれは想定できません。学園の子どもたちのことがあるので、必ず県が介入してくることになりますという答弁がございました。

またさらに、委員より、現実問題として、例えば1億7千万円で建物を購入してまで、果たして成

り立つ事業モデルといえるのかという質問に対して、それと民間が引き受けた後に、何らかの補助があるというようなことはないのかというのに対しまして、執行部より、民間譲渡された時点で返還金がなくなるということは、見方を変えれば、それだけ国と県から補助があったことと同じなので、それ以外の補助が出ることはないですという答弁がございました。

さらに、委員より、備品の無償譲渡に対する結論としては、資産価値がないということと、安定的な事業スタートをしてもらうためということでのよいのかという質問に対しまして、はい、築15年の中で、ほとんど耐用年数を過ぎているところですよ。

さらに、また委員より、12月の議会全員協議会以降、いろいろと内容が変わり、公募要項の件など状況も変化していく中で、途中経過の報告や協議もないまま、指定管理期間が終了する直前のこの3月議会にこうした議案が上程されたこと自体、現状の混乱を招いていると言えるのではないのかという質問に対しまして、執行部より、本来、もっと早く上程すべき議案だったと反省しています。あともう1年指定管理を延長するかどうかという議論をする中で、現場の状況などを鑑みながら検討してきた結果、このような対応になってしまいましたと。申し訳ありませんでしたが、ご理解のほど、よろしくお願いいたしますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第24号、議案第25号、そして議案第26号の3議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号、大津町老人福祉センターの指定管理の指定についてであります。

委員より、若草児童学園については、過去の実績を考慮せずに公募されたわけですが、老人福祉センターについては、実績を考慮して非公募にしている。それが民間とそうでないというところでの違いなのかもしれないが、社協という法人と、老人福祉センターという建物と一緒に考えているからではないか。本質的に何が違ったのか。非公募にする場合、指定管理ではなく、以前のような管理委託でもよかったのではないのかという質問に対しまして、執行部より、確かにこれまでの実績はどちらもありますが、若草児童学園は民間移譲するところで検討していましたので、民間移譲するうえでは広く公募して、より良い運営先を探す必要があると考えていました。一方、老人福祉センターについては、社会福祉協議会は各市町村に必ず一つあるものであります。どこに事業所を置くかというのが重要であります。当初から、社会福祉協議会の事務所の場所と老人福祉センターとは一緒に考えてきた経緯があります。そこに指定管理者制度が始まり、その指定管理料を社協に渡すことで、様々な事業を社協主体でやってもらうということができておりますと。これを管理委託にするかとなると、すべてを町のほうで管理管轄することになり、かなり事務量増加となります。

以上のようなことから、このような取り扱いの違いになっておりますという説明がございました。

それから、委員より、それこそ老人福祉センターを、社協に譲渡するということではできないのかという質問に対しまして、執行部より、老人福祉センターは、公の施設として様々な施設が複合的に存在しており、多くの事業を一つの建物の中で行っております。そのため、譲渡することは難しいと考えておりますという答弁がございました。

さらに、委員より、社協は、町がやっているいろいろな福祉事業の実行部隊であり、広範囲な事業をやっている。以前は香典返し等による寄付もかなりあったが、かなり減少傾向にある。だから指定管理料で補えるというのではないかという質問に対しまして、執行部より、指定管理料は、あくまで電気代など施設の維持経費であって、事業の運営費ではありません。事業運営費については、きちんと事業費を出してお願いしておりますという答弁がございまして、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第27号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第28号関連、平成28年度大津町一般会計予算についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、し尿・浄化槽汚泥運搬補助金が減る要因として、農業集落排水処理での汚泥を町下水処理場に持って行くことによるものとの説明だが、町下水処理場で処理が可能ということなのかという質問に対しまして、可能でございます。これまでし尿・浄化槽汚泥は菊池市に持って行っていましたが、28年度から矢護川・杉水・錦野の農業集落排水処理場で生じる汚泥を、町下水処理場でミックス事業として受け入れることになりましたという答弁がございました。

委員より、省エネ関連の補助について、補助金の仕組みが変わって金額も変わってきている。そうした変更をする場合、ある程度前に変更のお知らせをすべきではないかという質問に対しまして、執行部より、変更の周知につきましては、前もってお知らせをするということが良いとは思いますが、町の予算は単年度主義でありますし、前年どおりの補助額を要望する場合であればともかく、特に新しいことを行ったり、金額が変更となる場合などは議会の承認を得る必要があることから、新年度予算が通ってからではないとお知らせすることが難しいというところがありますという答弁がございまして、委員より、制度の変更時期を、例えば7月とか9月にずらすなどして、変更時期までは従前の補助額として周知を図る等ができないものなのか。検討してみることも一つの方法として提案させてもらいたいという意見がありまして、執行部より、わかりましたという答弁がございました。

次に、住民福祉部住民課関係では、委員より、住民は「マイナンバー」で自分の情報がいろいろ分ってしまうのではといった不安があると思うがという質問に対しまして、執行部より、国は、マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できる「マイナポータル」という個人ごとのポータルサイトの運用を予定しております。ここで行政機関からのお知らせも受け取れる予定ですと。

委員より、マイナンバーに多くの情報が集約されることになるが、マイナンバーについての職員の管轄権限などはどのように分けられているのかという質問に対しまして、基本的に、業務ごとに所属でアクセス権限が設定されております。各情報に対するアクセス履歴も全て残っておりますと。

さらに、委員から、職員カードなどは作っていないか。作っていないと、離席している間に別の者がパソコンを操作する恐れもあるのではないかという質問に対しまして、執行部より、離席時に他の者が操作できないようにすることも含め、セキュリティーポリシーを徹底していきます。今後は、多様性認証システムなども導入してセキュリティーを上げていきますという答弁がございました。

さらに、委員より、あけぼの団地改修により、住宅の使用料が上がり増収が見込まれているが、駐

車場使用料は減収が見込まれているのはどうしてかという質問に対しまして、執行部より、住宅使用料は、世帯所得により8段階に分かれていますと。改修により、入居者の7割ほどの一番安い方で月額2千500円ほど上がり、一番高い方は3万4千円ほど上がりますと。高い住宅使用料を払われている方の退去が例年より多いと見込み、駐車場使用料は減収を見込んでおりますという答弁がございました。

住民福祉部福祉部関係では、委員より、障害児支援費事業の予算が増加しているが、何のサービスが伸びているのか、内訳を知りたいという質問に対しまして、執行部より、予算の内訳としましては、放課後デイサービスが6千万円、それから児童発達支援が5千100万円、障害児相談支援が852万円、保育所等訪問支援が36万円になりますという数字の説明がありました。

それから、委員より、介護保険特別会計への繰出金については、法定外はないのかという質問に対しまして、はい、ありませんという答弁がございました。

委員より、高齢者外出支援事業はどういうものかという質問に対しまして、執行部より、自宅から病院に受診に行く場合のみ利用できるタクシー運賃への助成事業です。大津町役場を基準に、該当地区までの距離に対する運賃額の約3分の2を助成しております。月に8枚で週1回病院受診を実施すると仮定し、往復で8枚となりますという説明がありました。

続きまして、健康福祉部健康保険課では、委員より、繰出金について、国民健康保険特別会計繰入金については、保険料と国負担、県負担があって、町の負担分として考えてよいのかという質問に対しまして、執行部より、国民健康保険特別会計繰入金になりますが、3億189万2千円の内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金が1億6千621万円、それから職員給与費等繰入金が1千120万円、助産費等繰入金が1千260万円、財政安定化支援事業繰入金が4千295万円で、これまでは法律に基づいて繰り入れを行っております。それ以外の7千万円は、認められた繰入金となりますが、法定外ということで、町負担を含め、財政的に厳しいものですが、不足する分を補うため特別に繰り入れるものとなりますという説明がございました。

委員より、フッ化物洗口事業についてであるが、どうして町でやらなければならないことなのか。虫歯予防だから家庭でやればよいことなのではないかという気がするが、どうしても気がするが、補助率も3分の1ぐらいしかないのに、3分の2を町負担してまでどうして町でやらなければならないのかという質問に対しまして、執行部より、これまでの質疑があつておりましたが、学校でも検討がされていると思います。まず、生活習慣として歯を磨くということは家庭でのあり方であると考えております。家庭ですべきことではあるが、家庭にも格差が生じている状況があるので、すべての子どもが通う学校で、集団で継続的に行うことで虫歯予防ができる。子どもたちの歯を守る、健康な体を作って教育を受ける体制を作るという観点から、学校でのフッ化物洗口を推進するものでありますと。これについては、熊本県がつくっております「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づいて熊本県下で行っており、今、現在学校で推進している状況としては、90%から95%が実施しているものでありますと。補助金の額につきましては、1人当たりで計算しておりますが、自己負担を子どもにさせるということではなく、将来の子どもたちの健康を考え、まちの事業として取り組むもの

と考えておりますと。

続きまして、学校教育課関係ですけれども、ソーシャルワーカーというのは、学校が起点となって家庭にまで入っていくという業務になる。スクールカウンセラーは学校内での子どもの相談対応になると思うが、ソーシャルワーカーがスクールカウンセラーの業務も行っているのかという質問に対しまして、子育て支援課で任用するソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーとは別のものでありまして、スクールカウンセラーの業務は行っておりませんという答弁がございました。

委員より、学校からのいろんな要望等がそのまま予算額にされているのか。それとも調整の結果の予算額なのかという質問に対しまして、執行部より、要望は予算額以上にありますが、備品だけでなく、修繕等も含めたところでの全体的な話しをしておりますと。要望が少ない場合、多い場合等があります。一律いくらかという考え方でなく、全体的なところで調整をしているところでありましてという答弁がございまして、委員より、そういったことであるならば、質疑を行った修繕関係等を精査していかないと、備品等への予算にしわ寄せがくることにもなりかねない。しっかりと見極めてやってもらいたいと、意見としてありました。

それから、委員より、学校の体育館照明について、故障していることが多々ある。健康保険課では、健康維持のために成人の運動が必要であるということであったが、夜間に高齢者が学校の体育館を使おうとする場合、視力が落ちていることもあり、よく見えないということもあると。そういったことも学校や関係者が自覚し、注意し確認していかなければならないのではないかという意見に対しまして、執行部より、学校の体育館照明については、使用料も徴収していることから、そういった苦情も聞いておりますと。本年度は、大津小学校の照明昇降機の修繕料を予算計上しております。LEDの価格が安くなってきていることもあって、昇降機の修繕を兼ねて可能な範囲でLED照明に替えたいという部分もあります。順次、状況を見ながら照明の改善に取り組んでいきたいと思っておりますという答弁がございました。

それから、委員より、事務局費の学校スポーツクラブの補助について、子どもたちが部活動に入って自ら支払う費用はあるのか。例えば、遠征に行く費用を保護者に請求するという実態はあるのかという質問に対しまして、執行部より、保護者負担はありますが、ご心配の件は、生活が苦しい家庭の児童生徒が部活動に参加できているのかということかと思いますが、町からの補助金で、大会へのエントリー費用等を補助しており、個人給付的な用途は制限をしておりますが、現在のところ補助金を活用して各学校のやりくりはできていると思っておりますという答弁がございました。

委員より、小学校、中学校ともに、要保護・準要保護児童生徒も部活動に加入していると考えてよいのかという質問に対しまして、執行部より、はいという返事がございました。

次に、学校教育課学校給食センターに関してでございます。

新給食センターの建て替えがあと何年ぐらい建て替えが延びるのかという質問に対しまして、執行部より、当初は有利な補助金で中学校も一緒に建設を検討したのでございますが、最終的に補助の対象外で使えませんでした。そこで、今回の増築については、増築限度の条件である既存面積の約20%、約160平米以内で増築し、4千500食を限度と考えておりますと。教育委員会としては、

次の振興計画に載せ、8年から12年以内には新センター建設についての方向性を決定したいと考えておりますという答弁がございました。

さらに、委員より、学校施設環境改善交付金は、増築の対象とならないのかという質問に対しまして、執行部より、新センター建設の際に補助金算定をした結果、総事業費が約20億円で、県と協議し1億7千万円という試算結果でした。この結果を受けて、有利な補助金や民間資金の検討、菊陽町と合同での建設や県立支援学校にも建設費の応援をお願いしましたが、具体的な回答はありませんので、町長からの現施設での延命の指示を受けましたと。今の時点で補助金を活用した場合には、新センター建設にも影響が出てきますので、必要最小限度の改修を行い、炊飯委託や町の財政状況を見ながら、新センター建設に取り組みたいと思いますという答弁がございました。

委員より、炊飯委託の内容はどのようなことをするのかという質問に対しまして、執行部より、熊本県学校給食会に委託をしますと。月・水・木または月・水・金の週3回の炊飯、そして各学校までの配送、そして回収を行いますと。益城町では、熊本市フードパルにある永田製パン工場が納入しておりますと。

委員より、炊飯委託は県給食会を通さずにはできないのかという質問に対しまして、執行部より、安価な値段で炊飯委託に対応できる業者が学校給食会だけでした。空港近くのパールライスとJA菊池にも将来の炊飯委託の需要を見込んで炊飯事業の提案をしておりますという答弁がございました。

続きまして、教育部生涯学習課関係では、委員より、総合体育館トレーニングルームをこれまでの直営から運営委託に変更しているが、どうしてかと。また、その具体的な委託先などは既に考えているのかという質問に対しまして、執行部より、これまでトレーニングルームは、生涯スポーツ系の指導で機器の取り扱いについて説明等を行うなどの運営を行ってまいりました。団塊の世代の退職が進み、運動を中心に自分の健康・体力の維持、広く健康志向の高まりを目指す声に応えるためにも、専門的知識と経験、実績を有する団体に委託を行い、健康・体力づくりをさらに向上させるためのものです。利用者に対しまして、指導や個別の相談への対応が必要不可欠となりましたと。具体的な委託先としては、NPO法人クラブおおづ等のような団体を検討していますと。現在の非常勤職員は、引き続きスタッフとして雇用してもらいたいと考えています。例えば、クラブおおづは、平成24年度から大津町健康推進事業を大津町役場福祉部と連携して取り組んでおりますが、また、スタッフに健康運動指導士、栄養士、歯科衛生士当の有資格者も有し、町内でも実績があり、地元雇用という観点からも適任ではないかと考えておりますという答弁がございました。

委員より、トレーニングルームの運営委託は1年ごとの更新になると思うが、今後の展開はどのように考えているかという質問に対しまして、執行部より、1年間の実績を見ながら、今後のトレーニングルームのあり方を検討していかなければならないというふうに考えております。ただ単に利用者が増えたということだけではなく、専門職員の配置や職員の身分保障、委託することの効果などのプラス効果を今後も期待していますと。

さらに、委員より、以前、全員協議会において多目的広場への人工芝張り替えの説明があったが、当初の説明から予算額が4千万円増額された理由については何かと。また、交付金に対する財源内容

に変更はないのかという質問に対しまして、執行部より、昨年12月開催の全員協議会で設計途中の段階でしたので、主な概要や概算額を説明いたしました。最終的な設計において人工芝のグレードや充填材等の選択及び工事に関わる諸経費率の変更等により増額となりました。また、増額に伴う交付金等の財源の割合額は変わらないと考えていますという答弁がございました。

委員より、大津町における小学校運動部活動の社会体育移行の進捗状況について、また、社会体育に移行されても経済的負担が少なくすむ方法は考えているのかという質問に対しまして、執行部より、平成27年度は、校長会や社会体育関係団体等に県の基本方針や大津町で実施してきた経緯について説明を行ってきました。今月中には、学校関係者、PTA代表、社会体育関係団体代表者の皆さんに集まっていただき説明会を行う予定です。経済的負担につきましては、これまでの部活動時の額と大きく変わらないようにするための方法等について、慎重に検討を進めてまいりますという答弁がございました。

続きまして、奨学学習課公民館関係では、委員より、文化ホール使用料の減免のあり方については、現段階ではどのように見直しを考えているのかと。執行部より、現在、使用料の減免において見直しを行っているところではございますが、施設の利用については、各種団体が安全で利用しやすい施設でなければなりません。生涯学習課が所有する社会教育施設を全体的に均衡が取れるよう、体育館が実施している減免方法等を基本に考えていきたいと思っております。今後、消費税の変更も予想されること、併せて町内外の利用者の区分等について利用料金の検討も考えたいと思っております。また、見直しについては、教育委員会でも協議し、決定後は利用者へ見直しの内容の周知徹底が必要と考えております。

次に、図書館関係です。委員より、館内が暗いとの苦情を受けたことがある。蛍光灯の生産も次第になくなって来るだろうし、積極的にLED照明の利用を考えたらどうなのかという質問に対しまして、執行部より、おおつ図書館は東側を除いて三方が窓のない壁となっており、外からの光が入らない構造です。また照明については、間接照明が主体となっており、最近出来ている新しい図書館に比べて暗いという指摘も受けております。照明設備は図書館にとっても重要な施設でありますので、早急に検討してまいりたいと考えておりますという答弁がございました。

続きまして、教育部子育て支援課関係ですね、委員より、室小学童保育の建設だが、先日完成した室小学童保育と比較し、補助基準額が1クラブ2千400万円となっているが、昨年より基準額が下がっているのか。それと、一般財源で出資する部分大きい先日完成した学童保育は立派なもので、それと同等のものをつくるのであれば金額が高くなると思う。例えば、少し質を落として費用を軽減するという考え方はなかったのかという質問に対しまして、学童保育の今年度の基準額については、2千355万6千円ですと、来年度は2千442万7千円となっており、871千円増額となっております。なお、国の基準額は決まった額しか来ないため、2千442万7千円の2クラブの分で国・県が3分の1ずつ補助となります。当初、町でもプレハブ等簡易な施設も検討しておりましたが、町の方針として県産材を活用した木造で建てたいという意向があり、単価が高くなりました。来年度建設の室小学童保育施設については、工事費が6千800万円で、これに対し、国の補助が1千660

万4千円で県も同額となり、残り約3千400万円が町の一般財源となります。工事につきましては、入札等もありますので、節減できるところは節減したいと考えておりますという答弁がございました。

子育て支援課大津幼稚園関係では、質疑はございませんでした。

続きまして、子育て支援課大津保育園関係では、委員より、社会資本整備総合交付金事業における太陽光設置関連事業費はいくらなのかという質問に対しまして、2千850万円ですと。

委員より、太陽光設置を除くと他の部分の工事費は1千300万円ぐらいということになると思うが、わざわざ補助で太陽光を設置しなくても、補助裏の額程度の単費で、その他の部分の工事を行えばいいのではないかと。太陽光発電設備を取り付けるメリットはあるのか。今後、ランニングコストもかかってくると思うがどのように考えているのかという質問に対しまして、執行部より、太陽光設置工事部分の屋根の雨漏り補修も併せて行うことができますと。また、電気の使用量の6割程度まかなえるものと思います。保育園は月曜から土曜まで開園しており、夏休みもなく、毎日子どもたちが利用していますので、発電電気の利用は有効に使えるものと思われましてという答弁がございまして、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第28号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計当初予算についてであります。

委員より、法定外繰入は大きなくくりでは、歳入不足を補うためということだが、考え方として、どの歳入が不足して、どの歳入が大きいという説明があると思う。国の国保の財政状況の資料を見ると、決算補填の中にもいろんな区分があって、その区分についての集計がされている。これが出ているということは、各市町村からの報告があっていると思うが、その内訳を尋ねたいと。また、結局どれだけ頑張っても7千万円が必要ということであれば、頑張っている部分の話をして、現年度や過年度の収納率を確認しなければいけないと。最終的な収納率はまだだと思うが、最新分はどうなっているのかという質問に対しまして、執行部より、国保特別会計の中で、どの歳入が不足して、どの歳入が足りないということで説明ができれば明確であり、そうしたいところですが、国の調査でいきますと、「決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」とあります。これでいくと「単年度の決算補填のため」に、一般会計より繰り出しをしているものですと。

委員より、施策的なものもあると思うがという質問に対しまして、執行部より、単年度の補填をお願いするにあたっては、施策的なことも必要で、平成28年度も保健事業で予算をつけておりますが、この分については、調整交付金を活用して、施策の展開をしてまいりますと。保険者として大津町はいろんな施策をしていかなければなりません、今、重点を置いているのは、自覚症状のない生活習慣病の重症化を防ぐための保健指導に力を入れているところですよという答弁がございました。

委員より、収納率はどうかという質問に対しまして、執行部より、収納率ですが、26年度の現年度分が93.39%ということで、今現在の収納率につきましては、最終的にはこれに近い数字を目標に税務課で頑張っているところとございますという答弁がございました。

さらに、委員より、去年、法定外を繰り入れて多額の繰越が発生したが、どのようなスタンスで繰



り入れているのかという質問に対しまして、執行部より、国保の一般会計から繰入金が多額に余った場合にどうするかということですが、予算編成時に余ることが予想されるのであれば、早めに繰入金を減額することで対応したいと思っております。決算をしてみないとなかなかわからないということであれば、一旦は繰り越して、繰越金として計上した上で、翌年度における予算を見極めて、その他の繰入金を予算計上しているのであれば、そちらを減額するということになると思います。一般会計から繰り出していますので、それを基金に積み立てるということは考えられません。まずはそちらに返すというのが基本になると思います。

委員より、去年はどうだったのかという質問に対しまして、執行部より、基本的には、今の考えのもとに動いていますと。平成26年度においては、3月の補正時点では判断ができなかったもので、1億6千300万円を全額繰り入れて、繰り越しました。27年度については、9月に1億円に減額し、その後、特別な歳入があり、3月補正に間に合いましたので、3月で5千万円に減額いたしました。平成27年度は当初予算で1億7千万円でしたが、最終的に5千万円の法定外繰入となっております。平成28年度は歳出の見込みを考えたときに、繰入金7千万円を計上しています。平成28年度にこの繰入金が最終的に必要になれば、新年度の予算で減額を考えたいと思います。健康対策については、しっかり取り組んでいかなければいけない、住民を巻き込んだところでの健康づくりをしなければならないということ得心しているところで。国保については、受診率を向上させて、保健指導を行うことで医療費の抑制に取り組んでいますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第29号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、議案第32号、平成28年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、介護の財源は、公費が50%で国、県、町がそれぞれ負担することになっているが、介護保険特別会計拠出金の3億5千万円、町負担12.5%が含まれていると思う。歳入の中で支払い基金交付金とあるが、これは何かという質問に対しまして、支払基金交付金は2号被保険者、いわゆる40歳から64歳までの保険料分になりますという答弁がございました。

委員より、65歳以上になって介護保険を利用する場合は、認定を受けて利用してください。保険を利用しない人は、老人福祉法の事業を利用してくださいといったように、例えば、デイサービスなどがあるのかという質問に対しまして、執行部より、デイサービスは介護保険適用ですので、指定された施設で利用することになっておりますと。

委員より、老人福祉センターについては、65歳以上になった人は、設備やサービスを自由に利用できるのかという質問に対しまして、執行部より、介護保険は、例えば、デイサービスや通所介護など介護サービス事業を行うことでありますが、老人福祉センターの建物は社会福祉施設として考えていただければよいと思います。そこで介護サービスも少し行っていますし、それ以外の方でも老人福祉の観点から、例えば、老人クラブの方が利用するなど、いろんな方が利用できる施設となっておりますという答弁がございました。

それから、委員より、予算書の25ページの負担金の派遣職員負担金とあるが、これは誰の負担金

なのかという質問に対しまして、社会福祉士をつつじ山荘から1名、主任ケアマネを社会福祉協議会から1名、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会から1名の合計3名を出向予定としておりますという答弁ございました。

また、それに対しまして、非常勤と比べると金額的に高くなると思うが、どうして出向なのかという質問に対しまして、執行部より、非常勤は毎日の出勤ではないこと、扶養の範囲内であったり時間が短いこと、夜間の活動ができないことなどが、派遣職員で対応する理由にあげられますと。また、包括支援センターの強化ということから、核になる職員が必要でと。本来なら正規職員を配置すべきですが、それができないので今回は社会福祉協会と相談をし、派遣職員の負担金の予算を計上しておりますという答弁がございました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第32号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計当初予算についてであります、質疑もなく、討論もございませんでした。

採決の結果、議案第34号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は以上でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同いただきますよう申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時55分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号関連、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、28号関連、それに請願第1号の11件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、3月9日に関係する5カ所の現地調査を行い、10日、14日、15日に役場4階委員会A室で、執行部や請願者に説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第11号関連、熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

総務部総務課の説明に対し、委員より、消費生活相談の現在の状況はどのようなものか。それに熊本市開催分が増え、熊本市にも相談に行けるようになるのかとの質疑に、執行部より、現在は、菊陽町と協定を結んでおりますので、大津町が火曜日、菊陽町が木曜日であり、今後は熊本市でも相談が

できるようになりますとの答弁でした。

委員より、インターネットラジオは、なぜ大津町と益城町だけなのかとの質疑に、執行部より、他の町村のことなのではっきりは知りませんが、提供できる情報が限定されることですくないのではないかと思います。大津町では、いろいろな情報発信元を増やすということで、参加したいと思いますとの答弁でした。

総務部総合政策課の説明に対し、委員より、大津町内における空き家の状況はどうなっているかとの質疑に、執行部より、現在、調査を行っておりますが、約200件であり、3月末には最終的な状況を取りまとめる予定であるとの答弁でした。

委員より、熊本市との連携を考えるならば、パークアンドライドの視点も必要ではないかとの質疑に、執行部より、今年度、地域公共交通網計画を策定することとしており、平成28年度には具体的な再編計画に向けての検討をすることとしており、さらに、29年度には、30年度からの再編計画実証に向けての取り組みを関係機関と進めることとしているとの答弁でした。

委員より、今回の協議項目について、変更があった場合、再度議会の議決が必要なかとの質疑に対し、執行部より、協議内容については、議会の議決は、大きな項目の単位での決議をお願いしており、この大きな項目内における中項目の内容は、議決後あとで変更できるようになっているとの答弁でした。

委員より、熊本市への一極集中となり、町に負担が生じることはないかとの質疑に、執行部より、住民の利便性の向上など、大津町にとって有利となるような取り組みをしていきたい。なお、事業に伴う財源は、特別交付税の措置となっているとの答弁でした。

総務部人権推進課の説明ののち、委員より、現在、町でもDVの相談窓口があるのかとの質疑に、また、熊本市のシェルターが使えるようになるということかとの質疑に、執行部より、人権推進課の男女共同参画推進係で相談を受けており、福祉課や包括支援センター、子育て支援課等と連携して対応している。現在も菊池の福祉事務所を通して熊本市のシェルターや母子生活支援施設など被害者の状況に応じて対応いただいている。今後、直接熊本市で相談できるようになれば早期に安全確保ができると思われるとの答弁でした。

質疑ののち、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第11号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてであります。

総務部総務課の説明ののち、委員より、具体的な審査事例や、今後予想される審査案件はどのようなものかとの質疑に、執行部より、町村において、情報公開請求や固定資産関係の案件がほとんどですが、今後は、国や県からの権限移譲に伴う、社会保障関係等の案件が想定されますとの答弁でした。

行政不服審査会を共同設置する目的は何かとの質疑に、執行部より、情報公開請求や固定資産関係の案件については、現行の審査会での体制を維持するが、大津町には行政不服審査の事例がないため、審査経験のノウハウを持つ熊本市と共同設置することにより、より公正な審査ができるものと考えられる。また、経費について、審査案件が発生した場合に負担金が必要となるが、その負担金は特別交

付税の対象となるとの答弁でした。

質疑ののち、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第12号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

総務部総務課の説明ののち、特に質疑はありませんでした。

討論もなく、採決の結果、議案第1号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号、大津町職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

総務部総務課の説明ののち、委員より、営利企業等に社会福祉法人も含まれるのか。また、これまで働きかけの事実があったのかとの質疑に、執行部より、公共団体以外のすべてが含まれる。また、働きかけの事例はあっていないとの答弁でした。

委員より、第2条で、働きかけができない期間は離職後2年間としているので、第3条の再就職の報告期間も離職後2年間とすべきではないかとの質疑に、執行部より、対象が「働きかけができない期間」と「再就職を届ける期間」と違うため同じとはなっていないとの答弁でありました。

委員より、この条例に違反した場合の罰則はあるのかとの質疑に、執行部より、上位法の地方公務員法に罰則規定があるとの答弁でした。

委員より、地方公務員法で規制されているのに、条例で定める必要があるのかとの質疑に、執行部より、地方公務員法は、離職した日の5年前の日より前の職務に関する働きかけ規制については、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長が規制対象で、部長制の市町村では部長のみが対象になることになる。そこで、法の趣旨に沿うように課長職については、町の条例で定めることとしたとの答弁でした。

委員より、働きかけの禁止期間は2年間だけなのかとの質疑に、執行部より、職員はすべて離職前の5年間に所属していた部署の職員に、離職後2年間は働きかけができない。離職の5年前以前に管理職であった者は、管理職であった期間に所属していた部署の職員にも働きかけはできないとの答弁でした。

委員より、再就職に関わる情報公開はどこまで行うのかとの質疑に、執行部より、人数は公表できますが、個人名、就職先は個人情報保護の問題も含め、次回の公表時期までに検討したいとの答弁でした。

質疑ののち、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第14号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号、大津町職員の降給に関する条例の制定についてであります。

総務部総務課からの説明ののち、委員より、いままでに給料が下がる処分の事例はあったかとの質疑に、執行部より、4級の係長が3級の参事になるなど、降任を伴った降格の事例はあるとの答弁でした。

委員より、処分に不服があった場合の救済措置はあるかとの質疑に、執行部より、公平委員会を持たない大津町は、県公平委員会にその事務を委託していますので、そちらに申し立てることができるとの答弁でした。

委員より、仕事以外の理由で降給処分を行うことはあるのかとの質疑に、執行部より、それはありません。職員に対する処分は大きく2つあり、一つは、懲戒処分、もう一つは分限処分です。懲戒処分は職員の一定の義務違反に対して課せられる制裁で、分限処分は職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、職員の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分でありますとの答弁でした。

委員より、どんな場合に処分をすることが考えられるかとの質疑に、執行部より、人事評価等で最下位の段階である場合や勤務実績がよくない場合で、再三の指導を行ったにもかかわらず改善されない場合などでありますとの答弁でした。

委員より、評価委員会はあるのかとの質疑に、執行部より、外部の評価委員会ではなく、一般の職員は一次評価を課長、二次評価を部長が行い、調整者を副町長が行い、課長級は一次評価を部長、二次評価を副町長が行い、調整者を町長が行う。部長は副町長、町長が評価を行うとの答弁でした。

委員より、具体的にどのようなときに降給になるのかとの質疑に、執行部より、人事評価が最下位のほか勤務実績がよくない場合において、指導及びその他の措置を行っても改善されない時であって、職員がその職務に分類されている職務を遂行できない場合や、医師が心身の故障と診断し、その故障のため職務の遂行に支障がある場合などでありますとの答弁でした。

委員より、人事評価の評価内容はどのようなものかとの質疑に、執行部より、今まで行ってきた能力評価に加え、職員と担当課長で個人の目標を立て、どの程度達成したかによって評価する業績評価により評価をするとの答弁でした。

委員より、人事評価の客観的ものさしはあるのかとの質疑に、執行部より、今後、評価者研修を行うとともに、評価項目の見直しを行い、よりよいものをつくっていきたいと考えているとの答弁でした。

委員より、資格などを取ると評価は上がるのか。目標のイメージはどのようなものかとの質疑に、執行部より、業務に関係のある資格の取得は能力評価の中で評価される。窓口業務や企画部門の仕事など、職務の内容によって変わりがあるとの答弁でした。

質疑ののち、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第15号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号、大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

総務部総務課の説明ののち、委員より、どのようなものを公表をするのかとの質疑に、執行部より、地方公務員法の改正に伴い、毎年公表している人事行政の状況についての項目に、職員の人事評価の状況及び退職管理の状況等を追加するものでありますとの答弁でした。

イメージが分かるような説明を求めるとのことに対して、執行部より、現在、町広報に掲載してい

る人事行政の運営等の状況の中で、勤務成績の評定の状況の勤務成績が人事評価に変わりますとの答弁でした。

委員より、職員の退職状況は公表するののかとの質疑に、執行部より、人数等は公表することになると思いますが、個人情報保護の観点もあるので、熊本県や他の自治体を参考に次回の公表時期までに検討していきたいとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第16号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

総務部総務課からの説明ののち、質疑または討論はありませんでした。

採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号、大津町税条例の一部を改正する条例についてであります。

総務部税務課から説明ののち、委員より、換価とはどういう意味かとの質疑に、執行部より、税の滞納者の自宅などを家宅搜索するなどして、お金に換えられる物件を調査し、当該物件を差し押さえて換金し滞納税額に充てることをいいますとの答弁でした。

委員より、条例の改正内容は、納税者にとって有利になると思われるが、どのようなことが背景となって町の条例で規定を設ける必要が生じたのかとの質疑に対し、執行部より、今回の改正は納税者の負担軽減のために行うものであり、地方分権が進展する中、全国一律の規定ではなく、各自自治体が地域の実情にあった規定を条例で設けることが税制改正で決定された結果でありますとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第18号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号、大津町男女共同参画推進条例の一部を改定する条例についてであります。

総務部人権推進課から説明ののち、委員より、性と生殖について記載されているが、こうした文言が必要なのかとの質疑に、執行部より、当初はそこまでの記載を計画しておりませんでした。パブリックコメントを実施した折に、意見として要望があり、審議会でも検討し、女性の妊娠、出産だけでなく、男女の思春期、更年期、老年期など生涯を通じた健康が確保されること、また、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めたすべての個人に保障されるべき健康概念のため記載をしておりますとの答弁でした。

委員より、性と生殖についてあまりなじみがないのだが、いつから使われているのかとの質疑に、執行部より、「性と生殖に関する健康・権利」とは、リプロダクティブ・ヘルスライツの訳語であり、1994年の国際人口開発会議にて提唱され、翌年1995年に北京で開催された世界女性会議にて、すべての個人が有する人権の一部であると明記されましたとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第19号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号関連、平成28年度大津町一般会計予算についてであります。

最初に、議会事務局からの説明ののち、委員より、議会で参考人等を呼ぶ場合、日当を払わないといけないとなっているが、そういう予算は全くあがっていないのかとの質疑に、執行部より、議会で参考人等を呼ぶ場合、費用弁償を支払わないといけません。これまでは、予算計上は行っておりませんとの答弁でした。

委員より、学識経験者を呼ぶ場合は、どこの項目で支出をするのかとの質疑に、執行部より、旅費の費用弁償で支出することになります。

委員より、実際に参考人を呼ぶときは、その予算から支出することは可能かとの質疑に、執行部より、費用弁償の予算は計上しているものの、あくまでも議員の費用弁償として計上しているため、それ以外での支出は好ましくはありません。必要になれば、別に補正予算などで計上することが望ましいと考えますとの答弁でした。

次に、会計課からの説明ののち、委員より、役務費の口座振替手数料について件数は何件かとの質疑に、執行部より、平成28年度は16万9千件を見込んでいますとの答弁でした。

委員より、昨年の肥後銀行の不祥事について、その後の経過はどうなっているかとの質疑に、執行部より、昨年の5月に公金管理検討委員会を行い、5月28日から1カ月間は肥後銀行への新たな定期預金等を行わないこととし、また、再発防止策として肥後銀行より、第一に、監視カメラをそれまでの1台から2台に増やし、第二に、窓口行員の配置替えとして、出勤日の朝に今日は大津町ではなく西原村に行ってくれなどの抜き打ちで配置替えの指示が出るようになった。第三に、それまでの入金のみ機能しかなかった税収機を、入金してプルーフという計算機に納付書の種類等を入力し、最後に電子領収印を押さないと収納できない税収機に替え、行員の不正防止に努めているとの答弁でした。

委員より、基金の預金先の配分はどうなっているかとの質疑に、執行部より、5月末に起債の借入れをするので5月31日の起債の残額を基準にして預金額を決めている。預金率は肥後銀行が22.4%、熊本銀行が20.3%、JAが27.6%、信用組が2.1%、熊本第一信金が27.4%。このあと歳計内の定期預金等で調整をしているとの答弁でした。

次に、総務部総務課からの説明ののち、委員より、合併60周年記念事業の中の小学生の台湾との国際交流事業は、町内のすべての小学校を対象とできないのかとの質疑に対し、執行部より、今後実行委員会で検討させていただきたい。小学生の国際交流事業の5月開催分については、既に美咲野小学校が対象となっているとの答弁でした。

委員より、記念式典の日程はいつごろかとの質疑に、執行部より、町村合併の日が8月1日ですので、8月最初の土曜か日曜日を予定している。

委員より、選挙において公職選挙法が改正され、18歳になる者の旧住所地での選挙人名簿登録について、対象者への情報発信方法はどうするのかとの質疑に、執行部より、広報やホームページで情報発信をしたいと考えているとの答弁でした。

委員より、夏の参議院選挙における町内2つの高校での期日前投票の計画の概要はどうかとの質疑

に、執行部より、今のところ両校で午前と午後の半日ずつを予定している。詳細については、今後学校と協議を行い、学校での期日前投票は、町内に登録がある生徒は期日前投票ができ、町外の登録の生徒は不在者投票ができるようになるとの答弁でした。

委員より、町長選挙と町議会議員選挙の日程はいつ頃決まるかとの質疑に、執行部より、早ければ10月の選挙管理委員会で協議し、そのあと決定する予定であるとの答弁でした。

委員より、委託料について、前年度と予算計上に変更があるか。また、随意契約を行っている業務委託があるのかとの質疑に、執行部より、予算は前年度と同額を計上している。清掃委託、空調機保守は入札を実施している。50万円以下の随契は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で契約している。また、電話保守など保守業者が限られる場合は2号随意契約を実施しているとの答弁でした。

委員より、職員駐車場借上料は何台分か。また、個人の負担金は1人1千円だということだが、借上料はいくらかとの質疑に、執行部より、2カ所を借り上げていて合計63台、1台当たり3千240円で借り上げているとの答弁でした。

委員より、防犯灯LED化工事は何カ所か。場所の選定はどのように行っているかと質疑に、執行部より、平成27年度工事に引き続き、中部地域に500カ所の予定である。教育委員会に確認の上、通学路を中心に置き替えているとの答弁です。

委員より、防災指導員及び防災士の役割について、町としての方向性等は決まっているか。予算にはどのように反映されているかの質疑に、執行部より、防災指導員17名が自主防災組織または地域に指導ができるよう、スキルアップを目指している。自主防災組織の手伝いや、自主防災組織が行う訓練の手伝い、災害を想定しての誘導マップづくりなどができるよう研修を行っている。また、それに伴う予算が必要になれば対応をしていきたいとの答弁でした。

委員より、楽善地区防災備蓄倉庫は正式名称なのか。また防災士と協議して進めているのかとの質疑に、執行部より、正式名称はまだ決まっておりません。防災士の皆さんと情報共有化を図って整備をしていきたいとの答弁でした。

委員より、町の非常時の備蓄体制はどうなっているか。毛布などはどうかとの質疑に、執行部より、真木、矢護川、菊阿中跡、役場、中央公園、今回整備します楽善の倉庫に備蓄をしていく。社協に毛布等はあるが、もし大規模災害等が発生した場合足りないのでは、そのような場合は日赤に要請をするとの答弁でした。

委員より、消防団の体制だが、班の人数などが少ないところがあり、積載車などの管理もできないところがあり、返還はできないかとの質疑に、執行部より、どの分団も団員の減少化の問題がある。平成28年度に実態を調査して検討したい。機能別消防団につきましても、検討を進める必要があると思われます。また、積載車の返還などについては、できないことはないかと思われるとの答弁でした。

続いて、総務部税務課からの説明に対し、委員より、固定資産の評価替えは3年ごととなっており、27年度に評価替えを行ったとのことであるが、雑種地の評価替えも同じかとの質疑に、執行部より、



宅地、田、畑、山林などと同様に、雑種地も3年ごとに評価することになっている。ただし、宅地については、価格の下落は続いていることから、時点修正により土地の価格が下がった土地のみを毎年、評価見直しを行っているとの答弁でした。

続いて、総務部総合政策課からの説明ののち、委員より、スマートフォン等で見られるアプリ「i 広報紙」を導入する考えはないか。無料であり、他の自治体においても取り組まれているとの質疑に、執行部が検討するとの答弁でした。

委員より、地域通貨水水の制度を見直すとのことだったが、現在の見直しの状況はどうかとの質疑に、執行部より、登録者、登録団体、共に年々増加傾向にあるが、検証した結果、水水の通貨としての流通はあまりみられず、個人で得た通貨水水は、まちづくり団体や老人会、子ども会などの登録団体に寄附されるというケースが多い。そこで、通貨制を廃止してポイント制に切り替え制度の簡素化を図るよう、現在見直し作業を進めている。既に発行済みの通貨の有効期限等の調整や周知期間を設けるため、通貨からポイント制への切り替えは29年度を予定しているとの答弁でした。

委員より、通貨を廃止する見直しだけでなく、現在は町指定ゴミ袋や商店でサービスを受けたりできるだけの利用方法をもっと充実させて、何か健康に役立つ商品や商品券等に交換できるよう見直しをすれば、もっとこの制度の利用者が増えるのではないかと。健康づくり活動も水水の対象になったので、健康づくり活動をもっと推進していくべきではないかと。質疑に、執行部より、もともとこの制度はボランティア活動の推進などを目的につくられた制度であり、ゴミ袋以外には何か商品などと交換できるとようになっておらず、貯まった水水は町内各種団体の活動資金として寄附できることが特徴である。貯まった水水を商品と交換できるようにするなど、利用方法の拡大について、今回の見直しの中には入っていない。健康増進活動を対象としたことで、この活動割合も増えてきているので、水水の利用法の拡大を含めて今後も意見を聞きながら、よりよい制度となるよう努めていきたいとの答弁でした。

総務部人権推進課の説明ののち、委員より、男女共同参画推進費の委託料のうち、女性の職業生活における活躍推進事業委託の内容また業務の相手先等はどのように考えているかに対して、執行部より、男女がともに多様な生き方・働き方を実現できるようなセミナーなどの開催を年4回計画をしている。相手先としては、県内などで実績のある業者を検討しているとの答弁でした。

委員より、人権教育啓発費の町人権・同和教育推進協議会補助金のうち、本会議でも質問があったが、その中で、合志市で行われる大会の予算関係についての説明を求められ、執行部より、熊本県人権教育研究大会（合志大会）については、菊池郡市4市町で2千人を計画し、大津町では401人の動員予定である。参加費が1人3千円ですので、120万3千円を予定している。参加費については、主に会場設営費や資料印刷代、講師謝金等に支出されるとの答弁でした。

委員より、人権対策費に計上されている「人権問題に関するアンケート調査」の方法、対象などはどのようになっているかとの質疑に、執行部より、町では前回調査を13年度に実施している。また、熊本県が26年に実施した県民意識調査の結果等と比較することで、人権問題に対する意識の変化や啓発の進み具合を図る指標としたい。調査方法としては、町内全域から20歳以上の男女1千500

人を無作為に抽出し、調査票の配布、回収ともに郵送で行いたい。調査時期は、本年10月から12月頃を考えているとの答弁でした。

質疑ののち、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第28号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願であります。

議会事務局より、請願書の朗読ののち、最初に、請願提出者の布田 悟様より、請願の趣旨についての意見表明をしていただきました。その後、質疑を行いました。

委員より、国会で憲法審査会が衆議院と参議院で委員会がつけられている。委員会は当然与党が多数だから、憲法改正案を出そうと思えば出せる体制にあると思う。私たち地方議会も含めて、憲法第99条では、あらゆる公務員は憲法尊重、また擁護をする義務を負うこととなっている。同時に、憲法改正を望むという意見は自由に行えると解釈されていると思うが、地方議会で憲法改正について、我々地方議員は有権者に問うてきたわけではない。憲法改正は国民が望んで初めて改正になると思うのだが、地方議会でこういった議決をあげることは、私たちを選んでくれた人に言ったことはないと思う。憲法改正案を早急に作成してもらいたいというのが最大の趣旨だと思うが、改正案の中身はわからないのか。改正案の中身がわからない限り、賛成とも反対ともいえないのではないのか。憲法審査会で原案をつくらないことには、賛成とも反対ともいえないというのが現状だと思う。委員会がないというのなら話は別だが、たたき台をつくる憲法審査会があるのだから、本来であれば、改正をしたいという政府に対して、早く憲法審査会に改正案を出してくださいと請願するべきではないかとの質疑に、請願者より、衆参両議院にある憲法審査会の中で、自民党と他の野党の意見を合わせた憲法改正案を出すのが第一になっているので、それが今回出している請願項目にあがっています。今回は、憲法改正案に対して、国民が判断できる機会に早急に設けていただきたい。そして、憲法審査会において憲法改正案を早期に作成してもらいたいということが趣旨であります。憲法改正を早くしてくれという請願ではない。請願項目を見ていただけると今言われたことがご理解いただけると思う。憲法審査会において、早くまとまった案をつくって、それを国会に出してくださいという請願であります。

憲法99条の公務員の憲法順守義務について触れられましたが、それはそれぞれの公務員がそれぞれの立場で、憲法を順守しなさいというものであります。地方議会議員も公務員であるから、国民の選挙を通じて選ばれた地方議会議員が国会に対して政治的なふだん訴えていないことを、意見書提出という形ではあるが、請願をするということはどうだろうかということですが、政党に属する国会議員は憲法改正などの改正については、それが国民の声であろうということで訴えていきます。

地方議会におきまして一番大事なものは、地域における住民の生活のことを考えられると思いますが、その根底にあるのは住民が安全に暮らせること、国が安全に国民の生活を守ってくれるということではないかと思えます。国の安全、国民の保障を判断するところにいる一番身近な地方議会で論議されないならば、最高法規である憲法の改正は説得力ある問題にはならないと思えますので、私たちはこういった形で地方議会における決議運動を推進しています。一番大事な組織である議会が地

方議会とっておりますので、ここから声をあげていただきたいということが趣旨であります。

これに対して、委員より、項目を見るかぎり、憲法改正案を出してくれということだと思いが、改正案の中身がとんでもない中身が出てきたら我々は町民や国民に言い訳がたたなくなってしまう可能性がある。どんな改正案が出てくるかさっぱりわからない。そういう意味では、とにかく改正案を出してほしいということだけでは無理があるのではないかと思われる。これに対して、請願者より、憲法改正案は、憲法審査会においてまとめたものを出しまして、それを国民に問うこととなります。国会において、3分の2の発議でもって憲法改正が取り上げられることとなります。衆参両議員は国民の代表なので、国民の意見は取り入れられていると思います。なおかつ衆参両議院の3分の2で通るといえることがかなり高いハードルです。もしそれを通ったとしても国民の過半数が国民投票でされますので、国民投票でさらに賛否は問われます。そういった憲法改正案が出てくるかわからないということですが、一つ一つハードルがありますので、そこで審議されて、国民も検討できる機会があると思います。意見書を提出される地方議会ですら心配される必要はないと思いますとの請願者のご意見でした。

質疑ののち、討論はありませんでした。

採決の結果、請願第1号については、賛成者はなく、不採択とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第24号及び25号について質疑します。

24号、25号におきましては、若草児童学園の民間移譲に伴うということで、このことにつきましては、全員協議会でもいろんな形で説明が行われてきました。結果的に、最終的にその議案にあがってきたわけではありますが、先日ですね、事業契約提案書というものや費用の資料が新たに手渡されました。委員長報告の中には、このことについては触れてなかったと思います。実際、提案書の中身あたりを読みますれば、更なる、よりよきそういった若草学園ができあがればいいなと思う部分、クエスチョンマークが付く部分ありますが、それについては控えますけれども、1点だけですね、建物やいろんな備品のそういった無償譲渡を考えましたときに、やはり全協だったですかね、いろいろ出てましたけれども、財産目録とか見た場合、かなりの額にあがるんじゃないかなというのと、やっぱり今まで町が所有したものを無償で譲渡と考えたときに、非常に抵抗感がどうしてもあるといったときに、じゃあ町が得るものは何なのかと、そういった譲り受けによって充実するというところだろうとは思いますが、町にそういった形で無償譲渡した場合、年間借地料というものが幾らぐらいになるのか、というものは、報告の中では出てこなかったと思うんですが、町の金庫に入る金額がどれくらいなのか。そういったものがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 永田議員の質問にお答えします。

先ほど言われました、事業計画提案書というのを委員会のほうで出されましたけども、それによりますと全部で10ページほどありまして、いろんな取り組みについてとか、実績、経験、それからサービスの向上の取り組み、それから従業員の安定する報酬とといいますか、給料の向上に向けての努力とか、まあいろんな項目、質問に対して、質問とといいますか、提案をですね、先ほど言いましたように、全部で10ページほど出されております。それを総合いたしまして、2法人ほど募集されてますけども、総合的にこの白川園のほうに決めたという報告がありました。

それと先ほど言われました借地料ですか、借地料は金額は出てなかったと思います。そこまで幾らかとかいう話ありませんでした。

以上です。

要は、先ほどの報告でも言いましたように、いろんな協議をした結果ですね、無償譲渡するほうが町としても有利であるということの数字的な表もいただきました。例えばの例として、大規模工事を、改修工事をした場合にですね、1億円を一つの単位とします。1億円の大規模改修をした場合、3億の場合は3倍になりますけども、総事業費が町がそのまま所有して貸してた場合はですね、1億円そっくりそのまま町のほうが、管理者のほうが払うと。それと民間にした場合はですね、国が、1億円の場合5千万円、県が2千500万円

〔「そこじゃないでしょ」と呼ぶ者あり〕

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 一応そういうことです。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） これはですね、平成28年度大津町一般会計特別会計予算の概要、これの2ページですけども財産貸付収入という項目がありまして、2ページの真ん中よりちょっと下ですけども、若草学園6千200平米、74万4千円というふうここに載っておりました。失礼しました。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

先ほどの資料と実際の税務資料というものがちょっと誤差があるのかなと。確かに、資料としては予算には載っておりますけれども、私これ疑義がありまして、税務課のほうによりまして、説明の中でも固定資産税相当額を貸し付けとするというふうなこと聞きましたんで、実際の数字というものが非常に重要になるということで、私の聞いた算定では95万円ほどになるんですよ、で、10年950万円ぐらいになるんですが、20万円ほどの開きがありますんで、これものすごく大きいんです。この点についてはですね、今委員長にお聞きしても答えというものは、はっきりしたものは、どれが真実なのかというのは出ないのはわかります。ただ、そういったこの額に対しての審議があったかど

うかということです。町に収入がどれだけ入るのかということで、そういった財産目録に記されているものというものを償却していった場合というものを私なりに計算した場合に、例えば、10年間、11年間となったならばすぐそこで1千万円という値段が出てきますので、そういった意味でお尋ねしたことで、この町にどれだけ入るのかということの議論はどれだけあったのかということです。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 今の質問に対してですけども、その金額に対してはありませんでした。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 総務委員会に対して質疑いたします。

この国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願に関してなんですけども、こちらに関して、説明の中で、あくまでも請願項目に関しては、国民に判断できる機会を早期に設けていただきたいという内容だということだったのですが、この請願書のタイトルを見る限り、あくまでも憲法改正の早期実現を求めるとうたっているのですが、この点のギャップに関する議論だとか、あるいは、その請願者の方にその請願項目とマッチした表題にするべきではないか等のお話しはなかったどうかのお話しを伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 審議の前に、この表題とこの請願趣旨が違うというのは、委員のほうから声はあがっておりましたが、委員会の中でご本人がお見えになりまして、あくまでも国民が判断できる機会、要するに、憲法改正案を早く、一刻も早く国会に出してもらいたいというのがあくまでも趣旨ですということで確認をしたところです。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論行います。討論ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願についての賛成の立場で、さらに、総務常任委員会の不採択に反対する立場で討論いたします。

第二次世界大戦に敗れた日本は、連合国によって統治されました。憲法は国の法律の根幹であると言われますが、現憲法は、連合国支配の下、昭和22年5月3日に施行されました。70年の歳月で世界は大きく変化しました。政治的には、中国では、中華民国に代わり、中国共産党が中国本土を支配しました。ソビエト連邦、ユーゴスラビアは崩壊しました。新しくイスラエルが誕生しました。EUが誕生しました。共産主義を目指す国々が資本主義国に衣替えしました。経済的には、日本が経済大国になりました。世界が車社会になりました。テレビ、パソコン、スマホを通じて情報化社会にな

りました。軍事的には、アメリカ、ロシア、イギリス、フランスのほかに、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮まで原爆を持つようになりました。世の中は変化を繰り返しながら、価値観を変えながら未来へと続きます。法律も憲法も変化していくのが当たり前です。恐ろしがって前に進むのを嫌がるのは得策ではありません。こういう姿勢は、日本が発展するのを阻害するだけです。勇気をもって前に進もう、未来に向かおう、それをリードするのが政治家の役目ではありませんか。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、請願第1号に対しまして、反対の立場から討論を行います。

請願者の布田 悟様に委員会にお出でいただいて、趣旨説明をしていただいたところではありますが、今回の請願は、要するに、国会が憲法改正案をつくって国会に提出をしてもらいたいということでありまして、その中身については、あえて布田さんも触れられませんでした。どういうものが出てくるかわからないものに、まず本来は賛成とも反対とも言えないと思うわけですが、請願者は、あくまでも改正案を早く出してくれということでございました。私たち地方議員は、もちろん憲法を改正するあれば改正しない、賛成、反対は自由に述べて結構だと思いますが、その内容がわからないものについて、まして憲法を変えてもらいたいという声は、国民の中では決して多くないと、今のままでいいですよと、私は理解をしておりますので、今回のこの請願については、不採択をするということで、請願に反対の立場を表明したいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 私は、請願第1号につきまして、反対の立場で討論したいと思います。本来ならば賛成と反対交互にいくべきであります。先ほどの賛成討論の中に、私としては不適切な言辞があったと思いますので、補足として、私も反対討論を延べたいと思います。

賛成討論の中に、先ほど委員長報告の中にはなかった、個人的な中身の問題が出てきました。実際、委員会で審議されたのは、中身がないということで判断がつかないということだったかと思います。まさにそのとおりでありまして、付け加えるのであるならば、きちんとこの提出者の方のご意見として述べるべきであり、そしてまた、それが中身とするならば、先ほど不適切な言辞と思われる怖がって前に進めない、怖がっているのは、中身をのめないで出すほうでありまして、誰も怖がっておりません。ですから、そういった不適切な言辞のままでこのまま進めないということで、あわせて、かぶせてですね、反対の立場から討論をいたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、議案第25号、大津町若草児童学園条例を廃止する条例について、反

対の立場から討論を行います。

この学園条例を廃止するという事は、いわゆる、現在町が管理責任を負っている若草学園を民間に譲り渡すことを前提とする廃止条例だと思います。私が物心ついたときからこの大津町には若草学園が存在をしておりました。あとで聞いたことではありますが、いわゆる障害者の施設ということで、当時、町としてですね、こういった障害者の施設を自前で設立をするということは、大変先進的であったと伺っております。また、この若草学園があることによって、町内のほかの民間の障害者の施設も一般的にこうした障害者施設が開設することに反対の住民運動が起きたりするということがよくあることですが、大津町ではそういうこともなかったと。若草学園によって、福祉の大切さがこの大津町町内において広められたと思うところです。

また、町自身がこうした障害者施設を、特に障がいを持った子どもたちであります、そういう施設を持つことによって、町の職員が異動によってですね、多くの方々がこの若草学園を職場として働いて、町長も学園長を務められてこられたかと思えます。そのことによって、公務員がですね、直接こうした福祉施設の運営に携わるということは、まさに福祉の大切さ、またその中身、これを実際に体験をするという意味でも非常に何ていうかな、変え難いものだと思うところでもあります。

また、民間に譲り渡すその背景として、国から補助金が来ない。損か得かと、もちろん町の財政を考えれば損得も考えなければなりません、そもそも民間であれば補助金を国が出す、県が出す。公立であったら国も県も金を出さない。こんな理不尽なことを私は到底許し難いことだと思います。まして、自分たちがなかなか声をあげることのできない障がいを抱えた子どもたちの施設に対して、こういう財政的な差別をつけて学園の運営を振り回すということを、私は本当に怒り浸透だと思うところでもあります。民間に譲り渡すと、その職員の皆さんが安定した職場で働くことができる。確かに、現実的にはそういうメリットもあるかと思いますが、しかしながら、民間になったからといって、確実にそこで働く人たちが賃金や給料が引き上がっていくという保障は全くありませんし、それを上げるだけの国からの財源がくればですね、何も民間に移譲することはないわけです。最大の目的は、働く人たちの人件費を削減をします。これが民間移譲の最大の目的であることははっきりしております。そういう意味でですね、長年、この大津町の福祉の象徴でありました、また障がいを持つ子どもたちの頼りになる施設として頑張ってきたこの若草学園を国の権力を使って、補助金を出さないという脅しを受けて、民間に譲り渡ししまうということは、私は到底耐え難いことだと思うところでもあります。

そういう意味で、この25号、26号はそのあとに付随する問題ですので、とりわけこの議案第24号について、抗議の意味を込めて、反対の声をあげていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 議案24、25号に賛成の立場から討論いたします。

これは大津町若草児童学園の民間移譲に伴い、同学園の建物及び付属備品を無償譲渡するものです。

この背景には、小泉政権の三位一体の改革があります。地方にできることは地方に、民間にできることは民間にという小さな政府を目指したものです。その流れの中で、国からの補助金が公営より民間に有利に配分されるようになりました。それ以降、全国的に公立から民間への移譲が続いています。今回の若草児童学園の民間への移譲もその流れのものだと思います。ただ、今回の件で問題なのは、町が建設した建物は築後15年しか建っていないため、町に損失を与えるのではないかという疑問です。皆さま方に配付してある資料でわかるように、建物建設費は3億2千900万円、うち国庫補助金1億3千万円、県補助金6千500万円、町の起債6千200万円、町の一般財源から7千200万円、耐用年数を47年として、所得税法に基づく減価償却の計算による期末帳簿価格は1億7千万円です。有償譲渡すれば、町は国・県補助金約1億3千万円を国・県に返還しなければなりません。無償で譲渡すれば町は返還の義務がなくなります。さらに、15年を経過した建物は、今後改修が必要になり、町所有であれば全額町の負担になりますが、民間所有であれば75%が国・県の補助で賄えます。これが冒頭で述べた三位一体の改革です。

さらに、指定管理者制度の弊害があります。若草学園の運営には、指定管理制度は馴染みません。4年で管理者が変われば、入居者は戸惑います。4年後の入札に備えるために、職員の給与を低く抑える必要があり、職員のためにもなりません。

以上、総合的に判断して、議案24号、25号に賛成の立場を表明いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩いたします。2時20分から再開いたします。

午後2時10分 休憩

△

午後2時18分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

これから採決を行います。

まず、議案第10号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。



〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第11号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町職員の退職管理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町職員の降給に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本

案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、大津町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、大津町若草児童学園条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成28年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第28号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成28年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成28年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成28年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定

することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成28年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。

請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書についての請願を採決いたします。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号、国会に憲法改正改正の早期実現を求める意見書提出についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

## 日程第2 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

## 日程第3 発議第1号 「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、発議第1号、「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号提出者豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

まず最初に、その案文を拝読いたします。

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大などにより、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

1、児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリサーチ、手を伸ばす支援を強化するため、子育ての不安や悩みなどを抱える過程への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

2、児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく）の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている事態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。

3、児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉士、児童心理士、保健師等をはじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点から弁護士を活用等を積極的に図ること。

4、学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受け、虐待が疑われる場合、情報共有を図ること。また、一時保護等において、警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

5、一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。

6、被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設対応後や里親委託後の児童等に対しきめ細やかなアフターケア事業を全国で実施すること。

熊本県菊池郡大津町議会議員、大塚龍一郎。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

引き続き申し上げます。

子どもが虐待を受け、近年、命を失ってしまう事件が年間60件近く起きています。それだけでは

なく、虐待を受け、苦しんでいる子どもたちが増え続けています。そして、その苦しみのあまり自ら命を絶ってしまう子すらいます。子どもの未来や生きる権利を奪う児童虐待を早期に発見し、未来の宝である子どもたちの笑顔を守るため、私たち地方議会にもできることがあるのではないのでしょうか。また、やらなければならないことがあると思ひ、この意見書を提出いたします。

議員各位の皆さまのご賛同をどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

今回の児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書についてであります。私の理解のもとでいろいろ調べてみましたが、児童虐待防止法というのは、平成12年に制定されております。そしてまた、昨年12月に児童虐待防止策の強化プロジェクトとして国はもう既にそういった取り組みを行っているということですね。ですから、法律に基づいて、更なる強化プロジェクトを発令したわけです。ですから、このプロジェクトをネットあたりで調べてみますれば、今申された1から6番というのはすべて含まれているということです。PDF版を詳細にみましたけれども、全体像が2ページ、施策の方向性、わかりやすくするために6ページ、そして、今1から6まで申されたやつを詳しく書いたやつが29ページにも及んで概要して詳しく述べられております。これを詳細に理解して、そして執行するには、役場としても相当なる事務量の増加、いろんな形で取り組み方、やはり優先順位というものは決めなければならない状況になってくるかと思ひます。ですから、この参考資料の中、29ページにも及ぶものを読んでみますと、その抜粋でしかないわけですね、これは。詳細にもう一語一語一緒ではありません。しかし、若干変えてある。しかし、基本となるものは、きちんとこの強化プロジェクトの中に含まれていると思ひます。ですから、それに被せてまた出す必要というものがどうしても感じられないと思ひます。ですから、この1から6まで抜粋した理由、ほかにもいろいろなるほどなどということを書いてありますので、これはただ単に我々はこの虐待防止は大切で、強化プロジェクトに沿って町も計画を立てていくという形のほうがいいんじゃないかなというふうに思われます。ですから、わざわざ意見書を出すのではなくて、もう国は既に取り組んでいるというふうに思ひますが、この点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 永田議員の質疑にお答えさせていただきます。

永田議員が言われるように、この案文の要望する内容は、先ほど言われましたような児童虐待防止対策強化プロジェクトの中の必要な、これが重要だという部分を特に抜き出して要望をしております。国も当然何もやらないわけではなく、この児童虐待の対策については、2回の法改正をして、今度また3度目のそういう改正に向けて今プロジェクトをつくって対策をされているところではありますけれども、併せて、地方議会、地方からの声を届ける、全国からその地方からの声を届けることによって、国もその重要性を重く受け止めて、早期に対策を強化することの一つの地方からの声として出させていただきます。

すみません、内容は今やっているものの内容と同じものであります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 意見書につきまして、提出する必要はないというふうに思いますので、討論をします。

実際、今提出者から1から6まではそのとおりであるというふうに認められました。それに、更なる29ページのうちの6ですから、まだ23項目ほど別途に書いてあるわけでありまして。やはり、これは国といたしましても、昨今の事件、先ほど提出者がいろいろ言われましたけれども、そういったものに対して虐待防止法だけではとても法律を理解して、それを国民の皆さま方がきちんとできるかといったら、それではなくて、強化プロジェクトとして取り組もうじゃないかというものは、もう既にできているということです。ですから、こういった意見書を出すときに一番我々議員、地方議員としても困りますのは、ごもっともなことなんです。このごもっともなことを意見書が出されたけれども、実際じゃあそれを反対するのは何かと言ったら、お前は血も涙もないやつかと言われるのが一番怖いから皆さん賛成する部分も出てくるんです。だから、明確に、本当に活性化した議会というものだったならば出すべきではないと。我々は、国が出したこの防止対策強化プロジェクトをきちんと町として精査して、町が取り組んでいるものを優先順位を付けて、そして一步一步確実に、もう既に案があるわけですから、進めていく。これのほうが現実的ではないでしょうか。ですから、本当にこの提出に反対するのは心苦しいですが、内容はもう既に出来上がっているということです。ですから、更なる意見書の必要性は考えられない。中でもそれだけできあがっているものをわざわざ抽出して6項目に出してそういった意見書を出すのもいかなものかなというふうに思います。確かに書かれていることはごもっともなことであります。町として実行、そっちのほうに振られたほうがよろしいと思いますので、意見書の提出は必要ないという立場で皆さま方のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 私は、この意見書について賛成の立場から、賛同者ですから、賛成の立場から討論いたしたいと思います。

おそらく今私の手元にあります資料とご覧になった資料一緒なんだろうと思いますけれども、趣旨としてですね、これが全く同じかというところでもないところが若干あるんですね。というのは、いわゆる押し弱い部分というのが、このプロジェクトの計画書の中にあります。例えば、特徴的なところ申し上げますと、これの1項目目のところではですね、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図るということなんですけれども、この部分に関しては、やはり地域の実情に応じてとか、少し国の今考えているプロジェクトでは押しが弱いというところがあります。また、「189」に関しては、現在繋がるまでに数分かかっている実態等というのをこちらのプロジェクトのほうでは把握



していないというような状況があります。私、一番重視しておりますのは、4項目目にあります、この警察との関連性ですね。いま特にこの事業虐待早期発見した場合においても、そのあとの対応において、どうしても後手に回ってしまう。あるいは、腰が引けてしまうというところちょっと失礼かもしれませんが、例えば、自相なんかの、もう一歩何かできなかったのかというときにですね、考えられるのは、どうしてもやっぱり警察という、ある程度その何ていうかな、強い力というかですね、を持った安心してその自相が活動できるような環境をつくるためには、警察というのがやはりどうしても連携機関として重要になってまいりますけれども、こちらのプロジェクトのほうみますと、警察への記述というのは非常に少なく、あるいは弱くてですね、もう少し強く警察の関与を求めたいという立場もこの意見書には含まれているものと考えて、私は賛同したところです。

そういうことで、こちらの意見書については、ぜひ賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって発議第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 同意第1号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明の前に、田中令児君の退場を求めます。

（田中令児君退場）

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案いたしました、承認1件と35の議案につきまして、ご承認・ご議決をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆さんに更なるご指導とご助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてでございますが、現在、副町長の徳永保則様が平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに菊池郡大津町大字杉水2290番地3、田中令児様を大津町副町長と選任いたしたいと思っております。

徳永保則様は、平成24年4月1日から4年間、副町長として行財政運営の全般に関しまして、町職員としての行政経験を活かし、優れた手腕を発揮され、職員の人材育成、町の発展のためにご尽力されました。今後のご健勝とご活躍にご期待を申し上げ、心から感謝いたしたいと存じます。

今回お願いしております、田中令児様は、長年大津町役場職員として勤務され、住民福祉部長、総務部長を歴任され、行財政の事務全般にかかわり、精通されており大津町副町長として適任と存じます。選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、同意案件につきましては、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

田中令児君の入場を求めます。

（田中令児君入場）

日程第5 同意第2号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、委員長付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 同意第2号、大津町監査委員の選任につきまして、同意を求めることについてでございますが、現監査委員の大久保純一様が平成28年3月31日をもって任期満了となられますので、新たに熊本県菊池郡大津町美咲野3丁目20番12号、嶋田 純様を監査委員として選任いたしたいと思うものでございます。

嶋田 純様は、長年熊本大学大学院の自然科学研究科の教授として、主に地下水等の研究に取り組まれるとともに、熊本県の環境審議会の委員や熊本市の上下水道局運営審議会の会長を歴任されるなど、自治体をはじめ、各種学会や広域財団法人などさまざまな分野で要職を務められ、学識・経験ともに豊富であり、監査委員として適任と存じます。選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上の案件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 同意第2号について質疑いたします。

私はこの嶋田さんという方はちょっとご存知ないもので、お聞きしたいのが、現在、美咲野3丁目に住んでおられるということですが、もともと大津出身の方でしょうか。これお聞きするのもですね、なぜかと申しますれば、ここで監査委員ともしられるならば、議選の監査委員とあわせもっても代表監査員となられるわけです。ですから、監査というものは、会計原則にしたがって帳簿を閲覧して、突合したりとか、そういったものだけではなくて、財務監査のプラス行政監査というものが入ってきました。行政監査をする場合、やはり地元で育った方というのが有利で、土地柄大津町の中でもですね、いろんな土地柄がありますから、そういった地域性とか、そういったものというものがよくよく存じ上げておられるということで、やはり地元でおられる方のほうがいいかなという思いからであります。

以上、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

嶋田 純様は、大津町生まれではございませんけども、大津の美咲野のほうに長年住んでおられまして、この地域のことについても、先ほど申しました、地下水関係で、その関係で大津町内をある程度調査したりいろいろしておられます。もちろん、白川水系の土地改良関連については十分大津町との連携でしっかりと取り組んでいただいております。もちろん、議員心配されるその業務関係の審査関連、行政についてでございますけども、奥さんのほうも民生委員をされておりますので、夫婦の間で大津町のお話しもできておるかと思っておりますけども、これまで大学教授というような立場の中でそれなりのポイントポイントのところは十分重点的に見ていかれるんじゃないかなというふうに思っております。この辺につきましての今後につきまして、戸惑われる点もあるかと思っておりますけれど、職員とともに、我々のほうもしっかりと指導をしながら、そして大津町の役場の行財政についてしっかりとご指導をしていただけるものだと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

次に、副町長退任並びに就任のご挨拶の申し出がっておりますので、この際、これを許します。

副町長徳永保則君。

○副町長（徳永保則君） ただいま本会議席上におきまして挨拶の機会いただきまして、皆さま方に大変感謝を申し上げます。

私は、24年3月、家入町長の推薦を受けまして、議会での全員同意を賜り、副町長としてこの4年間、町長のまちづくりの思い、子どもから高齢者まで誰もが大津町に住んでよかったと思えるまちづくりに一生懸命町長を補佐し、職員と力を合わせ、常に前に進むことを考え、一つ一つを大切に楽しく、明るく、元気よくという思いで業務にあたっていました。正直自分にこのような大役が務まるのか、何かのお役に立っているのだろうかという自問自答の繰り返しでしたが、無事にこの日を迎えることができましたのも、議員の皆さま方の温かいご指導とご助言、また家入町長をはじめ職員の皆様のご協力、そして町民の皆さま方のご支援の賜と心より深く感謝を申し上げます。副町長として、ときには職員に対して、限界を超える忍耐と努力を要請しましたし、職員も常によく頑張っ

て非力な私を助けてくれました。省みますと、昭和48年大津町役場に奉職以来、周りの多くの諸先輩や皆さま方の温かいご指導・ご支援のもと、職員とともに互いに苦労を分かち合い、励まし合いながら42年6カ月、この誇れる郷土、大津町のまちづくりに参画することができましたことは、私にとりまして生涯忘れ得ぬ思いでとともに、喜びと感謝の気持ちでいっぱいでございます。私は3月末日をもちまして副町長の任期を終えますが、今日までの不行き届きは幾重にもお許しを願いたいと存じます。

今後は、自分なりに大津町振興のために多少なりともご尽力をさせていただきたいと思います。今後とも相変わらずのご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

「縁尋機妙 多逢聖因」という安岡正篤氏の書の中に言葉があります。人は清らかな心を持って多くの人に逢っていると、自分に必要なお縁を探している、そのときに不思議と実現するものです。まさに、今日までの皆さま方の出会い、ふれあい、そして温かいご支援とご協力に改めて感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

最後になりましたが、本年は昭和31年の町村合併から60年の節目にあたります。未来へつなぐ大津町の限りなき発展を祈念いたしますとともに、皆さま方がいつまでもご健康でご活躍くださいますことを心から祈念申し上げまして、甚だ意を尽くしませんが、退任のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(拍手)

○議長（大塚龍一郎君） 次に、総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 皆さん、こんにちは。今回、家入町長から私の副町長への選任につきまして、議会の皆さまには同意をいただきまして本当にありがとうございます。

最初この話しをお聞きしましたときに、その責任の大きさに、本当に自分にできるのだろうかと悩んだのも事実でございます。しかし、私は大津に生まれ、育ち、そして役場に入りまして37年間仕事をさせていただきました。いうなら、大津町に育ててもらったといっても過言ではないと思っております。大津町は、歴代の町長さんをはじめ、家入町長、そしてまた、その時代時代の議員の皆さんや住民の皆さんのたゆみない努力のおかげで、現在、熊本県下で元気のある活性化しているまちと言われております。私は、この元気のある大津町を次の世代へバトンタッチするため、微力ではございますけれども、家入町長のパートナーとして誠心誠意努力していきたいと思っております。議会の皆さまには、これまで以上のご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

これからもどうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○議長（大塚龍一郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第1回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月22日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 府内 隆博

大津町議会議員 吉永 弘則